令和７年度　第１回群馬県最低賃金専門部会　会議次第

令和７年７月 31 日
前橋地方合同庁舎
７階　大会議室

１　開　　会

２　労働基準部長挨拶

３　専門部会委員紹介

４　部会長及び部会長代理選出

５　議　　題

（１）令和７年度群馬県最低賃金専門部会の運営について

（２）最低賃金審議会令第６条第５項及び第７項の適用について

（３）群馬県最低賃金改正決定に係る審議について

（４）その他

※　中央最低賃金審議会において目安答申が出された場合、変更となる場合あり。

６　閉　　会

第１回群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会

資　料　目　次

１　群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿

２　群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定

３　最低賃金審議会令（第６条第５項、第７項抜粋）

４　群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程（令和４年度～令和７年度）

５　最低賃金の改正決定について（諮問）

６　群馬県の最低賃金について（群馬県知事からの要請文）

７　意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）

（１）地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

（一社）群馬県タクシー協会

（２）群馬地方最低賃金審議会に対する意見書

全労連・全国一般群馬労働組合

（３）2025 年度の群馬地方最低賃金額の審議に向けた意見書

生協労連　コープネットグループ労働組合

（４）最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

群馬県医療労働組合連合会

（５）群馬地方最低賃金審議会への意見書

群馬県自治体一般労働組合

（６）最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議

８　生活保護法

９　生活扶助基準額（令和５年 10 月改定反映）

10　令和７年度生活保護基準額表（群馬県）

11　群馬県級地別人口（令和２年国勢調査データによる）

12　北関東三県比較対象表

（１）年度別地域別最低賃金の比較表

（２）新規高卒者初任給の推移（企業規模 10 人以上）

（３）標準生計費の推移（一人世帯）

（４）有効求人倍率の推移（パート含む）

（５）都道府県（各県庁所在都市）別消費者物価指数の推移

13　毎月勤労統計調査　令和６年分結果確報

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

14　消費者物価地域差指数　－小売物価統計調査（構造編）2024 年（令和６年）結果 -

総務省統計局統計調査部

15　令和３年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果、概況

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

16　第１回目安に関する小委員会配布資料　　中央最低賃金審議会資料

17　第２回目安に関する小委員会配布資料　　中央最低賃金審議会資料

18　第４回目安に関する小委員会配布資料　　中央最低賃金審議会資料

19　主要統計資料（群馬県最低賃金専門部会）

別紙

群 馬 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
群馬県最低賃金専門部会委員名簿

（令和７年７月 29 日任命）

（敬称略、五十音順）

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	小 渕 紀 久 男	（株）上毛新聞社取締役 総務・経理・労務・経営企画担当
	西　川　静　華	高崎経済大学准教授
	米　本　　清	高崎経済大学教授
労働者代表	松　葉　卓　也	ＳＵＢＡＲＵ関連労働組合連合会中央執行委員
	村　山　洋　光	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
	山　村　康　郎	ＪＡＭ北関東群馬県連合会会長
使用者代表	五 十 嵐 亮 二	（一社）群馬県経営者協会専務理事
	宇　井　正　典	アサヒライズ（株）代表取締役社長
	金　井　　浩	三山鋼機株式会社　代表取締役社長

群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

（目　的）

第１条　群馬地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する群馬県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）及び最低賃金審議会令（昭和３４年政令第１６３号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（構　成）

第２条　専門部会の委員の数は、９人とする。

（会議の招集）

第３条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長（以下「局長」という。）又は３人以上の専門部会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

２　前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第４条　部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第５条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

３　専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見

を聴くことができる。

（会議の公開・非公開）

第６条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

２　部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第７条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

33

（報　告）

第８条　部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

第９条　専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止するものとする。

（雑　則）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和３年７月 27 日から施行する。

最低賃金審議会令（第６条第５項、第７項抜粋）

第1条　（名称）省略
第2条　（組織）省略
第3条　（委員の推薦）省略
第4条　（臨時委員の任命等）省略
第5条　（会議）省略
第6条　（最低賃金専門部会）
第１項～第４項　　省略

５　審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第6項　　省略

７　最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

第7条　（庶務）省略
第8条　（雑則）省略

附則　（省略）

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度（案）	
地域最低賃金		**地域最低賃金**		**地域最低賃金**		**地域最低賃金**	
6月30日　（ 木　）	・446回本審(地域諮問)	7月4日　（ 火　）	・452回本審(地域諮問)	6月28日　（ 金　）	・458回本審(地域諮問)	7月14日　（ 月　）	・464回本審(地域諮問)
13:30　～	・①全員協議会 （運営内容協議、日程）	16:00　～	・①全員協議会 （運営内容協議、日程）	13:30　～	・①全員協議会 （運営内容協議、日程）	14:00　～	・①全員協議会 （運営内容協議、日程）
1階共用会議室 （予備　8階相談室、9階会議室）		1階共用会議室 （予備　8階相談室、9階会議室）		7階大会議室 （予備　8階相談室、9階会議室）		1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）	
7月26日　（ 火　）		7月27日　（ 木　）		7月26日　（ 金　）		7月31日　（ 木　）	
10:00 ～	・①地域部会（中間報告）	16:00 ～	・①地域部会（中間報告）	9:30 ～	・①地域部会（中間報告）	14:00 ～	・①地域部会（中間報告）
1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）		1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）		1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）		1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）	
8月1日　（ 月　）	・447回本審（目安伝達） （特定必要性諮問）	8月2日　（ 水　）	・453回本審（目安伝達） （特定必要性諮問）	8月2日　（ 金　）	・459回本審（目安伝達） （特定必要性諮問）	8月4日　（ 月　）	・465回本審（目安伝達） （特定必要性諮問）
16:30　～	・②全員協議会 （特定最賃必要性審議）	15:30　～	・②全員協議会 （特定最賃必要性審議）	9:30　～	・②全員協議会 （特定最賃必要性審議）	14:00　～	・②全員協議会 （特定最賃必要性審議）
1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）		1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）	・②地域部会（基礎調査説明）	1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）	・②地域部会（基礎調査説明）	1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）	・②地域部会（基礎調査説明）
8月5日　（ 金　）	・②地域部会（基礎調査説明）						
14:00　～		8月9日　（ 水　）	・③地域部会（最低賃金額審議）	8月8日　（ 木　）	・③地域部会（最低賃金額審議）	8月18日　（ 月　）	・③地域部会（最低賃金額審議）
1階共用会議室		9:30　～		9:30　～		13:30　～	
8月12日　（ 金　）	・③地域部会（最低賃金額審議）	1階共用会議室	・454回本審(地域答申) （特定必要性答申・改正諮問）	1階共用会議室	・460回本審(地域答申) （特定必要性答申・改正諮問）	1階共用会議室	・466回本審 （特定必要性答申・改正諮問）
14:00　～	・448回本審(地域答申) （特定必要性答申・改正諮問）						
1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）		（予備　7階大会議室、8階相談室）	
8月30日　（ 火　）	・449回本審(地域諮問)	8月25日　（ 金　）	・455回本審(地域諮問)	8月26日　（ 月　）	・461回本審(地域諮問)	月　日　（　　）	
9:00　～	（地域異議申出諮問・答申）	10:00　～	（地域異議申出諮問・答申）	10:00　～	（地域異議申出諮問・答申）		未定（異議審等開催予定）
1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）		1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）		1階共用会議室 （予備　7階大会議室、8階相談室）			
特　定　最　低　賃　金		**特　定　最　低　賃　金**		**特　定　最　低　賃　金**		**特　定　最　低　賃　金**	
月　日　（　）	・特定合同部会	月　日　（　）	・特定合同部会	月　日　（　）	・特定合同部会	月　日　（　）	・特定合同部会
開催せず		開催せず		開催せず			
10月5日　（ 水 ）	・特定部会①（電気） 9:15～1階共用会議室	10月4日　（ 水 ）	・特定部会①（電気） 9:30～1階共用会議室	10月9日　（ 水 ）	・特定部会①（鉄鋼） 9:30～7階大会議室	月　日　（　）	・特定部会①
10月5日　（ 水 ）	・特定部会①（輸送） 10:45～1階共用会議室	10月4日　（ 水 ）	・特定部会①（輸送） 10:45～1階共用会議室	10月9日　（ 水 ）	・特定部会①（機械） 10:45～7階大会議室	月　日　（　）	・特定部会①
10月6日　（ 木 ）	・特定部会①（機械） 9:15～1階共用会議室	10月5日　（ 木 ）	・特定部会①（鉄鋼） 9:30～1階共用会議室	10月11日　（ 金 ）	・特定部会①（電気） 9:30～7階大会議室	月　日　（　）	・特定部会①
10月6日　（ 木 ）	・特定部会①（鉄鋼） 10:45～1階共用会議室	10月5日　（ 木 ）	・特定部会①（機械） 10:45～1階共用会議室	10月11日　（ 金 ）	・特定部会①（輸送） 10:45～7階大会議室	月　日　（　）	・特定部会①
10月24日　（ 月 ）	・特定部会②（鉄鋼） 9:30～1階共用会議室	10月20日　（ 金 ）	・特定部会②（電気） 13:30～7階大会議室	10月24日　（ 木 ）	・特定部会②（鉄鋼） 16:00～7階大会議室	月　日　（　）	・特定部会②
10月25日　（ 火 ）	・特定部会②（輸送） 9:30～1階共用会議室	10月24日　（ 火 ）	・特定部会②（鉄鋼） 9:30～1階共用会議室	10月25日　（ 金 ）	・特定部会②（機械） 9:30～7階大会議室	月　日　（　）	・特定部会②
10月28日　（ 金 ）	・特定部会②（機械） 13:30～1階共用会議室	10月24日　（ 火 ）	・特定部会②（機械） 10:45～1階共用会議室	10月25日　（ 金 ）	・特定部会②（電気） 10:45～7階大会議室	月　日　（　）	・特定部会②
10月28日　（ 金 ）	・特定部会②（電気） 14:45～1階共用会議室	10月30日　（ 月 ）	・特定部会②（輸送） 9:30～1階共用会議室	10月30日　（ 水 ）	・特定部会②（輸送） 13:30～7階大会議室	月　日　（　）	・特定部会②
10月28日　（ 金 ）	・450回本審(特定報告) 15:30～1階共用会議室	10月30日　（ 月 ）	・456回本審(特定報告) 10:45～1階共用会議室	10月30日　（ 水 ）	・462回本審(特定報告) 14:45～7階大会議室	月　日　（　）	・　回本審(特定報告)
11月15日　（ 火 ）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日　（ 水 ）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日　（ 金 ）	・本審(異議申出なく開催なし)	月　日　（　）	・本審(異議申出)
3月3日　（ 金 ）	・451回本審（特定意向表明） 13:30～1階共用会議室	3月6日　（ 水 ）	・457回本審（特定意向表明） 10:00～1階共用会議室	3月4日　（ 火 ）	・ 463回本審（特定意向表明） 14:00～7階大会議室	月　日　（　）	・　回本審（特定意向表明）

写

群労発基 0714 第１号
令和７年７月 14 日

群馬地方最低賃金審議会
会長　米 本 清　殿

群 馬 労 働 局 長
上 野 康 博

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和 55 年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和７年６月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

写

群馬県の最低賃金について

群馬県の経済を持続的に発展させるためには、中小企業の稼ぐ力を向上させることにより、生産性向上、賃金上昇、消費の拡大という「賃金と消費の好循環」を生み出していくことが重要です。そうした中で最低賃金は、労働者の生活を守るセーフティネットであると同時に、企業が賃金を決定する際の大きな要素であると考えています。

しかしながら、群馬県の最低賃金は９８５円で、栃木県や茨城県とも約２０円の差が出ています。最低賃金決定の三要素を比較すると、北関東三県は同程度の水準にあり、最低賃金に大きな開きがあることは、地域経済の実態と乖離しているものと考えます。また、最低賃金の差は近隣県への人材流出を引き起こす懸念もあり、早急に解消すべき問題です。

こうした状況を踏まえ、県では、従業員の基本給を５％以上引き上げた中小企業に対して「ぐんま賃上げ促進支援金」を支給するほか、県内企業が生産性向上や適正な価格転嫁を進められるよう支援を行っているところです。

県民幸福度の向上には、県民全体の賃金上昇が不可欠であると考えており、中央最低賃金審議会が示す目安額への大幅な上乗せについて、議論が尽くされますことをお願い申し上げます。

令和７年７月１４日

群馬地方最低賃金審議会会長　様

群馬県知事　山本　一太

写

令和７年７月23日

群馬地方最低賃金審議会　会長　様

一般社団法人群馬県タクシー協会
会　長　[redacted]

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和２年２月以降のコロナ禍、そして令和３年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者は、車両数３０両以下が約８５％、従業員数３００人以下の企業が、約９９％となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の

観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第９条第２項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようにお願い申し上げます。

群馬地方最低賃金審議会に対する意見書

全労連・全国一般群馬労働組合
執行委員長 [redacted]

今、労働者の実質賃金は下がり続けている。石破首相は、賃上げを強化すると言ったけれど、賃上げは政府が行うものでなく労使の力関係であり、まったくの空手形である。

今年の春闘でも、大手企業での賃上げは５桁回答が続出していた。だが、日本の８割以上を占める中小企業では、賃上げすらできない状況が続いている。これら中小企業では、労働力不足や人件費の高騰に外国人労働者等を雇い凌いでいるのが現状である。この現象は、大企業の要望を聞いてきた政府の労働政策が、30 年も賃金が上がらない日本にしてきた大きな原因である。一方、生活に影響する物価高はとまらず、米騒動にも発展した。日本人の主食であるコメすら口にできない事象も政府の失政に他ならない。

この状況下、各政党も物価高に対する生活安定のカギは消費税を減税することと強調した。しかし、現政権は消費税温存の方針を変えず、国民意識と大きな隔たりを広げた。その結果、７月に行われた参議院選挙では大敗を喫した。今まで与党は、消費税減税をめぐり予算がないと減税を拒否してきた。一方で、裏金事件の解明もせず、海外へのバラマキや軍拡などで、血税を湯水のように使っている矛盾が、国民感情を逆なでした結果が選挙結果にあらわれた一因と言える。

７月 14 日に行われた第 464 回群馬県最低賃金審議会では、群馬県山本知事が最賃引き上げ要請を審議会に行ったことは画期的である。同時に群馬県としても賃上げを行った企業に対して支援を行う企画も立ち上げたと前向きな発言もあった。

私たち全労連傘下の組合は、最低賃金が地方により大きな格差があることに焦点を当て、全労連が地方労連と一体となり、どれだけあれば憲法 25 条の示す最低限の生活ができるのかを調査をしてきた。これは、最低生計費資産調査といい、弁護士会の要請文中にも書かれているものである。調査の結果は、当初時給約 1,500 円という額となっていたが、この物価高の影響を受け再試算したところでは 1,700 円に上がっている。

今、私たちの提案は、早急に全国一律で時給 1,500 円に引き上げること。同時にこれを実現できる中小企業への支援策を講じることである。労働者の懐を温めることにより、消費購買力をアップさせることこそ、経済をまわす必要な対処である。他国においては最低生活保障＝最低賃金としている。言い換えれば、生活できない水準ではならないということ。日本の最低賃金額で 1 年間働いても、ワーキングプアの領域を脱しないという中身では駄目だと思うべきである。アメリカの自動車産業では、時給 30 ドル（約 4,500 円）にする労使協定を結んでいる。欧州も時給 2,000 円が当たり前となってきている中、日本においても最低賃金引き上げの議論が活発に行われるべきと考える。そのためには、中小企業の経済力をアップさせる政策と援助はかかせない。

少子化が叫ばれているが、大本は子供を産み育てる生活レベルにないということである。これを打開するためにも最低賃金の引き上げが重要視されなければならない。ぜひ、今回の改正ではこの点を重視して検討していただきたい。　　以　上

2025年7月29日

群馬地方最低賃金審議会
会長　米本　清　殿

生協労連　コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 [redacted]
中央書記長 [redacted]

2025年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消とどこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金1,500円以上を今すぐ実現することをめざしています。今年度の群馬地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1.2025年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の米価高騰などの急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題はより深刻さを増しています。

昨年度の最低賃金改定により、群馬県の最低賃金は985円となりました。しかし、1日8時間、週5日勤務しても月額16万円程度、年収では190万程度です。この物価高では、ゆとりある暮らしには程遠い金額です。また、コープネットグループ労働組合の組合員では、1,800人近くが社会保険未加入の非正規雇用です。「年収の壁」との関係で、社会保険料の負担増分を超える賃上げを求め、「時給1,500円以上にして欲しい」という要望が短時間労働者とその周辺から強く、大きく出されています。

さらに、社会保険に加入している非正規労働者の多くは、家計補助ではなく、自分自身の収入で生活しており、この層がより物価高の影響を受け、厳しい暮らしを強いられています。現場での人手不足そして、物価高による生活の圧迫、どちらの側面からも、1日も早い最低賃金の大幅なアップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2．暮らしの実態について

物価高でさらに高騰して一時金や給料だけではやっていけません。子どもがいる家庭ではさらにお金が出ていく一方です。電気、ガソリン、全ての物価が高い。米の高値が一番苦しい。物価の高さを実感しています。給料が上がってもこれに追い付いていない。これからの生活が心配です。

買い物をして生活に必要なものほど値上げをしていていつもの買い物の支払いが2000円ぐらい上がっている気がします。物を売る企業も値段を上げないとやって行けないと言うのなら、買う側の賃金も同じ様に上げてもらわなければ生活が出来ないのは当然です。

3．1日8時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

埼玉県労働組合連合会が2024年に実施した最低生計費試算調査では、25歳単身者が1日8時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも1,800円（月額27万円）が必要という結果が出ました。6年前に実施した調査結果と比較し、確実に上昇していることが明らかになりました。

群馬県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いします。昨年の徳島県地方最賃審議会は中央最賃審議会が答申した目安額を34円も上回る額で最低賃金の引き上げ額を決定しました。今年は群馬県知事が国の中央最低賃金審議会が示す全国一律の引き上げ幅を目安に「大幅な上乗せ」を求める要望書を提出したと報道されています。徳島県にできたことが群馬県でできない理由はありません。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とはの視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、群馬県の最低賃金を1,500円としていただくようお願いいたします。

以上

2025年7月29日

群馬労働局長　上野 康博　局長　様
群馬地方最低賃金審議会　会長　様
群馬地方最低賃金審議会委員　　各位

群馬県医療労働組合連合会
書記長 [redacted]

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金の向上及び改善にご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たち、群馬県医療労働組合連合会は、安全・安心の医療・介護を提供するために、医療介護・福祉現場で働く労働者の賃金・労働条件の大幅改善が必要と考え、賃金改善にむけての取り組みをすすめています。

医療・介護・福祉現場には、看護師をはじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数いますが、働く労働者の賃金は、社会的な役割に見合わない非常に低い賃金水準に据え置かれています。医療・介護分野の賃金は、女性差別型賃金の影響をのこし、とりわけ看護や介護は典型的な「ねたきり賃金」となっています。医療・介護労働者の賃金・労働条件の改善は安全・安心の医療・介護の確立に不可欠であること「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現に向けて医療・介護労働の正当な評価が求められています。

最低賃金引き上げが医療・介護・福祉労働者の賃金改善と相関性があること、くわえて、従事者の地域偏在や流出の解消、確保・定着・離職防止に欠かせません。物価高騰や円安による影響が続く中、生活実感は確実に厳しくなり、大幅賃上げが必然的に求められています。しかしケア労働者の賃金は物価高を上回る賃上げを獲得した組合は少なく、残念ながら他産業の賃上げ水準に全く及ばない状況です。定期昇給分を含めても2.0%程度(平均3,800円)にとどまる賃上げにしかならず、他産業で5～10%(平均1万2,000円)の賃上げが実現している中で、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。また、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

毎年の地域最賃で働かされているケア労働者が多くいます。これでは生活が出来ず、家族を養えず、子育てができないために離職が止まりません。現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が広がっています。群馬県の高齢化率は2022年で31.0%と全国平均よりも上回っています。それに対し、群馬県の介護職員数は、2026年度に1947人不足、高齢化がピークに達するとされる2040年度には7,845人不足する見通しが報道されました(2024年9月7日付、上

毛新聞)。県内の介護福祉士養成施設では、入学者の減少が続き新卒の介護福祉士の採用が年々困難となっています。23年度は県内10カ所の養成施設で定員480人に対して一般入学者数は129人と定員充足率は26.9%と3割にも満たない状況です。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。

まずは、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げすることが、人手不足の解消の一歩です。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

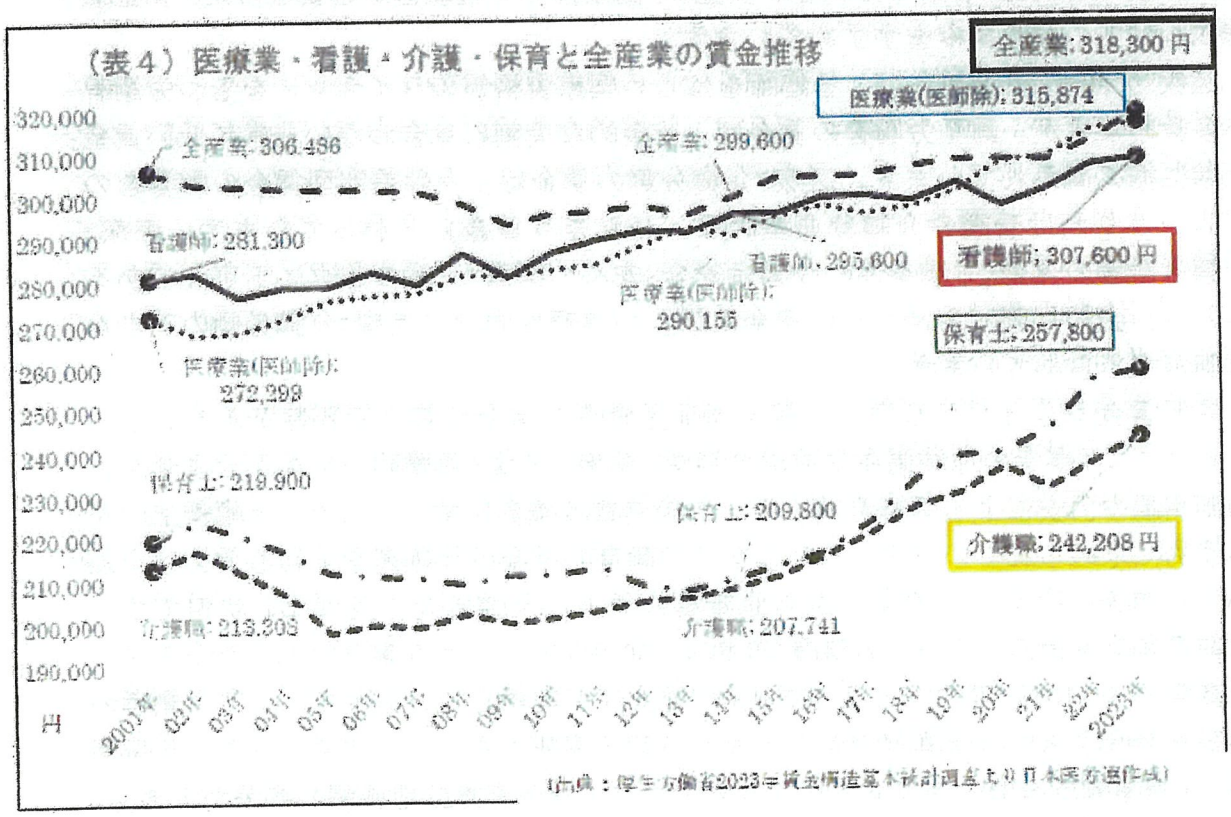

出典：厚生労働省2023年賃金構造基本統計調査より日本医労連作成

日本医労連・年間一時金推移【最終】

2025/3/7 15:16

年度	日本医労連・年間一時金推移								前年実績との比較		民間主要企業(厚労省)			医労連との比較
	夏季回答			年末回答			年間合計		年間合計		夏季	年末	年間合計	額
	引出	月数	平均額	引出	月数	平均額	月数	平均額	月数	平均額				
2024	82.4%	1.680	408,205	81.6%	1.860	478,165	3.600	894,380	-0.007	-8,512	885,784	881,480	1,790,211	-9,171
2023	80.8%	1.692	424,573	82.5%	1.885	529,384	3.577	947,812	0.009	21,576	845,587	849,845	1,695,103	+31,129
2022	78.4%	1.682	422,008	81.3%	1.906	504,304	3.565	926,397	0.053	9,112	832,840	848,978	1,675,818	+74,467
2021	75.6%	1.687	413,647	85.4%	1.909	504,638	3.540	917,253	0.132	59,707	779,552	792,198	1,555,930	+136,515
2020	77.0%	1.674	385,595	80.6%	1.885	479,159	3.414	877,575	-0.126	-59,470	823,171	795,460	1,614,631	+137,945
2019	77.3%	1.645	395,260	82.5%	1.891	420,785	3.539	825,048	-0.017	-7,453	846,453	869,004	1,714,057	-5,009
2018	77.4%	1.650	406,658	82.7%	1.917	512,811	3.570	919,469	-0.004	-2,471	850,781	885,956	1,736,737	-18,731
2017	77.7%	1.643	415,719	82.3%	1.931	513,621	3.574	929,340	0.027	16,614	825,180	830,838	1,656,778	+72,562
2016	82.3%	1.633	404,256	86.3%	1.914	509,869	3.547	912,825	-0.001	-11,015	843,577	830,619	1,674,166	+72,659
2015	79.5%	1.622	420,345	81.8%	1.925	505,190	3.547	925,536	-0.078	-23,301	833,262	800,434	1,633,726	+147,291
2014	87.4%	1.638	429,204	92.8%	1.925	524,586	3.563	953,790	-0.027	-12,349	800,653	803,832	1,604,284	+149,506
2013	84.6%	1.652	442,990	93.3%	1.912	527,649	3.565	966,639	-0.035	-18,537	746,834	781,834	1,567,668	+198,971
2012	78.1%	1.698	445,304	76.6%	1.952	533,872	3.614	984,301	-0.025	4,481	726,245	799,295	1,525,613	+458,688
2011	86.4%	1.697	452,121	80.4%	1.972	532,326	3.659	979,449			787,157	761,234	1,548,491	-568,042
28年平均	81.8%	1.651	422,214		1.914	512,512	3.566	935,025						

日本医労連・年間一時金推移

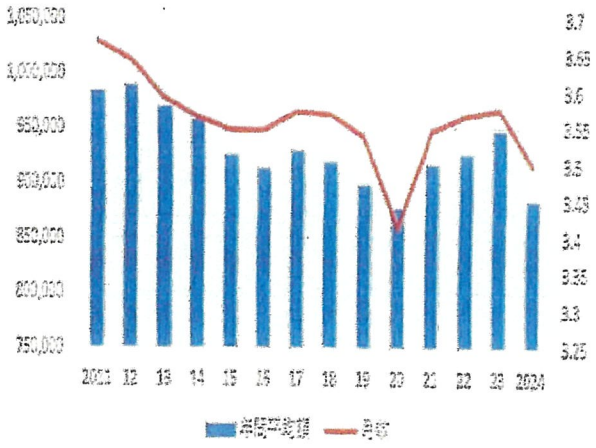

民間主要企業（厚労省）との年間一時金比較

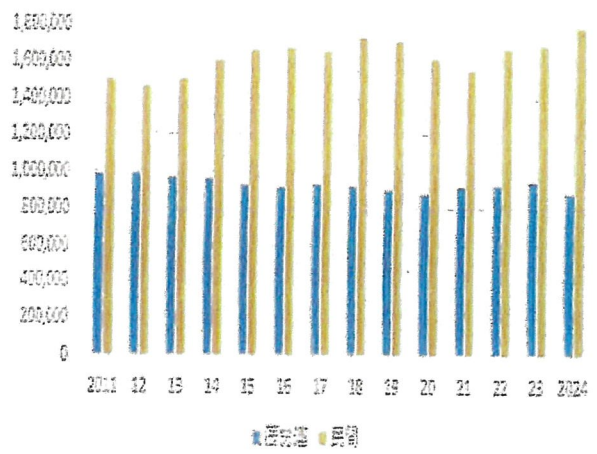

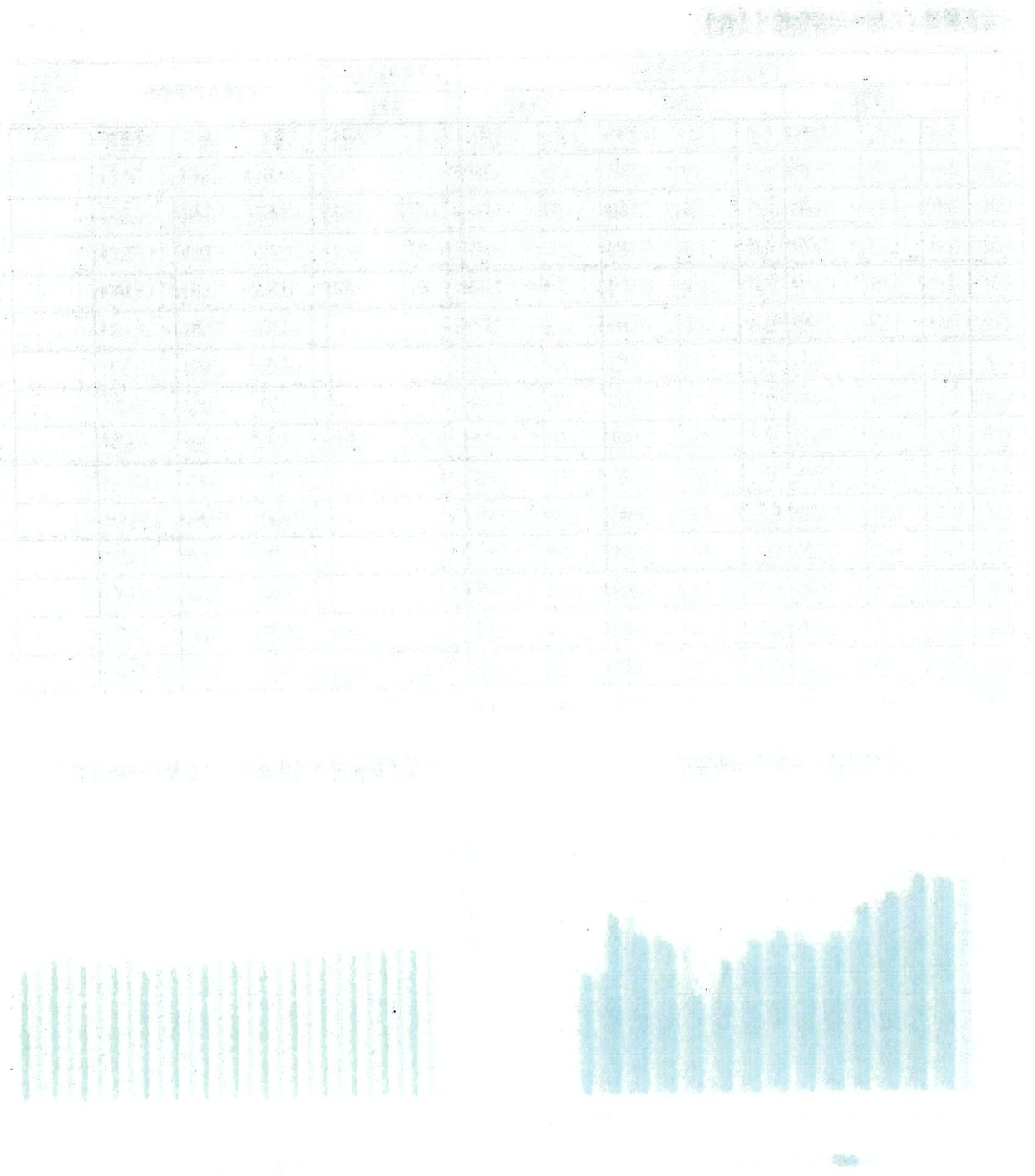

2025年　7月29日

群馬県自治体一般労働組合
執行委員長 [redacted]

群馬地方最低賃金審議会への意見書

私は、県内の地方公務員及び公務関係労働者でつくる「群馬県自治体一般労働組合」委員長の團原敬です。７月14日の群馬地方最低賃金審議会を傍聴しました。山本一太知事が最低賃金の引上げを求める要請書を読み上げたことに驚きました。

理由は、明確です。中央最低賃金審議会が2025年度にまとめた引上げ目安50円について、山本知事は同年の７月の記者会見で「最低賃金が関東の中で低いからといって問題視するつもりはない」と述べました。しかし、先月の審議会で知事はその発言を一変させたからです。知事は現在の県最低賃金について「地域経済の実態と乖離したもので、人材流失を引き起こす懸念もある。早急に解消すべき問題だ」として、今年度の目安額に大幅な上乗せを求めました。このことは、最低賃金引上げを求める県民の世論と運動に知事が応えたものと考えられます。

私たちは今年の春から、群馬県で「健康で文化的な生活」をするために必要な最低限の月給及び時給の水準を科学的に明らかにしようと、「最低生計費試算調査」をすすめてきました。具体的には、41項目での生活実態調査、265項目にわたる持ち物調査、価格調査なども行い、「健康で文化的な生活」を営むためには、必要な賃金はいくらなのか、その検討・分析をすすめています。この調査は、静岡県立大学短期大学部准教授の中澤秀一先生の監修のもとで実施しています。

調査票のアンケートに答えた男性は言いました。1990年代の就職氷河期を経験した50歳です。「安定した就職先を見つけることに苦労した時期がありました。友人と買い物をしたこと、旅行したこと、いろいろなことを思い出しました。この先どうなるのかな、などと将来のことも考えました。書き終えて、ほっとしましたが、ゆとりのない生活が続いているんだな、と少し寂しい気にもなりました」と記述しています。

今、群馬県民の意識動向に大きな変化がみられます。それは、昨年２月の前橋市長選、今年春の東毛地域での首長選挙、そして、今回の参議院選挙の結果にも表れています。現状に大きな不安・不満を持ち、打開の方向を求め、模索しています。

25「骨太方針」は、「賃上げこそ成長戦略の要」として賃上げ求めています。字面だけにしはなりません。地方審議会を公開で運営し、ただちに県最低賃金を1500円とし、全国一律の最低賃金の創設を国に提言すべきです。

最後に、県経済の発展にとって、県最低賃金の大幅引上げが有効であることを強調し、陳述とします。

ご清聴、ありがとうございました。

２０２５年7月２９日

群馬地方最低賃金審議会　御中

前橋市本町 3-9-10
群馬県労働組合会議
事務局長 [redacted]

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金をただちに１，５００円以上に引上げ、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

１．日本の実質賃金は２０２４年で前年比０．５％減、３年連続マイナスとなり、２０２５年４月の毎月勤労統計調査（速報）でも、前年同月１．８％減、４カ月連続のマイナスです。「高水準だった春闘での賃上げが反映され始めたものの、米価の高騰など物価高に賃上げが追いつかない状況が続いている」と報道されています。こうしたなかで、政府が「賃上げこそが成長戦略の要」と位置づけ、最低賃金については「２０２０年代に全国平均１，５００円」の実現を掲げたことに、私たちは注目しています。

賃上げを日本の経済成長の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換し、GDP の６割を占める個人消費の確実な拡大、地域循環型経済への転換を進める必要があります。そのためにも、働けば、人間らしく暮すことに足る最低生計費を明確にし、その実現のための審議を群馬地方最低賃金審議会に求めるものです。それが、生存権を保障することで経済の安定をはかることを目的とする最低賃金法の役割だと考えます。

ここ数年、最低賃金は過去最高となる引き上げとなってはいますが、最賃近傍で働く労働者の生活は改善するどころか、異常な物価高騰によってさらに困難な状況となり「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。最低賃金法の目的である「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を達成するため、これまでの延長線上ではない最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

日本の最低賃金には、３つの大きな問題があります。第１は、あまりにも低額で自立して生活できないこと、第２には、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまったこと、第３は、中小企業支援が脆弱であることです。

2．第１のあまりにも低額で生活できないことについて述べます。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「８時間働いても」自立して人間らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の各地方組織が全国２７都道府県で約５万人の協力で取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも２５歳単身で月額２４万円(税込み)・時間額１，５００円以上(月１５０時間換算)必要との結果が示されています。また、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは１，７００円、１，８００円の結果が出ており、１，５００円でも足りない状況が示されています。(別紙資料参照)

これに比して、群馬県の最低賃金額９８５円は約６割であり、これでは自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難です。

中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけ、最低賃金をただちに１，５００円以上に引上げることを強く求めます。

また、海外では多くの国で物価上昇や一般労働者の中央値を指標に、最低賃金の大幅な引き上げがなされており、オーストラリア 2,411 円、イギリス 2,216 円、アメリカのワシントン州では 2,421 円になっています。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準にあり、隣国の韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。

改めて、働くことで、人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する生計費を議論し、それにふさわしい最低賃金額とするため、これまでの延長線上ではない答申を求めます。

3．最低賃金の第２の大問題である都道府県間の較差拡大について述べます。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。このことは山本県知事の先日の意見陳述でも述べているとおりです。

わたしたちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。また、「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んで下さい。

最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。地域別最低賃金は、同一都道府県内では同じ金額です。他の産業を考えてみても、群馬県内の中小企業と、県境を挟む埼玉県本庄市や児玉郡上里町、秩父市にある中小企業と、どれほど「賃金支払い能力」に違いがあるというのでしょうか。明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な資料を明示して審議されるべきではないでしょうか。

4．第3の中小企業支援が脆弱であることについて述べます。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに1，500円以上に引上げ、1，700円を実現すること」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1，500円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう強く求めて下さい。

労働者の雇用と生活を守る企業責任は、、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。雇用維持と8時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払いが必要です。最低賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。日本の企業の99．7%が中小企業であり、労働者の7割が中小企業で働いています。この中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金が上がらないことを正当化する理由になっています。しかし、低迷する日本経済を立て直すために、「賃金が上がる国」への転換を図ること、労働者国民の所得の底上げで、GDPの6割を占める個人消費拡大を経済政策の基調とすることへの転換が必要です。政府や大企業も「賃金引き上げ」が必要と言わざるを得ない状況になっています。政府、政治にできることが最低賃金の抜本的引き上げによる賃金の底上げです。

群馬地方最低賃金審議会が、議論のうえ、物価上昇率を上回ることはもちろん、労働者が生活改善を実感でき、将来に展望が見える大幅な引き上げ答申を出していただくことを求めます。また、最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求めます。

5．最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金1，500円以上、全国一律制の実現は、

非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すことになります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給１，５００円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすくて行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

６．最後に、審議会の運営についてのお願いです。専門部会も含めて審議の公開は全国に広がっています。全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心を持てる運営に改善していただくことを求めます。

以上

最低生計費試算調査の結果

※ 22年、23年調査は物価高騰分を加味し再試算した結果

2025年7月3日現在

調査年	調査地（市）	月額	時給
22年	水戸市	265,572	1,770
	神戸市	243,932	1,626
	青森市	249,534	1,664
	秋田市	253,580	1,691
	盛岡市	258,003	1,720
	山形市	252,566	1,684
	仙台市	260,006	1,733
	福島市	255,344	1,702
	高知市	249,699	1,665
23年	岐阜市	247,759	1,652
	京都市	263,121	1,754
24年	札幌市	262,307	1,749
	鹿児島市	268,696	1,791
	長崎市	252,099	1,681
	山口市	252,263	1,682
	福岡市	266,498	1,777
	さいたま市	274,690	1,831
25年	岡山市	273,249	1,822
	名古屋市	270,906	1,806
	大阪市	274,021	1,827
	長野市	282,296	1,882
	新潟市	275,562	1,837
	北区	285,034	1,900
	静岡市	285,596	1,904

物価高騰とライフスタイル変化で1500円台はなし

1500円台　なし　　1800円台　6市

1600円台　8市　　1900円台　2市・区

1700円台　8市

マーケットバスケット方式で、「25歳などの若者が借家で独居するのに必要な生計費。月に数回の飲み会やサブスク代なども含めている。人間らしい生活を想定した額。ぎりぎりの生活ではなく、人間らしく生活するのに必要な生計を試算したもの。物価高騰の中で、以前の調査を再試算されている。※ 月の労働時間は150時間で除して時給を算出している。

監修：静岡県立大学短期大学部 中澤秀一

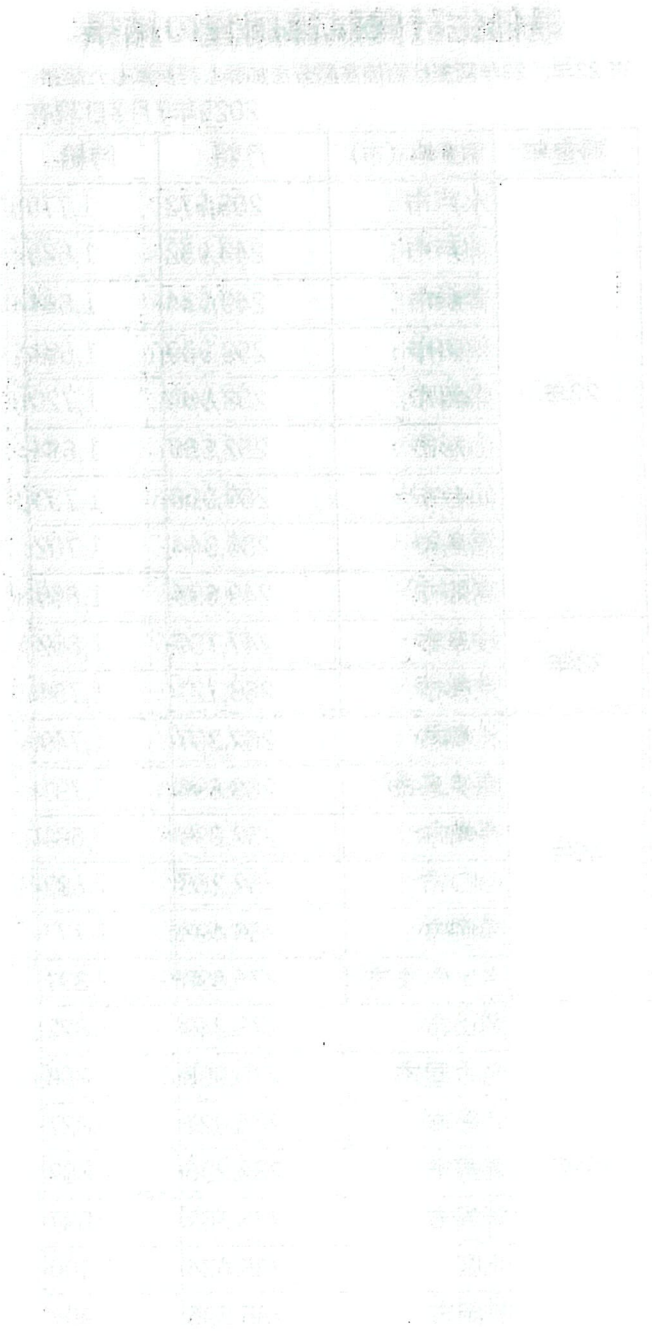

昭和二十五年法律第百四十四号

生活保護法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　保護の原則（第七条―第十条）
第三章　保護の種類及び範囲（第十一条―第十八条）
第四章　保護の機関及び実施（第十九条―第二十九条の二）
第五章　保護の方法（第三十条―第三十七条の二）
第六章　保護施設（第三十八条―第四十八条）
第七章　医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条―第五十五条の三）
第八章　就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六）
第九章　被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七―第五十五条の九）
第十章　被保護者の権利及び義務（第五十六条―第六十三条）
第十一章　不服申立て（第六十四条―第六十九条）
第十二章　費用（第七十条―第八十条）
第十三章　雑則（第八十一条―第八十六条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第二条　すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第三条　この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第四条　保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

２　民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

３　前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（この法律の解釈及び運用）

第五条　前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

（用語の定義）

第六条　この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

２　この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

３　この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

４　この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

５　この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第二章　保護の原則

（申請保護の原則）

第七条　保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第八条　保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

２　前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第九条　保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位の原則）

第十条　保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章　保護の種類及び範囲

（種類）

第十一条　保護の種類は、次のとおりとする。

一　生活扶助
二　教育扶助
三　住宅扶助
四　医療扶助
五　介護扶助
六　出産扶助
七　生業扶助

八　葬祭扶助

2　前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（生活扶助）

第十二条　生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二　移送

（教育扶助）

第十三条　教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品

二　義務教育に伴つて必要な通学用品

三　学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

（住宅扶助）

第十四条　住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　住居

二　補修その他住宅の維持のために必要なもの

（医療扶助）

第十五条　医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　診察

二　薬剤又は治療材料

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六　移送

（介護扶助）

第十五条の二　介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）

二　福祉用具

三　住宅改修

四　施設介護

五　介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六　介護予防福祉用具

七　介護予防住宅改修

八　介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

九　移送

2　前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3　第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4　第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5　第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6　第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

7　第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（出産扶助）

第十六条　出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　分べんの介助

二　分べん前及び分べん後の処置

三　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

（生業扶助）

第十七条　生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

一　生業に必要な資金、器具又は資料

二　生業に必要な技能の修得

三　就労のために必要なもの

（葬祭扶助）

第十八条　葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　検案

二　死体の運搬

三　火葬又は埋葬

四　納骨その他葬祭のために必要なもの

2　左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

一　被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないとき。

二　死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

第四章　保護の機関及び実施

（実施機関）

第十九条　都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一　その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二　居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2　居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3　第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

一　居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）　居宅介護を行う者

二　施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）　介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）

三　介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）　介護予防を行う者

4　前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5　保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。

6　福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

7　町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行うものとする。

一　要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

二　第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三　保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金品を交付すること。

四　保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

（職権の委任）

第二十条　都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

（補助機関）

第二十一条　社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

（民生委員の協力）

第二十二条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

（事務監査）

第二十三条　厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2　前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3　第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条　保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一　要保護者の氏名及び住所又は居所

二　申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三　保護を受けようとする理由

四　要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五　その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2　前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3　保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4　前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5　第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6　保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7　保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8　保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9　第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10　保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

（職権による保護の開始及び変更）

第二十五条　保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2　保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3　町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。

（保護の停止及び廃止）

第二十六条　保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

（指導及び指示）

第二十七条　保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2　前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3　第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

（相談及び助言）

第二十七条の二　保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

（報告、調査及び検診）

第二十八条　保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2　保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3　第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5　保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（資料の提供等）

第二十九条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年

法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一　要保護者又は被保護者であつた者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二　前号に掲げる者の扶養義務者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2　別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

（行政手続法の適用除外）

第二十九条の二　この章の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第五章　保護の方法

（生活扶助の方法）

第三十条　生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2　前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3　保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

第三十一条　生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3　居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4　地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5　前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

（教育扶助の方法）

第三十二条　教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

（住宅扶助の方法）

第三十三条　住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3　第三十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4　住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

（医療扶助の方法）

第三十四条　医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2　前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3　前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4　第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5　急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6　医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（介護扶助の方法）

第三十四条の二　介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2　前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3　前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

（出産扶助の方法）

第三十五条　出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3　第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

（生業扶助の方法）

第三十六条　生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3　生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授与のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

（葬祭扶助の方法）

第三十七条　葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2　葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

（保護の方法の特例）

第三十七条の二　保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品、第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

第六章　保護施設

（種類）

第三十八条　保護施設の種類は、左の通りとする。

一　救護施設
二　更生施設
三　医療保護施設
四　授産施設
五　宿所提供施設

2　救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3　更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4　医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

5　授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

6　宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

（保護施設の基準）

第三十九条　都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　保護施設に配置する職員及びその員数
二　保護施設に係る居室の床面積
三　保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　保護施設の利用定員
3　保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
（都道府県、市町村及び地方独立行政法人の保護施設）
第四十条　都道府県は、保護施設を設置することができる。
2　市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
3　保護施設を設置した都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、現に入所中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮少し、若しくは休止することができる。
4　都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、条例で定めなければならない。
（社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の設置）
第四十一条　都道府県、市町村及び地方独立行政法人のほか、保護施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければ設置することができない。
2　社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。
一　保護施設の名称及び種類
二　設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況
三　寄附行為、定款その他の基本約款
四　建物その他の設備の規模及び構造
五　取扱定員
六　事業開始の予定年月日
七　経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
八　経理の方針
3　都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条第一項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。
一　設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。
二　その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。
三　保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。
4　第一項の認可をするに当つて、都道府県知事は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護の目的を達するために必要と認める条件を附することができる。
5　第二項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。
（社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止）
第四十二条　社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、かつ、第七十条、第七十二条又は第七十四条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。
（指導）
第四十三条　都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。
2　社会福祉法人又は日本赤十字社の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。
（報告の徴収及び立入検査）
第四十四条　都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。
2　第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
（改善命令等）
第四十五条　厚生労働大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずることができる。
一　その保護施設が第三十九条第一項の基準に適合しなくなつたとき。
二　その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。
三　その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。
2　都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一条第二項の認可を取り消すことができる。
一　その保護施設が前項各号の一に該当するとき。
二　その保護施設が第四十一条第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
三　その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。
四　正当な理由がないのに、第四十一条第二項第六号の予定年月日（同条第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき。
五　第四十一条第五項の規定に違反したとき。
3　前項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の十四日前までにしなければならない。
4　都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
5　第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
（管理規程）
第四十六条　保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

一　事業の目的及び方針
二　職員の定数、区分及び職務内容
三　その施設を利用する者に対する処遇方法
四　その施設を利用する者が守るべき規律
五　入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法
六　その他施設の管理についての重要事項

2　都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。

3　都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。

（保護施設の義務）

第四十七条　保護施設は、保護の実施機関から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。

2　保護施設は、要保護者の入所又は処遇に当たり、人種、信条、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。

3　保護施設は、これを利用する者に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

4　保護施設は、当該職員が第四十四条の規定によつて行う立入検査を拒んではならない。

（保護施設の長）

第四十八条　保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。

2　保護施設の長は、その施設を利用する者に対して、管理規程に従つて必要な指導をすることができる。

3　都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。

4　保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。

第七章　医療機関、介護機関及び助産機関

（医療機関の指定）

第四十九条　厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第四十九条の二　厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2　厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五　申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六　申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七　第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八　申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3　厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一　被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二　前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4　前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第四十九条の三　第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
4　前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（指定医療機関の義務）
第五十条　第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
2　指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。
（変更の届出等）
第五十条の二　指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
（指定の辞退及び取消し）
第五十一条　指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
2　指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
一　指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。
二　指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
三　指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。
四　指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
五　指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
六　指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
七　指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。
八　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
九　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
十　指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
（診療方針及び診療報酬）
第五十二条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。
2　前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。
（医療費の審査及び支払）
第五十三条　都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。
2　指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
3　都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
4　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。
（報告等）
第五十四条　都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。
（介護機関の指定等）
第五十四条の二　厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。
2　介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
3　前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4　第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

5　第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（助産機関及び施術機関の指定等）

第五十五条　都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2　第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第五十五条の二　第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

（告示）

第五十五条の三　厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一　第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。

二　第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

三　第五十一条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四　第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

第八章　就労自立給付金及び進学準備給付金

（就労自立給付金の支給）

第五十五条の四　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省

令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。
2　前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
3　第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。
（進学準備給付金の支給）
第五十五条の五　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。
2　前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。
（報告）
第五十五条の六　第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者（第六十九条において「支給機関」という。）は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

第九章　被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業

（被保護者就労支援事業）
第五十五条の七　保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。
2　保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
3　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（被保護者健康管理支援事業）
第五十五条の八　保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。
2　保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。
3　前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。
（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等）
第五十五条の九　厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。
2　保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。
3　厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。
4　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十章　被保護者の権利及び義務

（不利益変更の禁止）
第五十六条　被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。
（公課禁止）
第五十七条　被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。
（差押禁止）
第五十八条　被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。
（譲渡禁止）
第五十九条　保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。
（生活上の義務）
第六十条　被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。
（届出の義務）
第六十一条　被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。
（指示等に従う義務）
第六十二条　被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
2　保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。
3　保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4　保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5　第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（費用返還義務）

第六十三条　被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第十一章　不服申立て

（審査庁）

第六十四条　第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（裁決をすべき期間）

第六十五条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一　行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合　七十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　五十日

2　審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一　当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合　七十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　五十日

（再審査請求）

第六十六条　市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2　前条第一項（各号を除く。）の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「七十日以内」と読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条　削除

（審査請求と訴訟との関係）

第六十九条　この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十二章　費用

（市町村の支弁）

第七十条　市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用

イ　保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）

ロ　第三十条第一項ただし書、第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）

ハ　第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二　その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三　その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四　その設置する保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）

五　その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用

六　その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七　この法律の施行に伴い必要なその人件費

八　この法律の施行に伴い必要なその事務費（以下「行政事務費」という。）

（都道府県の支弁）

第七十一条　都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

二　その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三　その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
四　その設置する保護施設の設備費
五　その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用
六　その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用
七　この法律の施行に伴い必要なその人件費
八　この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

（繰替支弁）

第七十二条　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

2　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

3　町村は、その長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

（都道府県の負担）

第七十三条　都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。
一　居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
二　宿所提供施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
三　居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学準備給付金費（進学準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一
四　宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の一

（都道府県の補助）

第七十四条　都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一条の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
一　その保護施設を利用することがその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。
二　その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。

2　第四十三条から第四十五条までに規定するものの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。
一　厚生労働大臣は、その保護施設に対して、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。
二　厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不適当と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。
三　厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

（準用規定）

第七十四条の二　社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

（国の負担及び補助）

第七十五条　国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。
一　市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三
二　市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の三
三　市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
四　都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

2　国は、政令の定めるところにより、都道府県が第七十四条第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

（遺留金品の処分）

第七十六条　第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2　都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

（損害賠償請求権）

第七十六条の二　都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第七十六条の三　就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、これを行うことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（費用等の徴収）

第七十七条　被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2　前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第七十七条の二　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条　不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2　偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3　偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4　前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二　保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2　第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3　前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

（返還額等の収納の委託）

第七十八条の三　第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2　保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3　就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

（返還命令）

第七十九条　国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一　補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。

二　詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。

三　保護施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。

四　保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

（返還の免除）

第八十条　保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

第十三章　雑則

（後見人選任の請求）

第八十一条　被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（都道府県の援助等）

第八十一条の二　都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三　保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（町村の一部事務組合等）

第八十二条　町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

（保護の実施機関が変更した場合の経過規定）

第八十三条　町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

（厚生労働大臣への通知）

第八十三条の二　都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

（実施命令）

第八十四条　この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（大都市等の特例）

第八十四条の二　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2　第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

第八十四条の四　第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2　前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

第八十四条の五　別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第八十四条の六　この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（罰則）

第八十五条　不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

2　偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして支けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十五条の二　第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条　第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。

附　則　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以降の給付について適用する。

（生活保護法の廃止）

2　生活保護法（昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

4　この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七条の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

6　この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六条又は第七条の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

7　この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（読替規定）

8　他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

（国の無利子貸付け等）

9　国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

10　前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

11　前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

12　国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13　都道府県が、附則第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

14　第七十九条の規定は、附則第九項の規定により国が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸付金の貸付けを受けた保護施設」と、「交付した補助金又は負担金」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

（介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

15　第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同じ。）を介護老人福祉施設に委託して行つている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となつた場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行つている間は、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

（日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

16　当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

附　則　（昭和二五年五月一五日法律第一八二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二六年四月一日法律第一一六号）　抄

1　この法律中第七条の改正に関する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二六年五月三一日法律第一六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2　第八十三条の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

3　社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

附　則　（昭和二七年六月三〇日法律第二一九号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二七年八月一四日法律第三〇五号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六条及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和二八年三月二三日法律第二一号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二八年八月一日法律第一一五号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）　抄

1　この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

3　この法律施行の際、従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附　則　（昭和二九年三月三一日法律第二八号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

1　この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
2　この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附　則（昭和三一年一二月二〇日法律第一七九号）

1　この法律は、公布の日から施行する。
2　この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

附　則（昭和三三年一二月二七日法律第一九三号）　抄

この法律は、新法の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。

附　則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）　抄

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3　この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
6　この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
7　この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
8　前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附　則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）　抄

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9　前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（昭和三八年七月一一日法律第一三三号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附　則（昭和三九年六月三〇日法律第一二〇号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（昭和四五年四月一四日法律第一九号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（昭和四八年七月二七日法律第六七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）　抄

（施行期日等）
1　この法律は、公布の日から施行する。
2　この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度におけ

る事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3　この法律による改正後の法律の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附　則　（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（生活保護法等の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定（児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその申請を行つている市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

2　第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行つている市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

附　則　（昭和六一年五月八日法律第四六号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附　則　（平成元年四月一〇日法律第二二号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

3　第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附　則　（平成五年一一月一二日法律第八九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条　この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成六年六月二九日法律第四九号）　抄

（施行期日）

1　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附　則　（平成六年六月二九日法律第五六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成九年六月一一日法律第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附　則　（平成九年一二月一七日法律第一二四号）　抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年一二月八日法律第一五一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで　略

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（平成一二年六月七日法律第一一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五条の改正規定（「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定　平成十五年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一三年一二月一二日法律第一五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一四年二月八日法律第一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一六年一二月一日法律第一五〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一七年六月二九日法律第七七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定　公布の日

（検討）

第二条　政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　附則第三条第一項の規定により、施行日から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八条第二号、第十九条第二項、第三十二条から第三十四条まで及び第四章第四節の規定が適用されない市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地とする。次項及び次条において同じ。）を有する被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）に対しては、第十四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。

2　前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保護者については、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第十九条　この法律の施行の際現に第十四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（旧生活保護法第十五条の二第四項に規定する施設介護（附則第二十一条において「施設介護」という。）に限る。）を旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）に委託

して行っている場合は、当該委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地によって定めるものとする。

第二十条　この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五条の二の規定により介護扶助が行われている旧介護保険法第七条第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者（介護保険の被保険者でない者に限る。）については、施行日から起算して二年間に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第二十一条　この法律の施行の際現に旧生活保護法第三十四条の二第二項の規定による介護扶助（施設介護に限る。）が旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設（以下この条において「介護扶助施設」という。）に委託して行われている被保護者であって、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者であるものは、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院している間は、同条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二第一項の規定を適用する。

第二十二条　新生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第五十五条　この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条　附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成一七年一一月七日法律第一二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十四条、第四十四条、第百一条、第百三条、第百十六条から第百十八条まで及び第百二十二条の規定　公布の日

二　第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第百十一条及び第百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百五条、第百八条、第百十条、第百十二条、第百十三条及び第百十五条の規定　平成十八年十月一日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　附則第七十八条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、施行日以後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

第八十一条　当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四条の三中「第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）」とあるのは「第十八条第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2　前項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

3　附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四条の三の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第百二十一条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年三月三一日法律第二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項の規定による国の貸付けについては、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

2　第四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項の貸付金についても、適用する。この場合において、新生活保護法附則第十項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。附則第十三項において「一部改正法」という。）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、新生活保護法附則第十一項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、新生活保護法附則第十三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市等を除く。次項において同じ。）又は都道府県」と、「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは「市町村又は都道府県」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月七日法律第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成一八年六月二一日法律第八三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二から五まで　略

六　第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定　平成二十四年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十条の二　第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3　第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年一二月二〇日法律第一一六号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二〇年五月二八日法律第四二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二二年一二月一〇日法律第七一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定　公布の日

二　略

三　第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定　平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）

第三十七条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条　この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他経過措置の政令への委任）

第三十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年五月二日法律第四〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（調整規定）

第十三条　この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附　則　（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二二日法律第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二二日法律第七二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の指定の手続は、施行日前においても行うことができる。

第二十三条　新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になったものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について、適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第百三条、第百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第百七条、第百八条、第百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。）、第百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第百五十七条、第百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定　平成二十四年四月一日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法（附則第百二十三条第二項において「新生活保護法」という。）第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第百二十三条
２　政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五（新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二三年一二月一四日法律第一二二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定　公布の日

附　則　（平成二四年六月二七日法律第五一号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第十条及び第二十八条の規定　公布の日
二　第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定　平成二十六年四月一日
（政令への委任）
第十条　附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二四年九月五日法律第七二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第百九条の改正規定、第百九条の二を削る改正規定、第百十条、第百十一条、第百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十一条第一項、第二百九十一条の二第四項、第二百九十一条の四第四項、第二百九十一条の六、第二百九十一条の八第二項、第二百九十一条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二四年一一月二六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定　公布の日
（政令への委任）
第二十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二五年一一月二七日法律第八四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第百一条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年一二月一三日法律第一〇三号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　附則第十七条の規定　薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附　則　（平成二五年一二月一三日法律第一〇四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定　公布の日
二　第一条中生活保護法第三十四条の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第六十条の改正規定　平成二十六年一月一日
三　第二条の規定　平成二十七年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（申請による保護の開始及び変更に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた保護の開始又は変更の申請であって、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の生活保護法（以下「平成二十六年改正後生活保護法」という。）第二十四条第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。

（調査の嘱託に関する経過措置）

第四条　施行日前にされた第一条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧法」という。）第二十九条の規定による調査の嘱託については、なお従前の例による。

（指定医療機関に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧法第四十九条（附則第十六条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号。次条第一項において「旧道州制特区法」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている病院若しくは診療所（旧法第四十九条の政令で定めるものを含む。）又は薬局は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条（附則第十六条の規定による改正後の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（次条第一項において「新道州制特区法」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の指定を受けたものとみなす。

2　前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所（同条の政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）又は薬局に係る当該指定は、当該病院若しくは診療所又は薬局が、施行日から一年以内であって厚生労働省令で定める期間内に平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項の申請をしないときは、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

3　第一項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所又は薬局の当該指定に係る施行日後の最初の更新については、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項中「六年ごと」とあるのは、「生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）附則第五条第一項の規定により第四十九条の指定を受けたとみなされた日から厚生労働省令で定める期間を経過する日まで」とする。

4　この法律の施行の際現に旧法第四十九条の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなして、平成二十六年改正後生活保護法及び前二項の規定を適用する。

（指定介護機関に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項（旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項（新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けたものとみなす。

2　前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であって、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

（助産機関等に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に旧法第五十五条において準用する旧法第四十九条の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

（指定医療機関等の申請に関する経過措置）

第八条　平成二十六年改正後生活保護法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項（同条第四項（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の例により、その申請をすることができる。

（指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置）

第九条　平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第二項各号若しくは第三項各号（これらの規定を同条第四項（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十一条第二項各号（平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

（就労自立給付金に係る施行前の準備）

第十条　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすることができる。

（費用等の徴収に関する経過措置）

第十一条　平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第一項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、施行日前に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用の徴収については、なお従前の例による。

2　平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した同条第二項に規定する指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関からの徴収金の徴収について適用する。

3　平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けた介護療養型医療施設について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十三条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二五年一二月一三日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定　公布の日
二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日
（政令への委任）
第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二六年六月一三日法律第六九号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置の原則）
第五条　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）
第六条　この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
2　この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3　不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第九条　この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第十条　附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二六年六月二五日法律第八三号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定　公布の日
二　略
三　第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定　平成二十七年四月一日
四及び五　略
六　第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の

二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定　平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4　政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　第三号施行日の前日（附則第十四条第一項の場合にあっては、当該特定市町村の同項の条例で定める日）において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。次項において同じ。）であって附則第十一条に規定する者に相当する者であった者に対する介護扶助については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第十条の規定による改正後の生活保護法（次項及び次条において「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　附則第十四条第一項の場合において特定市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地）を有する被保護者に対する介護扶助については、当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、新生活保護法第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十一条　新生活保護法第五十四条の二第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係る指定に限る。）の手続その他の行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二七年五月二九日法律第三一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定　公布の日

二　第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定　平成二十八年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二八年六月三日法律第六五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則　（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二九年六月二日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定　公布の日

（検討）

第二条

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成三〇年六月八日法律第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定　公布の日

二及び三　略

四　第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定　平成三十二年四月一日

五　第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　平成三十三年一月一日

（進学準備給付金の支給に関する特例）

第二条　第三条の規定による改正後の生活保護法（次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。）第五十五条の五の規定は、平成三十年一月一日から適用する。

（保護の実施機関についての特例に係る経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に居宅介護（生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下この条において同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を介護予防を行う者に委託して行っている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。

（費用の徴収に関する経過措置）

第四条　第三条改正後生活保護法第七十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成三〇年七月六日法律第七一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「（平成十年法律第四十六号）」の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（令和二年六月一〇日法律第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定　公布の日

二　第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定　令和二年十月一日

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和二年六月一二日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定　公布の日

附　則　（令和三年六月一一日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定　公布の日

二から五まで　略

六　第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第百五十三条の十第二項及び第百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第二項及び第百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第百十三条の三第二項及び第百十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第百十四条の二第二項及び第百十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第二項及び第百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第三十二条　附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和四年六月二二日法律第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条　旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月二二日法律第七七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一　略

二　附則第十一条の規定　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

別表第一（第二十九条関係）

一　総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二　厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の支給に関する情報 二　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する情報 三　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 四　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による療養手当の支給に関する情報 五　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報 六　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報 七　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八　公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報
三　市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報 三　健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 四　戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報
四　国土交通大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報 二　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報 三　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報 四　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）による給付金の支給に関する情報 五　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報 六　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
五　税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報
六　都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報 三　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六　生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報
七　都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報

	三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
八　厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報 七　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
九　日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二　国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三　地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報
十　市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二　高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報
十一　厚生労働大臣又は都道府県知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報
十二　都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十三　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十四　総務大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報
十五　その他政令で定める者	その他政令で定める事項に関する情報
備考　厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一　一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令　総務大臣 二　三の項下欄（第二号に係る部分に限る。）、六の項下欄（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び七の項下欄（第三号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　内閣総理大臣 三　三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　法務大臣 四　四の項下欄の厚生労働省令　国土交通大臣 五　五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　財務大臣 六　八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令　文部科学大臣 七　十二の項下欄の厚生労働省令　環境大臣	

別表第二（第五十四条の二関係）

その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	介護保険法第四十一条第一項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十一条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

	介護保険法第七十二条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十二条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十三第一項の規定により公募により行う同項に規定する市町村長指定区域・サービス事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定	同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

介護老人福祉施設	介護保険法第四十八条第一項第一号の指定	同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。	同法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護老人保健施設	介護保険法第九十四条第一項の許可	同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護医療院	介護保険法第百七条第一項の許可	同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防を行う者又は特定介護予防福祉用具販売事業者	介護保険法第五十三条第一項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十二条第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定	同法第百十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の二十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防支援計画を作成する者	介護保険法第五十八条第一項の指定	同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の三十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護予防・日常生活支援事業者	介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定	同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の四十五の六第一項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

別表第三（第八十四条の五関係）

都道府県、市及び福祉事務所を設	第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条

置する町村	の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条
都道府県	第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第六項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
市町村	第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項から第三項まで並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
福祉事務所を設置しない町村	第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十項並びに第二十五条第三項

【別添１】

生活扶助基準額（令和５年10月改定反映）

○第１類費、第２類費、特例加算、経過的加算　合算額（単位：円）

年齢区分・世帯人員	１級地－１	１級地－２	２級地－１	２級地－２	３級地－１	３級地－２
18～19歳・１人	77,050	74,310	72,430	71,460	70,080	67,740

※令和５年10月改定に基づく計算式等については参考２を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
Ⅰ区・１人	12,780	10～4月
Ⅱ区・１人	9,030	10～4月
Ⅲ区・１人	7,460	11～4月
Ⅳ区・１人	6,790	11～4月
Ⅴ区・１人	4,630	11～3月
Ⅵ区・１人	2,630	11～3月

（冬季加算地区区分）

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費［12月のみ］（単位：円）

世帯人員	１級地－１	１級地－２	２級地－１	２級地－２	３級地－１	３級地－２
１人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

令和7年度　　生活保護基準額表（2級地－1・前橋市、高崎市）（令和7年4月～）

第1類

年齢	基準額
0～2	41,460円
3～5	41,460円
6～11	43,200円
12～17	45,820円
18・19	43,640円
20～40	43,640円
41～59	43,640円
60～64	43,640円
65～69	43,200円
70～74	43,200円
75～	37,100円

逓減率

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	

【基準生活費の算定】

A＋B＋C＋特例加算

A　1類×率＋2類

B　経過的加算額（保護手帳参照）

C　地区別冬期加算額

特例加算　世帯員一人につき1,000円

（令和７年１０月～1,500円）

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

★生活扶助基準については、
当面2年間（令和7～8年度）の
臨時的・特例的な対応となる。
・特例加算：世帯員一人につき月額
1,000円を加えるものとする（令和7年
10月～1,500円）。
※入院患者・介護施設入所者につい
ては、令和7年10月以降も現行の一
人につき月額1,000円の額を維持
・当該加算を行ってもなお改定以前の

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	3,400円	5,300円
学級費	1,170円以内	1,250円以内
学習支援費（年間上限額）	16,400円 [特]21,320円以内	59,800円 [特]77,740円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	
給食費	保護者が負担すべき額	
通学のための交通費	必要な最小限度の額	
災害時等の学用品費の再支給	15,200円以内	23,600円以内
その他	校外活動参加費(必要最小限)	

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

世帯人員	基準額	冬季加算Ⅴ区(注)	期末一時扶助
1人	27,790円	4,630円	12,880円
2人	38,060円	6,580円	21,000円
3人	44,730円	7,470円	21,640円
4人	48,900円	8,070円	24,340円
5人	49,180円	8,300円	25,370円
6人	55,650円	8,820円	28,850円
7人	58,920円	9,200円	30,660円
8人	61,910円	9,490円	32,460円
9人	64,670円	9,790円	34,000円
10人以上1人増すごとに	2,760円	310円	1,540円

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

区分	入院患者	介護施設入所者	県内救護施設(注)
基準額	23,110円以内	9,880円以内	60,940円
冬季加算	入院先の地区別による 群馬県（Ⅴ区）　1,000円		2,910円
期末一時扶助費	入院先の級地区分による 1-1　14,160　1-2　13,520 2-1　12,880　2-2　12,250 3-1　11,610　3-2　10,970		4,610円
介護施設入所者加算		9,880円以内	－

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

その他の扶助

区分			基準額
出産扶助	出産に要する費用		318,000円以内
			［特］368,000円以内
	衛生材料費		6,200円以内
葬祭扶助	大人		219,000円以内
	小人		175,200円以内
生業費			47,000円以内
技能修得費	技能修得費（高等学校就学費を除く。）		90,000円以内 [特](ウ) 152,000円以内 [特](エ) 242,000円以内 [特](キ) 380,000円以内
	高等学校就学費	基本額（月額）	7,300円 [特]学級費等 2,170円以内
		学習支援費（年間上限額）	101,000円 [特]131,300円以内
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
		授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。）	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
		入学料	高等学校等所在の都道府県条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額(市町村立は市町村条例の額以内)。
		入学考査料	30,000円以内
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
		災害時等の学用品費の再支給	36,500円以内
		入学準備金	118,200円以内
就職支度費			34,000円以内

住宅扶助

世帯人員	床面積	家賃、間代、地代等（月額）基準額	実施機関限り	特別基準	敷金等の上限（県内の特別基準）	契約更新料の上限（県内の特別基準）	住宅維持費（年額）
1人	～6㎡	13,000円以内	24,000円以内	－	178,000円	66,800円	135,000円以内
	7～10㎡		27,000円以内	－			
	11～15㎡		31,000円以内	－			
	16㎡～		34,200円以内	44,500円以内			
2人			41,000円以内	48,000円以内	192,000円	72,000円	
3人			44,500円以内	51,000円以内	204,000円	76,500円	
4人				55,000円以内	220,000円	82,500円	[特] 202,500円以内
5人				58,000円以内	232,000円	87,000円	
6人			48,000円以内				
7人以上			53,400円以内	62,000円以内	248,000円	93,000円	

障害者加算

区　　分	在　宅	入院・入所	
(2)のア	24,940円	22,310円	
(2)のイ	16,620円	14,870円	R7.7.1～
(3)重度障害者加算	15,690円		16,100円
(4)家族介護料	13,150円		13,490円
(5)他人介護料	73,170円以内		
[特]	109,770円以内		
(厚労大臣承認の特別基準※)	(165,200円以内)		

※自治体により金額が異なる

児童養育加算

児童の養育者	高等学校等修了前	10,190円

母子加算

区　　分	在　宅	入院・入所
児　童　1　人	17,400円	19,350円
児　童　2　人	21,800円	20,910円
1人増すごとに	2,700円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊　婦　加　算	妊娠6ヶ月未満	9,130円
	妊娠6ヶ月以上	13,790円
産　婦　加　算	8,480円	
在宅患者加算	13,270円	
放射線障害者加算	(1)	46,760円
	(2)	23,380円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額（特別徴収を除く）	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	12,600円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再　生	1組	15,200円以内
	新　規	1組	22,200円以内
平　常　着		1人	15,300円以内
新生児用品等		57,200円以内	
入院時寝巻等		4,800円以内	
紙おむつ等		26,100円以内	
災害にあい災害救助法が発動されない場合の布団類・被服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	21,900円以内	39,300円以内
	4人まで	41,700円以内	66,500円以内
	5人	53,600円以内	84,600円以内
	1人を増すごとに	7,800円以内	11,600円以内
家具什器費（暖房器具・冷房器具を除く。）		35,800円以内 [特] 57,000円以内	
暖房器具		29,000円以内 [特] 73,000円以内	
冷房器具		73,000円以内	
移送費		交通費、宿泊料、飲食物費、日当（日当は委託使役者に限る。）	
入学準備金	小学校等	91,600円以内	
	中学校等	101,000円以内	
就労活動促進費		月額 5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費		135,000円以内 [特] 202,500円以内	
家財保管料		[特]月額 14,000円以内	
家財処分料		[特] 必要最小限度の額	
妊娠定期検査料		[特] 必要最小限度の額	
除雪費		[特] 34,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用（貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。）する場合	不動産鑑定（再評価に要する費用を除く。）及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

2級地－1:　前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地－1:　伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地－2:　みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和7年度　　生活保護基準額表（2級地－1・桐生市）　　（令和7年4月～）

第1類

年齢	基準額
0～2	41,460円
3～5	41,460円
6～11	43,200円
12～17	45,820円
18・19	43,640円
20～40	43,640円
41～59	43,640円
60～64	43,640円
65～69	43,200円
70～74	43,200円
75～	37,100円

逓減率

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	

【基準生活費の算定】

A＋B＋C＋特例加算

A　1類×率＋2類

B　経過的加算額（保護手帳参照）

C　地区別冬期加算額

特例加算　世帯員一人につき1,000円
（令和７年１０月～1,500円）

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

★生活扶助基準については、
当面2年間（令和7～8年度）の
臨時的・特例的な対応となる。
・特例加算：世帯員一人につき月額
1,000円を加えるものとする（令和7年
10月～1,500円）。
※入院患者・介護施設入所者につい
ては、令和7年10月以降も現行の一
人につき月額1,000円の額を維持
・当該加算を行ってもなお改定以前の

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

世帯人員	基準額	冬季加算Ⅴ区(注)	期末一時扶助
1人	27,790円	4,630円	12,880円
2人	38,060円	6,580円	21,000円
3人	44,730円	7,470円	21,640円
4人	48,900円	8,070円	24,340円
5人	49,180円	8,300円	25,370円
6人	55,650円	8,820円	28,850円
7人	58,920円	9,200円	30,660円
8人	61,910円	9,490円	32,460円
9人	64,670円	9,790円	34,000円
10人以上1人増すごとに	2,760円	310円	1,540円

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

区分	入院患者	介護施設入所者	県内救護施設(注)
基準額	23,110円以内	9,880円以内	60,940円
冬季加算	入院先の地区別による 群馬県（Ⅴ区）　1,000円		2,910円
期末一時扶助費	入院先の級地区分による 1-1　14,160　1-2　13,520 2-1　12,880　2-2　12,250 3-1　11,610　3-2　10,970		4,610円
介護施設入所者加算		9,880円以内	－

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	3,400円	5,300円
学級費	1,170円以内	1,250円以内
学習支援費（年間上限額）	16,400円 [特]21,320円以内	59,800円 [特]77,740円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	
給食費	保護者が負担すべき額	
通学のための交通費	必要な最小限度の額	
災害時等の学用品費の再支給	15,200円以内	23,600円以内
その他	校外活動参加費(必要最小限)	

その他の扶助

区分		基準額
出産扶助	出産に要する費用	318,000円以内 ［特］　368,000円以内
	衛生材料費	6,200円以内
葬祭扶助	大人	219,000円以内
	小人	175,200円以内
生業費		47,000円以内
技能修得費	技能修得費（高等学校就学費を除く。）	90,000円以内 [特](ウ)　152,000円以内 [特](エ)　242,000円以内 [特](キ)　380,000円以内
技能修得費 高等学校就学費	基本額（月額）	7,300円 [特]学級費等 2,170円以内
	学習支援費（年間上限額）	101,000円 [特]131,300円以内
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
	授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。）	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
	入学料	高等学校等所在の都道府県条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額(市町村立は市町村条例の額以内)。
	入学考査料	30,000円以内
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	災害時等の学用品費の再支給	36,500円以内
	入学準備金	118,200円以内
就職支度費		34,000円以内

住宅扶助

世帯人員	床面積	家賃、間代、地代等（月額） 基準額	実施機関限り	特別基準	敷金等の上限（県内の特別基準）	契約更新料の上限（県内の特別基準）	住宅維持費（年額）
1人	～6㎡	13,000円以内	21,000円以内	－	156,000円	58,500円	135,000円以内
	7～10㎡		24,000円以内	－			
	11～15㎡		27,000円以内	－			
	16㎡～		30,000円以内	39,000円以内			
2人			36,000円以内	42,000円以内	168,000円	63,000円	
3人			39,000円以内	45,000円以内	180,000円	67,500円	
4人				48,000円以内	192,000円	72,000円	[特] 202,500円以内
5人				51,000円以内	204,000円	76,500円	
6人			42,000円以内				
7人以上			47,000円以内	54,000円以内	216,000円	81,000円	

障害者加算

区　　分	在　宅	入院・入所	
(2)のア	24,940円	22,310円	
(2)のイ	16,620円	14,870円	R7.7.1～
(3)重度障害者加算	15,690円		16,100円
(4)家族介護料	13,150円		13,490円
(5)他人介護料	73,170円以内		
[特]	109,770円以内		
(厚労大臣承認の特別基準※)	(165,200円以内)		

※自治体により金額が異なる

児童養育加算

児童の養育者	高等学校等修了前	10,190円

母子加算

区　　分	在　宅	入院・入所
児　童　1　人	17,400円	19,350円
児　童　2　人	21,800円	20,910円
1人増すごとに	2,700円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊　婦　加　算	妊娠6ヶ月未満	9,130円
	妊娠6ヶ月以上	13,790円
産　婦　加　算	8,480円	
在宅患者加算	13,270円	
放射線障害者加算	(1)	46,760円
	(2)	23,380円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額(特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	12,600円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再　生	1組	15,200円以内
	新　規	1組	22,200円以内
平　常　着		1人	15,300円以内
新生児用品等		57,200円以内	
入院時寝巻等		4,800円以内	
紙おむつ等		26,100円以内	
災害にあい災害救助法が発動されない場合の布団類・被服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	21,900円以内	39,300円以内
	4人まで	41,700円以内	66,500円以内
	5人	53,600円以内	84,600円以内
	1人を増すごとに	7,800円以内	11,600円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)		35,800円以内 [特] 57,000円以内	
暖房器具		29,000円以内 [特] 73,000円以内	
冷房器具		73,000円以内	
移送費		交通費、宿泊料、飲食物費、日当(日当は委託使役者に限る。)	
入学準備金	小学校等	91,600円以内	
	中学校等	101,000円以内	
就労活動促進費		月額 5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費		135,000円以内 [特] 202,500円以内	
家財保管料		[特]月額 14,000円以内	
家財処分料		[特] 必要最小限度の額	
妊娠定期検査料		[特] 必要最小限度の額	
除雪費		[特] 34,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用(貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を除く。)及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

2級地－1:　前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地－1:　伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町

3級地－2:　みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和7年度　生活保護基準額表（3級地－1）　（令和7年4月～）

第1類

年齢	基準額
0～2	39,230円
3～5	39,230円
6～11	40,880円
12～17	43,360円
18･19	41,290円
20～40	41,290円
41～59	41,290円
60～64	41,290円
65～69	40,880円
70～74	40,880円
75～	35,100円

逓減率

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	

【基準生活費の算定】

A＋B＋C＋特例加算

A　1類×率＋2類

B　経過的加算額（保護手帳参照）

C　地区別冬期加算額

特例加算　世帯員一人につき1,000円

（令和７年１０月～1,500円）

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

★生活扶助基準については、
当面2年間（令和7～8年度）の
臨時的・特例的な対応となる。
・特例加算：世帯員一人につき月額
1,000円を加えるものとする（令和7年
10月～1,500円）。
※入院患者・介護施設入所者については、令和7年10月以降も現行の一人につき月額1,000円の額を維持
・当該加算を行ってもなお改定以前の基準額から減額となる世帯について、

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

世帯人員	基準額	冬季加算Ⅴ区(注)	期末一時扶助
1人	27,790円	4,630円	11,610円
2人	38,060円	6,580円	18,920円
3人	44,730円	7,470円	19,510円
4人	48,900円	8,070円	21,940円
5人	49,180円	8,300円	22,870円
6人	55,650円	8,820円	26,010円
7人	58,920円	9,200円	27,630円
8人	61,910円	9,490円	29,260円
9人	64,670円	9,790円	30,650円
10人以上1人増すごとに	2,760円	310円	1,390円

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

区分	入院患者	介護施設入所者	県内救護施設(注)
基準額	23,110円以内	9,880円以内	60,940円
冬季加算	入院先の地区別による 群馬県（Ⅴ区）　1,000円		2,910円
期末一時扶助費	入院先の級地区分による 1-1　14,160　1-2　13,520 2-1　12,880　2-2　12,250 3-1　11,610　3-2　10,970		4,610円
介護施設入所者加算		9,880円以内	－

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	3,400円	5,300円
学級費	1,170円以内	1,250円以内
学習支援費（年間上限額）	16,400円 [特]21,320円以内	59,800円 [特]77,740円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	
給食費	保護者が負担すべき額	
通学のための交通費	必要な最小限度の額	
災害時等の学用品費の再支給	15,200円以内	23,600円以内
その他	校外活動参加費(必要最小限)	

その他の扶助

区分		基準額
出産扶助	出産に要する費用	318,000円以内
		［特］368,000円以内
	衛生材料費	6,200円以内
葬祭扶助	大人	191,600円以内
	小人	153,300円以内
生業費		47,000円以内
技能修得費	技能修得費（高等学校就学費を除く。）	90,000円以内 [特](ウ) 152,000円以内 [特](エ) 242,000円以内 [特](キ) 380,000円以内
技能修得費 高等学校就学費	基本額（月額）	7,300円 [特]学級費等 2,170円以内
	学習支援費（年間上限額）	101,000円 [特]131,300円以内
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
	授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。）	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
	入学料	高等学校等所在の都道府県条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額(市町村立は市町村条例の額以内)。
	入学考査料	30,000円以内
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	災害時等の学用品費の再支給	36,500円以内
	入学準備金	118,200円以内
就職支度費		34,000円以内

住宅扶助

世帯人員	床面積	家賃、間代、地代等（月額） 基準額	実施機関限り	特別基準	敷金等の上限（県内の特別基準）	契約更新料の上限（県内の特別基準）	住宅維持費（年額）
1人	～6㎡	8,000円以内	21,000円以内	－	159,600円	59,900円	135,000円以内
	7～10㎡		25,000円以内	－			
	11～15㎡		28,000円以内	－			
	16㎡～		30,700円以内	39,900円以内			
2人			37,000円以内	43,000円以内	172,000円	64,500円	
3人			39,900円以内	46,000円以内	184,000円	69,000円	
4人				49,000円以内	196,000円	73,500円	[特] 202,500円以内
5人				52,000円以内	208,000円	78,000円	
6人			43,000円以内				
7人以上			47,900円以内	55,000円以内	220,000円	82,500円	

障害者加算

区　　分	在　宅	入院・入所	
(2)のア	23,060円	22,310円	
(2)のイ	15,380円	14,870円	R7.7.1～
(3)重度障害者加算	15,690円		16,100円
(4)家族介護料	13,150円		13,490円
(5)他人介護料	73,170円以内		
[特]	109,770円以内		
(厚労大臣承認の特別基準※)	(165,200円以内)		

※自治体により金額が異なる

児童養育加算

児童の養育者	高等学校等修了前	10,190円

母子加算

区　　分	在　宅	入院・入所
児　童　1　人	16,100円	19,350円
児　童　2　人	20,200円	20,910円
1人増すごとに	2,500円	770円

【児童】18歳に達す

その他の加算

妊　婦　加　算	妊娠6ヶ月未満	7,760円
	妊娠6ヶ月以上	11,720円
産　婦　加　算	7,210円	
在宅患者加算	11,280円	
放射線障害者加算	(1)	46,760円
	(2)	23,380円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額(特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	12,600円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再　生	1組	15,200円以内
	新　規	1組	22,200円以内
平　常　着		1人	15,300円以内
新生児用品等		57,200円以内	
入院時寝巻等		4,800円以内	
紙おむつ等		26,100円以内	
災害にあい災害救助法が発動されない場合の布団類・被服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	21,900円以内	39,300円以内
	4人まで	41,700円以内	66,500円以内
	5人	53,600円以内	84,600円以内
	1人を増すごとに	7,800円以内	11,600円以内
家具什器費(暖房器具・冷房器具を除く。)		35,800円以内	
		[特]	57,000円以内
暖房器具		29,000円以内	
		[特]	73,000円以内
冷房器具		73,000円以内	
移送費		交通費、宿泊料、飲食物費、日当(日当は委託使役者に限る。)	
入学準備金	小学校等	91,600円以内	
	中学校等	101,000円以内	
就労活動促進費		月額	5,000円
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費		135,000円以内	
		[特]	202,500円以内
家財保管料		[特]月額	14,000円以内
家財処分料		[特] 必要最小限度の額	
妊娠定期検査料		[特] 必要最小限度の額	
除雪費		[特]	34,000円以内

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用(貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を除く。)及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

2級地－1:　前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地－1:　伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地－2:　みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和7年度　生活保護基準額表（3級地－2）　（令和7年4月～）

第1類

年齢	基準額
0～2	37,000円
3～5	37,000円
6～11	38,560円
12～17	40,900円
18･19	38,950円
20～40	38,950円
41～59	38,950円
60～64	38,950円
65～69	38,560円
70～74	38,560円
75～	33,110円

逓減率

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

世帯人員	基準額	冬季加算Ⅴ区(注)	期末一時扶助
1人	27,790円	4,630円	10,970円
2人	38,060円	6,580円	17,880円
3人	44,730円	7,470円	18,430円
4人	48,900円	8,070円	20,730円
5人	49,180円	8,300円	21,620円
6人	55,650円	8,820円	24,570円
7人	58,920円	9,200円	26,100円
8人	61,910円	9,490円	27,640円
9人	64,670円	9,790円	28,950円
10人以上1人増すごとに	2,760円	310円	1,320円

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

区分	入院患者	介護施設入所者	県内救護施設(注)
基準額	23,110円以内	9,880円以内	60,940円
冬季加算	入院先の地区別による 群馬県（Ⅴ区）　1,000円		2,910円
期末一時扶助費	入院先の級地区分による 1-1　14,160　1-2　13,520 2-1　12,880　2-2　12,250 3-1　11,610　3-2　10,970		4,610円
介護施設入所者加算		9,880円以内	－

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

【基準生活費の算定】

A＋B＋C＋特例加算

A　1類×率＋2類

B　経過的加算額（保護手帳参照）

C　地区別冬期加算額

特例加算　世帯員一人につき1,000円

（令和７年１０月～1,500円）

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

★生活扶助基準については、
当面2年間（令和7～8年度）の
臨時的・特例的な対応となる。
・特例加算：世帯員一人につき月額
1,000円を加えるものとする（令和7年
10月～1,500円）。
※入院患者・介護施設入所者については、令和7年10月以降も現行の一人につき月額1,000円の額を維持
・当該加算を行ってもなお改定以前の基準額から減額となる世帯について、

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	3,400円	5,300円
学級費	1,170円以内	1,250円以内
学習支援費（年間上限額）	16,400円 [特]21,320円以内	59,800円 [特]77,740円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	
給食費	保護者が負担すべき額	
通学のための交通費	必要な最小限度の額	
災害時等の学用品費の再支給	15,200円以内	23,600円以内
その他	校外活動参加費(必要最小限)	

その他の扶助

区分		基準額
出産扶助	出産に要する費用	318,000円以内
		［特］368,000円以内
	衛生材料費	6,200円以内
葬祭扶助	大人	191,600円以内
	小人	153,300円以内
生業費		47,000円以内
技能修得費	技能修得費（高等学校就学費を除く。）	90,000円以内 [特](ウ) 152,000円以内 [特](エ) 242,000円以内 [特](キ) 380,000円以内
技能修得費 高等学校就学費	基本額（月額）	7,300円 [特]学級費等 2,170円以内
	学習支援費（年間上限額）	101,000円 [特]131,300円以内
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
	授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。）	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
	入学料	高等学校等所在の都道府県条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額(市町村立は市町村条例の額以内)。
	入学考査料	30,000円以内
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	災害時等の学用品費の再支給	36,500円以内
	入学準備金	118,200円以内
就職支度費		34,000円以内

住宅扶助

世帯人員	床面積	家賃、間代、地代等（月額） 基準額	実施機関限り	特別基準	敷金等の上限（県内の特別基準）	契約更新料の上限（県内の特別基準）	住宅維持費（年額）
1人	～6㎡	8,000円以内	21,000円以内	－	159,600円	59,900円	135,000円以内
	7～10㎡		25,000円以内	－			
	11～15㎡		28,000円以内	－			
	16㎡～		30,700円以内	39,900円以内			
2人			37,000円以内	43,000円以内	172,000円	64,500円	
3人			39,900円以内	46,000円以内	184,000円	69,000円	
4人				49,000円以内	196,000円	73,500円	[特] 202,500円以内
5人				52,000円以内	208,000円	78,000円	
6人			43,000円以内				
7人以上			47,900円以内	55,000円以内	220,000円	82,500円	

障害者加算

区　　分	在　宅	入院・入所
(2)のア	23,060円	22,310円
(2)のイ	15,380円	14,870円
(3)重度障害者加算	15,690円	
(4)家族介護料	13,150円	
(5)他人介護料	73,170円以内	
[特]	109,770円以内	
(厚労大臣承認の特別基準)	(165,200円以内)	

R7.7.1～
16,100円
13,490円

※自治体により金額が異なる

児童養育加算

児童の養育者	高等学校等修了前	10,190円

母子加算

区　　分	在　宅	入院・入所
児　童　1　人	16,100円	19,350円
児　童　2　人	20,200円	20,910円
1人増すごとに	2,500円	770円

【児童】18歳に達す

その他の加算

妊　婦　加　算	妊娠6ヶ月未満	7,760円
	妊娠6ヶ月以上	11,720円
産　婦　加　算	7,210円	
在宅患者加算	11,280円	
放射線障害者加算	(1)	46,760円
	(2)	23,380円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額（特別徴収を除く）	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	12,600円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再　生	1組	15,200円以内
	新　規	1組	22,200円以内
平　常　着		1人	15,300円以内
新生児用品等		57,200円以内	
入院時寝巻等		4,800円以内	
紙おむつ等		26,100円以内	
災害にあい災害救助法が発動されない場合の布団類・被服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	21,900円以内	39,300円以内
	4人まで	41,700円以内	66,500円以内
	5人	53,600円以内	84,600円以内
	1人を増すごとに	7,800円以内	11,600円以内
家具什器費（暖房器具・冷房器具を除く。）		35,800円以内 [特] 57,000円以内	
暖房器具		29,000円以内 [特] 73,000円以内	
冷房器具		73,000円以内	
移送費		交通費、宿泊料、飲食物費、日当（日当は委託使役者に限る。）	
入学準備金	小学校等	91,600円以内	
	中学校等	101,000円以内	
就労活動促進費		月額 5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費		135,000円以内 [特] 202,500円以内	
家財保管料		[特]月額 14,000円以内	
家財処分料		[特] 必要最小限度の額	
妊娠定期検査料		[特] 必要最小限度の額	
除雪費		[特] 34,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用（貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。）する場合	不動産鑑定（再評価に要する費用を除く。）及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

2級地－1:　前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地－1:　伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地－2:　みどり市、上記以外の町村(21市町村)

群馬県級地別人口（令和2年国勢調査データによる）

	市町村	人　口	2級地―1合計	3級地―1合計	3級地―2合計
2級地-1	前橋市	332,149			
	高崎市	372,973			
	桐生市	106,445			
	（小計）	811,567	811,567		
3級地-1	伊勢崎市	211,850			
	太田市	223,014			
	沼田市	45,337			
	館林市	75,309			
	渋川市	74,581			
	藤岡市	63,261			
	富岡市	47,446			
	安中市	54,907			
	草津町	6,049			
	みなかみ町	17,195			
	大泉町	42,089			
	（小計）	861,038		861,038	
3級地-2	みどり市	49,648			
	榛東村	14,216			
	吉岡町	21,792			
	上野村	1,128			
	神流町	1,645			
	下仁田町	6,576			
	南牧村	1,611			
	甘楽町	12,491			
	中之条町	15,386			
	東吾妻町	12,728			
	長野原町	5,095			
	嬬恋村	8,850			
	高山村	3,511			
	片品村	3,993			
	川場村	3,480			
	昭和村	6,953			
	玉村町	36,054			
	板倉町	14,083			
	明和町	10,882			
	千代田町	10,861			
	邑楽町	25,522			
	（小計）	266,505			266,505
	総数（人）	1,939,110	811,567	861,038	266,505
	構成比（%）		41.85%	44.40%	13.74%

（令和2年10月1日現在の市町村の境域による）

北 関 東 三 県 比 較 対 照 表

令和7年7月31日

群馬労働局労働基準部賃金室作成

（1）年度別地域別最低賃金の比較表

（単位：円）

県　名	年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
群　馬	日額									
	引上げ額									
	時間額	759	783	809	835	837	865	895	935	985
	引上げ額	22	24	26	26	2	28	30	40	50
	発効日	10/6	10/7	10/6	10/6	10/3	10/2	10/8	10/5	10/4
栃　木	日額									
	引上げ額									
	時間額	775	800	826	853	854	882	913	954	1004
	引上げ額	24	25	26	27	1	28	31	41	50
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差（時間額）	16	17	17	18	17	17	18	19	19
茨　城	日額									
	引上げ額									
	時間額	771	796	822	849	851	879	911	953	1005
	引上げ額	24	25	26	27	2	28	32	42	52
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差（時間額）	12	13	13	14	14	14	16	18	20

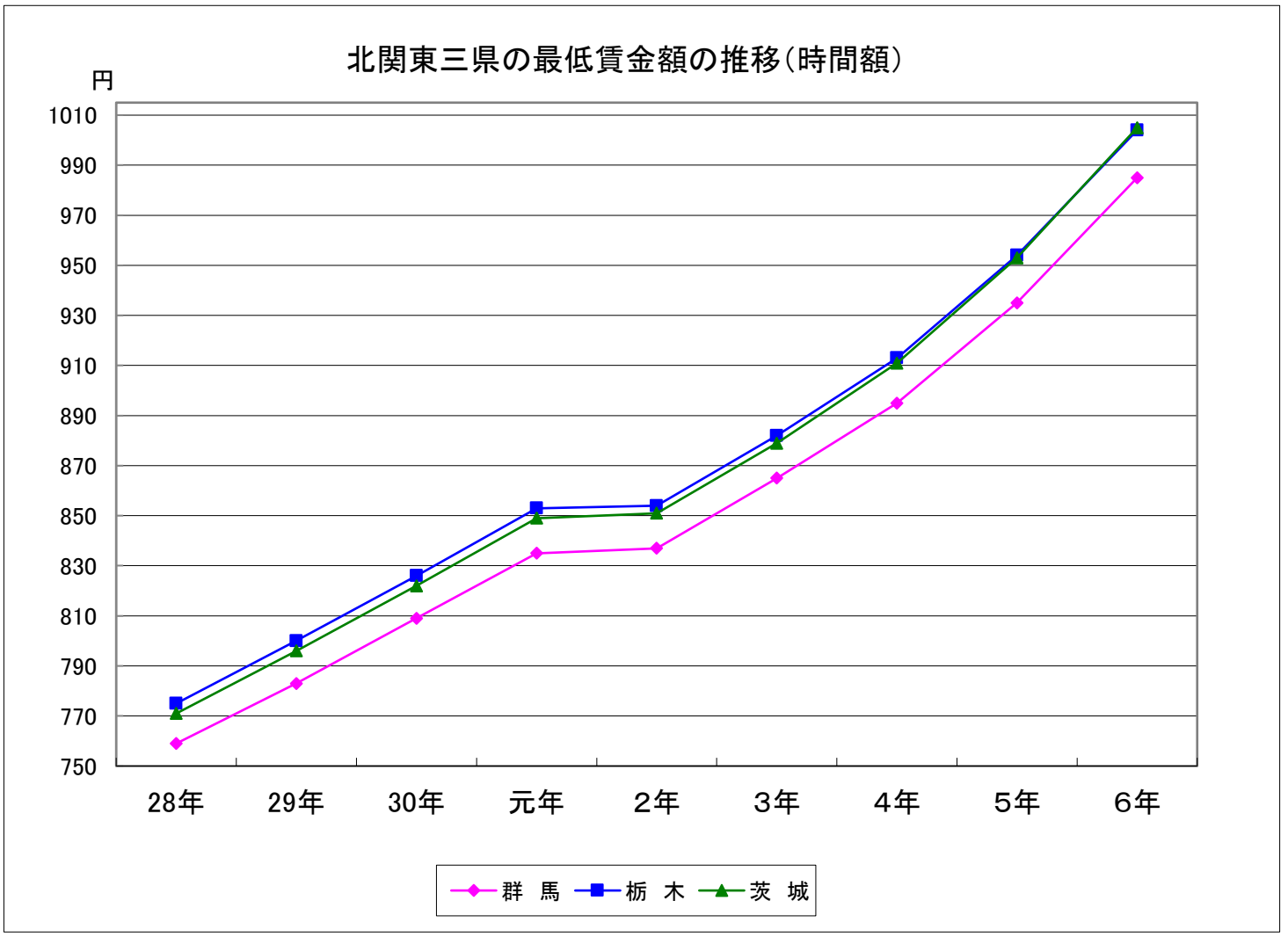

（2）新規高卒者初任給の推移【企業規模10人以上】

		年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
男子	初任給額（千円）	群馬	167.1	167.7	168.2	183.5	180.2	187.4	196.1	209.2
		栃木	163.0	164.3	167.4	180.8	179.5	187.2	191.1	199.6
		茨城	164.2	168.6	171.9	181.9	185.4	184.2	186.9	201.3
		全国	164.2	166.6	168.9	179.5	181.6	183.4	189.0	200.5
	地域格差（東京＝100）	年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
		群馬	96	96	95	101	94	94	100	99
		栃木	94	94	95	99	93	94	98	95
		茨城	94	96	97	100	96	93	96	96
女子	初任給額（千円）	年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
		群馬	159.3	162.0	166.2	177.2	172.3	173.0	179.4	194.3
		栃木	160.5	160.3	158.3	170.6	169.1	181.6	178.4	192.9
		茨城	158.3	164.2	164.4	169.8	174.2	179.1	178.8	192.8
		全国	158.4	162.3	164.6	174.6	176.3	177.6	183.2	191.7
	地域格差（東京＝100）	年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
		群馬	94	93	92	95	81	86	99	94
		栃木	94	92	88	91	80	90	98	93
		茨城	93	94	91	91	82	89	98	93

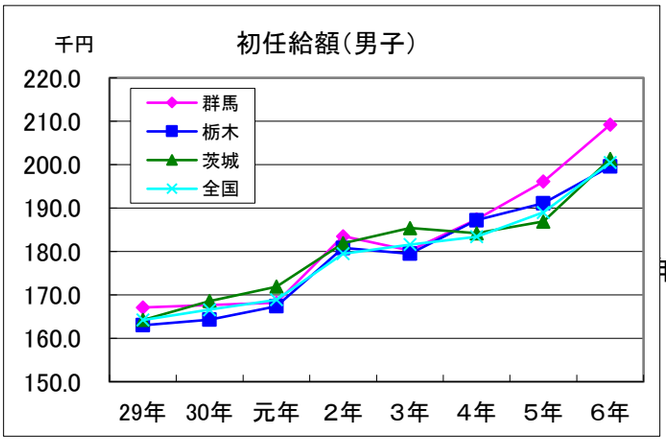

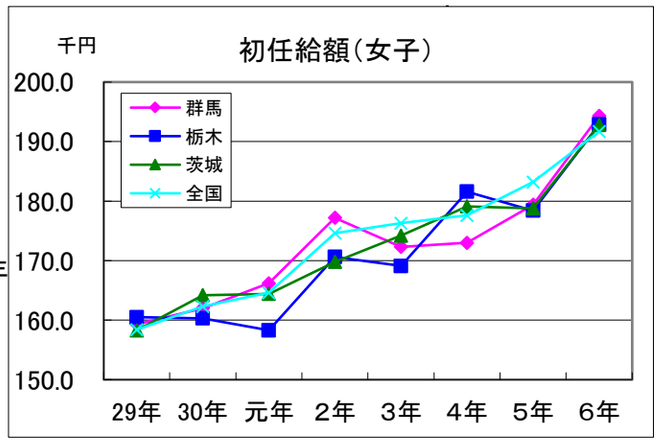

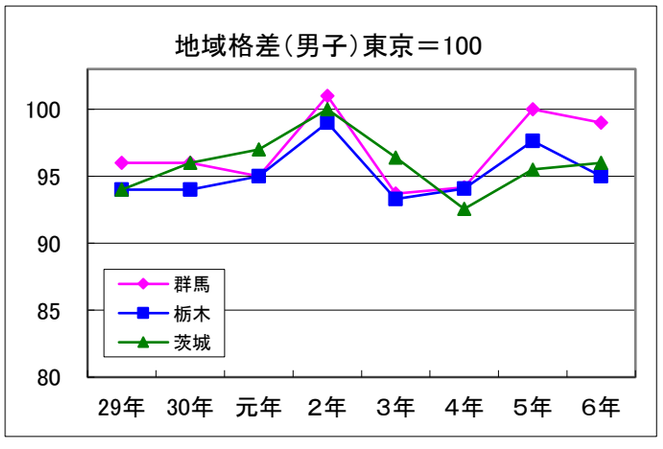

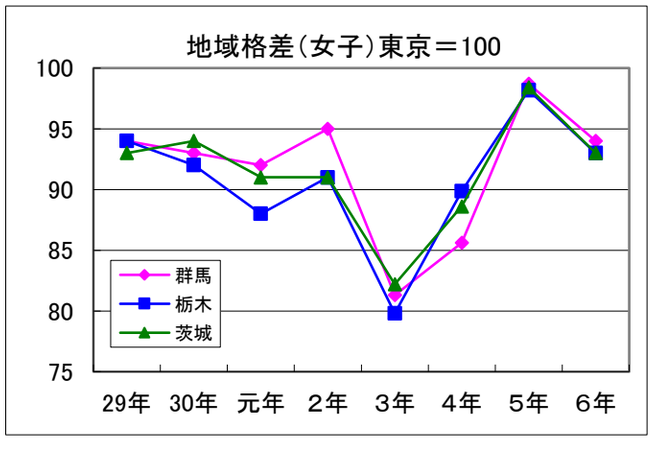

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
※令和2年調査より、『新規学卒者がいた場合に記入する方法から新規学卒者が抽出された場合に集計に変更』・『通勤手当等を除いて記入する方法から通勤手当等を含んで集計に変更』となっている

（3）標準生計費の推移【一人世帯】

（各県庁所在都市）　　（単位：円）

年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
群馬	99,210	101,110	107,960	115,050	101,790	134,300	123,830	126,930
栃木	111,660	111,959	123,483	109,107	101,476	129,091	138,970	103,895
茨城	115,084	99,315	110,768	96,857	95,244	110,475	115,057	108,014
全国	116,560	116,930	120,190	110,610	114,720	114,480	120,910	119,110

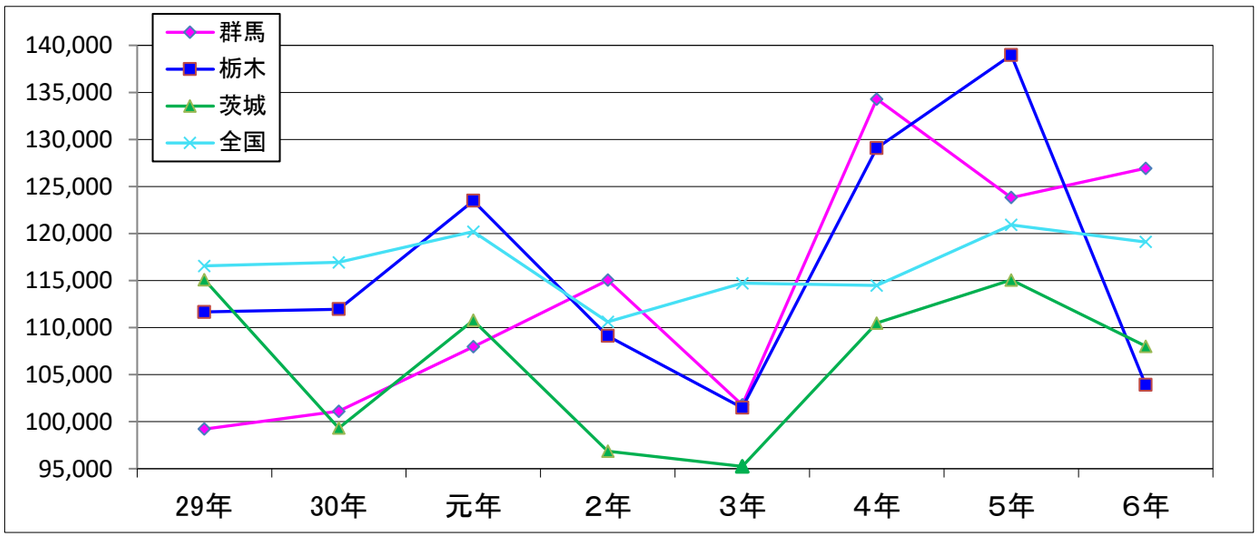

資料出所：人事院、各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」

（4）有効求人倍率の推移【パート含む】

（単位：倍）

年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
群馬	1.61	1.71	1.70	1.26	1.26	1.47	1.42	1.35
栃木	1.34	1.43	1.40	1.06	1.06	1.17	1.17	1.14
茨城	1.45	1.60	1.62	1.33	1.35	1.47	1.41	1.33
全国	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25

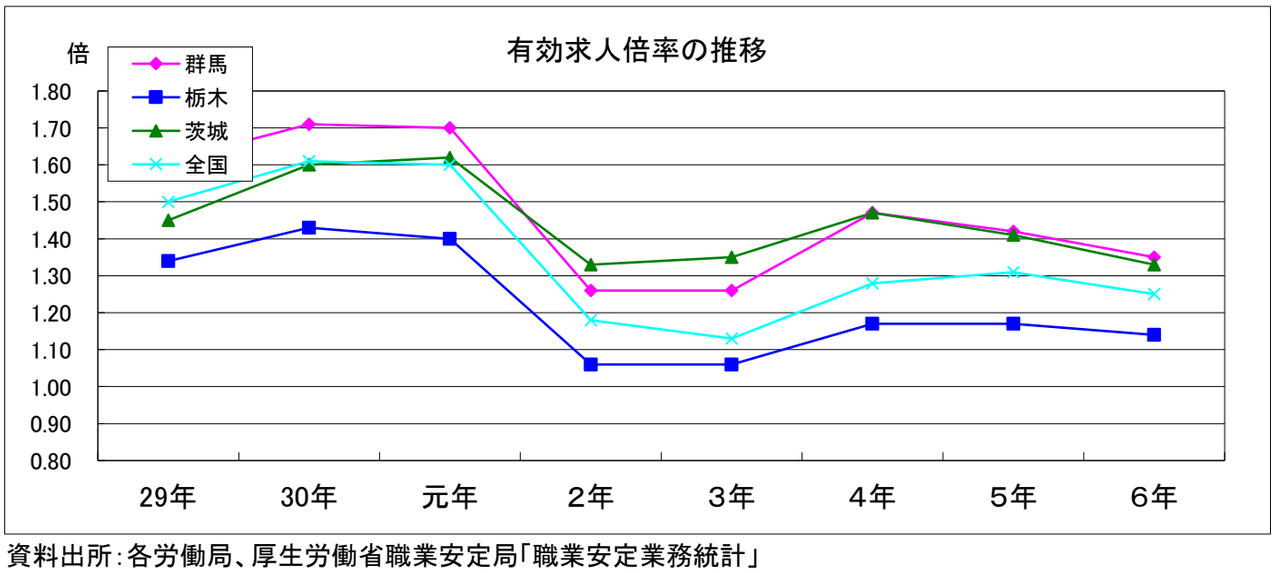

資料出所：各労働局、厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

(5)都道府県(各県庁所在都市)別消費者物価指数の推移

対前年上昇率　%	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
群馬　(前橋市)	0.6	1.5	0.6	−0.4	−0.3	2.2	3.5	2.5
栃木　(宇都宮市)	0.2	0.5	0.5	0.2	−0.5	2.4	3.1	2.7
茨城　(水戸市)	0.6	1.2	0.7	−0.1	−0.2	2.4	3.4	2.4
全国	0.5	1.0	0.5	0.0	−0.2	2.5	3.2	2.7

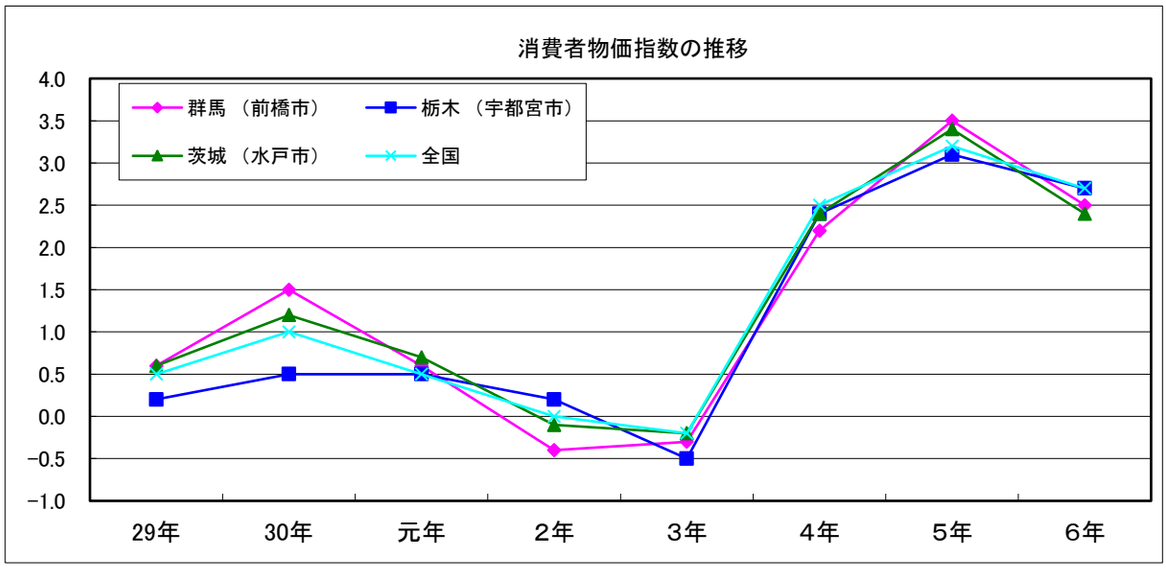

消費者物価地域差指数

総合
東京都区部＝100

	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
群馬　(前橋市)	91.4	91.7	91.7	91.1	91.6	91.1	91.6	92.2
栃木　(宇都宮市)	94.6	94.4	94	94.1	94.5	94.2	93.5	93.9
茨城　(水戸市)	93.8	93.8	93.6	92.7	93.6	93.7	93.9	93.8

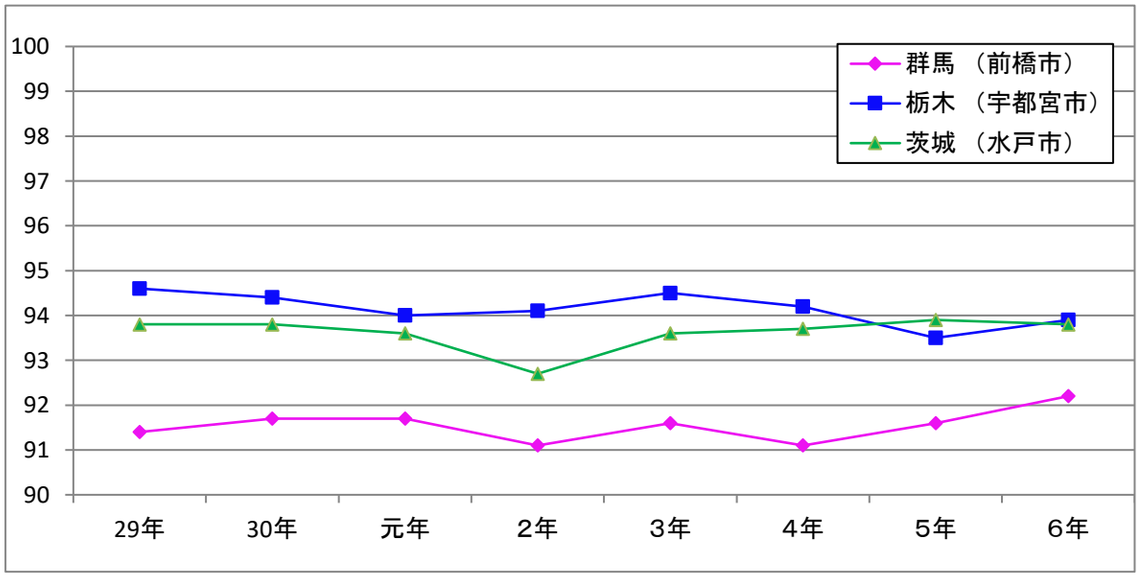

資料出所：総務省統計局「消費者物価指数」を加工
令和2年までは「平成27年＝100」、令和3年からは「令和2年＝100」とした数値による。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

令和７年２月25日
【照会先】
政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統 計 管 理 官　角井　伸一
室 長 補 佐　細野　晃司
毎勤調整係・企画調整係
（代表電話）03(5253)1111（内線7609,7610）
（直通電話）03(6812)7819

毎月勤労統計調査　令和６年分結果確報

（前年と比較して）

○ 現金給与総額は347,994円(2.8%増)となった。うち一般労働者が453,256円(3.2%増)、パートタイム労働者が111,901円(3.9%増)となり、パートタイム労働者比率が30.86%(0.51ポイント上昇)となった。なお、一般労働者の所定内給与は332,599円(2.4%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,343円(4.3%増)となった。

○ 就業形態計の所定外労働時間は10.0時間(2.7%減)となった。

○ 就業形態計の常用雇用は1.2%増となった。

※　令和６年１月分確報において、母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を行いました。ベンチマーク更新に伴って賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率に乖離が生じることから、令和６年の前年比等については、令和５年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和６年の値を比較することにより算出しています。

（事業所規模５人以上、令和６年確報）

区分	就業形態計	前年比（差）	一般労働者	前年比（差）	パートタイム労働者	前年比（差）
月間現金給与額						
	円	%	円	%	円	%
現金給与総額	347,994	2.8	453,256	3.2	111,901	3.9
きまって支給する給与	281,959	2.0	359,632	2.4	107,746	3.2
所定内給与	262,325	2.1	332,599	2.4	104,706	3.1
（時間当たり給与）	—	—	—	—	1,343	4.3
所定外給与	19,634	0.0	27,033	0.5	3,040	3.0
特別に支払われた給与	66,035	6.7	93,624	7.0	4,155	25.3
実質賃金						
現金給与総額	—	-0.3	—	0.0	—	0.7
きまって支給する給与	—	-1.2	—	-0.8	—	0.0
月間実労働時間数等						
	時間	%	時間	%	時間	%
総実労働時間	136.9	-1.0	162.2	-0.7	80.2	-1.0
所定内労働時間	126.9	-0.9	148.7	-0.5	77.9	-1.0
所定外労働時間	10.0	-2.7	13.5	-2.4	2.3	2.6
	日	日	日	日	日	日
出勤日数	17.7	0.1	19.4	-0.1	13.7	0.1
常用雇用						
	千人	%	千人	%	千人	%
本調査期間末	50,814	1.2	35,135	3.2	15,678	-3.2
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
パートタイム労働者比率	30.86	0.51	—	—	—	—
入職率	2.04	-0.10	1.48	-0.01	3.28	-0.22
離職率	1.94	-0.07	1.45	0.00	3.04	-0.14

注１：前年比（差）は、単位が%のものは前年比、ポイント又は日のものは前年差である。

※１　調査結果に関する留意事項については、最終頁の利用上の注意をご覧ください。
※２　毎月勤労統計調査に関する情報は、以下のURL（厚生労働省ホームページ）にも掲載しております。
(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html)
また、毎月勤労統計調査に関する詳細な結果は、以下のURL（政府統計の総合窓口（e-Stat））に掲載しております。
(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450071&tstat=000001011791)

付表　前年比（%）、前年差（ポイント）の推移（調査産業計、事業所規模５人以上）

年月	賃金									(注2) 実質賃金（総額）	(参考) (注3) 消費者物価指数	労働時間				常用雇用	
	現金給与総額								特別に支払われた給与			総実労働時間					(注4) パートタイム労働者比率
		一般	きまって支給する給与	一般	所定内給与	一般	(注1) パート時間当	所定外給与					所定内労働時間	所定外労働時間	製造業		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	ポイント
平成29年	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	2.4	0.5	0.6	-0.2	0.6	-0.2	-0.4	1.1	3.1	1.8	0.06
平成30年	1.4	1.6	0.9	1.0	0.8	1.0	2.3	0.7	3.6	0.2	1.2	-0.8	-0.8	-1.5	1.5	0.2	0.19
令和元年	-0.4	0.3	-0.2	0.5	-0.1	0.6	2.7	-0.8	-1.0	-1.0	0.6	-2.2	-2.2	-1.9	-8.5	1.2	0.65
令和２年	-1.2	-1.7	-0.7	-1.1	0.2	-0.1	3.9	-12.1	-3.6	-1.2	0.0	-2.8	-2.0	-13.2	-20.7	0.2	-0.40
令和３年	0.3	0.5	0.5	0.8	0.3	0.4	0.8	3.9	-0.8	0.6	-0.3	0.6	0.4	5.1	14.1	0.5	0.15
令和４年	2.0	2.3	1.4	1.6	1.1	1.3	1.6	5.0	4.6	-1.0	3.0	0.1	-0.3	4.6	6.2	0.8	0.32
令和５年	1.2	1.8	1.1	1.6	1.2	1.6	3.0	0.2	1.9	-2.5	3.8	0.1	0.2	-0.9	-5.5	1.9	0.64
速報→ 令和６年	2.9	3.2	2.0	2.4	2.1	2.4	4.3	0.1	6.9	-0.2	3.2	-1.0	-0.9	-2.8	-3.6	1.2	0.48
確報→ 令和６年	**r2.8**	**3.2**	**2.0**	**2.4**	**2.1**	**2.4**	**4.3**	**r0.0**	**r6.7**	**r-0.3**	**3.2**	**-1.0**	**-0.9**	**r-2.7**	**-3.6**	**1.2**	**r0.51**
令和５年１月～３月	0.9	1.6	0.8	1.3	0.7	1.3	1.8	1.0	6.5	-3.2	4.3	0.7	0.6	1.4	-4.8	1.7	0.81
４月～６月	2.0	2.6	1.3	1.7	1.3	1.7	2.6	0.6	5.1	-1.8	4.0	0.5	0.6	-0.6	-4.1	1.8	0.53
７月～９月	0.9	1.4	1.1	1.7	1.2	1.8	3.6	-0.1	-0.7	-2.6	3.7	-0.6	-0.5	-2.0	-6.8	1.9	0.61
10月～12月	0.9	1.5	1.2	1.6	1.2	1.7	4.0	-0.6	0.5	-2.5	3.4	-0.2	0.2	-2.5	-6.3	2.0	0.63
令和６年１月～３月	1.3	1.7	1.4	1.7	1.5	2.0	4.2	-1.2	-0.5	-1.6	3.0	-1.4	-1.2	-2.9	-6.7	1.3	0.60
４月～６月	3.0	3.6	1.9	2.5	2.1	2.6	4.1	0.2	7.0	-0.2	3.1	-1.1	-0.9	-2.6	-5.0	1.2	0.63
７月～９月	2.9	3.3	2.2	2.5	2.4	2.7	4.4	0.2	7.4	-0.3	3.2	-1.1	-1.0	-2.7	-1.0	1.1	0.39
速報→ 10月～12月	3.9	4.1	2.4	2.7	2.5	2.6	4.6	1.1	7.6	0.5	3.4	-0.6	-0.4	-2.8	-1.7	1.0	0.32
確報→ 10月～12月	**r3.7**	**r4.0**	**2.4**	**2.7**	**2.5**	**r2.7**	**r4.5**	**r1.0**	**r7.0**	**r0.4**	**3.4**	**-0.6**	**-0.4**	**r-2.5**	**-1.7**	**1.0**	**r0.40**

注1：パート時間当は、所定内給与（パートタイム労働者）を所定内労働時間（パートタイム労働者）で除して算出している。
注2：実質賃金（総額）は、現金給与総額指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。
注3：消費者物価指数は、総務省で公表している消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年比を掲載している。
注4：パートタイム労働者比率は、前年差（ポイント）の推移となっている。
注5：rは速報から確報時に改訂（revised）された値を示す。
注6：令和６年１月分確報において、推計に用いる母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を実施した。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和６年の前年比等については、令和５年１月にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和６年の値を比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

１－１図　賃金の動き　事業所規模別現金給与総額

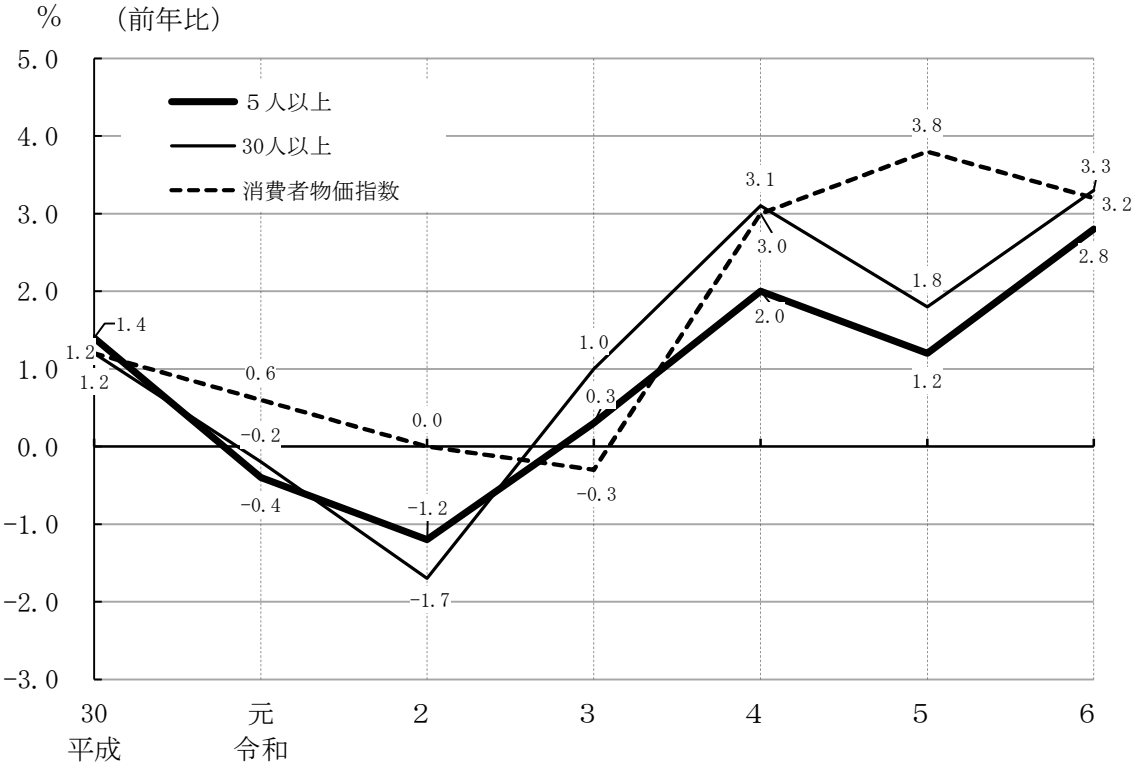

１－２図　賃金の動き　事業所規模別きまって支給する給与

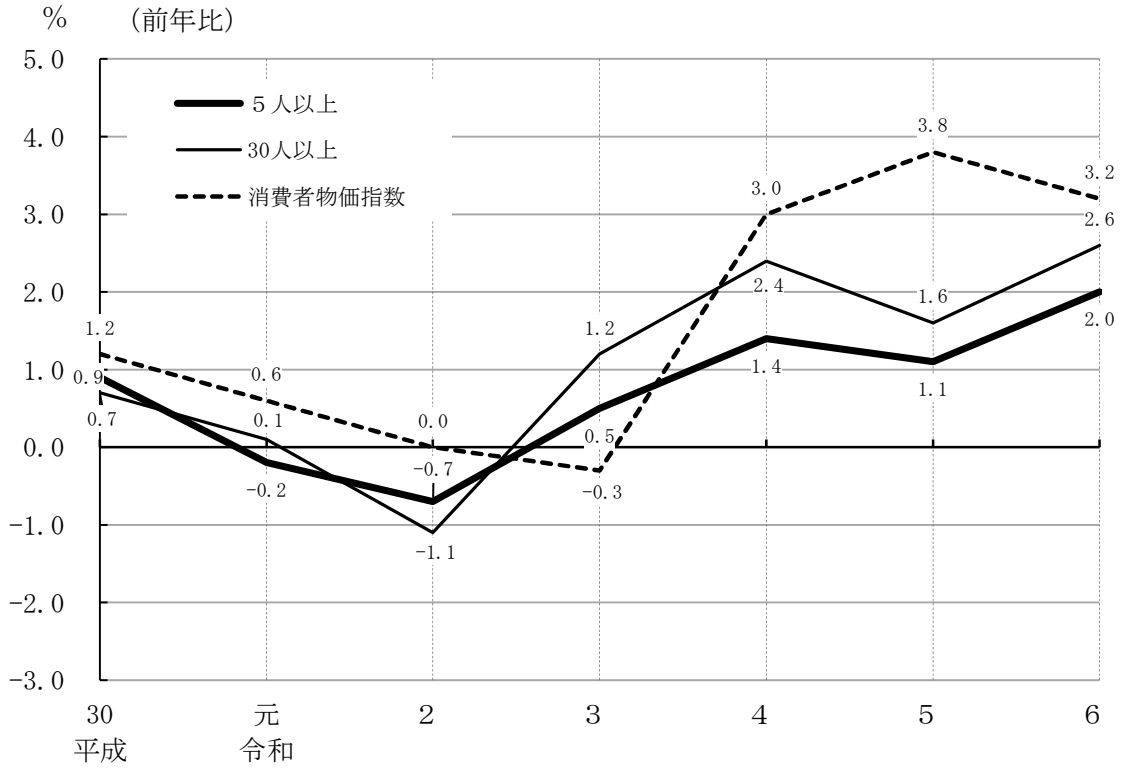

１－３図　賃金の動き　就業形態別所定内給与

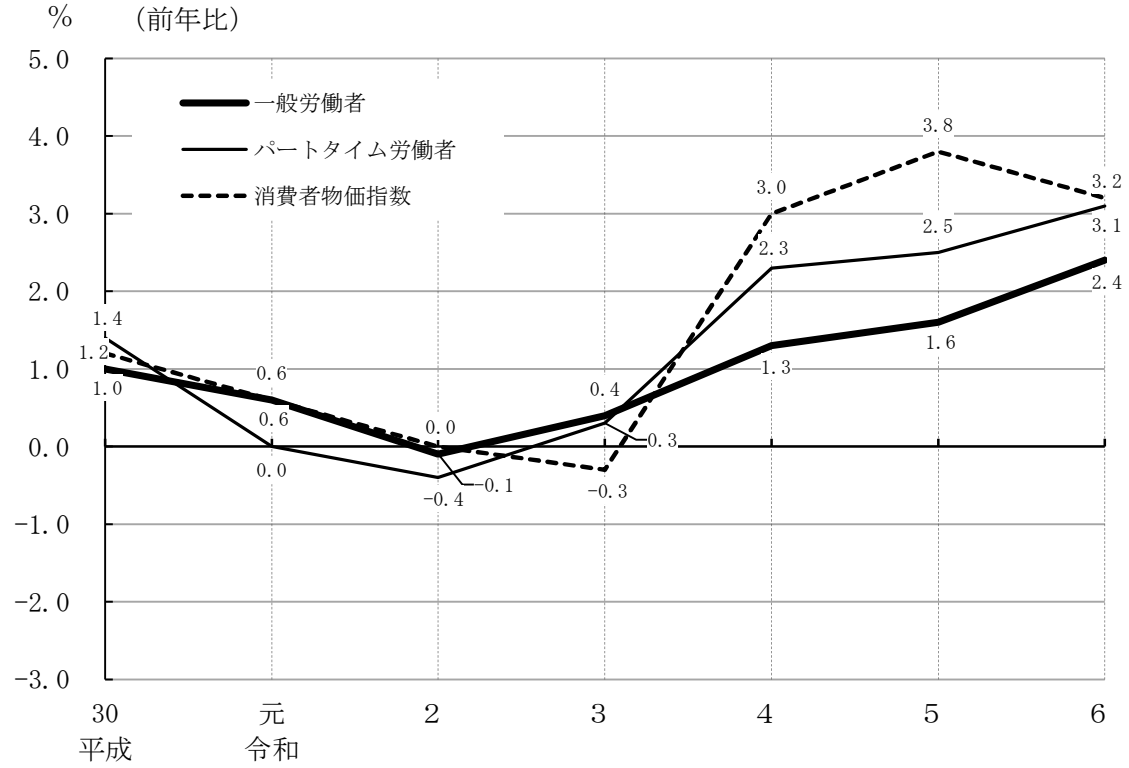

１－４図　賃金の動き　産業別現金給与総額

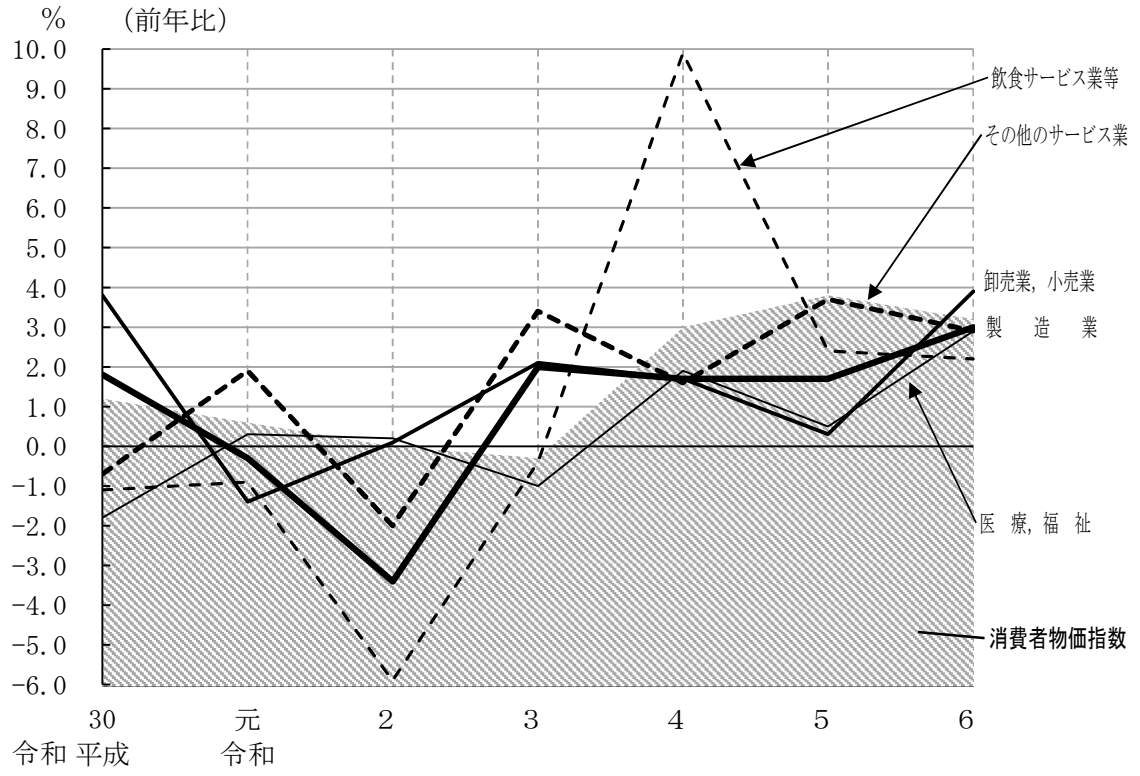

１－５図　実質賃金の動き　事業所規模別現金給与総額

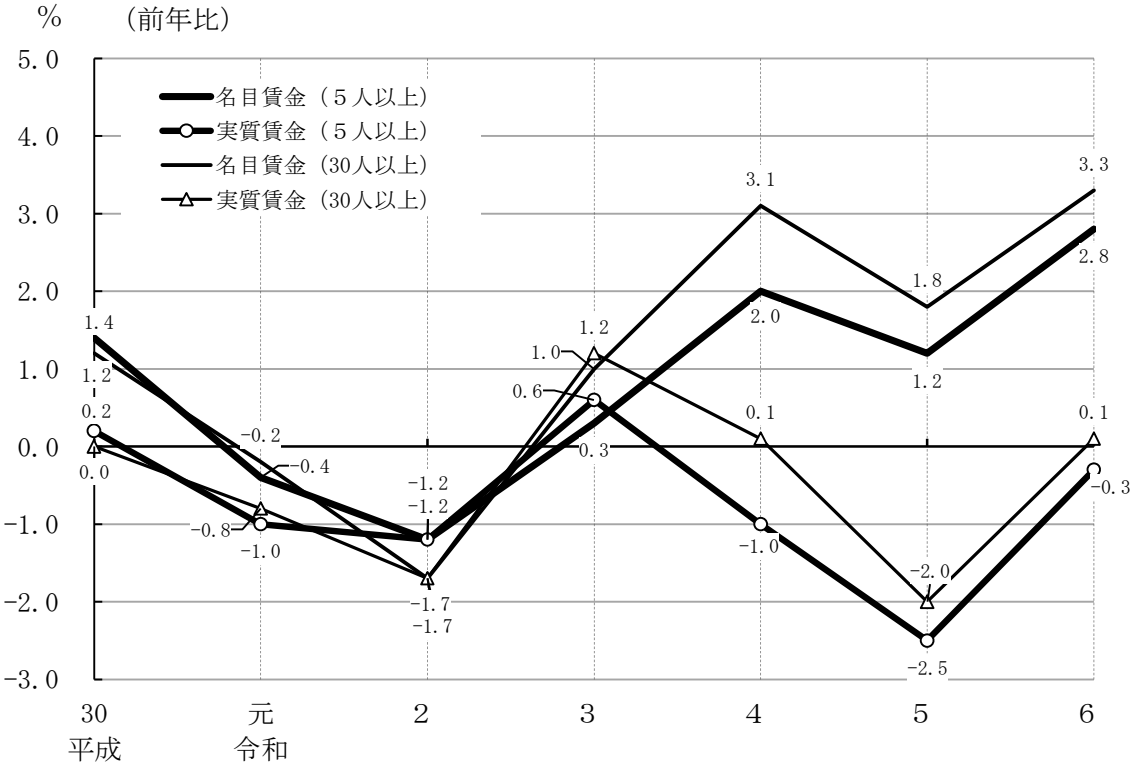

１－６図　実質賃金の動き　事業所規模別きまって支給する給与

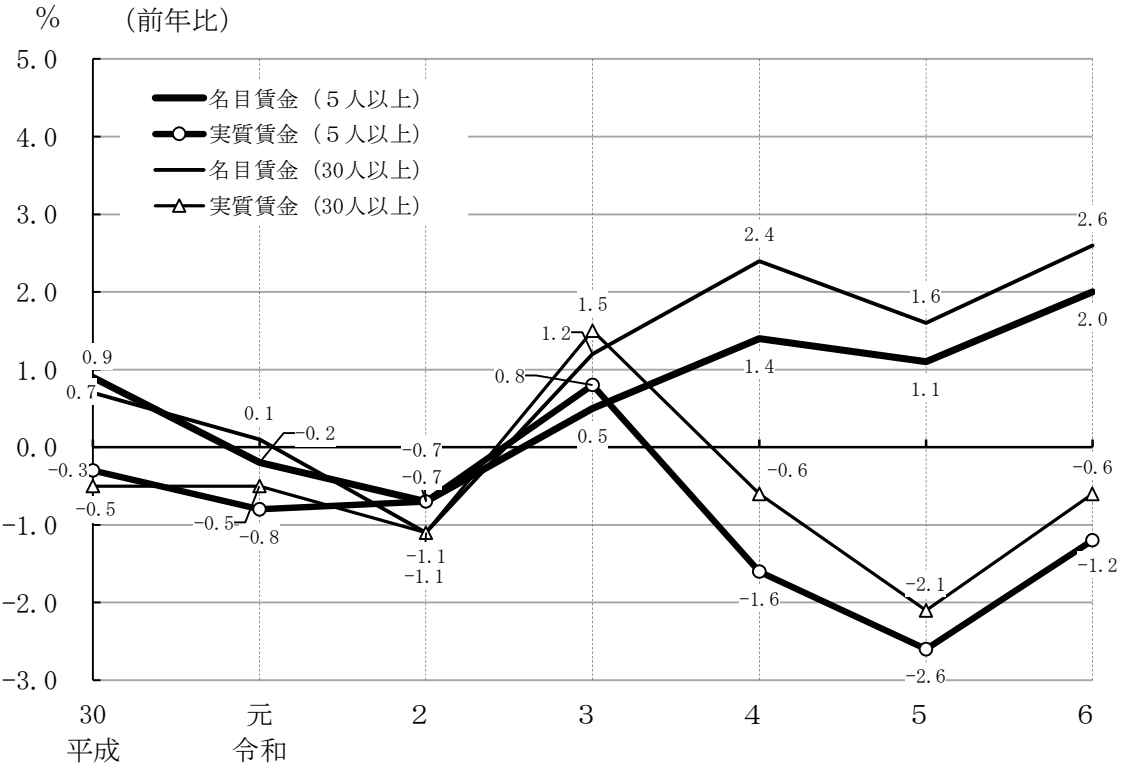

２図　労働時間の動き

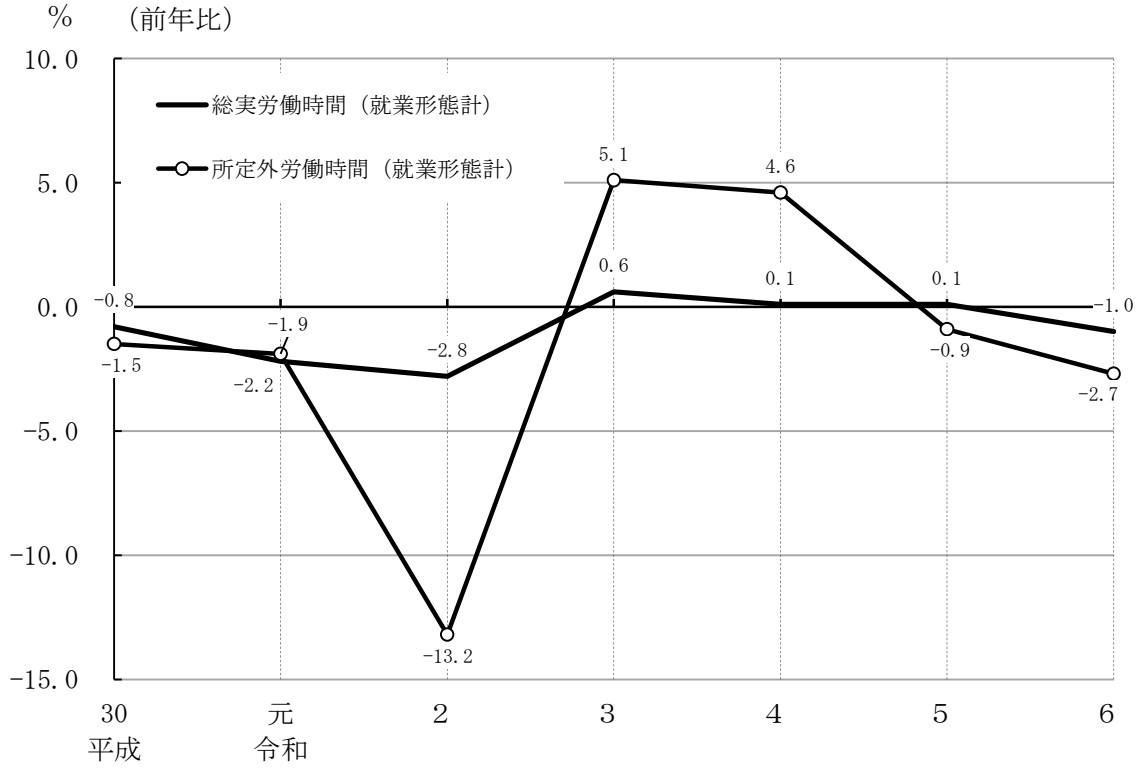

３図　常用雇用、パートタイム労働者比率の動き

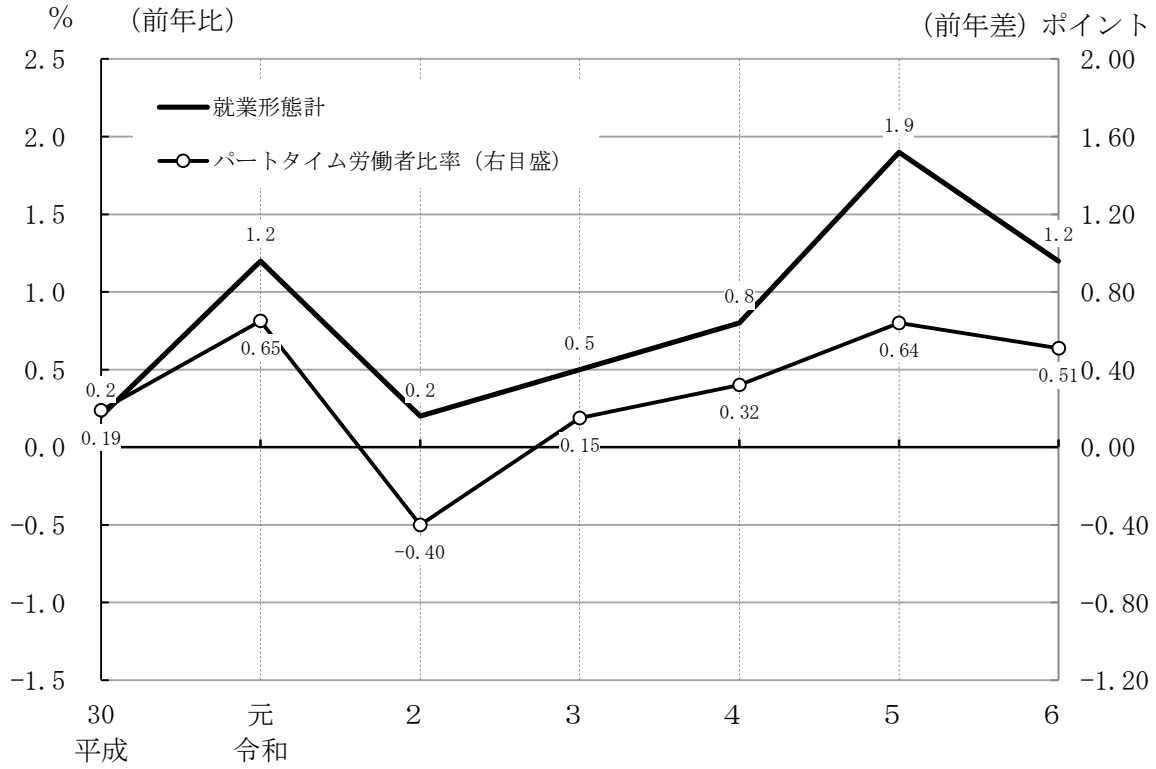

統　計　表
第１表　月間現金給与額

（事業所規模５人以上、令和６年確報）

産業	現金給与総額	前年比	きまって支給する給与	前年比	所定内給与	前年比	所定外給与	前年比	特別に支払われた給与	前年比
就業形態計	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調査産業計	347,994	2.8	281,959	2.0	262,325	2.1	19,634	0.0	66,035	6.7
鉱業，採石業等	411,892	1.8	313,370	-2.3	288,824	-2.9	24,546	3.5	98,522	17.8
建設業	453,559	5.0	362,599	2.8	338,747	3.3	23,852	-3.2	90,960	14.3
製造業	412,916	3.0	323,579	2.5	293,825	2.7	29,754	0.2	89,337	5.2
電気・ガス業	599,269	3.9	467,055	3.1	410,285	2.8	56,770	5.5	132,214	7.3
情報通信業	527,751	2.8	409,576	3.9	374,096	3.8	35,480	4.8	118,175	-0.8
運輸業，郵便業	386,737	2.6	323,570	2.3	280,528	2.9	43,042	-1.9	63,167	3.7
卸売業，小売業	306,881	3.9	248,463	2.2	235,780	2.2	12,683	3.3	58,418	11.5
金融業，保険業	524,040	4.6	393,363	3.3	366,771	2.9	26,592	8.4	130,677	8.6
不動産・物品賃貸業	420,219	0.1	327,271	0.3	305,405	0.2	21,866	-0.2	92,948	-0.2
学術研究等	515,657	2.1	403,780	2.9	377,803	3.5	25,977	-4.8	111,877	-1.2
飲食サービス業等	140,437	2.2	129,583	1.1	122,210	1.1	7,373	1.3	10,854	18.5
生活関連サービス等	231,148	5.1	204,615	3.6	195,472	3.5	9,143	4.8	26,533	19.3
教育，学習支援業	400,238	3.0	303,051	0.8	296,264	0.8	6,787	-1.2	97,187	10.9
医療，福祉	310,560	2.9	262,090	1.9	247,573	1.9	14,517	2.5	48,470	9.5
複合サービス事業	381,659	0.1	300,241	0.7	282,001	1.0	18,240	-3.2	81,418	-1.8
その他のサービス業	285,945	2.9	247,682	2.5	228,642	2.9	19,040	-1.2	38,263	6.2
一般労働者	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調査産業計	453,256	3.2	359,632	2.4	332,599	2.4	27,033	0.5	93,624	7.0
鉱業，採石業等	416,958	2.0	316,892	-2.4	291,900	-2.9	24,992	4.0	100,066	18.5
建設業	473,092	5.0	377,145	3.0	352,005	3.4	25,140	-3.2	95,947	13.7
製造業	453,661	2.9	351,880	2.3	318,763	2.6	33,117	-0.1	101,781	5.3
電気・ガス業	619,468	4.1	482,351	3.3	422,832	2.9	59,519	5.7	137,117	7.1
情報通信業	552,554	2.5	427,065	3.6	389,624	3.4	37,441	4.4	125,489	-0.7
運輸業，郵便業	433,359	2.4	359,203	2.1	309,829	2.8	49,374	-2.3	74,156	3.9
卸売業，小売業	466,367	5.1	363,470	2.9	342,383	2.8	21,087	4.7	102,897	13.3
金融業，保険業	564,593	4.9	420,087	3.5	390,893	3.2	29,194	8.3	144,506	8.9
不動産・物品賃貸業	495,759	0.1	380,813	0.2	354,159	0.2	26,654	0.4	114,946	-0.3
学術研究等	559,209	2.6	435,541	3.6	406,867	4.2	28,674	-4.1	123,668	-0.8
飲食サービス業等	352,323	4.4	306,202	2.3	281,287	2.0	24,915	5.0	46,121	21.3
生活関連サービス等	364,424	6.0	313,787	4.3	297,951	4.4	15,836	4.8	50,637	17.5
教育，学習支援業	540,245	2.9	401,498	0.8	391,916	0.9	9,582	-1.2	138,747	9.9
医療，福祉	397,784	2.2	329,254	1.1	308,794	1.0	20,460	2.1	68,530	7.3
複合サービス事業	431,378	0.3	334,338	0.7	313,911	0.9	20,427	-3.2	97,040	-1.2
その他のサービス業	354,822	3.2	301,131	2.6	276,050	3.0	25,081	-1.1	53,691	7.2
パートタイム労働者	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調査産業計	111,901	3.9	107,746	3.2	104,706	3.1	3,040	3.0	4,155	25.3
鉱業，採石業等	140,011	23.9	124,364	19.3	123,725	23.8	639	-75.3	15,647	86.9
建設業	122,706	-6.6	116,211	-6.7	114,175	-6.3	2,036	-26.1	6,495	-7.0
製造業	138,973	4.7	133,302	4.5	126,164	4.2	7,138	11.2	5,671	9.7
電気・ガス業	198,459	9.8	163,524	3.3	161,304	3.1	2,220	17.6	34,935	56.1
情報通信業	150,183	9.2	143,346	9.7	137,717	9.8	5,629	8.5	6,837	-1.4
運輸業，郵便業	133,123	2.2	129,735	2.4	121,136	2.4	8,599	1.8	3,388	-5.3
卸売業，小売業	106,603	4.9	104,040	4.8	101,910	4.8	2,130	5.6	2,563	12.4
金融業，保険業	168,483	-0.8	159,056	-0.4	155,282	-1.0	3,774	31.7	9,427	-6.4
不動産・物品賃貸業	113,972	5.4	110,205	4.3	107,753	4.7	2,452	-8.1	3,767	46.5
学術研究等	154,057	7.0	140,080	4.3	136,494	3.9	3,586	13.6	13,977	46.2
飲食サービス業等	79,447	1.0	78,745	1.1	76,421	1.3	2,324	-5.5	702	-2.0
生活関連サービス等	98,817	3.4	96,216	2.3	93,717	2.2	2,499	7.8	2,601	64.8
教育，学習支援業	105,540	5.7	95,833	2.1	94,929	2.1	904	3.1	9,707	62.5
医療，福祉	134,822	5.3	126,768	3.7	124,223	3.7	2,545	-0.2	8,054	41.5
複合サービス事業	154,309	-1.6	144,323	-0.4	136,081	-0.2	8,242	-4.6	9,986	-15.4
その他のサービス業	126,874	6.6	124,243	6.6	119,157	6.5	5,086	9.9	2,631	7.6
事業所規模30人以上	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調査産業計 就業形態計	397,789	3.3	315,351	2.6	290,654	2.7	24,697	0.6	82,438	6.0
調査産業計 一般労働者	487,329	3.5	379,321	2.7	347,819	2.9	31,502	0.8	108,008	6.1
調査産業計 パートタイム労働者	126,472	4.6	121,516	3.9	117,439	3.8	4,077	4.2	4,956	25.4

注：産業名については、最終頁の利用上の注意４）を参照。

第２表　月間実労働時間及び出勤日数

（事業所規模５人以上、令和６年確報）

産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		前年比		前年比		前年比		前年差
就業形態計	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	136.9	-1.0	126.9	-0.9	10.0	-2.7	17.7	0.1
鉱業，採石業等	156.0	-3.9	141.9	-4.7	14.1	6.6	19.4	-0.6
建設業	161.5	-1.7	148.8	-1.2	12.7	-7.4	19.8	-0.3
製造業	156.4	-0.7	143.2	-0.3	13.2	-3.6	18.9	0.0
電気・ガス業	155.3	-0.4	139.5	-0.6	15.8	2.6	18.6	-0.1
情報通信業	157.3	0.0	141.5	-0.1	15.8	1.0	18.6	0.0
運輸業，郵便業	165.8	-1.0	144.1	-0.6	21.7	-4.2	19.4	0.0
卸売業，小売業	128.4	-1.0	121.3	-0.9	7.1	-1.3	17.5	-0.1
金融業，保険業	147.4	0.2	134.5	-0.4	12.9	5.2	18.5	0.0
不動産・物品賃貸業	150.0	-0.3	138.0	-0.3	12.0	-0.9	18.6	-0.1
学術研究等	153.5	-1.0	140.1	-0.6	13.4	-5.2	18.5	0.0
飲食サービス業等	88.6	-2.5	83.4	-2.4	5.2	-2.0	13.5	-0.2
生活関連サービス等	121.4	-0.2	115.1	-0.5	6.3	5.7	16.7	-0.1
教育，学習支援業	126.1	-0.2	114.6	-0.6	11.5	3.1	16.3	0.0
医療，福祉	129.7	-0.5	124.7	-0.6	5.0	-0.8	17.5	0.0
複合サービス事業	147.6	-0.5	138.8	-0.2	8.8	-6.0	18.7	0.0
その他のサービス業	138.2	-0.8	127.7	-0.5	10.5	-4.0	17.8	-0.1
一般労働者	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	162.2	-0.7	148.7	-0.5	13.5	-2.4	19.4	-0.1
鉱業，採石業等	157.1	-3.6	142.8	-4.6	14.3	7.6	19.5	-0.6
建設業	166.1	-1.6	152.8	-1.0	13.3	-7.5	20.1	-0.3
製造業	163.3	-0.8	148.8	-0.4	14.5	-4.1	19.2	-0.1
電気・ガス業	157.9	-0.1	141.3	-0.5	16.6	2.5	18.7	-0.1
情報通信業	161.3	-0.2	144.8	-0.4	16.5	0.8	18.9	0.0
運輸業，郵便業	177.8	-1.3	153.1	-0.6	24.7	-4.7	20.1	0.0
卸売業，小売業	162.9	-0.3	151.5	-0.3	11.4	0.3	19.6	-0.1
金融業，保険業	152.6	0.1	138.5	-0.4	14.1	5.1	18.7	-0.1
不動産・物品賃貸業	165.5	-0.2	151.0	-0.2	14.5	-0.3	19.6	-0.1
学術研究等	161.2	-0.6	146.4	-0.3	14.8	-4.5	19.0	-0.1
飲食サービス業等	173.6	-0.2	158.1	0.0	15.5	-1.3	20.2	-0.2
生活関連サービス等	164.9	0.2	154.6	-0.1	10.3	5.1	20.1	-0.1
教育，学習支援業	159.8	0.1	143.4	-0.2	16.4	2.4	19.1	0.0
医療，福祉	155.4	-0.7	148.6	-0.7	6.8	-0.2	19.4	-0.1
複合サービス事業	156.8	0.0	147.2	0.4	9.6	-6.7	19.2	0.1
その他のサービス業	158.0	-1.3	144.4	-1.1	13.6	-4.1	19.0	-0.2
パートタイム労働者	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計	80.2	-1.0	77.9	-1.0	2.3	2.6	13.7	0.1
鉱業，採石業等	91.1	-6.7	90.7	-0.3	0.4	-88.9	13.3	-2.7
建設業	82.1	-7.6	80.8	-7.2	1.3	-27.7	13.8	-0.6
製造業	110.5	0.9	105.4	0.7	5.1	5.6	16.6	0.0
電気・ガス業	106.3	-2.7	105.1	-2.9	1.2	33.9	15.7	-0.4
情報通信業	96.6	3.3	91.6	3.7	5.0	-1.0	14.3	0.4
運輸業，郵便業	100.6	-0.7	95.0	-0.8	5.6	1.6	15.5	-0.1
卸売業，小売業	85.1	-0.5	83.4	-0.7	1.7	2.0	14.9	0.0
金融業，保険業	101.6	1.4	99.3	1.1	2.3	22.1	16.0	0.2
不動産・物品賃貸業	87.2	0.8	85.4	1.0	1.8	-3.7	14.5	0.1
学術研究等	90.1	0.5	88.0	0.4	2.1	7.2	14.3	0.3
飲食サービス業等	64.2	-3.5	61.9	-3.6	2.3	-0.4	11.6	-0.3
生活関連サービス等	78.3	-0.3	75.9	-0.6	2.4	12.3	13.2	-0.2
教育，学習支援業	55.2	-1.7	54.0	-2.3	1.2	42.8	10.5	-0.2
医療，福祉	77.9	-1.3	76.6	-1.2	1.3	-7.2	13.5	-0.1
複合サービス事業	105.9	-3.5	100.6	-3.7	5.3	-0.7	16.7	-0.3
その他のサービス業	92.3	3.7	89.0	3.6	3.3	8.4	15.1	0.4
事業所規模30人以上	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
調査産業計 就業形態計	142.8	-0.8	131.1	-0.6	11.7	-2.6	17.9	-0.1
調査産業計 一般労働者	161.1	-0.8	146.5	-0.5	14.6	-2.3	19.1	-0.1
調査産業計 パートタイム労働者	87.4	-0.1	84.5	-0.2	2.9	1.5	14.4	0.0

注：産業名については、最終頁の利用上の注意４）を参照。

第３表　常用雇用及び労働異動率

（事業所規模５人以上、令和６年確報）

産業	労働者総数		パートタイム労働者比率		入職率		離職率	
		前年比		前年差		前年差		前年差
就業形態計	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	50,814	1.2	30.86	0.51	2.04	-0.10	1.94	-0.07
鉱業，採石業等	13	3.0	1.84	0.10	0.79	-0.39	1.20	0.02
建設業	2,521	0.3	5.58	-0.13	1.36	0.09	1.26	0.04
製造業	7,666	-0.1	12.95	0.02	1.04	-0.07	1.06	-0.03
電気・ガス業	265	0.1	4.79	0.21	1.15	-0.25	1.25	-0.10
情報通信業	1,861	1.4	6.19	-0.37	1.67	-0.12	1.56	-0.08
運輸業，郵便業	2,957	-0.8	15.52	-0.27	1.54	0.01	1.57	-0.01
卸売業，小売業	9,299	1.6	44.35	0.98	1.93	0.02	1.86	-0.01
金融業，保険業	1,327	0.0	10.22	0.11	1.87	0.06	1.91	0.04
不動産・物品賃貸業	906	2.2	19.78	0.31	1.88	-0.05	1.73	0.07
学術研究等	1,731	2.7	10.77	0.94	1.58	0.08	1.44	0.11
飲食サービス業等	4,309	4.7	77.66	0.27	4.41	-0.27	4.10	-0.04
生活関連サービス等	1,463	4.0	50.21	0.28	2.96	-0.04	2.65	-0.15
教育，学習支援業	3,174	4.3	32.22	0.11	2.62	-0.12	2.48	0.01
医療，福祉	8,277	0.7	33.18	-0.42	1.80	-0.04	1.70	-0.02
複合サービス事業	348	-0.1	17.97	-0.03	1.59	0.00	1.64	-0.15
その他のサービス業	4,697	1.2	30.24	0.87	2.63	0.04	2.50	0.03
一般労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	35,135	3.2	－	－	1.48	-0.01	1.45	0.00
鉱業，採石業等	12	2.9	－	－	0.72	-0.46	1.13	-0.05
建設業	2,380	0.5	－	－	1.28	0.13	1.20	0.07
製造業	6,674	0.6	－	－	0.90	-0.05	0.93	-0.01
電気・ガス業	253	0.3	－	－	1.10	-0.27	1.19	-0.13
情報通信業	1,746	1.8	－	－	1.55	-0.04	1.49	0.02
運輸業，郵便業	2,498	-0.5	－	－	1.39	0.00	1.39	-0.01
卸売業，小売業	5,175	-0.2	－	－	1.42	0.04	1.42	0.04
金融業，保険業	1,192	-0.1	－	－	1.94	0.10	1.94	0.03
不動産・物品賃貸業	727	1.5	－	－	1.71	-0.03	1.54	0.05
学術研究等	1,545	2.3	－	－	1.41	0.09	1.34	0.16
飲食サービス業等	962	11.8	－	－	2.65	-0.03	2.52	-0.17
生活関連サービス等	728	2.3	－	－	1.98	-0.10	1.83	-0.30
教育，学習支援業	2,151	6.3	－	－	1.64	-0.10	1.59	-0.01
医療，福祉	5,531	1.7	－	－	1.49	-0.03	1.46	-0.03
複合サービス事業	285	-0.2	－	－	1.52	-0.08	1.63	-0.16
その他のサービス業	3,276	0.0	－	－	2.22	0.00	2.18	0.07
パートタイム労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	15,678	-3.2	－	－	3.28	-0.22	3.04	-0.14
鉱業，採石業等	0	10.2	－	－	3.56	2.66	3.13	2.06
建設業	141	-2.7	－	－	2.72	-0.56	2.09	-0.67
製造業	993	-3.8	－	－	1.98	-0.17	1.93	-0.12
電気・ガス業	13	-4.1	－	－	2.05	0.15	2.36	0.38
情報通信業	115	-5.0	－	－	3.50	-1.14	2.71	-1.19
運輸業，郵便業	459	-1.8	－	－	2.37	0.10	2.56	0.01
卸売業，小売業	4,124	4.0	－	－	2.56	-0.03	2.41	-0.11
金融業，保険業	136	1.3	－	－	1.32	-0.14	1.71	0.17
不動産・物品賃貸業	179	5.7	－	－	2.58	-0.17	2.52	0.15
学術研究等	186	6.1	－	－	2.98	-0.07	2.30	-0.39
飲食サービス業等	3,346	2.8	－	－	4.92	-0.30	4.56	0.03
生活関連サービス等	734	5.7	－	－	3.93	-0.01	3.47	-0.01
教育，学習支援業	1,023	0.2	－	－	4.70	-0.04	4.35	0.16
医療，福祉	2,747	-1.1	－	－	2.41	-0.05	2.18	0.01
複合サービス事業	63	-0.6	－	－	1.87	0.34	1.66	-0.11
その他のサービス業	1,420	4.3	－	－	3.56	0.08	3.25	-0.10
事業所規模30人以上	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計 就業形態計	31,027	1.2	24.82	0.34	1.87	-0.03	1.82	-0.01
一般労働者	23,325	1.0	－	－	1.45	-0.01	1.44	0.03
パートタイム労働者	7,701	1.7	－	－	3.14	-0.09	3.00	-0.10

注：産業名については、最終頁の利用上の注意４）を参照。

時系列表第１表　　賃金指数

（事業所規模５人以上）　　（令和２年平均＝１００）

年　月	調査産業計		一般労働者		パートタイム労働者		事業所規模30人以上		製造業	卸売業，小売業	医療，福祉
		前年比		前年比		前年比		前年比	前年比	前年比	前年比
		%		%		%		%	%	%	%
現金給与総額											
平成29年	100.2	0.4	99.9	0.5	99.1	0.8	100.7	0.5	1.5	0.5	1.5
平成30年	101.6	1.4	101.4	1.6	100.4	1.3	101.9	1.2	1.8	3.8	-1.8
令和元年	101.2	-0.4	101.8	0.3	100.4	0.0	101.7	-0.2	-0.3	-1.4	0.3
令和２年	100.0	-1.2	100.0	-1.7	100.0	-0.4	100.0	-1.7	-3.4	0.1	0.2
令和３年	100.3	0.3	100.5	0.5	100.1	0.1	100.9	1.0	2.0	2.1	-1.0
令和４年	102.3	2.0	102.8	2.3	102.7	2.6	104.0	3.1	1.7	1.7	1.9
令和５年	103.5	1.2	104.6	1.8	105.2	2.4	105.9	1.8	1.7	0.3	0.5
令和６年	109.2	2.8	108.5	3.2	112.6	3.9	108.9	3.3	3.0	3.9	2.9
令和６年１月～３月	91.2	1.3	89.3	1.7	106.7	2.9	88.9	1.7	1.2	2.8	0.2
４月～６月	114.3	3.0	113.8	3.6	113.8	3.9	115.7	3.2	2.9	4.9	3.3
７月～９月	103.7	2.9	102.5	3.3	111.6	3.5	101.7	3.4	3.3	4.4	2.5
10月～12月	127.6	3.7	128.5	4.0	118.2	5.1	129.1	4.3	4.2	3.4	5.1
きまって支給する給与											
平成29年	100.0	0.5	99.6	0.5	99.7	0.9	100.3	0.4	1.1	1.0	1.3
平成30年	100.9	0.9	100.6	1.0	101.0	1.2	101.0	0.7	1.4	2.6	-1.4
令和元年	100.7	-0.2	101.1	0.5	100.9	-0.1	101.0	0.1	-0.1	-0.5	0.1
令和２年	100.0	-0.7	100.0	-1.1	100.0	-0.9	100.0	-1.1	-2.2	0.4	0.2
令和３年	100.5	0.5	100.7	0.8	100.1	0.2	101.2	1.2	1.8	1.4	-0.1
令和４年	101.9	1.4	102.3	1.6	102.6	2.5	103.6	2.4	0.6	1.4	1.9
令和５年	103.0	1.1	103.9	1.6	105.3	2.6	105.3	1.6	1.3	0.5	0.7
令和６年	107.5	2.0	106.6	2.4	111.8	3.2	107.6	2.6	2.5	2.2	1.9
令和６年１月～３月	105.5	1.4	104.8	1.7	108.5	2.8	105.4	1.7	1.4	2.7	0.9
４月～６月	107.9	1.9	106.8	2.5	112.2	2.8	107.9	2.6	2.6	2.0	2.0
７月～９月	107.8	2.2	106.8	2.5	112.2	3.3	108.0	2.9	3.0	1.9	2.0
10月～12月	108.7	2.4	107.9	2.7	114.1	3.7	109.1	3.1	3.0	2.5	2.7
所定内給与											
平成29年	99.1	0.5	98.6	0.4	99.1	1.0	99.2	0.6	0.9	1.0	1.3
平成30年	99.9	0.8	99.5	1.0	100.4	1.4	99.9	0.7	1.3	2.8	-1.4
令和元年	99.8	-0.1	100.1	0.6	100.4	0.0	99.9	0.1	0.7	-0.9	0.2
令和２年	100.0	0.2	100.0	-0.1	100.0	-0.4	100.0	0.1	-0.2	1.1	0.8
令和３年	100.3	0.3	100.4	0.4	100.3	0.3	100.8	0.8	0.6	1.4	-0.3
令和４年	101.4	1.1	101.7	1.3	102.6	2.3	102.8	2.0	0.2	1.0	1.6
令和５年	102.6	1.2	103.3	1.6	105.2	2.5	104.7	1.8	1.7	0.6	0.8
令和６年	107.1	2.1	106.1	2.4	111.7	3.1	107.2	2.7	2.7	2.2	1.9
令和６年１月～３月	105.1	1.5	104.4	2.0	108.5	2.9	105.1	2.0	2.0	2.6	0.7
４月～６月	107.6	2.1	106.4	2.6	112.2	2.8	107.6	2.8	2.9	1.9	1.8
７月～９月	107.6	2.4	106.5	2.7	112.1	3.2	107.8	3.1	3.0	1.8	2.0
10月～12月	108.1	2.5	107.2	2.7	114.0	3.7	108.4	3.0	3.0	2.4	2.6

時系列表第２表　　労働時間指数

（事業所規模５人以上）　　（令和２年平均＝１００）

年　月	調査産業計		一般労働者		パートタイム労働者		事業所規模30人以上		製造業	卸売業，小売業	医療，福祉
		前年比		前年比		前年比		前年比	前年比	前年比	前年比
		%		%		%		%	%	%	%
総実労働時間											
平成29年	106.1	-0.2	105.1	0.0	108.7	-1.4	105.7	-0.1	0.4	-0.8	0.0
平成30年	105.2	-0.8	104.4	-0.6	107.6	-0.9	105.0	-0.7	0.0	-0.6	-0.4
令和元年	102.9	-2.2	102.7	-1.7	104.8	-2.6	102.9	-2.0	-2.3	-1.9	-2.3
令和２年	100.0	-2.8	100.0	-2.6	100.0	-4.7	100.0	-2.8	-4.1	-1.3	-1.0
令和３年	100.7	0.6	101.0	1.1	99.3	-0.7	101.4	1.4	1.8	0.6	0.0
令和４年	100.8	0.1	101.2	0.2	100.3	1.0	102.0	0.6	0.4	-0.2	-0.7
令和５年	100.9	0.1	101.9	0.7	99.9	-0.4	102.4	0.4	0.3	-0.8	0.4
令和６年	101.4	-1.0	101.1	-0.7	101.1	-1.0	101.8	-0.8	-0.7	-1.0	-0.5
令和６年１月～３月	98.6	-1.4	98.2	-1.0	99.3	-1.0	98.9	-1.2	-0.8	-0.7	-1.0
４月～６月	103.2	-1.1	102.9	-0.6	102.8	-1.1	103.7	-0.7	-0.6	-1.1	-0.7
７月～９月	100.8	-1.1	100.4	-0.8	101.1	-1.0	101.1	-0.9	-0.7	-1.2	-0.4
10月～12月	102.9	-0.6	103.0	-0.3	101.3	-0.8	103.4	-0.3	-0.2	-1.0	0.0
所定内労働時間											
平成29年	105.2	-0.4	104.1	-0.1	108.2	-1.3	104.7	-0.1	0.2	-0.7	-0.1
平成30年	104.4	-0.8	103.4	-0.6	107.2	-1.0	104.1	-0.6	-0.2	-0.8	-0.4
令和元年	102.0	-2.2	101.7	-1.7	104.4	-2.6	101.9	-2.1	-1.6	-2.0	-2.4
令和２年	100.0	-2.0	100.0	-1.5	100.0	-4.2	100.0	-1.7	-2.3	-0.8	-0.5
令和３年	100.4	0.4	100.6	0.6	99.5	-0.4	100.9	0.8	0.7	0.5	0.1
令和４年	100.1	-0.3	100.3	-0.3	100.3	0.8	101.1	0.2	0.0	-0.5	-1.2
令和５年	100.3	0.2	101.1	0.8	99.8	-0.5	101.6	0.5	0.8	-0.7	0.5
令和６年	100.8	-0.9	100.5	-0.5	101.0	-1.0	101.2	-0.6	-0.3	-0.9	-0.6
令和６年１月～３月	97.8	-1.2	97.3	-0.8	99.2	-1.1	98.1	-1.1	-0.3	-0.8	-1.0
４月～６月	102.8	-0.9	102.4	-0.4	102.7	-1.3	103.2	-0.6	-0.1	-1.0	-0.8
７月～９月	100.4	-1.0	100.0	-0.6	100.8	-1.1	100.8	-0.7	-0.7	-1.2	-0.4
10月～12月	102.2	-0.4	102.3	-0.1	101.2	-0.7	102.7	-0.2	-0.2	-0.8	0.0
所定外労働時間											
平成29年	119.3	1.1	117.8	1.9	127.9	-4.9	117.6	-0.1	3.1	-0.3	1.6
平成30年	117.5	-1.5	116.3	-1.2	125.1	-2.3	116.2	-1.1	1.5	1.0	-0.6
令和元年	115.1	-1.9	115.0	-1.2	121.9	-2.4	115.1	-1.0	-8.5	0.7	-0.2
令和２年	100.0	-13.2	100.0	-13.0	100.0	-18.1	100.0	-13.1	-20.7	-10.6	-13.0
令和３年	105.2	5.1	106.2	6.2	93.7	-6.4	107.4	7.4	14.1	3.6	-0.8
令和４年	110.0	4.6	111.3	4.8	102.8	9.7	113.0	5.2	6.2	4.2	10.3
令和５年	109.0	-0.9	110.9	-0.4	104.4	1.6	111.6	-1.2	-5.5	-2.8	0.4
令和６年	109.3	-2.7	109.0	-2.4	107.9	2.6	108.4	-2.6	-3.6	-1.3	-0.8
令和６年１月～３月	109.4	-2.9	109.4	-2.1	104.8	1.6	108.3	-2.8	-6.7	0.1	-1.4
４月～６月	109.8	-2.6	109.1	-2.4	107.9	4.6	109.0	-2.4	-5.0	-1.9	2.7
７月～９月	106.2	-2.7	105.7	-2.7	111.1	4.4	105.3	-2.5	-1.0	0.1	-2.0
10月～12月	111.9	-2.5	111.8	-2.4	108.0	0.0	111.1	-2.5	-1.7	-3.1	-2.7

時系列表第３表　　常用雇用指数

（事業所規模５人以上）　　（令和２年平均＝１００）

年　月	調査産業計		一般労働者		パートタイム労働者		事業所規模30人以上		製造業	卸売業，小売業	医療，福祉
		前年比		前年比		前年比		前年比	前年比	前年比	前年比
		%		%		%		%	%	%	%
平成29年	98.4	1.8	99.3	1.8	96.3	1.9	95.9	2.1	0.4	0.7	2.8
平成30年	98.6	0.2	99.0	-0.3	97.8	1.6	97.0	1.1	0.3	0.2	-0.3
令和元年	99.8	1.2	99.2	0.2	101.0	3.3	98.9	2.0	0.9	0.3	2.8
令和２年	100.0	0.2	100.0	0.8	100.0	-1.0	100.0	1.1	0.0	-0.4	2.2
令和３年	100.5	0.5	100.3	0.3	101.0	1.0	100.3	0.3	-1.1	0.4	2.8
令和４年	101.3	0.8	100.6	0.3	102.8	1.8	99.7	-0.6	-0.9	-0.8	2.6
令和５年	103.1	1.9	101.5	0.9	106.8	3.9	100.4	0.8	0.2	0.3	1.9
令和６年	104.3	1.2	104.7	3.2	103.4	-3.2	101.6	1.2	-0.1	1.6	0.7
令和６年１月～３月	103.0	1.3	103.4	3.1	102.3	-2.7	100.4	1.0	0.2	1.3	0.9
４月～６月	104.3	1.2	105.1	3.0	102.6	-2.6	101.9	1.3	-0.1	1.5	1.0
７月～９月	104.8	1.1	105.4	3.3	103.6	-3.6	101.9	1.2	0.0	1.8	0.7
10月～12月	105.1	1.0	105.1	3.1	105.0	-3.9	102.0	1.2	-0.1	1.8	0.5

時系列表第４表
パートタイム労働者比率

（事業所規模５人以上）

年　月	パートタイム労働者比率	
		前年差
	%	ﾎﾟｲﾝﾄ
平成29年	30.69	0.06
平成30年	30.88	0.19
令和元年	31.53	0.65
令和２年	31.13	-0.40
令和３年	31.28	0.15
令和４年	31.60	0.32
令和５年	32.24	0.64
令和６年	30.86	0.51
令和６年１月～３月	30.91	0.60
４月～６月	30.63	0.63
７月～９月	30.77	0.39
10月～12月	31.11	0.40

時系列表第５表　　労働異動率

（事業所規模５人以上）

年　月	入職率		離職率	
		前年差		前年差
	%	ﾎﾟｲﾝﾄ	%	ﾎﾟｲﾝﾄ
平成29年	2.15	0.00	2.04	0.00
平成30年	2.11	-0.04	2.02	-0.02
令和元年	2.16	0.05	2.06	0.04
令和２年	1.97	-0.19	1.98	-0.08
令和３年	1.96	-0.01	1.93	-0.05
令和４年	2.05	0.09	1.98	0.05
令和５年	2.14	0.09	2.01	0.03
令和６年	2.04	-0.10	1.94	-0.07
令和６年１月～３月	1.61	-0.05	1.91	-0.03
４月～６月	3.17	-0.09	2.59	-0.08
７月～９月	1.68	-0.12	1.71	-0.05
10月～12月	1.69	-0.15	1.56	-0.10

時系列表第６表
実質賃金指数

（事業所規模５人以上）　　（令和２年平均＝１００）

年　月	事業所規模５人以上				事業所規模30人以上			
	現金給与総額		きまって支給する給与		現金給与総額		きまって支給する給与	
		前年比		前年比		前年比		前年比
		%		%		%		%
平成29年	101.9	-0.2	101.7	-0.1	102.4	-0.1	102.0	-0.2
平成30年	102.1	0.2	101.4	-0.3	102.4	0.0	101.5	-0.5
令和元年	101.2	-1.0	100.7	-0.8	101.7	-0.8	101.0	-0.5
令和２年	100.0	-1.2	100.0	-0.7	100.0	-1.7	100.0	-1.1
令和３年	100.6	0.6	100.8	0.8	101.2	1.2	101.5	1.5
令和４年	99.6	-1.0	99.2	-1.6	101.3	0.1	100.9	-0.6
令和５年	97.1	-2.5	96.6	-2.6	99.3	-2.0	98.8	-2.1
令和６年	99.3	-0.3	97.7	-1.2	99.0	0.1	97.8	-0.6
令和６年１月～３月	84.2	-1.6	97.4	-1.6	82.1	-1.3	97.3	-1.3
４月～６月	104.5	-0.2	98.6	-1.3	105.8	0.0	98.6	-0.6
７月～９月	93.9	-0.3	97.6	-1.0	92.1	0.1	97.8	-0.3
10月～12月	114.1	0.4	97.2	-1.0	115.5	1.0	97.6	-0.2

注：実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。

時系列表第７表
時間当たり給与（パートタイム労働者）

（事業所規模５人以上）

年　月	時間当たり給与	
		前年比
	円	%
平成29年	1,111	2.4
平成30年	1,136	2.3
令和元年	1,167	2.7
令和２年	1,213	3.9
令和３年	1,223	0.8
令和４年	1,242	1.6
令和５年	1,279	3.0
令和６年	1,343	4.3
令和６年１月～３月	1,329	4.2
４月～６月	1,326	4.1
７月～９月	1,350	4.4
10月～12月	1,368	4.5

注：時間当たり給与は、所定内給与を
所定内労働時間で除して算出している。

用語の説明

1）**常用労働者**とは、
　①　期間を定めずに雇われている者
　②　１か月以上の期間を定めて雇われている者
のいずれかに該当する者をいう。（平成30年１月分調査から定義が変更となっていることに留意が必要）

2）**パートタイム労働者**とは、常用労働者のうち、
　①　１日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
　②　１日の所定労働時間が一般の労働者と同じで１週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
のいずれかに該当する者をいう。

3）**一般労働者**とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

4）**入職（離職）率**とは、前月末労働者数に対する月間の入職（離職）者数の割合（%）である。なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。

5）**現金給与額**について
　賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。
- **現金給与総額**：以下に述べる**きまって支給する給与**と**特別に支払われた給与**の合計額。
- **きまって支給する給与（定期給与）**：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
- **所定内給与**：**きまって支給する給与**のうち次の**所定外給与**以外のもの。
- **所定外給与（超過労働給与）**：所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- **特別に支払われた給与（特別給与）**：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
  ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
  ②支給事由の発生が不定期なもの
  ③３か月を超える期間で算定される手当等（６か月分支払われる通勤手当等）
  ④いわゆるベースアップの差額追給分

6）**実質賃金**は、名目賃金指数を「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」で除して算出している。
　持家の帰属家賃とは、持家を借家とみなした場合支払われるであろう家賃のことである。
　本調査では、賃金の購買力を示すため、実際に取引が行われている財・サービスに限定している「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」を用いて実質賃金を算出している。
　（参考）令和６年の「消費者物価指数（総合）」の前年比は2.7%である。

7）実労働時間数、出勤日数について
　労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- **総実労働時間**：次の**所定内労働時間**と**所定外労働時間**の合計。
- **所定内労働時間**：労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
- **所定外労働時間**：早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。
- **出勤日数**：業務のため実際に出勤した日数。１時間でも就業すれば１出勤日とする。

利用上の注意

1）毎月勤労統計調査の公表値については、特に断りがない限り、以下の数値に基づくものである。
【平成15年12月分以前】
毎月の集計結果
【平成16年１月分～平成23年12月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから、時系列比較可能な指数を作成するために推計した「時系列比較のための推計値」
【平成24年１月分～令和元年５月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことから、抽出調査を行う場合に必要な復元を行った集計値
【令和元年６月分以降】
毎月の集計結果
※　令和元年６月分から令和２年５月分までの前年同月比（差）は、500人以上規模の事業所については、前年同月の値として、抽出調査による値を用いている。

2）統計数値は、特に断りのない限り、調査産業計、事業所規模５人以上、常用労働者（パートタイム労働者を含む。)に関するものである。

3）「前年比」は、対前年増減率（%）を掲載している。四半期の場合、「前年比」、「前年差」は、前年同期と比較している。

4）表章産業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいている。また、産業名で「鉱業，採石業等」、「電気・ガス業」、「不動産・物品賃貸業」、「学術研究等」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。

5）前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。

6）令和４年１月分確報公表時から、指数は、令和２年平均を100とする令和２年基準とする。これに伴い、令和４年１月分以降と比較できるように、令和３年12月分までの指数を、令和２年平均が100となるように改訂した。
令和３年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

7）調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の２～３年に一度行う総入替え方式から、毎年１月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。
従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。

8）令和６年１月分確報公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和３年経済センサス－活動調査）に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和６年（１月分確報以降）の前年同月比等については、令和５年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和６年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
（参考）https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-kaisetsu-20240408.pdf

9）賃金の伸び率は「ベースアップ」の影響を受けやすく、各労働者の「定期昇給」による賃金増の影響は受けづらい。「ベースアップ」の影響は、特に一般労働者の所定内給与に反映される。
（参考）https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-chinginnobiritsu.pdf

毎月勤労統計調査の結果の公表時刻は、速報、確報共、原則８時30分です。

今後の公表予定				
	速報	備考	確報	備考
1月分	3月10日		4月7日	
2月分	4月7日	年末賞与	4月23日	
3月分	5月9日		5月22日	年度平均
4月分	6月5日		6月24日	

報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年６月27日

消費者物価地域差指数

－小売物価統計調査（構造編）2024年（令和６年）結果－

総務省では、地域別の物価を明らかにすることを目的とし、小売物価統計調査（構造編）において、消費者物価地域差指数※を毎年作成しています。

この度、2024年（令和６年）の結果を取りまとめたので、公表します。

※全国の物価水準を100とした場合の各地域（地方10区分、都道府県、都道府県庁所在市及び政令指定都市）の物価水準を指数値で示したもの

１．「総合」の物価水準（２ページ）

- □ 物価水準が最も高いのは東京都（104.0）で12年連続、次いで神奈川県（103.3）、一方、物価水準が最も低いのは群馬県（96.2）で、次いで鹿児島県（96.4）
- □ 物価水準の都道府県間比率（最も高い都道府県÷最も低い都道府県）は1.08倍と2023年と比較して0.01ポイント縮小
- □ 物価水準が高い東京都は「住居」が全国平均との差の要因として最もプラスに寄与し、物価水準が低い群馬県は「食料」が最もマイナスに寄与

２．10大費目別の物価水準（５ページ）

- □ 物価水準が高い東京都及び神奈川県は「住居」が最も高くなっている
- □ 物価水準が低い群馬県は「教育」が最も低く、鹿児島県は「被服及び履物」が最も低くなっている
- □ 物価水準の都道府県間比率が最も高いのは、「教育」（大阪府÷富山県）の1.59倍
- □ 物価水準の都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」（宮城県÷宮崎県）及び「交通・通信」（東京都÷岡山県）の1.06倍

※本資料の注意事項

消費者物価地域差指数における「総合」及び「住居」は「持家の帰属家賃」を含まない。

１.「総合」の物価水準

□　物価水準が最も高いのは東京都（104.0）で12年連続、次いで神奈川県（103.3）、一方、物価水準が最も低いのは群馬県（96.2）で、次いで鹿児島県（96.4）
□　物価水準の都道府県間比率（最も高い都道府県÷最も低い都道府県）は1.08倍と2023年と比較して0.01ポイント縮小
□　物価水準が高い東京都は「住居」が全国平均との差の要因として最もプラスに寄与し、物価水準が低い群馬県は「食料」が最もマイナスに寄与

（１）都道府県の物価水準

2024年（令和６年）平均消費者物価地域差指数（全国平均＝100）の「総合」を都道府県別にみると、東京都が104.0と最も高く、次いで神奈川県（103.3）などとなっており、小売物価統計調査（構造編）の調査を開始した2013年（平成25年）以降、12年連続で同様の傾向となっている。

一方、最も低いのは群馬県（96.2）で、次いで鹿児島県（96.4）などとなっている。

（図１、別表１）

図１　消費者物価地域差指数（総合）（都道府県）

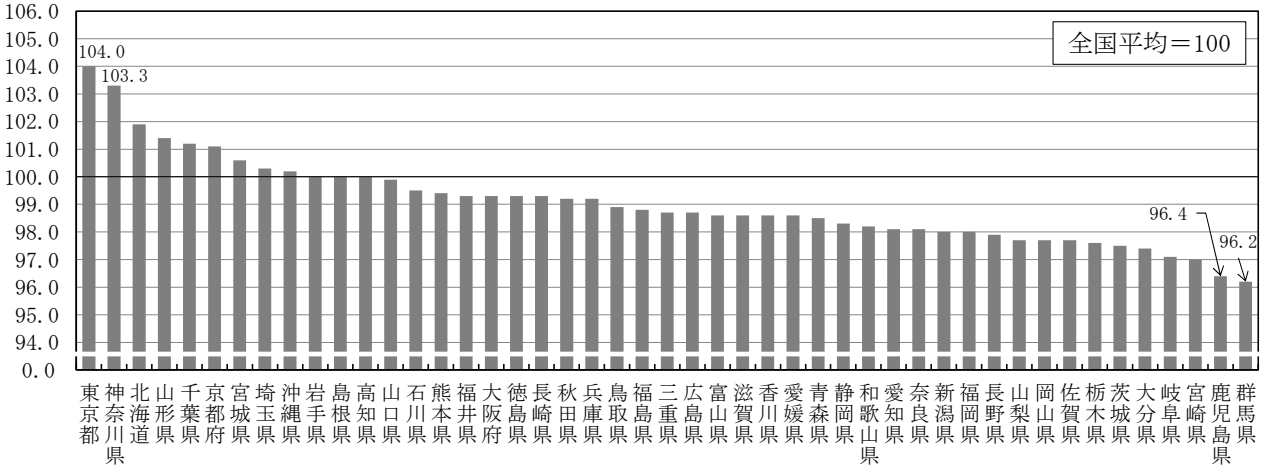

次に、物価水準の都道府県間比率（最も高い都道府県÷最も低い都道府県）をみると、1.08倍（＝東京都（104.0）÷群馬県（96.2））となっている。これは、2023年（令和５年）の都道府県間比率1.09倍（＝東京都（104.5）÷鹿児島県（95.9））と比較して0.01ポイント縮小している。

なお、指数が100（全国平均）以上の12都道府県のうち、４都県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）が南関東の地域となっている。

（表１）

表１　消費者物価地域差指数（総合）の推移（都道府県）

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
指数	最も高い	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.0
	最も低い	96.1	95.9	96.4	95.9	96.2	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	95.9	96.2
	都道府県間比率	1.09	1.10	1.08	1.09	1.09	1.09	1.09	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08
都道府県	最も高い	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
	最も低い	宮崎県	宮崎県	群馬県 宮崎県	群馬県	群馬県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	鹿児島県	群馬県
指数が100以上の都道府県の数		8	9	11	11	12	8	9	8	10	7	9	12

注）消費者物価地域差指数は、年次ごとに全国平均に対する当該地域の物価水準を相対的に表すものであるため、指数値の変化は、当該地域における物価水準の時系列変化を表すものではない。

（２）都道府県の全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度

物価水準が高い東京都及び神奈川県について全国平均（100）との差（総合）に対する内訳として10大費目別寄与度をみると、いずれも「住居」（1.97及び0.94）が最もプラスに寄与しており、最もマイナスに寄与しているのは「光熱・水道」（-0.31及び-0.17）となっている。

一方、物価水準が低い群馬県では「食料」（-1.27）、鹿児島県では「教養娯楽」（-0.87）が最もマイナスに寄与しており、プラスに寄与しているのは、群馬県では「光熱・水道」（0.19）のみとなっており、鹿児島県ではプラスに寄与している費目はなかった。

（図２）（全都道府県分は別表３及び別図）

図２　全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度
（東京都、神奈川県、鹿児島県及び群馬県）

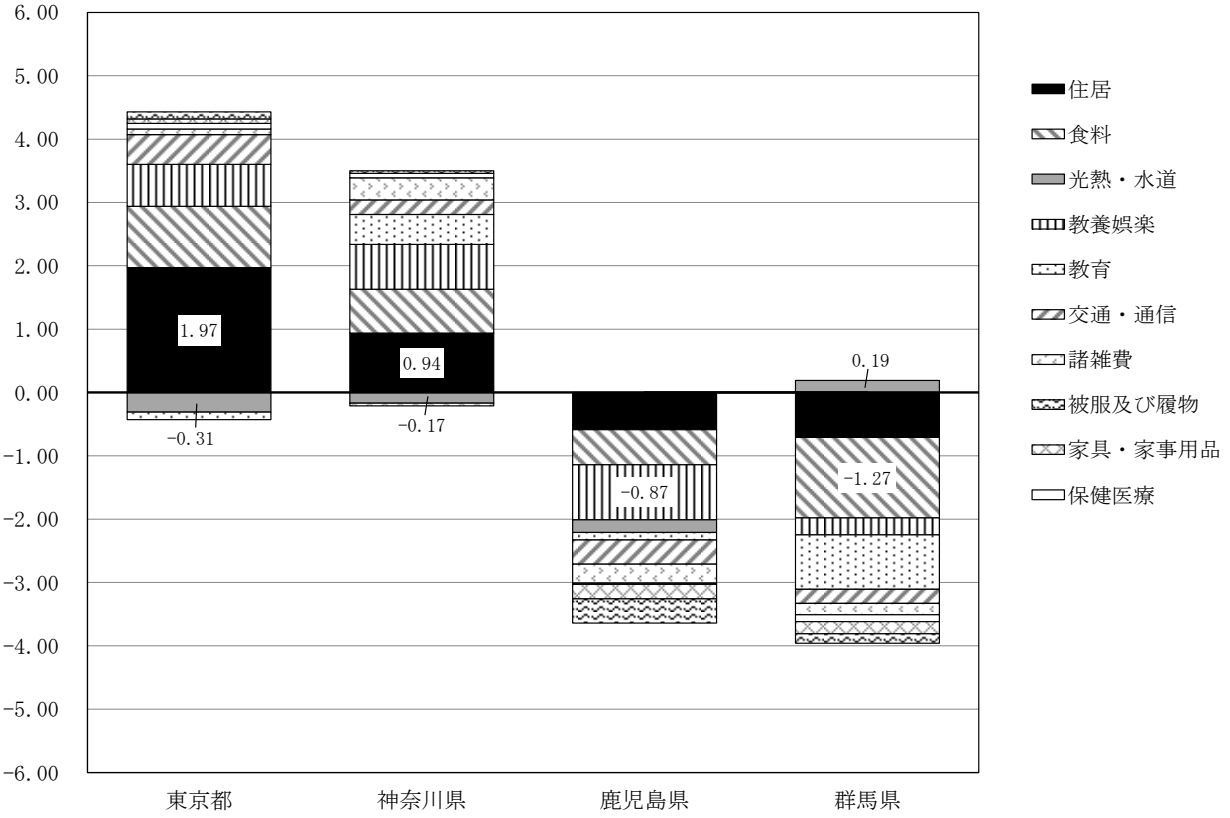

（３）都道府県と都市の物価水準の傾向

都市(注)別にみると、物価水準が高い東京都及び神奈川県では、東京都区部104.9、川崎市104.2、横浜市104.0及び相模原市102.3といずれの都市も物価水準は高く、一方、物価水準が低い群馬県及び鹿児島県では、前橋市96.7及び鹿児島市96.5と両都市とも低くなっており、都道府県と都市の物価水準はほぼ同様の傾向となっている。

（図３、別表２）

（注）都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）を指す。

図３　消費者物価地域差指数（総合）（都市）

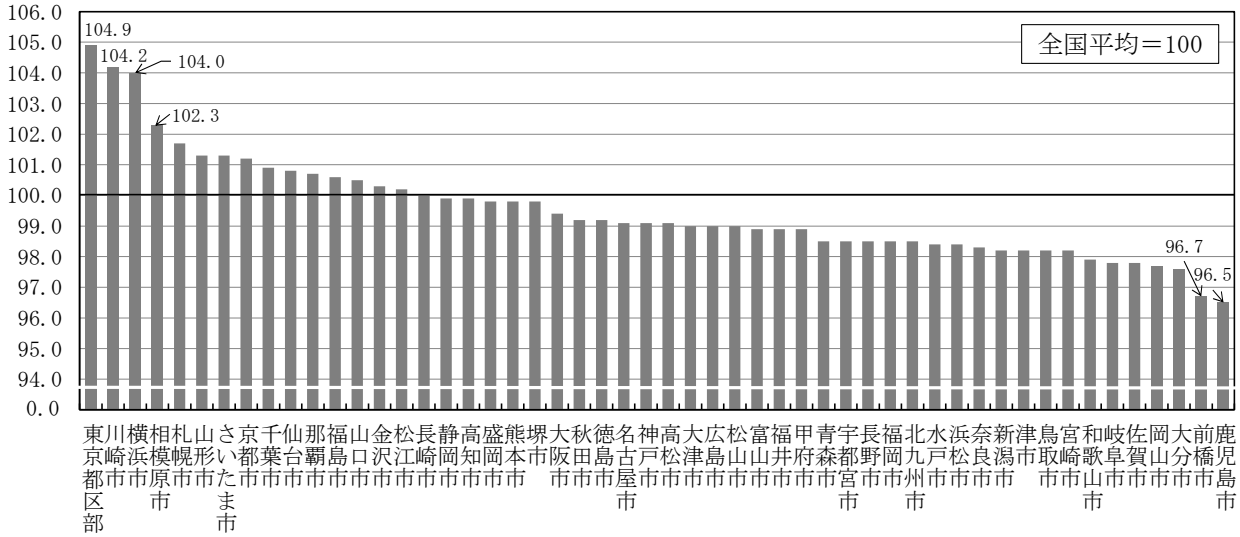

２．10大費目別の物価水準

- □　物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が最も高くなっている
- □　物価水準が低い群馬県は「教育」が最も低く、鹿児島県は「被服及び履物」が最も低くなっている
- □　物価水準の都道府県間比率が最も高いのは、「教育」（大阪府÷富山県）の1.59倍
- □　物価水準の都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」（宮城県÷宮崎県）及び「交通・通信」（東京都÷岡山県）の1.06倍

（１）都道府県の10大費目別消費者物価地域差指数

「総合」の物価水準が高い東京都及び神奈川県について、10大費目別に物価水準をみると、東京都は「住居」が最も高く、次いで「教養娯楽」が高くなっており、神奈川県は「住居」が最も高く、次いで「教育」が高くなっている。

（図４－１、別表１）

図４－１　10大費目別消費者物価地域差指数（東京都及び神奈川県）

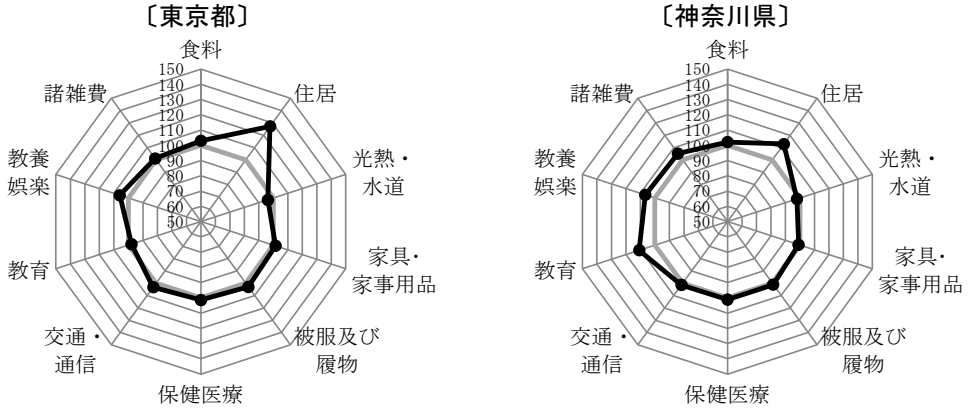

一方、「総合」の物価水準が低い群馬県及び鹿児島県をみると、群馬県は「教育」が最も低く、次いで「住居」が低くなっており、鹿児島県は「被服及び履物」が最も低く、次いで「教養娯楽」が低くなっている。

（図４－２、別表１）

図４－２　10大費目別消費者物価地域差指数（群馬県及び鹿児島県）

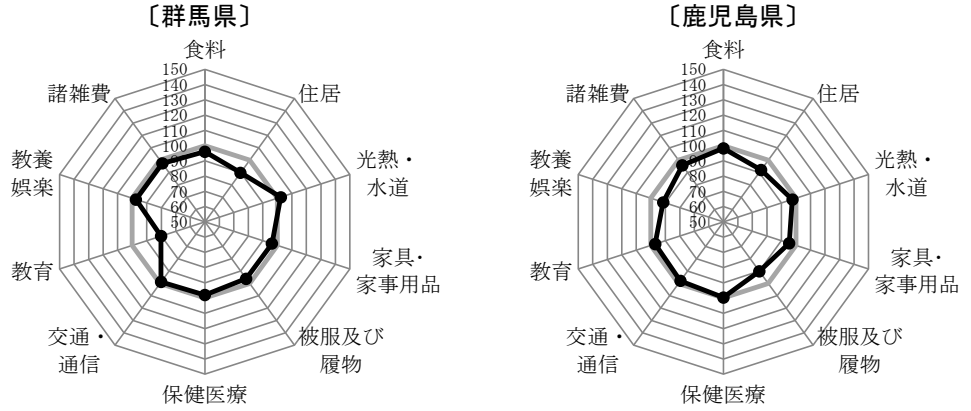

次に、各10大費目において物価水準が最も高い都道府県及び最も低い都道府県について、10大費目別に物価水準をみると、図４－３のとおりとなっている。

（図４－３、別表１）

図４－３　10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
食料	**〔沖縄県〕** 費目別にみて「食料」が最も高い。 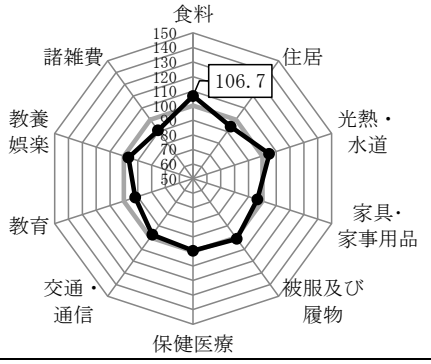	**〔長野県〕** 費目別にみて「食料」よりも「教育」などの方が低い。 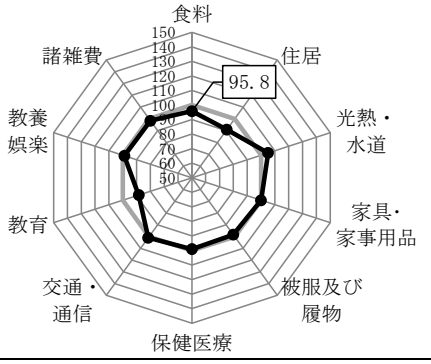
住居	**〔東京都〕** 費目別にみて「住居」が最も高い。 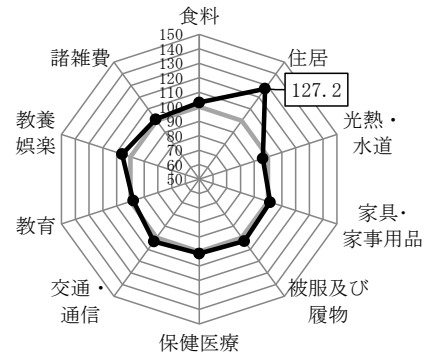	**〔岐阜県〕** 費目別にみて「住居」が最も低い。 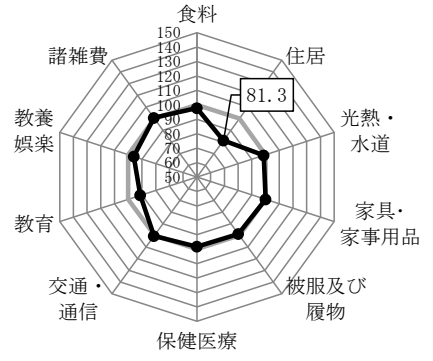
光熱・水道	**〔北海道〕** 費目別にみて「光熱・水道」が最も高い。 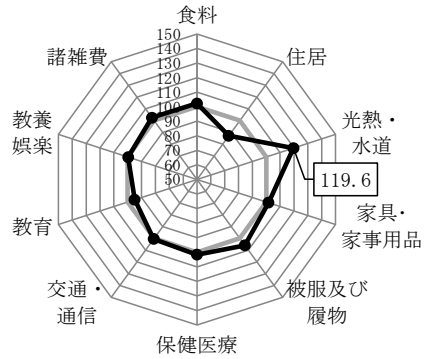	**〔大阪府〕** 費目別にみて「光熱・水道」が最も低い。 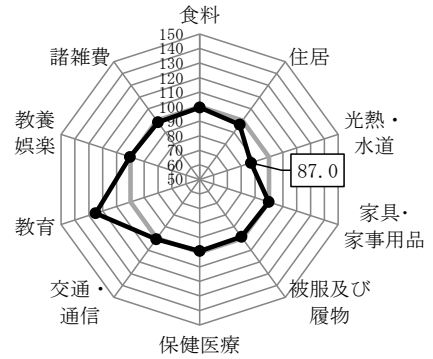

図４－３　10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
家具・家事用品	**〔福井県〕** 費目別にみて「家具・家事用品」及び「教育」が最も高い。 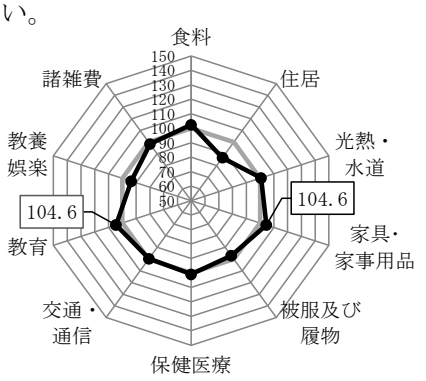	**〔茨城県〕** 費目別にみて「家具・家事用品」よりも「住居」などの方が低い。 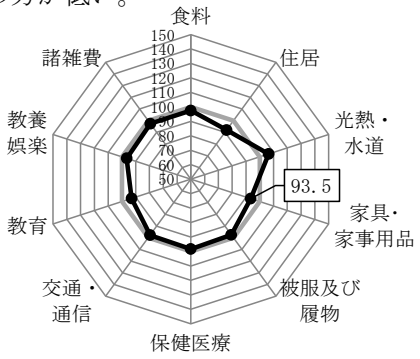
被服及び履物	**〔石川県〕** 費目別にみて「被服及び履物」が最も高い。 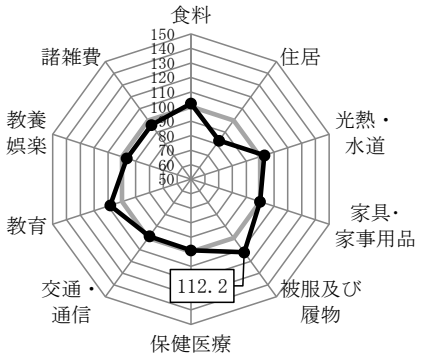	**〔鹿児島県〕** 費目別にみて「被服及び履物」が最も低い。 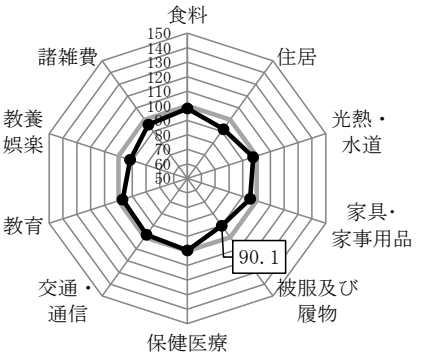
保健医療	**〔宮城県〕** 費目別にみて「保健医療」よりも「光熱・水道」などの方が高い。 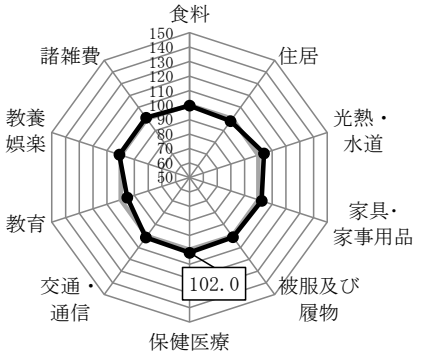	**〔宮崎県〕** 費目別にみて「保健医療」よりも「教養娯楽」などの方が低い。 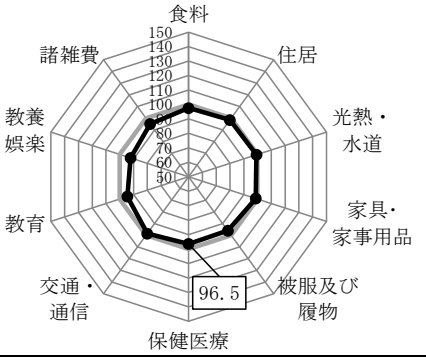
交通・通信	**〔東京都〕** 費目別にみて「交通・通信」よりも「住居」などの方が高い。 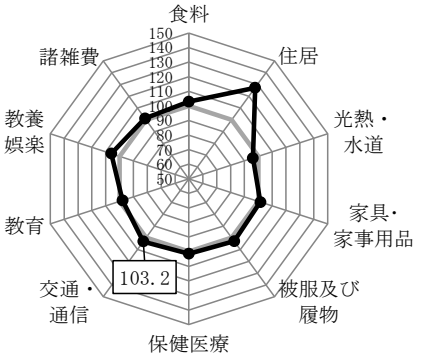	**〔岡山県〕** 費目別にみて「交通・通信」よりも「住居」などの方が低い。 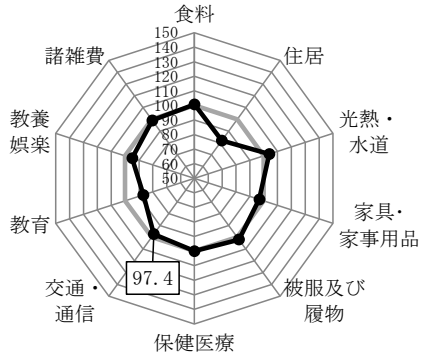

図４－３　10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
教育	**〔大阪府〕** 費目別にみて「教育」が最も高い。 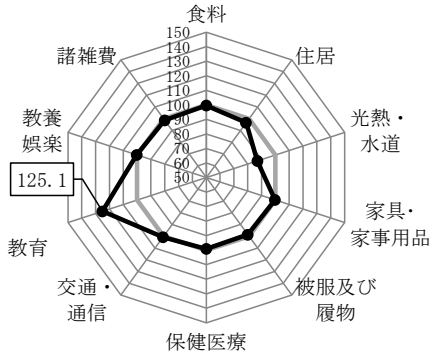	**〔富山県〕** 費目別にみて「教育」が最も低い。 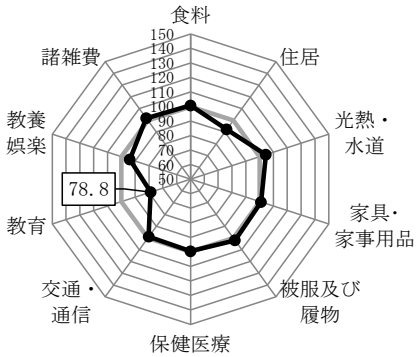
教養娯楽	**〔神奈川県〕** 費目別にみて「教養娯楽」よりも「住居」などの方が高い。 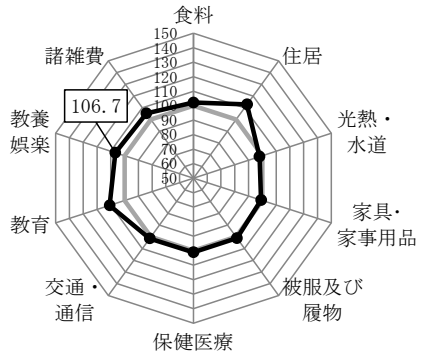	**〔鹿児島県〕** 費目別にみて「教養娯楽」よりも「被服及び履物」の方が低い。 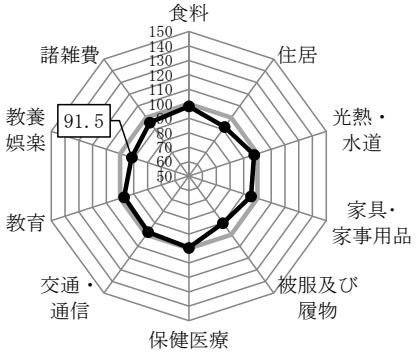
諸雑費	**〔神奈川県〕** 費目別にみて「諸雑費」よりも「住居」などの方が高い。 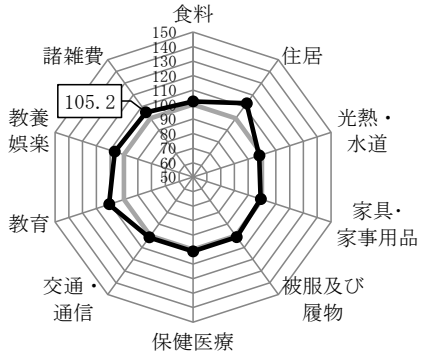	**〔沖縄県〕** 費目別にみて「諸雑費」が最も低い。 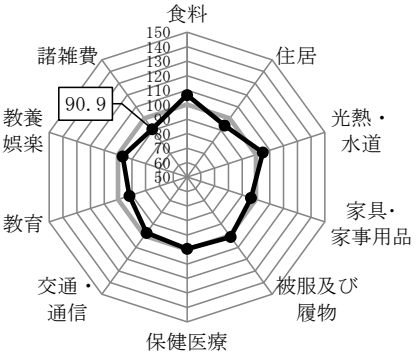

（２）10大費目別都道府県間比率

10大費目別に物価水準の都道府県間比率をみると、「教育」が1.59倍と最も高く、次いで「住居」（1.56倍）、「光熱・水道」（1.37倍）などとなっている。

一方、都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」及び「交通・通信」の1.06倍で、次いで「食料」（1.11倍）などとなっている。

10大費目別都道府県間比率について、2023年の結果と比較すると、「光熱・水道」（0.03ポイント）、「教育」（0.02ポイント）などで拡大している。一方、「被服及び履物」（-0.02ポイント）、「住居」（-0.01ポイント）で縮小している。

（表２）

表２　10大費目別都道府県間比率

（全国平均＝100）

10大費目	指数（2024年）				都道府県間比率		
	最も高い都道府県		最も低い都道府県		2024年	2023年	差（2024年-2023年）
総合	東京都	104.0	群馬県	96.2	1.08	1.09	-0.01
食料	沖縄県	106.7	長野県	95.8	1.11	1.11	0.00
住居	東京都	127.2	岐阜県	81.3	1.56	1.57	-0.01
光熱・水道	北海道	119.6	大阪府	87.0	1.37	1.34	0.03
家具・家事用品	福井県	104.6	茨城県	93.5	1.12	1.12	0.00
被服及び履物	石川県	112.2	鹿児島県	90.1	1.25	1.27	-0.02
保健医療	宮城県	102.0	宮崎県	96.5	1.06	1.05	0.01
交通・通信	東京都	103.2	岡山県	97.4	1.06	1.05	0.01
教育	大阪府	125.1	富山県	78.8	1.59	1.57	0.02
教養娯楽	神奈川県	106.7	鹿児島県	91.5	1.17	1.16	0.01
諸雑費	神奈川県	105.2	沖縄県	90.9	1.16	1.16	0.00

別表１　10大費目別消費者物価

都道府県	総合		家賃を除く総合		食料		住居		光熱・水道		家具・家事用品	
	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位
北海道	101.9	3	103.0	1	102.3	6	87.1	36	119.6	1	101.6	13
青森県	98.5	30	99.4	21	97.6	40	93.8	20	111.0	5	99.3	29
岩手県	100.0	10	100.5	10	98.7	31	95.7	13	112.1	2	103.4	4
宮城県	100.6	7	100.8	8	99.7	24	98.1	10	104.0	19	102.3	10
秋田県	99.2	20	99.7	18	99.6	25	86.7	37	107.5	8	102.4	8
山形県	101.4	4	101.9	4	101.8	11	100.1	6	111.2	3	99.8	24
福島県	98.8	23	99.4	21	97.5	41	91.7	27	109.5	6	102.6	6
茨城県	97.5	42	98.0	42	97.4	45	92.0	25	106.5	11	93.5	47
栃木県	97.6	41	98.0	42	98.0	37	86.6	39	101.0	28	102.5	7
群馬県	96.2	47	96.8	47	96.0	46	89.8	30	102.3	24	96.2	45
埼玉県	100.3	8	100.0	15	98.1	35	107.3	4	96.1	41	102.4	8
千葉県	101.2	5	100.9	7	100.4	20	114.4	2	101.2	27	101.1	17
東京都	104.0	1	102.2	3	103.0	2	127.2	1	96.2	40	101.5	14
神奈川県	103.3	2	102.7	2	102.1	7	112.9	3	98.0	37	99.1	30
新潟県	98.0	35	98.3	40	98.8	29	85.4	42	101.0	28	96.5	43
富山県	98.6	26	99.0	29	100.7	17	92.3	23	104.5	17	101.0	18
石川県	99.5	14	100.1	13	102.1	7	82.8	45	103.1	23	100.0	22
福井県	99.3	16	99.7	18	102.5	3	86.7	37	100.7	30	104.6	1
山梨県	97.7	38	98.4	38	98.0	37	94.4	16	100.5	31	99.7	26
長野県	97.9	37	98.4	38	95.8	47	90.9	28	105.2	14	100.0	22
岐阜県	97.1	44	97.6	45	97.7	39	81.3	47	98.6	36	100.1	21
静岡県	98.3	31	98.7	33	97.5	41	93.7	21	101.6	25	103.5	2
愛知県	98.1	33	98.5	37	97.5	41	94.3	17	99.4	34	97.1	41
三重県	98.7	24	99.2	26	100.3	21	92.1	24	101.3	26	98.3	36
滋賀県	98.6	26	98.9	30	98.8	29	88.8	33	94.6	44	100.5	19
京都府	101.1	6	101.0	6	101.4	12	101.8	5	95.8	43	98.7	32
大阪府	99.3	16	99.3	25	99.5	26	96.6	12	87.0	47	99.8	24
兵庫県	99.2	20	99.2	26	100.0	23	95.0	15	92.8	46	102.0	11
奈良県	98.1	33	98.6	35	98.1	35	93.6	22	96.0	42	101.4	15
和歌山県	98.2	32	98.9	30	98.9	28	89.0	32	94.2	45	98.2	37
鳥取県	98.9	22	99.7	18	102.4	5	86.3	40	106.1	13	99.4	28
島根県	100.0	10	100.5	10	102.5	3	89.2	31	111.2	3	100.3	20
岡山県	97.7	38	98.3	40	100.7	17	82.0	46	104.1	18	96.8	42
広島県	98.7	24	99.2	26	101.2	13	87.7	34	103.2	22	99.1	30
山口県	99.9	13	100.5	10	102.0	10	98.5	8	108.2	7	99.5	27
徳島県	99.3	16	99.8	17	100.8	15	96.7	11	105.1	15	97.2	40
香川県	98.6	26	99.4	21	100.8	15	83.3	44	103.6	21	103.2	5
愛媛県	98.6	26	99.4	21	100.2	22	85.0	43	106.8	10	103.5	2
高知県	100.0	10	100.7	9	101.0	14	95.2	14	103.7	20	98.7	32
福岡県	98.0	35	98.9	30	98.7	31	90.5	29	100.5	31	97.9	39
佐賀県	97.7	38	98.7	33	98.3	33	87.4	35	106.3	12	98.2	37
長崎県	99.3	16	99.9	16	100.7	17	93.9	19	107.0	9	101.7	12
熊本県	99.4	15	100.1	13	102.1	7	99.2	7	97.9	38	98.5	35
大分県	97.4	43	98.6	35	99.3	27	85.5	41	100.2	33	101.2	16
宮崎県	97.0	45	97.9	44	97.5	41	98.5	8	99.3	35	98.7	32
鹿児島県	96.4	46	96.9	46	98.2	34	92.0	25	97.5	39	95.3	46
沖縄県	100.2	9	101.2	5	106.7	1	94.0	18	105.0	16	96.4	44

地域差指数（都道府県）

（全国平均＝100）

被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽		諸雑費		都道府県
指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	
105.9	2	101.7	3	100.5	10	95.0	25	99.7	9	102.5	6	北海道
101.0	17	99.3	26	99.8	18	88.5	39	96.5	24	93.5	46	青森県
99.5	26	100.0	14	99.4	24	92.3	32	99.6	10	98.1	32	岩手県
101.0	17	102.0	1	101.2	4	95.2	23	100.9	5	101.1	12	宮城県
101.6	12	98.5	35	99.7	19	84.5	44	99.9	8	100.2	15	秋田県
98.1	34	98.3	36	101.1	5	105.2	8	97.8	18	97.2	36	山形県
100.8	21	98.9	33	100.1	12	94.9	26	94.7	40	98.7	22	福島県
97.5	35	98.3	36	97.8	44	93.0	30	96.6	23	97.4	34	茨城県
101.4	14	99.8	18	98.6	39	95.6	21	94.1	42	100.0	17	栃木県
96.1	40	98.0	42	98.7	37	80.1	46	97.4	20	97.4	34	群馬県
102.5	5	101.0	8	100.1	12	99.0	14	103.8	3	101.2	10	埼玉県
96.1	40	100.0	14	100.0	15	99.4	13	100.6	6	101.8	7	千葉県
102.9	4	101.4	5	103.2	1	97.9	16	106.0	2	101.2	10	東京都
101.1	15	101.2	7	101.4	2	110.8	5	106.7	1	105.2	1	神奈川県
100.8	21	97.9	43	99.2	28	95.2	23	99.6	10	99.4	19	新潟県
102.1	7	99.6	21	98.9	33	78.8	47	93.9	43	101.8	7	富山県
112.2	1	99.0	32	98.6	39	108.4	6	96.4	25	96.1	39	石川県
97.0	37	100.9	9	99.6	20	104.6	9	93.5	44	98.4	29	福井県
95.3	43	98.6	34	99.3	25	91.3	36	98.5	16	93.6	45	山梨県
98.4	31	99.1	30	101.0	6	88.4	40	98.8	15	98.5	27	長野県
98.8	29	98.3	36	100.6	8	91.2	37	95.9	31	100.7	13	岐阜県
100.3	24	101.4	5	100.1	12	87.2	41	99.2	14	96.5	38	静岡県
98.4	31	100.4	13	97.6	45	100.6	12	99.4	13	100.5	14	愛知県
102.1	7	99.6	21	99.3	25	95.3	22	95.5	32	98.6	25	三重県
99.1	27	99.9	17	99.6	20	115.0	4	95.3	34	103.6	2	滋賀県
98.4	31	98.2	40	101.3	3	116.8	3	101.3	4	102.7	4	京都府
98.6	30	99.1	30	100.7	7	125.1	1	100.3	7	98.7	22	大阪府
101.6	12	98.2	40	98.8	35	106.7	7	99.6	10	101.5	9	兵庫県
97.2	36	99.2	29	99.2	28	98.9	15	98.5	16	98.2	31	奈良県
99.1	27	99.3	26	100.6	8	119.0	2	95.1	38	97.2	36	和歌山県
100.8	21	97.3	46	98.9	33	92.9	31	94.4	41	98.6	25	鳥取県
94.2	45	100.6	11	99.0	31	97.0	17	95.2	36	98.7	22	島根県
102.0	9	100.0	14	97.4	47	86.9	42	94.9	39	99.1	20	岡山県
95.1	44	97.6	44	99.6	20	103.1	11	95.3	34	97.9	33	広島県
102.3	6	101.5	4	98.8	35	80.7	45	96.1	29	98.5	27	山口県
101.0	17	97.5	45	98.7	37	95.9	20	95.2	36	100.1	16	徳島県
91.4	46	99.3	26	100.5	10	92.1	33	96.0	30	102.6	5	香川県
100.3	24	99.7	20	99.0	31	86.5	43	97.5	19	98.3	30	愛媛県
104.8	3	101.8	2	99.9	17	93.4	29	96.3	28	102.9	3	高知県
96.5	39	100.5	12	99.2	28	96.1	19	96.9	21	99.5	18	福岡県
100.9	20	99.8	18	99.6	20	91.9	34	92.0	46	98.9	21	佐賀県
101.7	11	99.5	24	100.0	15	89.5	38	95.4	33	95.6	41	長崎県
101.8	10	100.8	10	99.3	25	94.2	28	96.4	25	94.6	43	熊本県
96.9	38	98.3	36	97.9	42	103.3	10	96.4	25	93.8	44	大分県
96.1	40	96.5	47	98.6	39	94.5	27	92.2	45	95.1	42	宮崎県
90.1	47	99.6	21	97.9	42	97.0	17	91.5	47	95.8	40	鹿児島県
101.1	15	99.5	24	97.6	45	91.8	35	96.7	22	90.9	47	沖縄県

別表２　消費者物価地域差指数（総合、家賃を除く総合及び食料）（都市）

（全国平均＝100）

都市		総合		家賃を除く総合		食料		都市		総合		家賃を除く総合		食料	
		指数	順位	指数	順位	指数	順位			指数	順位	指数	順位	指数	順位
都道府県庁所在市	札幌市	101.7	5	102.7	2	103.4	2	都道府県庁所在市	神戸市	99.1	25	99.1	33	99.8	31
	青森市	98.5	34	99.2	31	98.3	46		奈良市	98.3	41	98.4	48	98.0	48
	盛岡市	99.8	19	100.4	19	99.4	36		和歌山市	97.9	46	98.8	41	98.7	42
	仙台市	100.8	10	100.9	13	100.1	27		鳥取市	98.2	42	99.1	33	101.2	18
	秋田市	99.2	23	99.6	25	99.9	29		松江市	100.2	15	101.0	12	103.3	3
	山形市	101.3	6	101.8	5	102.0	10		岡山市	97.7	49	98.0	50	100.9	22
	福島市	100.6	12	101.1	10	101.2	18		広島市	99.0	28	99.3	27	101.7	13
	水戸市	98.4	39	98.8	41	96.9	50		山口市	100.5	13	101.3	8	103.3	3
	宇都宮市	98.5	34	98.9	38	99.3	37		徳島市	99.2	23	100.1	20	102.6	6
	前橋市	96.7	51	97.1	51	96.5	52		高松市	99.1	25	100.0	21	101.5	15
	さいたま市	101.3	6	101.2	9	98.9	41		松山市	99.0	28	100.0	21	100.6	25
	千葉市	100.9	9	101.1	10	100.4	26		高知市	99.9	17	100.7	16	101.2	18
	東京都区部	104.9	1	102.6	3	103.1	5		福岡市	98.5	34	99.3	27	99.6	34
	横浜市	104.0	3	103.3	1	102.6	6		佐賀市	97.8	47	98.6	45	98.5	45
	新潟市	98.2	42	98.6	45	99.8	31		長崎市	100.0	16	100.5	18	101.1	21
	富山市	98.9	31	99.2	31	101.5	15		熊本市	99.8	19	100.6	17	101.8	12
	金沢市	100.3	14	100.8	14	102.5	8		大分市	97.6	50	98.9	38	99.7	33
	福井市	98.9	31	99.4	26	102.3	9		宮崎市	98.2	42	98.9	38	99.9	29
	甲府市	98.9	31	99.3	27	99.5	35		鹿児島市	96.5	52	97.1	51	98.6	44
	長野市	98.5	34	99.1	33	96.6	51		那覇市	100.7	11	101.6	7	107.3	1
	岐阜市	97.8	47	98.4	48	98.3	46								
	静岡市	99.9	17	99.9	24	99.0	39								
	名古屋市	99.1	25	99.1	33	98.7	42	政令指定都市	川崎市	104.2	2	102.6	3	101.7	13
	津市	98.2	42	98.5	47	99.0	39		相模原市	102.3	4	101.8	5	101.9	11
	大津市	99.0	28	99.1	33	99.2	38		浜松市	98.4	39	98.7	44	97.8	49
	京都市	101.2	8	100.8	14	101.5	15		堺市	99.8	19	100.0	21	100.1	27
	大阪市	99.4	22	98.8	41	100.7	23		北九州市	98.5	34	99.3	27	100.7	23

（注）都市とは都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）のことである。

別表３　全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（都道府県）

都道府県	食料	住居	光熱・水道	家具･家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
北海道	0.71	-1.06	1.77	0.07	0.22	0.10	0.09	-0.13	-0.03	0.18
青森県	-0.77	-0.44	1.01	-0.03	0.04	-0.04	-0.04	-0.37	-0.35	-0.48
岩手県	-0.44	-0.30	1.12	0.15	-0.02	0.00	-0.10	-0.27	-0.05	-0.13
宮城県	-0.11	-0.13	0.37	0.10	0.04	0.11	0.20	-0.16	0.09	0.07
秋田県	-0.12	-0.92	0.73	0.11	0.06	-0.08	-0.06	-0.49	-0.01	0.01
山形県	0.57	-0.01	1.06	-0.01	-0.07	-0.10	0.20	0.15	-0.22	-0.20
福島県	-0.79	-0.58	0.84	0.12	0.03	-0.06	0.02	-0.15	-0.54	-0.09
茨城県	-0.81	-0.55	0.53	-0.31	-0.09	-0.10	-0.40	-0.26	-0.37	-0.18
栃木県	-0.64	-0.97	0.08	0.12	0.05	-0.01	-0.24	-0.17	-0.64	0.00
群馬県	-1.27	-0.71	0.19	-0.19	-0.15	-0.11	-0.22	-0.86	-0.27	-0.18
埼玉県	-0.61	0.49	-0.33	0.11	0.09	0.05	0.01	-0.04	0.40	0.09
千葉県	0.12	0.96	0.10	0.05	-0.15	0.00	0.00	-0.02	0.06	0.12
東京都	0.97	1.97	-0.31	0.07	0.11	0.09	0.47	-0.12	0.66	0.09
神奈川県	0.69	0.94	-0.17	-0.04	0.04	0.07	0.23	0.47	0.71	0.35
新潟県	-0.37	-1.04	0.09	-0.16	0.03	-0.11	-0.14	-0.18	-0.04	-0.05
富山県	0.21	-0.51	0.39	0.05	0.08	-0.02	-0.20	-0.80	-0.66	0.12
石川県	0.65	-1.18	0.27	0.00	0.44	-0.05	-0.26	0.29	-0.38	-0.29
福井県	0.76	-0.93	0.06	0.21	-0.11	0.05	-0.08	0.15	-0.68	-0.11
山梨県	-0.63	-0.39	0.04	-0.01	-0.18	-0.08	-0.12	-0.33	-0.16	-0.45
長野県	-1.34	-0.64	0.44	0.00	-0.06	-0.05	0.17	-0.41	-0.12	-0.10
岐阜県	-0.72	-1.30	-0.12	0.01	-0.04	-0.09	0.12	-0.36	-0.44	0.05
静岡県	-0.78	-0.44	0.13	0.15	0.01	0.08	0.03	-0.52	-0.08	-0.25
愛知県	-0.81	-0.38	-0.06	-0.13	-0.06	0.02	-0.43	0.02	-0.06	0.03
三重県	0.10	-0.52	0.11	-0.08	0.08	-0.02	-0.13	-0.19	-0.50	-0.10
滋賀県	-0.37	-0.79	-0.45	0.02	-0.04	0.00	-0.06	0.57	-0.52	0.24
京都府	0.44	0.13	-0.36	-0.06	-0.06	-0.11	0.20	0.63	0.14	0.20
大阪府	-0.16	-0.26	-1.17	-0.01	-0.05	-0.05	0.10	0.94	0.03	-0.09
兵庫県	0.00	-0.38	-0.60	0.09	0.06	-0.11	-0.20	0.27	-0.04	0.10
奈良県	-0.59	-0.45	-0.34	0.06	-0.11	-0.05	-0.14	-0.04	-0.16	-0.12
和歌山県	-0.37	-0.76	-0.52	-0.09	-0.03	-0.04	0.10	0.63	-0.51	-0.20
鳥取県	0.74	-1.10	0.52	-0.03	0.03	-0.15	-0.21	-0.19	-0.57	-0.10
島根県	0.78	-0.79	0.99	0.02	-0.21	0.03	-0.18	-0.10	-0.49	-0.09
岡山県	0.22	-1.29	0.34	-0.15	0.08	0.00	-0.47	-0.48	-0.53	-0.07
広島県	0.39	-0.94	0.27	-0.04	-0.19	-0.14	-0.06	0.10	-0.48	-0.16
山口県	0.62	-0.11	0.69	-0.02	0.09	0.09	-0.22	-0.66	-0.41	-0.11
徳島県	0.24	-0.23	0.43	-0.15	0.04	-0.15	-0.23	-0.13	-0.51	0.01
香川県	0.24	-1.29	0.30	0.15	-0.34	-0.04	0.08	-0.28	-0.42	0.18
愛媛県	0.06	-1.10	0.58	0.17	0.01	-0.02	-0.18	-0.49	-0.26	-0.12
高知県	0.32	-0.36	0.32	-0.06	0.17	0.10	-0.03	-0.23	-0.38	0.21
福岡県	-0.41	-0.74	0.04	-0.10	-0.14	0.03	-0.15	-0.15	-0.32	-0.04
佐賀県	-0.54	-0.95	0.53	-0.08	0.03	-0.01	-0.07	-0.30	-0.82	-0.08
長崎県	0.23	-0.46	0.58	0.08	0.06	-0.03	0.01	-0.35	-0.46	-0.32
熊本県	0.66	-0.06	-0.18	-0.07	0.07	0.05	-0.11	-0.22	-0.36	-0.40
大分県	-0.20	-1.14	0.02	0.05	-0.12	-0.10	-0.39	0.11	-0.37	-0.45
宮崎県	-0.79	-0.10	-0.05	-0.06	-0.15	-0.19	-0.26	-0.19	-0.80	-0.36
鹿児島県	-0.55	-0.59	-0.20	-0.23	-0.38	-0.02	-0.38	-0.12	-0.87	-0.30
沖縄県	2.14	-0.59	0.44	-0.18	0.04	-0.03	-0.39	-0.27	-0.31	-0.63

別図　全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（都道府県）

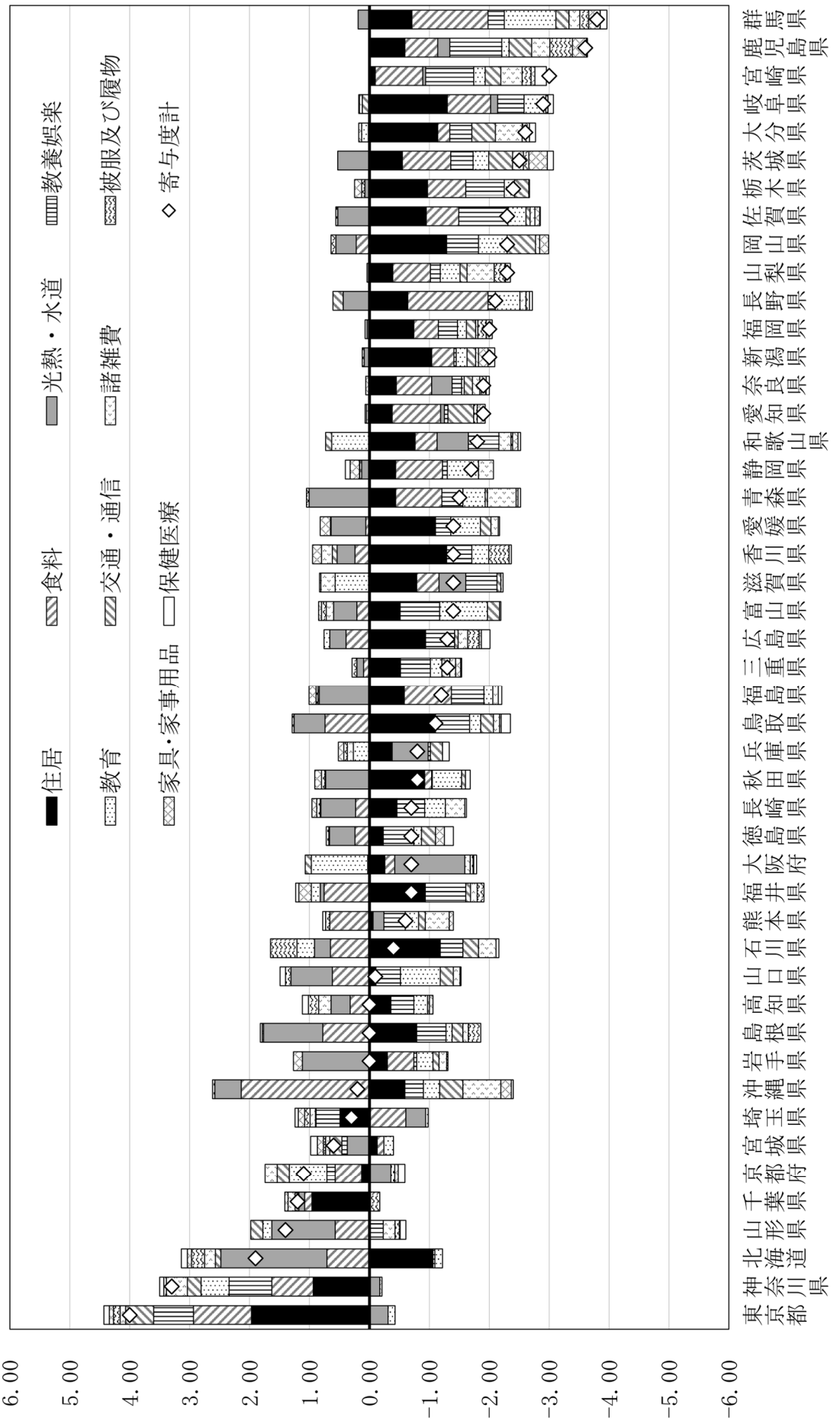

参考　小売物価統計調査（構造編）の概要

（１）調査の目的と沿革

物価構造については、2007年（平成19年）まで５年ごとに全国物価統計調査により把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、５年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となってきた。このことから、全国物価統計調査で把握してきた地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を毎年把握するための調査を「構造編」として、小売物価統計調査に盛り込み、従前の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査を中止することとした。

小売物価統計調査（構造編）は、地域別、店舗の形態別等の物価を明らかにすることを目的とし、地域別価格差調査、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の三つの調査の種別を設け、2013年（平成25年）１月から実施している。

その後、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査については、調査の改善・効率化及び内容の充実のため2021年（令和３年）12月の調査を最後に中止し、民間データを用いた分析に移行している。

（２）地域別価格差調査の概要

目的	主として都道府県別消費者物価地域差指数を作成
調査地域	動向編調査地域(167市町村)以外の91市※
調査月	奇数月
調査品目	57品目(58銘柄) 店舗や地域により価格差が見られるもの、ウエイトの大きいもの等の条件を満たす品目を選定

※　https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.html に掲載

調査市の名称及び区域は、2019年６月25日現在による。

（３）調査価格

各品目の代表的な価格を調査するという観点から、調査店舗で消費者に販売している通常価格を調査することとしているため、短期間（７日以内）の特売価格や棚ざらい、在庫一掃セール等の特売価格は調査しない。

（４）集計に用いた価格

集計に用いた価格は、地域別価格差調査の価格及び当該年の動向編で調査した価格である。なお、一部の品目については、モデル式により算出した価格を用いている。

詳細は、https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/est_2020.pdf を参照

（５）結果の公表

集計結果は、総務省統計局で取りまとめ、原則として調査年の翌年の６月までに公表する。ただし、消費者物価指数の基準年の集計結果については、基準改定に伴う公表が完了した後（９月頃）に公表する。

〈問合せ先〉

総務省統計局

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室審査発表係
〒162-8668 東京都新宿区若松町19番１号
電話　　：(03) 5273-1179
E-mail　：w-bukka@soumu.go.jp

・小売物価統計調査（構造編）ホームページ
　https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/index.html
・この冊子は、次のURLからダウンロードできます。
　https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/gaiyou.html
・政府統計の総合窓口（ｅ－Ｓｔａｔ）　https://www.e-stat.go.jp/
・結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。メールニュースのお申込みは、統計局ホームページ（https://www.stat.go.jp/）から。
・本調査の統計データを引用又は転載する場合には、出典（総務省「小売物価統計調査（構造編）結果」）の表記をお願いします。
・引用又は転載した場合は、審査発表係まで御連絡ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

政府統計

報道関係者　各位

令和４年11月25日
【照会先】
政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統計管理官　　野口　智明
室 長 補 佐　　富永　哲史
雇用構造第二係
（代表電話）03(5253)1111（内線 7613）
（直通電話）03(3595)3145

令和３年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果

厚生労働省では、このほど、令和３年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」は、パートタイム・有期雇用労働法（※１）の施行後の状況を明らかにすることを目的としています。今回の調査は、全国の事業所から約 29,000 事業所、このうち５人以上の常用労働者を雇用する事業所で働くパートタイム・有期雇用労働者（※２）から約 23,000 人を無作為抽出し、令和３年 10 月１日現在の状況について実施したものです。有効回答率は事業所調査で 51.9%、個人調査で 57.1%でした。

また、事業所調査では、約 29,000 事業所のうち本社等である約 18,000 事業所に対して企業全体の状況を調査し、このうち有効回答である 8,964 事業所の回答を集計したものを公表します。

※１　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

※２　この調査の「パートタイム・有期雇用労働者」とは、常用労働者（期間を定めずに雇われている者または１ヶ月以上の期間を定めて雇われている者）のうち、企業に直接雇用されている労働者で、次の①～③の労働者をいう。
①　期間を定めずに雇用されており、かつ１週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用された正社員に比べて短い労働者（無期雇用パートタイム）
②　期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、１週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている正社員に比べて短い労働者（有期雇用パートタイム）
③　期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、１週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている正社員と同じ労働者（有期雇用フルタイム）

【調査結果のポイント】

〔事業所調査〕

１　企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況

パートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業の割合は 75.4%であり、そのうち「無期雇用パートタイムを雇用している」企業は 51.4%、「有期雇用パートタイムを雇用している」企業は 27.1%、「有期雇用フルタイムを雇用している」企業は 23.2%となっている【６頁　表１】

２　パートタイム・有期雇用労働法の施行による待遇の見直し（注１）

正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業のうち、同法が施行された令和２年４月（中小企業は令和３年４月）以降のパートタイム・有期雇用労働者と正社員の間の「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応した企業の割合は 28.5%、「待遇差はない」28.2%と合わせて６割近くとなっている。また、「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った」企業については、見直した待遇の内容は「基本給」が 45.1%と最も高く、次いで「有給の休暇制度」が 35.3%となっている【15 頁　表 14、表 15】

（裏面に続く）

〔個人調査〕

1　現在の就業形態を選んだ理由

就業形態、男女別にみると、「有期雇用フルタイム」の男では「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が 44.4%と最も高い割合となっており、それ以外では「自分の都合の良い時間(日)に働きたいから」が最も高く、「無期雇用パートタイム」の男では 66.6%、女では 58.4%、「有期雇用パートタイム」の男では 44.2%、女では 56.9%、「有期雇用フルタイム」の女では 28.1%となっている。【19 頁　図２、20 頁　表 19】

2　自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準の意識

「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」パートタイム・有期雇用労働者の賃金水準についての意識は、パートタイム・有期雇用労働者計でみると「賃金水準は低く、納得していない」が 45.0%と最も高くなっている。【25 頁　表 25】

3　自身と正社員との待遇の相違についての説明要求の有無及び結果(注２)

令和２年４月以降（中小企業の場合は、令和３年４月以降）の自身と正社員との待遇の相違の内容や理由について、「説明を求めたことがある」パートタイム・有期雇用労働者は 15.1%であり、そのうち「説明があり納得した」割合は 79.7%である。【28 頁　表 28】

4　今後の働き方の希望

今後の働き方の希望については、いずれの就業形態も「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も割合が高くなっており、「無期雇用パートタイム」では 77.8%、「有期雇用パートタイム」では 69.7%、「有期雇用フルタイム」では 57.7%となっている【31 頁　表 31】

詳細は別添概況をご覧ください。

（注１）働き方改革関連法（「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号））により、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の相違及び差別的取扱いの解消を目的として、パートタイム・有期雇用労働法（「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成５年法律第 76 号））が改正されました（令和２年４月１日施行。中小企業の適用は、令和３年４月１日。）。

主な改正のポイントに正社員とパートタイム・有期雇用労働者との均衡待遇・均等待遇の確保があります。

1）　「均衡待遇」の内容　①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止（パートタイム・有期雇用労働法第８条）

2）　「均等待遇」の内容　①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱いを禁止（パートタイム・有期雇用労働法第９条）

（注２）労働者に対する待遇に関する説明義務

1）パートタイム・有期雇用労働者から求めがあった場合に、待遇の内容・理由、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を行うことを義務付け（パートタイム・有期雇用労働法第 14 条第２項）

2）パートタイム・有期雇用労働者が説明を求めたことを理由として、解雇等の不利益取扱いをすることを禁止（パートタイム・有期雇用労働法第 14 条第３項）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

令和４年11月25日
【照会先】
政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統計管理官　　野口　智明
室 長 補 佐　　富永　哲史
雇用構造第二係
（代表電話）　03(5253)1111（内線 7613）
（直通電話）　03(3595)3145

令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況

目　　次

調査の概要 1
結果の概要 6
〔事業所調査〕 6
1　企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況 6
2　パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由 7
3　手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用及び教育訓練 8
4　パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度 10
5　正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の状況 11
6　パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況 12
〔個人調査〕 16
1　パートタイム・有期雇用労働者の属性 16
2　現在の就業形態を選んだ理由及び就業調整 19
3　利用できる福利厚生及び教育訓練 23
4　業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無及び賃金水準 24
5　パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況 26
6　会社や仕事に対する不満・不安 29
7　今後の働き方 31

令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス（https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/170-1.html）

調査の概要

1　調査の目的

パートタイム労働者及び有期雇用労働者について、企業における雇用管理の状況、待遇や働き方を把握し、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、「パートタイム・有期雇用労働法」という。）の施行後の状況を明らかにして、パートタイム労働者及び有期雇用労働者に関する諸問題に的確に対応した施策の立案に資することを目的とする。

2　調査の範囲及び調査客体

（１）範囲

ア　地域

全国

イ　産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業〔鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業、卸売業，小売業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育，学習支援業、医療，福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

ウ　事業所

次の（ア）又は（イ）に属する事業所

（ア）事業所における産業分類（以下、事業所産業という。）が上記イに掲げる産業に属し、５人以上の常用労働者を雇用する事業所。

（イ）組織全体の主な事業の内容による産業分類（以下、企業産業という。）が上記イに掲げる産業に属し、５人以上の常用労働者を雇用する企業等に属する事業所（単独事業所又は本所である事業所に限る。）。

エ　労働者

上記ウ（ア）の対象となる事業所に就業しているパートタイム労働者及び有期雇用労働者。

（２）調査客体

ア　事業所調査

（ア）上記（１）ア、イ及びウ（ア）に属する事業所から事業所産業分類、事業所規模別に無作為に抽出した事業所。

（イ）上記（１）ア、イ及びウ（イ）に属する事業所から企業産業分類、企業規模別に無作為に抽出した事業所。

イ　個人調査

上記ア（ア）の事業所調査の対象の事業所において就業しているパートタイム労働者及び有期雇用労働者から、就業形態別に無作為に抽出した労働者。

3　調査客体数、有効回答数及び有効回答率

（１）事業所調査　調査対象数 29,416 事業所

（調査対象事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所は 17,675 事業所）

有効回答数 15,263 事業所　有効回答率 51.9％

（有効回答数 15,263 事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所は 8,964 事業所）

（２）個人調査　　調査対象数 22,974 人　　有効回答数 13,114 人　　有効回答率 57.1％

なお、有効回答数 13,114 人のうち、就業形態が「無期雇用パートタイム」の労働者は 2,750 人、「有期雇用パートタイム」の労働者は 4,024 人、「有期雇用フルタイム」の労働者は 6,340 人。

4　調査の対象期間及び実施期間

令和３年 10 月１日現在の状況について、事業所調査は令和３年９月 24 日から 10 月 15 日までの間に、個人調査は令和３年 10 月 18 日から 11 月 30 日までの間に実施した。

5　調査事項

（１）事業所調査

以下のイ～クの事項については企業全体（組織全体）の状況を単独事業所又は本所である事業所に対してのみ回答を求めた。

ア　事業所の属性

（ア）事業所が属する組織全体の常用労働者数規模、事業所の常用労働者数

（イ）就業形態・性別常用労働者数

（ウ）パートタイム・有期雇用労働者数のうち定年後、継続雇用している常用労働者数

イ　雇用管理の状況等

（ア）企業の主要産業

（イ）雇用しているパートタイム・有期雇用労働者の就業形態

（ウ）パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由

（エ）パートタイム・有期雇用労働者の人事異動の実施状況

（オ）パートタイム・有期雇用労働者の役職者の種類

（カ）就業形態別、基本給決定の際に考慮した内容

（キ）就業形態別、教育訓練の実施状況

（ク）就業形態別、手当・各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況

ウ　正社員への転換制度

（ア）パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度の有無、その基準

（イ）パートタイム・有期雇用労働者から正社員に転換する際の雇用形態

（ウ）過去３年間における正社員への転換希望者、転換者の有無

（エ）パートタイム・有期雇用労働者を正社員へ転換する際に支障となる点

エ　待遇の説明

（ア）令和２年４月以降（中小企業の場合は、令和３年４月以降）のパートタイム・有期雇用労働者への待遇の雇入れ時等の説明

（イ）令和２年４月以降（中小企業の場合は、令和３年４月以降）のパートタイム・有期雇用労働者への正社員との待遇差に関する説明の有無及び説明方法

オ　正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理状況

（ア）正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無、基本賃金、役職手当、賞

与、退職金の支払の有無及び算定方法

（イ）正社員と比較した場合の１時間当たりの基本賃金の割合

カ　職務、人事異動等の有無や範囲が正社員と同じパートタイム・有期雇用労働者の有無

キ　パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識

ク　令和２年４月（中小企業の場合は、令和３年４月）に施行された「不合理な待遇差の禁止」に対応するための見直しの有無及び見直し内容

（２）個人調査

ア　個人の属性

（ア）性、年齢

（イ）最終学歴又は在学の状況

（ウ）正社員として働いた経験の有無

（エ）配偶者の有無、配偶者の就業状況等、配偶者の昨年の年収階級

（オ）同居家族の有無及び同居家族の続柄

（カ）主な収入源

（キ）現在の就業形態

（ク）現在の会社における勤続期間

（ケ）１週間の出勤日数、１日の所定労働時間

（コ）令和３年９月の残業の有無、月間残業時間

イ　働いている理由、現在の就業形態を選んだ理由

ウ　パートタイム・有期雇用労働者の労働条件等について

（ア）給与形態

（イ）令和２年（１年間）に現在の就業形態で働いて得た年収

（ウ）雇用保険の加入の有無、社会保険の種類別加入状況

（エ）過去１年間の就業調整の有無及び就業調整の理由

（オ）現在の職種

（カ）役職の有無及び内容

（キ）業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無、正社員と比較した場合の賃金水準についての意識

（ク）教育訓練（OJT）の状況

（ケ）教育訓練（Off-JT）の有無及び内容

（コ）利用できる福利厚生

（サ）利用できる休暇制度、休暇取得のしやすさ、休暇取得がしにくい理由

（シ）パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識

（ス）採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者の待遇についての説明状況

（セ）令和２年４月以降（中小企業で働いている場合は、令和３年４月以降）の正社員の待遇との差についての説明の要求の有無及び結果、説明を求めたことがない理由

エ　パートタイム・有期雇用労働者の仕事についての考え方

（ア）現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無及び内容、賃金についての不満・不安

（イ）今後の働き方の希望

（ウ）正社員になりたいと考える理由

（エ）正社員になった場合に希望する制度

6　調査の方法

（1）事業所調査

事業所票は、厚生労働省が業務を委託した民間事業者から調査客体事業所に郵送し、調査客体事業所が厚生労働省に郵送又はオンラインで回答。

（2）個人調査

回収した事業所票から厚生労働省が業務を委託した民間事業者が調査客体となる労働者数を算出し、事業所調査の客体事業所に調査客体となる労働者の抽出と個人票の配布を依頼。調査客体労働者が厚生労働省に郵送。

7　調査機関

（1）事業所調査　厚生労働省－民間事業者－報告者

（2）個人調査　　厚生労働省－民間事業者－事業所調査対象事業所－報告者

8　利用上の注意

（1）統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しない。

（2）複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。

（3）表章記号について

① 「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

② 「－」は、該当数値がなく集計結果が０となる場合又は分母が０のため計算できない場合を示す。

③ 「＊」は、サンプルの少ないものであるので注意を要する。

④ 「…」は、調査をしていないことを示す。

（4）事業所調査について、本概況には、調査対象事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所からの回答に基づく結果を掲載しており、企業にかかる調査結果となっている。そのため、事業所にかかる調査結果である平成 28 年の「パートタイム労働者総合実態調査」の結果とは接続しない。

（5）個人調査については、今回調査の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の定義と、平成 28 年調査の「パート」の定義とは一致しない。そのため、平成 28 年の「パートタイム労働者総合実態調査」の結果とは接続しない。

9　主な用語の定義・解説

〔事業所調査〕及び〔個人調査〕の用語

（1）常用労働者

次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア　期間を定めずに雇われている者

イ　１か月以上の期間を定めて雇われている者

（2）就業形態

ア　正社員

常用労働者のうち、パートタイム・有期雇用労働者を除いた正規雇用の労働者をいう。（短時間正社員を含む。）

イ　パートタイム・有期雇用労働者

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」の就業形態の労働者をいう。

ウ　無期雇用パートタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに雇用されており、かつ、１週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用された通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者をいう。

エ　有期雇用パートタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、１年契約、６か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、１週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者をいう。

オ　有期雇用フルタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、１年契約、６か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、１週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者（正社員）と同じ労働者をいう。

カ　パートタイム

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の就業形態の労働者をいう。

キ　パート（平成 28 年パートタイム労働者総合実態調査）

「平成 28 年パートタイム労働者総合実態調査」において、正社員以外の労働者で、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、１週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者（短時間正社員は含まない）をいう。

（３）教育訓練

ア　OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいう。

イ　Off-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいう。

結果の概要

〔事業所調査〕

1　企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況

パートタイム・有期雇用労働者の雇用状況をみると、「パートタイム・有期雇用労働者を雇用している」企業は 75.4%となっている。「パートタイム・有期雇用労働者を雇用している」企業について雇用している就業形態（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイムを雇用している」企業は 51.4%、「有期雇用パートタイムを雇用している」企業は 27.1%、「有期雇用フルタイムを雇用している」企業は 23.2%となっている。

企業産業別にみると、「無期雇用パートタイムを雇用している」企業では「宿泊業,飲食サービス業」が 81.2%、「有期雇用パートタイムを雇用している」「有期雇用フルタイムを雇用している」企業では「複合サービス事業」が 66.7%、68.1%とそれぞれ最も高くなっている。

また、企業規模別にみると、いずれの就業形態においても、企業規模が大きくなるほど雇用している割合がおおむね高くなっている。（表１）

表１　企業産業・企業規模、雇用しているパートタイム・有期雇用労働者の就業形態別企業割合

（単位：%）令和３年

企業産業・企業規模	全企業		パートタイム・有期雇用労働者を雇用している	就業形態（複数回答）			パートタイム・有期雇用労働者を雇用していない	不明
				無期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用フルタイムを雇用している		
総数	(100.0)	100.0	75.4	51.4	27.1	23.2	24.6	0.0
企業産業								
鉱業，採石業，砂利採取業	(0.1)	100.0	47.8	22.3	11.8	25.7	52.2	－
建設業	(13.1)	100.0	38.0	23.2	7.6	12.2	62.0	－
製造業	(14.7)	100.0	76.8	52.4	28.7	31.3	23.2	－
電気・ガス・熱供給・水道業	(0.1)	100.0	67.1	16.9	40.2	49.2	32.9	－
情報通信業	(2.3)	100.0	67.2	24.2	30.5	43.3	32.8	－
運輸業，郵便業	(4.3)	100.0	56.6	34.7	27.3	23.9	43.4	－
卸売業，小売業	(19.6)	100.0	83.2	57.6	29.8	21.4	16.8	－
金融業，保険業	(0.7)	100.0	66.8	30.4	37.8	37.3	33.2	－
不動産業，物品賃貸業	(2.2)	100.0	67.9	32.7	38.1	36.9	32.1	0.1
学術研究，専門･技術サービス業	(4.3)	100.0	64.8	38.2	26.6	30.1	35.2	－
宿泊業，飲食サービス業	(9.6)	100.0	97.4	81.2	22.2	12.6	2.6	－
生活関連サービス業，娯楽業	(3.8)	100.0	84.4	65.1	27.5	20.6	15.6	－
教育，学習支援業	(2.6)	100.0	91.5	50.6	55.2	23.6	8.5	－
医療，福祉	(15.7)	100.0	87.8	66.0	30.1	21.1	12.2	－
複合サービス事業	(0.1)	100.0	87.7	33.1	66.7	68.1	12.3	－
サービス業(他に分類されないもの)	(6.7)	100.0	75.8	40.1	35.9	35.1	24.0	0.2
企業規模								
1,000人以上	(0.4)	100.0	99.1	65.7	90.4	88.7	0.9	－
500～999人	(0.5)	100.0	99.0	54.7	87.1	84.2	1.0	－
300～499人	(0.8)	100.0	99.0	50.6	80.7	81.8	1.0	－
100～299人	(4.0)	100.0	96.7	43.8	74.6	73.9	3.3	0.0
50～ 99人	(5.8)	100.0	92.1	48.3	55.6	54.0	7.9	－
30～ 49人	(7.7)	100.0	85.4	49.0	41.4	34.9	14.6	－
5～ 29人	(80.7)	100.0	71.7	52.2	20.1	16.1	28.3	0.0

注：1)（ ）は、「総数」を100とした企業産業、企業規模ごとの割合である。

２　パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由

正社員とパートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業について、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイム」では「１日の忙しい時間帯に対処するため」30.4%、「人を集めやすいため」26.9%、「仕事内容が簡単なため」26.8%、「有期雇用パートタイム」では「定年退職者の再雇用のため」37.5%、「１日の忙しい時間帯に対処するため」30.6%、「仕事内容が簡単なため」30.2%の順に高くなっている。「有期雇用フルタイム」では「定年退職者の再雇用のため」が 61.9%と６割を超え、次いで「経験・知識・技能のある人を採用したいため」31.4%、「正社員の代替要員の確保のため」25.2%の順に高くなっている（表２、図１）。

表２　就業形態、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由別企業割合

（単位：%）令和３年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	当該労働者を雇用する理由（複数回答）													
		学卒等一般の正社員の採用、確保が困難なため	人を集めやすいため	家庭の事情等により中途退職した正社員の再雇用のため	定年退職者の再雇用のため	正社員の代替要員の確保のため	仕事内容が簡単なため	人件費が割安なため（労務コストの効率化）	システム化によって比較的簡易な業務が増加したため	１日の忙しい時間帯に対処するため	一定期間の繁忙に対処するため	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	経験・知識・技能のある人を採用したいため	その他	不明
無期雇用パートタイム	100.0	16.0	26.9	10.1	23.1	15.1	26.8	21.8	3.9	30.4	12.2	11.5	18.4	9.8	10.4
有期雇用パートタイム	100.0	13.8	24.5	9.7	37.5	19.8	30.2	29.0	6.2	30.6	16.5	12.9	25.4	10.7	5.5
有期雇用フルタイム	100.0	15.2	11.2	5.9	61.9	25.2	9.8	15.0	1.3	6.9	6.5	6.1	31.4	10.6	6.6

図１　パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由別労働者割合（複数回答）
（正社員と当該労働者を雇用している企業＝100）令和３年

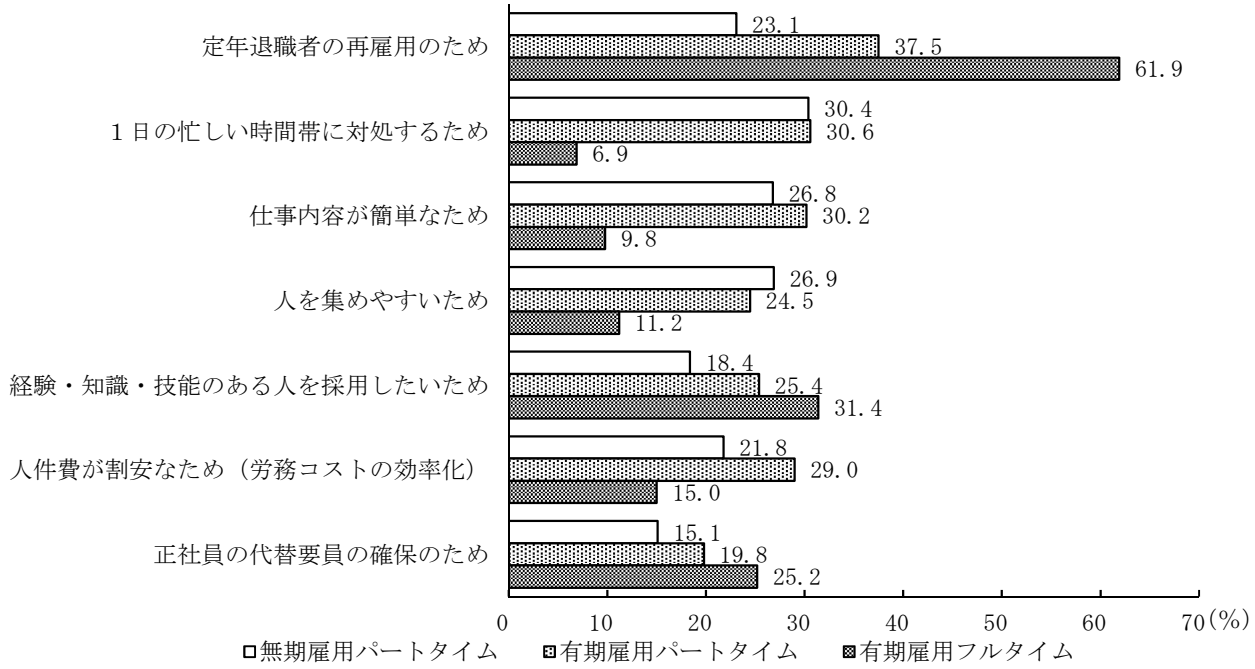

3　手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用及び教育訓練

（1）手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用

手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）について、正社員に実施し、うち「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」にも実施している割合をみると、いずれの就業形態についても「通勤手当」が 60.7%、73.3%、78.1%と最も高くなっている。

また、正社員との比較でみると、いずれの就業形態においても、「給食施設（食堂）の利用」「休憩室の利用」「更衣室の利用」などの福利厚生施設の利用については正社員と比べて９割程度、「通勤手当」は８割程度、「法定外の休暇（夏季冬季休暇や病気休暇など）」「慶弔休暇」は６～８割程度、「定期的な昇給」「人事評価・考課」「賞与」は４～６割程度の実施となっている。一方、「無期雇用パートタイム」では「役職手当」「家族手当」「住宅手当」「企業年金」、「有期雇用パートタイム」では「役職手当」「住宅手当」「退職金」は正社員と比べて１割程度の実施、「有期雇用フルタイム」では「役職手当」「企業年金」は３割程度、「退職金」は２割程度の実施となっている。（表３）

表３　就業形態、手当等、各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況別企業割合

（単位：%）令和３年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）															
		定期的な昇給		人事評価・考課		手当の種類（複数回答）										賞与	
						通勤手当		精勤手当		役職手当		家族手当		住宅手当			
		正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施
無期雇用パートタイム	100.0	64.0	37.4	49.4	29.2	76.9	60.7	24.6	7.3	61.4	7.1	35.8	3.4	22.5	2.0	72.6	36.6
		(100.0)	(58.5)	(100.0)	(59.1)	(100.0)	(78.9)	(100.0)	(29.7)	(100.0)	(11.6)	(100.0)	(9.5)	(100.0)	(8.9)	(100.0)	(50.4)
有期雇用パートタイム	100.0	76.0	32.3	67.4	31.0	86.5	73.3	19.8	4.7	76.5	9.0	53.2	6.9	36.6	3.1	83.4	36.8
		(100.0)	(42.5)	(100.0)	(46.0)	(100.0)	(84.7)	(100.0)	(23.9)	(100.0)	(11.7)	(100.0)	(12.9)	(100.0)	(8.4)	(100.0)	(44.1)
有期雇用フルタイム	100.0	77.9	32.3	71.5	38.7	88.6	78.1	19.5	11.5	79.6	24.7	58.5	20.6	41.0	13.7	86.0	53.8
		(100.0)	(41.5)	(100.0)	(54.1)	(100.0)	(88.2)	(100.0)	(59.1)	(100.0)	(31.0)	(100.0)	(35.3)	(100.0)	(33.4)	(100.0)	(62.5)

就業形態	各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）																
	退職金		企業年金		人間ドックの補助		法定外の休暇（夏季冬季休暇や病気休暇など）		慶弔休暇		給食施設（食堂）の利用		休憩室の利用		更衣室の利用		
	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	
無期雇用パートタイム	54.9	10.9	9.1	1.0	36.4	18.7	56.3	38.1	71.7	44.8	21.3	19.5	59.4	53.4	53.2	48.8	
	(100.0)	(20.0)	(100.0)	(11.0)	(100.0)	(51.3)	(100.0)	(67.7)	(100.0)	(62.5)	(100.0)	(91.4)	(100.0)	(89.9)	(100.0)	(91.8)	
有期雇用パートタイム	73.4	7.5	17.7	2.5	40.6	22.0	68.3	45.6	84.2	52.0	29.8	27.5	66.8	60.8	64.6	58.7	
	(100.0)	(10.2)	(100.0)	(14.1)	(100.0)	(54.1)	(100.0)	(66.8)	(100.0)	(61.8)	(100.0)	(92.2)	(100.0)	(91.0)	(100.0)	(90.9)	
有期雇用フルタイム	77.7	15.5	20.2	5.9	43.7	35.7	69.6	60.2	86.8	71.7	30.8	29.8	67.6	63.6	66.3	60.3	
	(100.0)	(19.9)	(100.0)	(29.4)	(100.0)	(81.6)	(100.0)	(86.6)	(100.0)	(82.6)	(100.0)	(96.7)	(100.0)	(94.0)	(100.0)	(91.0)	

注：1)（ ）は「正社員に実施」割合を100とした「うち当該労働者にも実施」の割合である。

（２）教育訓練の実施状況

正社員とパートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業が行っている教育訓練の種類（複数回答）について、正社員に実施し、うち「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」にも実施している企業の割合をみると、いずれの就業形態においても「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）」が40.6%、47.8%、46.9%と最も高くなっている。

また、正社員との比較でみると、いずれの就業形態においても「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）」、「入職時のガイダンス（Off-JT）」は正社員と比べて７割程度の実施となっているが、「将来のためのキャリアアップのための教育訓練（Off-JT）」は４割を下回っている。（表４）

表４　就業形態、教育訓練の実施状況別企業割合

（単位：%）令和３年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	教育訓練の種類（複数回答）									
		日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）		入職時のガイダンス（Off-JT）		職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練（Off-JT）		将来のためのキャリアアップのための教育訓練（Off-JT）		自己啓発費用の補助 1)	
		正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施
無期雇用パートタイム	100.0	53.6	40.6	34.6	24.0	36.7	19.4	23.3	8.3	19.2	8.7
		(100.0)	(75.8)	(100.0)	(69.3)	(100.0)	(52.7)	(100.0)	(35.7)	(100.0)	(45.3)
有期雇用パートタイム	100.0	64.1	47.8	50.6	33.0	50.8	25.0	36.7	10.7	31.4	13.6
		(100.0)	(74.7)	(100.0)	(65.2)	(100.0)	(49.2)	(100.0)	(29.2)	(100.0)	(43.2)
有期雇用フルタイム	100.0	62.9	46.9	55.0	36.1	53.6	32.1	40.2	14.3	34.7	20.4
		(100.0)	(74.6)	(100.0)	(65.8)	(100.0)	(59.9)	(100.0)	(35.6)	(100.0)	(58.9)

注：1)　「自己啓発費用の補助」とは、従業員が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない）に対する費用を援助することをいう。

2)　（　）は「正社員に実施」割合を100とした「うち当該労働者にも実施」の割合である。

4　パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度

パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換について「制度有り」とする企業の割合は、「無期雇用パートタイム」41.8%、「有期雇用パートタイム」42.2%、「有期雇用フルタイム」50.1%となっている（表５）。

また、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれかの就業形態に適用される正社員転換制度がある企業について、正社員に転換するに当たっての基準（複数回答）別企業の割合をみると、「人事評価の結果」が 67.7%と最も高く、次いで「パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦」が 48.8%、「（一定の）職務経験年数」が 41.1%の順となっている。なお、「職場内の格付け等級制度における（一定の）位置づけ」と「筆記試験の結果」については、5.9%、6.0%と低くなっている（表６）。

過去３年間における正社員への転換を希望したパートタイム・有期雇用労働者の有無については、「無期雇用パートタイム」28.1%、「有期雇用パートタイム」26.9%、「有期雇用フルタイム」33.8%の企業で正社員への転換を希望した労働者がおり、「実際に正社員に転換した者がいた」割合は、それぞれ 17.2%、14.4%、25.6%となっている（表７）。

表５　就業形態、正社員転換制度の有無別企業割合

（単位：%）令和３年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	正社員転換制度の有無		
		制度有り	制度無し	不明
無期雇用パートタイム	100.0	41.8	47.1	11.0
有期雇用パートタイム	100.0	42.2	49.1	8.6
有期雇用フルタイム	100.0	50.1	42.9	7.0

表６　正社員への転換の基準別企業割合

（単位：%）令和３年

	いずれかの就業形態に正社員転換制度が有る企業計	正社員への転換の基準（複数回答）								
		人事評価の結果	パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦	筆記試験の結果	人事部門などによる面接の結果	（一定の）職務経験年数	職場内の格付け等級制度における（一定の）位置付け	パートタイム・有期雇用労働者の保有する資格	その他	不明
総　数	[45.1] 100.0	67.7	48.8	6.0	31.9	41.1	5.9	17.2	20.7	1.3

注：1)　[　]は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100としたいずれかの就業形態に正社員転換制度が有る企業の割合である。

表７　就業形態、過去３年間における正社員への転換希望者、転換者の有無別企業割合

（単位：%）令和３年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	過去３年間における正社員への転換希望の有無						
		正社員への転換を希望した当該労働者がいた	転換者の有無			正社員への転換を希望した当該労働者はいなかった	正社員への転換を希望した当該労働者がいたかどうかわからない	不明
			実際に正社員に転換した者がいた	正社員に転換した者はいなかった	正社員に転換した者がいたかどうかわからない			
無期雇用パートタイム	100.0	28.1	17.2	10.5	0.5	48.1	3.0	20.7
有期雇用パートタイム	100.0	26.9	14.4	12.1	0.4	49.5	3.3	20.3
有期雇用フルタイム	100.0	33.8	25.6	7.8	0.4	43.8	3.3	19.0

５　正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の状況

正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者の有無についてみると、「正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる」企業の割合は21.5%となっている（表８）。

正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる企業について、１時間当たりの基本賃金（基本給）を正社員と比べてみると、「正社員と同じ（賃金差はない）」企業の割合は 46.9%、「正社員より低い」企業の割合は 41.3%、「正社員より高い」企業の割合は 7.4%となっている。また、「正社員より低い」企業のうち、正社員と比較した場合の１時間当たりの基本賃金（基本給）に対する割合をみると、「正社員の８割以上」が 20.9%と最も高く、次いで「正社員の６割以上８割未満」17.6%、「正社員の４割以上６割未満」2.7%、「正社員の４割未満」0.2%の順となっている（表９）。

表８　正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無別企業割合

（単位：%）令和３年

	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無 1)		
		正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる	正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者はいない	不明
総　　数	100.0	21.5	71.2	7.3

注：1)　「正社員と職務が同じ」とは、業務の内容及び責任の程度が正社員と同じことをいう。通常従事する業務の内容だけでなく、作業のレベル（難易度）、求められる能力、責任や権限の範囲を含め、トラブル発生などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上での必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的負担なども含めて判断したもの。

表９　正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者を正社員と比較した場合の１時間当たりの基本賃金の割合階級（状況）別企業割合

（単位：%）令和３年

	正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる企業計	正社員の基本賃金に対する割合							
		正社員より高い	正社員と同じ（賃金差はない）	正社員より低い	正社員の８割以上	正社員の６割以上８割未満	正社員の４割以上６割未満	正社員の４割未満	不明
総　　数	[21.5] 100.0	7.4	46.9	41.3	20.9	17.6	2.7	0.2	4.4

注：1)　[　]は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100とした正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる企業の割合である。

6　パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況

（1）パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度

パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度をみると、項目①、②、③、④は「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせた企業の割合は７割を超えているが、項目⑤は５割に、項目⑥は６割に達していない。企業規模別にみると、いずれの項目も企業規模が大きくなるほど「よく知っている」企業の割合が高く、「聞いたことはあるがよくわからない」「知らない」企業の割合が低くなっている（表 10）。

表 10　項目、企業規模、パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度別企業割合

（単位：%）令和３年

項目、企業規模		正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度				
			よく知っている	だいたい知っている	聞いたことはあるが、よくわからない	知らない	不明
①事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の雇入れの際、賃金や教育訓練制度、福利厚生施設の利用、正社員転換措置等について説明しなければならない。	**総数**	**100.0**	**25.4**	**49.6**	**12.5**	**4.0**	**8.5**
	1,000人以上	100.0	66.4	28.7	0.9	0.4	3.5
	500～999人	100.0	56.6	40.4	1.6	0.4	1.0
	300～499人	100.0	49.6	45.7	2.4	0.2	2.1
	100～299人	100.0	40.7	51.6	3.9	0.6	3.1
	50～ 99人	100.0	34.5	54.8	6.2	1.1	3.5
	30～ 49人	100.0	29.1	54.7	8.3	2.2	5.7
	5～ 29人	100.0	22.1	48.6	14.6	4.8	9.9
②事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間で待遇の決定基準にどのような違いがあるか、違いがある場合はその理由等を説明しなければならない。	**総数**	**100.0**	**22.9**	**48.5**	**14.5**	**5.7**	**8.4**
	1,000人以上	100.0	67.6	25.7	2.5	0.4	3.8
	500～999人	100.0	56.5	39.4	2.6	0.1	1.3
	300～499人	100.0	53.0	41.2	3.1	0.5	2.3
	100～299人	100.0	41.2	49.7	4.6	1.1	3.4
	50～ 99人	100.0	32.1	54.4	7.8	2.2	3.5
	30～ 49人	100.0	28.6	52.7	9.7	3.1	5.9
	5～ 29人	100.0	19.1	47.7	16.7	6.9	9.7
③事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。	**総数**	**100.0**	**31.2**	**47.6**	**10.5**	**2.5**	**8.2**
	1,000人以上	100.0	74.3	21.1	1.0	－	3.7
	500～999人	100.0	65.8	31.6	1.1	－	1.5
	300～499人	100.0	59.9	36.2	1.2	－	2.6
	100～299人	100.0	48.0	46.2	2.4	0.2	3.2
	50～ 99人	100.0	41.5	50.2	4.2	0.8	3.4
	30～ 49人	100.0	36.3	51.4	5.0	1.5	5.8
	5～ 29人	100.0	27.4	47.5	12.6	3.0	9.5
④事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の職務内容や人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ場合、正社員との間で差別的な待遇としてはならない。	**総数**	**100.0**	**29.2**	**48.2**	**10.7**	**3.1**	**8.8**
	1,000人以上	100.0	73.7	21.5	0.9	0.3	3.6
	500～999人	100.0	63.4	34.4	1.0	－	1.3
	300～499人	100.0	58.5	36.5	2.5	－	2.5
	100～299人	100.0	47.3	46.5	2.8	0.3	3.1
	50～ 99人	100.0	40.2	51.1	3.9	1.1	3.7
	30～ 49人	100.0	33.9	53.0	5.3	1.9	6.0
	5～ 29人	100.0	25.4	47.9	12.8	3.7	10.2
⑤事業主、パートタイム・有期雇用労働者のいずれも、待遇に関する紛争が起こった場合、都道府県労働局に紛争解決の援助を求めることができる。	**総数**	**100.0**	**14.7**	**31.8**	**26.2**	**18.8**	**8.5**
	1,000人以上	100.0	51.1	28.4	13.4	3.7	3.4
	500～999人	100.0	39.9	34.8	18.0	6.0	1.3
	300～499人	100.0	32.2	38.2	19.4	7.9	2.3
	100～299人	100.0	24.2	39.3	23.3	10.0	3.1
	50～ 99人	100.0	19.6	39.3	23.7	13.8	3.6
	30～ 49人	100.0	18.3	37.1	25.1	13.6	5.8
	5～ 29人	100.0	12.4	29.9	27.0	20.8	9.8
⑥有期労働契約を更新して通算５年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	**総数**	**100.0**	**25.7**	**32.7**	**17.7**	**15.3**	**8.6**
	1,000人以上	100.0	83.9	12.0	0.4	0.4	3.3
	500～999人	100.0	74.4	20.5	3.3	0.3	1.5
	300～499人	100.0	68.9	25.3	2.6	0.8	2.4
	100～299人	100.0	55.3	35.1	3.8	2.1	3.6
	50～ 99人	100.0	41.6	40.2	9.2	5.6	3.4
	30～ 49人	100.0	34.2	39.9	10.1	9.7	6.1
	5～ 29人	100.0	19.7	31.4	20.8	18.2	9.9

（２）採用時等における待遇についての説明

令和２年４月以降（中小企業の場合は、令和３年４月以降）の採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者への待遇の説明の実施状況をみると、パートタイム・有期雇用労働者の採用等があった企業のうち「説明をしている」企業の割合は 96.8%となっており、説明方法（複数回答）は、「個々の当該労働者に文書を交付している」が 64.5%、「個々の当該労働者に口頭で説明している」が 48.9%となっている。企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど「説明している」割合が高くなっている。なお、小規模な企業においては、「新たに雇い入れた（更新含む）当該労働者がいない」企業の割合が高くなっている（表 11）。

表 11　企業規模、採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者への待遇の説明実施状況別企業割合

（単位：%）令和３年

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	待遇の説明実施状況							
		新たに雇入れた（更新含む）パートタイム・有期雇用労働者はいない	パートタイム・有期雇用労働者の採用等があった企業（①と②の計）	待遇の説明を実施している（①）	説明方法（複数回答）			待遇の説明を実施していない（②）	不明
					個々のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	雇入れ時に説明会等で複数のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	個々のパートタイム・有期雇用労働者に対して、待遇の内容を記載した文書を交付している		
総数	100.0	21.1	68.3（100.0）	（96.8）	（48.9）	（9.2）	（64.5）	（3.2）	10.6
企業規模									
1,000人以上	100.0	0.9	95.8（100.0）	（99.7）	（52.4）	（15.7）	（87.5）	（0.3）	3.3
500～999人	100.0	1.6	97.4（100.0）	（99.3）	（47.4）	（11.7）	（84.3）	（0.7）	1.0
300～499人	100.0	3.2	95.3（100.0）	（98.3）	（50.1）	（10.6）	（79.1）	（1.7）	1.6
100～299人	100.0	5.6	91.1（100.0）	（99.2）	（46.8）	（8.8）	（80.2）	（0.8）	3.3
50～ 99人	100.0	9.4	87.2（100.0）	（97.6）	（45.4）	（9.2）	（74.8）	（2.4）	3.4
30～ 49人	100.0	15.5	78.0（100.0）	（97.0）	（49.7）	（7.9）	（66.3）	（3.0）	6.6
5～ 29人	100.0	24.5	63.0（100.0）	（96.4）	（49.5）	（9.3）	（60.4）	（3.6）	12.6

注：1)　（　）は「待遇の説明を実施している（①）」と「待遇の説明を実施していない（②）」の合計を100とした割合である。

（3）正社員との待遇差についての説明

令和２年４月以降（中小企業の場合は、令和３年４月以降）のパートタイム・有期雇用労働者と正社員の待遇差の説明の有無をみると、「説明をしたことはないが、パートタイム・有期雇用労働者から求められれば説明をする予定である」企業の割合が 46.5%と最も高く、次いで「パートタイム・有期雇用労働者から求められなかったが、説明をしている」が 19.8%、「説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない」が 16.0%、「パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている」が 5.6%となっている。企業規模別にみると、「パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている」は企業規模が大きくなるほど割合が高くなっており、逆に「説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない」は企業規模が大きくなるほど低くなっている（表 12）。

また、正社員との待遇差を説明した（する予定の）企業の正社員との待遇差の説明方法（複数回答）については、「個別の問合せに応じて口頭で説明」の企業の割合が 76.2%と最も高く、次いで「個別の問合せに応じて書面等を発行」が 29.9%となっている（表 13）。

表 12　企業規模、パートタイム・有期雇用労働者に対する正社員との待遇差の説明の有無別企業割合

（単位：%）令和３年

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	正社員との待遇差の説明の有無				
		パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている	パートタイム・有期雇用労働者から求められなかったが、説明をしている	説明をしたことはないが、パートタイム・有期雇用労働者から求められれば説明をする予定である	説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない	不明
総数	**100.0**	**5.6**	**19.8**	**46.5**	**16.0**	**12.0**
企業規模						
1,000人以上	100.0	16.7	18.9	56.9	3.4	4.1
500～999人	100.0	11.8	22.0	62.1	2.4	1.8
300～499人	100.0	12.1	23.3	58.7	3.4	2.5
100～299人	100.0	9.8	22.2	59.7	4.8	3.6
50～ 99人	100.0	8.8	25.4	53.8	6.8	5.1
30～ 49人	100.0	7.1	20.8	53.2	10.2	8.8
5～ 29人	100.0	4.6	19.0	43.8	18.7	13.9

表 13　パートタイム・有期雇用労働者に対する正社員との待遇差の説明方法別企業割合

（単位：%）令和３年

	正社員との待遇差についてパートタイム・有期雇用労働者に説明した（求められれば説明する予定である）企業計	正社員との待遇差の説明方法（複数回答）					
		個別の問合せに応じて書面等を発行	個別の問合せに応じて口頭で説明	説明会を開催	説明資料（冊子等）を作成・配布、社内システム等で掲載・周知	その他	不明
総数	[72.0] 100.0	29.9	76.2	3.6	6.7	3.8	1.5

注：1）［ ］は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100とした正社員との待遇差についてパートタイム・有期雇用労働者に説明した（求められれば説明する予定である）企業の割合である。

（4）不合理な待遇差の禁止に対応するための見直し状況

令和２年４月以降（中小企業の場合は、令和３年４月以降）のパートタイム・有期雇用労働者と正社員の間の「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応するための企業の見直し状況をみると、「見直しを行った」企業の割合が 28.5%、「待遇差はない」が 28.2%となっており、両者を合わせて６割近くになっている。「見直しを行った」企業のうち、その実施内容（複数回答）をみると、「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し」が 19.4%と最も高くなっている。

企業規模別にみると、企業規模 300 人以上は「見直しを行った」と「待遇差はない」を合わせて８割程度となっているが、50 人から 299 人は７割を切っており、49 人以下は６割を切っている。また、実施内容については「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し」はじめ、パートタイム・有期雇用労働者の待遇の改善に係る項目は企業規模が大きくなるほどおおむね高くなっているが、「正社員の待遇の見直し」「正社員の職務内容等の見直し」については、企業規模ごとにみても差があまりない状況となっている。（表 14）

表 14　企業規模、不合理な待遇差の禁止に対応するための見直し状況別企業割合

（単位：%）令和３年

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応するための見直し状況											
		待遇差はない	見直しを行った	実施内容（複数回答）								見直しは特にしていない	不明
				パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し	正社員の待遇の見直し	パートタイム・有期雇用労働者の職務内容等の見直し	正社員の職務内容等の見直し	パートタイム・有期雇用労働者の正社員化	正社員転換制度の導入・拡充	パートタイム・有期雇用労働者の活用を縮小（外注化、機械化、自動化など）	その他の見直し		
総数	100.0	28.2	28.5	19.4	6.2	6.1	4.2	4.0	3.2	1.8	1.6	36.0	7.3
企業規模													
1,000人以上	100.0	8.3	72.0	61.5	8.9	11.4	5.1	9.2	7.1	2.8	3.3	16.3	3.5
500～999人	100.0	11.0	69.0	52.4	7.3	16.3	5.4	9.6	8.5	1.4	1.9	17.8	2.3
300～499人	100.0	14.6	62.4	46.5	6.1	13.7	7.6	8.0	8.0	1.9	4.0	21.2	1.8
100～299人	100.0	15.5	52.8	34.6	6.4	13.1	6.4	8.5	8.3	2.8	2.8	27.5	4.2
50～ 99人	100.0	22.9	42.6	29.2	7.2	10.0	5.2	6.5	5.7	1.9	1.7	31.5	3.0
30～ 49人	100.0	25.2	31.7	19.1	5.5	6.5	4.6	5.4	4.1	1.7	2.4	37.1	6.0
5～ 29人	100.0	30.5	23.9	16.5	6.1	5.0	3.8	3.2	2.4	1.7	1.4	37.4	8.2

（5）パートタイム・有期雇用労働者の見直した待遇

パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業のうち、見直した待遇（複数回答）の内容をみると、「基本給」が 45.1%と最も高く、次いで「有給の休暇制度」が 35.3%、「賞与」が 26.0%の順となっている。企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど「扶養手当」「その他の手当」は高くなっているが、逆に「基本給」は低くなっている。（表 15）

表 15　企業規模、パートタイム・有期雇用労働者の見直した待遇別企業割合

（単位：%）令和３年

企業規模	パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業計		見直した待遇（複数回答）								
			基本給	賞与	退職金	通勤手当	扶養手当	その他の手当	有給の休暇制度	その他の待遇	不明
総数	[19.4]	100.0	45.1	26.0	3.1	20.4	6.1	25.7	35.3	15.7	1.2
企業規模											
1,000人以上	[61.5]	100.0	18.3	25.1	5.4	22.1	16.1	40.6	48.4	39.3	0.7
500～999人	[52.4]	100.0	26.7	23.8	6.1	25.4	16.3	32.9	39.4	33.2	－
300～499人	[46.5]	100.0	23.6	28.8	6.7	25.1	16.0	32.8	31.8	26.9	0.4
100～299人	[34.6]	100.0	31.3	26.4	6.0	30.8	15.8	32.8	30.5	25.2	－
50～ 99人	[29.2]	100.0	41.9	25.4	4.8	23.9	12.6	29.0	31.0	17.8	0.4
30～ 49人	[19.1]	100.0	36.6	21.4	3.2	21.8	2.9	23.6	40.2	16.2	0.5
5～ 29人	[16.5]	100.0	50.8	26.6	2.0	17.8	3.1	23.6	35.8	12.4	1.6

注：1）［ ］は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100としたパートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業の割合である。

〔個人調査〕

1　パートタイム・有期雇用労働者の属性

（1）年齢階級

年齢階級別の割合を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」では男女とも「65歳以上」がそれぞれ27.1%、17.2%、「有期雇用パートタイム」では男が「65歳以上」で54.6%、女が「45～49歳」で16.9%、「有期雇用フルタイム」では男女とも「60～64歳」でそれぞれ39.5%、15.7%と最も高くなっている（表16）。

表16　就業形態、性、年齢階級別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性	計	年齢階級											
		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明
パートタイム・有期雇用労働者	**(100.0) 100.0**	**1.5**	**3.5**	**4.5**	**6.8**	**6.6**	**9.1**	**12.1**	**10.0**	**10.3**	**16.9**	**18.8**	**0.1**
男	(30.2) 100.0	3.4	3.9	5.6	7.2	3.4	2.9	5.2	2.6	6.5	24.0	35.1	0.0
女	(69.8) 100.0	0.7	3.3	4.0	6.6	8.0	11.8	15.0	13.3	11.9	13.9	11.7	0.1
無期雇用パートタイム	(100.0) 100.0	2.9	4.3	3.5	8.7	5.7	8.7	11.0	11.4	13.4	10.8	19.5	0.1
男	(22.4) 100.0	11.2	7.6	6.4	18.7	1.2	2.0	2.5	3.3	10.6	9.3	27.1	－
女	(77.6) 100.0	0.6	3.3	2.7	5.8	7.1	10.6	13.5	13.7	14.2	11.2	17.2	0.2
有期雇用パートタイム	(100.0) 100.0	0.9	3.5	4.1	5.6	7.6	9.8	13.9	9.9	9.1	16.0	19.6	0.0
男	(24.3) 100.0	1.1	3.3	4.4	2.5	2.0	2.2	4.5	2.5	5.3	17.6	54.6	－
女	(75.7) 100.0	0.9	3.6	4.0	6.6	9.4	12.2	16.9	12.2	10.3	15.5	8.4	0.0
有期雇用フルタイム	(100.0) 100.0	0.2	2.1	6.8	5.9	5.9	8.5	10.1	8.2	7.6	28.7	15.9	0.1
男	(54.8) 100.0	0.3	2.1	6.2	3.7	6.2	4.3	7.6	2.1	4.9	39.5	23.1	0.1
女	(45.2) 100.0	0.1	2.1	7.6	8.5	5.5	13.5	13.2	15.5	10.8	15.7	7.3	0.1
参考													
令和３年													
パートタイム 2)	(100.0) 100.0	1.8	3.8	3.8	7.0	6.8	9.3	12.6	10.6	11.0	13.7	19.6	0.1
男	(23.5) 100.0	5.4	5.1	5.3	9.4	1.7	2.1	3.7	2.9	7.6	14.1	42.8	－
女	(76.5) 100.0	0.7	3.4	3.4	6.3	8.3	11.5	15.3	12.9	12.0	13.6	12.4	0.1
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査													
パート 2)	(100.0) 100.0	2.8	7.5	5.8	6.0	9.6	13.4	12.5	11.8	8.4	9.6	12.3	0.2
男	(25.9) 100.0	9.8	18.2	7.9	7.2	3.5	5.1	4.1	3.0	4.0	13.1	23.9	0.0
女	(74.1) 100.0	0.3	3.8	5.1	5.6	11.7	16.3	15.5	14.9	9.9	8.3	8.2	0.3

注：1)　(　)は、各就業形態を100とした男女別の割合である。
　　2)　令和３年の「パートタイム」と「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」の「パート」とは定義が異なるため比較の際は注意を要する（以下同じ。）。

（２）配偶者の有無及び就業状況

配偶者の有無について就業形態、男女別にみると、「配偶者がいる」は「無期雇用パートタイム」は男が 35.9%、女が 76.4%、「有期雇用パートタイム」は男が 61.6%、女が 72.0%、「有期雇用フルタイム」は男が 66.2%、女が 57.5%となっている。

「配偶者がいる」労働者を 100 とした配偶者の就業状況等についてみると、男の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の配偶者は「無職(専業主婦（夫）を含む）」がそれぞれ 49.2%、48.3%と最も高くなっているが、「有期雇用フルタイム」の配偶者は「非正規雇用労働者（パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等）」が 46.7%と最も高くなっている。女の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」の配偶者はいずれの就業形態においても「正社員（正職員）」がそれぞれ 62.1%、67.5%、66.1%と最も高くなっている。（表 17）

表 17　就業形態、性、年齢階級、配偶者の有無、配偶者の就業状況等別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性、年齢階級	計	配偶者の有無											
		配偶者がいる		配偶者の就業状況等 3)							配偶者がいない	不明
				正社員（正職員）	非正規雇用労働者（パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等）	経営者・役員	自営業・自由業	学生	無職(専業主婦（夫）を含む)	不明		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	67.2	(100.0)	(51.3)	(18.5)	(1.8)	(8.9)	(0.1)	(17.0)	(2.6)	31.4	1.5
男	100.0	56.7	(100.0)	(10.9)	(43.3)	(0.1)	(1.8)	(0.0)	(43.6)	(0.3)	41.6	1.7
女	100.0	71.7	(100.0)	(65.1)	(9.9)	(2.4)	(11.3)	(0.1)	(7.9)	(3.3)	26.9	1.4
無期雇用パートタイム	100.0	67.3	(100.0)	(55.3)	(16.7)	(1.6)	(7.4)	(0.2)	(14.1)	(4.7)	31.6	1.1
男	100.0	35.9	(100.0)	(5.3)	(44.1)	(-)	(1.1)	(-)	(49.2)	(0.3)	63.3	0.8
15 ～ 24 歳	100.0	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0	-
25 ～ 34 歳	100.0	0.9	(100.0) *	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	99.1	-
35 ～ 44 歳	100.0	27.3	(100.0)	(8.6)	(79.7)	(-)	(-)	(-)	(11.6)	(-)	69.9	2.8
45 ～ 54 歳	100.0	11.3	(100.0)	(23.5)	(75.3)	(-)	(-)	(-)	(1.2)	(-)	88.6	0.1
55 ～ 64 歳	100.0	70.7	(100.0)	(10.7)	(39.6)	(-)	(1.3)	(-)	(48.4)	(-)	26.4	3.0
65 歳 以 上	100.0	74.0	(100.0)	(0.9)	(45.1)	(-)	(1.1)	(-)	(52.4)	(0.5)	25.6	0.5
女	100.0	76.4	(100.0)	(62.1)	(13.0)	(1.8)	(8.3)	(0.2)	(9.4)	(5.3)	22.4	1.2
15 ～ 24 歳	100.0	0.2	(100.0) *	(72.5)	(27.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	99.8	-
25 ～ 34 歳	100.0	72.3	(100.0)	(90.8)	(1.9)	(1.8)	(5.1)	(0.0)	(-)	(0.3)	27.7	-
35 ～ 44 歳	100.0	82.2	(100.0)	(91.2)	(0.3)	(0.9)	(5.7)	(1.1)	(-)	(0.9)	17.8	0.0
45 ～ 54 歳	100.0	89.3	(100.0)	(79.9)	(4.0)	(3.2)	(5.4)	(-)	(5.5)	(1.9)	10.4	0.3
55 ～ 64 歳	100.0	83.0	(100.0)	(38.2)	(32.6)	(1.4)	(15.7)	(-)	(10.1)	(2.0)	16.7	0.2
65 歳 以 上	100.0	59.1	(100.0)	(10.8)	(18.1)	(0.4)	(5.5)	(-)	(36.2)	(29.1)	34.5	6.3
有期雇用パートタイム	100.0	69.5	(100.0)	(55.5)	(14.6)	(2.4)	(11.5)	(-)	(15.2)	(0.7)	28.7	1.9
男	100.0	61.6	(100.0)	(11.7)	(38.9)	(0.0)	(1.1)	(-)	(48.3)	(0.0)	36.2	2.2
15 ～ 24 歳	100.0	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0	-
25 ～ 34 歳	100.0	23.4	(100.0) *	(59.0)	(3.0)	(-)	(-)	(-)	(38.0)	(-)	73.6	3.0
35 ～ 44 歳	100.0	16.1	(100.0)	(88.0)	(5.0)	(2.4)	(-)	(-)	(4.6)	(-)	79.0	4.9
45 ～ 54 歳	100.0	38.8	(100.0)	(72.5)	(27.2)	(-)	(0.2)	(-)	(0.2)	(-)	61.2	-
55 ～ 64 歳	100.0	66.4	(100.0)	(18.4)	(45.3)	(-)	(2.5)	(-)	(33.7)	(0.0)	29.5	4.1
65 歳 以 上	100.0	75.8	(100.0)	(2.1)	(39.3)	(-)	(0.7)	(-)	(57.9)	(0.0)	22.7	1.5
女	100.0	72.0	(100.0)	(67.5)	(8.0)	(3.1)	(14.3)	(-)	(6.2)	(0.9)	26.2	1.8
15 ～ 24 歳	100.0	1.0	(100.0) *	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	99.0	-
25 ～ 34 歳	100.0	60.9	(100.0)	(76.9)	(1.6)	(1.7)	(19.9)	(-)	(-)	(0.0)	28.9	10.2
35 ～ 44 歳	100.0	72.5	(100.0)	(86.9)	(2.8)	(0.5)	(8.8)	(-)	(0.6)	(0.4)	27.3	0.3
45 ～ 54 歳	100.0	83.5	(100.0)	(84.8)	(3.5)	(4.0)	(5.0)	(-)	(2.0)	(0.7)	15.5	1.0
55 ～ 64 歳	100.0	77.4	(100.0)	(40.7)	(17.1)	(3.7)	(24.9)	(-)	(11.5)	(2.1)	21.4	1.2
65 歳 以 上	100.0	66.1	(100.0)	(22.5)	(17.0)	(5.9)	(26.3)	(-)	(28.1)	(0.2)	33.7	0.3
有期雇用フルタイム	100.0	62.2	(100.0)	(34.7)	(30.1)	(0.6)	(5.5)	(0.0)	(26.0)	(3.0)	36.5	1.3
男	100.0	66.2	(100.0)	(12.2)	(46.7)	(0.2)	(2.7)	(0.1)	(37.6)	(0.6)	31.9	2.0
15 ～ 24 歳	100.0	0.1	(100.0) *	(-)	(33.3)	(-)	(-)	(-)	(66.7)	(-)	99.9	-
25 ～ 34 歳	100.0	11.5	(100.0)	(38.6)	(25.1)	(-)	(1.6)	(0.7)	(34.0)	(-)	88.3	0.2
35 ～ 44 歳	100.0	42.1	(100.0)	(14.8)	(30.5)	(-)	(1.6)	(-)	(53.0)	(-)	57.2	0.7
45 ～ 54 歳	100.0	47.4	(100.0)	(21.5)	(68.9)	(-)	(1.8)	(-)	(7.8)	(-)	47.7	5.0
55 ～ 64 歳	100.0	82.5	(100.0)	(15.2)	(46.8)	(0.3)	(1.8)	(0.0)	(35.3)	(0.6)	14.8	2.6
65 歳 以 上	100.0	83.7	(100.0)	(2.2)	(46.3)	(-)	(4.9)	(0.2)	(45.5)	(1.0)	15.3	1.0
女	100.0	57.5	(100.0)	(66.1)	(7.0)	(1.3)	(9.4)	(0.0)	(10.0)	(6.2)	42.1	0.4
15 ～ 24 歳	100.0	10.1	(100.0) *	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	89.8	0.1
25 ～ 34 歳	100.0	45.6	(100.0)	(89.3)	(1.7)	(0.2)	(2.1)	(-)	(4.4)	(2.2)	54.2	0.2
35 ～ 44 歳	100.0	52.1	(100.0)	(87.3)	(1.5)	(1.3)	(4.7)	(-)	(2.2)	(2.9)	47.6	0.3
45 ～ 54 歳	100.0	70.1	(100.0)	(68.8)	(4.9)	(1.6)	(8.7)	(0.0)	(6.9)	(9.2)	29.5	0.4
55 ～ 64 歳	100.0	65.0	(100.0)	(49.0)	(12.5)	(1.3)	(16.6)	(-)	(13.5)	(7.1)	34.6	0.4
65 歳 以 上	100.0	36.4	(100.0)	(8.7)	(24.1)	(1.9)	(7.2)	(-)	(55.9)	(2.2)	62.8	0.9
参考												
令和３年												
パートタイム	100.0	68.5	(100.0)	(55.4)	(15.5)	(2.1)	(9.7)	(0.1)	(14.8)	(2.5)	30.0	1.5
男	100.0	50.6	(100.0)	(9.7)	(40.5)	(0.0)	(1.1)	(-)	(48.6)	(0.1)	47.8	1.6
女	100.0	74.0	(100.0)	(65.0)	(10.3)	(2.5)	(11.5)	(0.1)	(7.7)	(3.0)	24.5	1.5
平成28年												
パートタイム労働者総合実態調査												
パート	100.0	67.3	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	32.7	0.0
男	100.0	41.8	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	58.2	0.0
女	100.0	76.2	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	23.8	0.0

注：1) ( )は、「配偶者がいる」労働者を100とした割合である。
2) 表側「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。
3) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「配偶者の就業状況等」を調査していない。

（3）主な収入源

主な収入源について就業形態、男女別にみると、男は「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態でも「主に自分の収入で暮らしている」がそれぞれ 76.9%、83.0%、88.5%と最も高くなっている。女は「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」では「主に配偶者の収入で暮らしている」がそれぞれ 64.4%、66.7%と最も高くなっているが、「有期雇用フルタイム」では「主に自分の収入で暮らしている」が 45.5%と最も高くなっている（表 18）。

表18　就業形態、性、主な収入源別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性	計	主な収入源					
		主に自分の収入で暮らしている	主に配偶者の収入で暮らしている	主に親の収入で暮らしている	主に子どもの収入で暮らしている	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**43.7**	**44.2**	**7.6**	**0.2**	**3.0**	**1.2**
男	100.0	83.5	1.9	10.4	0.0	2.8	1.4
女	100.0	26.5	62.5	6.4	0.3	3.1	1.1
無期雇用パートタイム	100.0	37.5	50.3	8.5	0.2	3.0	0.5
男	100.0	76.9	1.4	17.9	0.0	2.9	0.8
女	100.0	26.2	64.4	5.8	0.3	3.0	0.3
有期雇用パートタイム	100.0	36.2	51.1	7.8	0.3	3.2	1.4
男	100.0	83.0	2.4	9.9	0.0	3.3	1.5
女	100.0	21.1	66.7	7.2	0.4	3.2	1.4
有期雇用フルタイム	100.0	69.0	20.4	5.7	0.1	2.7	2.1
男	100.0	88.5	1.8	5.8	0.1	2.2	1.7
女	100.0	45.5	42.8	5.6	0.2	3.3	2.5
参考							
令和３年							
パートタイム	100.0	36.8	50.7	8.1	0.3	3.1	1.0
男	100.0	80.4	2.0	13.3	0.0	3.1	1.2
女	100.0	23.4	65.7	6.5	0.4	3.1	0.9
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査							
パート	100.0	30.2	53.2	12.4	1.1	2.4	0.9
男	100.0	63.8	3.9	27.5	0.5	2.4	1.8
女	100.0	18.4	70.4	7.1	1.3	2.3	0.5

２　現在の就業形態を選んだ理由及び就業調整

（１）現在の就業形態を選んだ理由

現在の就業形態を選んだ理由（複数回答）を就業形態、男女別にみると、男では、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」は「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」がそれぞれ 66.6%、44.2%、「有期雇用フルタイム」は「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が 44.4%と最も高くなっている。女では、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」がそれぞれ 58.4%、56.9%、28.1%と最も高くなっている。

男女、年齢階級別にみると、「無期雇用パートタイム」の男女と「有期雇用パートタイム」の女はすべての年齢階級で「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」が最も高くなっている。また「有期雇用フルタイム」の「55 歳以上」については、男女とも「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が最も高くなっている。（図２、表 19）

図２　現在の就業形態を選んだ理由別労働者割合（複数回答）
（性、就業形態別パートタイム・有期雇用労働者＝100）令和３年

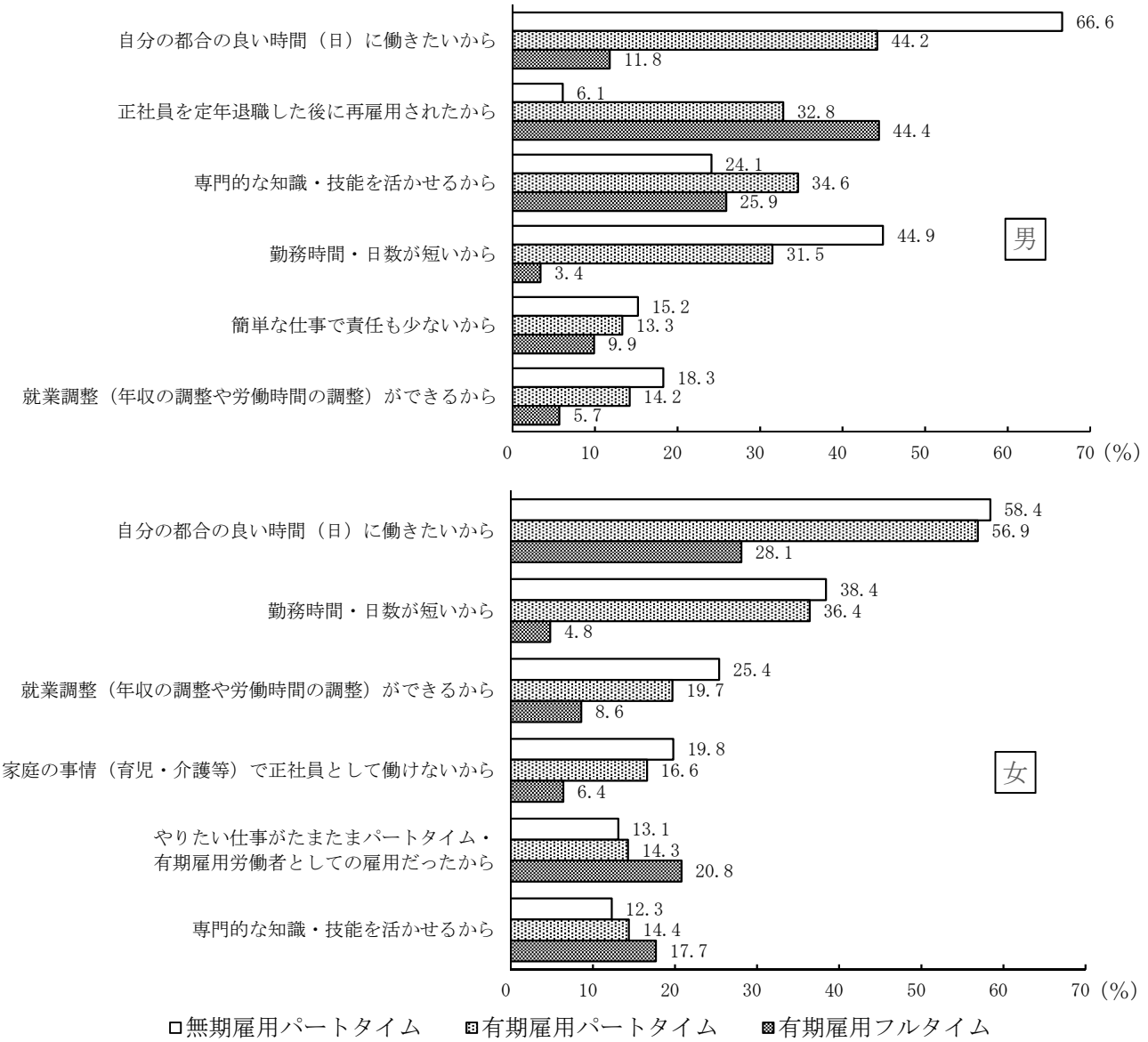

表19　就業形態、性、年齢階級、現在の就業形態を選んだ理由別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性、年齢階級	計	現在の就業形態を選んだ理由（複数回答）															
		自分の都合の良い時間（日）に働きたいから	勤務時間・日数が短いから	就業調整（年収の調整や労働時間の調整）ができるから	正社員を定年退職した後に再雇用されたから	専門的な知識・技能を活かせるから	簡単な仕事で責任も少ないから	すぐ辞められるから	正社員として採用されなかったから	正社員としての募集が見つからなかったから	家庭の事情（育児・介護等）で正社員として働けないから	仕事を辞めてからの期間が長く正社員として働く自信がないから	正社員として働くことが、体力的に難しいから	正社員のような責任や人事異動を課されて働くことが困難・負担だから	やりたい仕事がたまたまパートタイム・有期雇用労働者としての雇用だったから	転勤がないから	その他	不明
		2)	2)															
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**48.6**	**30.2**	**17.8**	**11.3**	**18.4**	**10.7**	**6.0**	**4.3**	**7.9**	**12.5**	**4.5**	**9.4**	**10.6**	**13.6**	**8.5**	**13.3**	**2.9**
男	100.0	37.4	24.0	12.0	30.4	28.5	12.5	5.1	6.4	7.5	3.3	2.3	4.0	6.2	11.1	6.9	11.4	2.5
女	100.0	53.5	32.8	20.4	3.1	14.0	9.9	6.4	3.4	8.1	16.4	5.4	11.7	12.5	14.7	9.2	14.1	3.1
無期雇用パートタイム	100.0	60.3	39.9	23.8	1.9	14.9	11.9	10.5	2.2	2.9	17.1	4.0	10.6	9.1	12.6	8.0	11.6	4.9
男	100.0	66.6	44.9	18.3	6.1	24.1	15.2	12.8	4.9	6.2	7.8	3.1	4.2	4.4	11.0	4.9	9.8	3.7
15 ～ 24 歳	100.0	90.4	31.3	36.4	－	6.2	20.3	54.5	8.6	0.2	－	0.3	－	2.6	11.1	2.2	0.1	－
25 ～ 34 歳	100.0	74.8	70.7	0.1	－	15.0	3.9	0.2	0.6	2.9	－	4.0	2.7	1.8	2.8	2.3	3.3	－
35 ～ 44 歳	100.0	52.9	19.0	1.5	－	4.3	16.8	3.5	14.0	14.1	4.0	4.3	2.4	9.0	21.1	21.5	29.2	0.1
45 ～ 54 歳	100.0	75.3	26.2	14.1	－	55.9	1.9	4.1	11.6	13.2	16.6	4.1	11.9	11.0	22.4	8.1	4.7	－
55 ～ 64 歳	100.0	71.2	45.2	33.6	9.6	42.0	24.1	0.3	3.6	7.8	30.9	1.2	0.7	3.4	11.6	2.7	30.8	2.3
65 歳 以 上	100.0	39.0	37.2	14.3	15.4	27.3	18.1	7.7	4.7	10.0	2.2	5.1	9.7	6.7	14.6	8.2	6.1	12.1
女	100.0	58.4	38.4	25.4	0.7	12.3	11.0	9.8	1.5	1.9	19.8	4.3	12.5	10.5	13.1	8.9	12.1	5.2
15 ～ 24 歳	100.0	77.0	－	0.8	－	9.4	9.5	27.0	－	－	0.1	－	9.0	－	7.0	－	4.9	－
25 ～ 34 歳	100.0	53.2	25.5	16.6	－	8.2	35.5	15.1	0.5	0.2	32.5	2.0	5.6	20.8	17.7	3.0	3.1	25.3
35 ～ 44 歳	100.0	64.5	45.8	32.4	－	9.9	16.7	14.1	0.8	1.8	24.1	7.1	8.2	8.0	18.7	3.9	11.9	0.3
45 ～ 54 歳	100.0	67.6	39.9	26.2	－	11.4	4.9	3.2	2.9	2.7	22.3	5.9	11.5	10.9	12.3	10.1	12.2	2.1
55 ～ 64 歳	100.0	54.3	41.0	26.1	0.2	11.6	5.6	10.3	1.5	3.1	19.2	3.5	17.8	16.0	15.3	8.7	14.9	1.6
65 歳 以 上	100.0	42.7	39.7	25.5	3.8	19.9	10.4	8.8	0.8	0.3	10.3	2.3	15.0	1.8	4.4	17.5	14.1	11.2
有期雇用パートタイム	100.0	53.9	35.2	18.4	9.7	19.3	10.0	3.8	3.1	10.0	13.0	5.9	11.2	12.0	13.9	8.6	14.9	1.3
男	100.0	44.2	31.5	14.2	32.8	34.6	13.3	1.5	5.1	5.3	1.7	2.9	7.1	4.5	12.4	6.5	14.1	0.8
15 ～ 24 歳	100.0	77.9	7.4	2.6	－	24.9	0.2	－	2.9	12.2	－	0.0	0.2	0.3	28.3	－	38.6	0.9
25 ～ 34 歳	100.0	46.6	17.3	5.7	－	33.7	11.3	5.7	15.8	11.0	－	0.4	6.1	0.7	21.4	8.0	31.8	1.0
35 ～ 44 歳	100.0	30.6	5.0	2.3	－	9.7	2.8	0.6	6.8	11.5	21.1	0.3	3.7	9.6	30.8	19.9	18.8	0.2
45 ～ 54 歳	100.0	31.2	26.9	0.8	－	47.7	4.4	3.1	38.1	5.7	0.6	32.1	32.3	6.9	7.6	11.1	17.2	－
55 ～ 64 歳	100.0	24.4	25.4	3.3	38.5	24.1	13.8	0.7	2.5	5.7	1.8	2.3	7.3	11.1	12.0	5.3	16.7	0.3
65 歳 以 上	100.0	52.3	40.5	23.5	44.0	40.1	16.4	1.3	0.7	3.3	0.6	0.1	4.7	1.9	9.4	5.6	8.2	1.1
女	100.0	56.9	36.4	19.7	2.2	14.4	8.9	4.6	2.4	11.5	16.6	6.9	12.5	14.4	14.3	9.3	15.1	1.4
15 ～ 24 歳	100.0	79.4	37.7	3.7	－	8.9	0.4	12.1	1.3	0.0	0.7	0.9	8.4	0.2	0.4	2.6	13.3	0.7
25 ～ 34 歳	100.0	68.1	23.4	11.0	－	8.1	21.8	4.1	1.4	5.3	12.0	4.3	8.1	25.8	7.8	3.6	2.1	2.4
35 ～ 44 歳	100.0	64.4	30.8	23.2	－	18.6	3.4	12.0	0.9	4.9	37.7	2.5	8.9	10.0	9.4	16.6	7.2	1.3
45 ～ 54 歳	100.0	58.0	42.7	23.5	－	14.4	7.9	1.6	2.8	10.6	14.0	17.9	12.6	17.9	21.9	10.2	12.4	1.5
55 ～ 64 歳	100.0	40.6	33.4	21.6	4.3	11.9	6.0	0.5	4.2	25.1	7.9	1.7	15.7	12.1	14.3	2.1	28.6	0.4
65 歳 以 上	100.0	58.3	54.8	11.4	13.1	22.3	23.9	4.4	1.6	3.1	11.6	1.8	19.9	13.7	16.5	19.9	20.6	4.3
有期雇用フルタイム	100.0	19.1	4.0	7.0	30.0	22.2	10.1	3.3	10.2	12.0	3.9	2.4	3.6	10.3	14.9	9.2	12.9	2.9
男	100.0	11.8	3.4	5.7	44.4	25.9	9.9	3.2	8.6	10.4	1.7	1.2	1.1	9.0	10.0	8.6	9.9	3.1
15 ～ 24 歳	100.0	32.7	0.4	17.2	－	6.8	0.7	17.1	10.4	27.9	－	6.0	0.5	6.7	13.6	0.3	18.6	0.6
25 ～ 34 歳	100.0	39.8	3.9	6.0	－	21.3	32.7	3.4	16.5	22.4	－	3.2	1.5	33.0	12.5	7.8	13.2	1.9
35 ～ 44 歳	100.0	10.7	3.8	7.3	－	29.3	12.8	4.6	12.9	22.6	1.8	4.3	1.7	19.6	23.2	3.9	17.3	0.4
45 ～ 54 歳	100.0	9.9	1.8	2.9	－	18.5	13.2	7.2	18.8	19.5	13.3	1.8	0.7	18.3	13.8	22.4	7.8	6.3
55 ～ 64 歳	100.0	6.8	3.4	4.8	69.2	26.9	4.3	1.0	5.6	4.5	0.6	0.1	0.9	3.4	6.4	9.7	8.0	2.5
65 歳 以 上	100.0	8.5	3.7	6.8	59.0	29.6	9.1	3.7	4.7	5.4	0.0	0.1	1.0	0.9	7.8	4.1	8.8	5.0
女	100.0	28.1	4.8	8.6	12.6	17.7	10.4	3.3	12.1	14.0	6.4	3.9	6.6	12.0	20.8	9.9	16.5	2.6
15 ～ 24 歳	100.0	8.8	1.1	1.6	－	22.3	6.5	3.7	13.7	3.4	0.7	9.3	14.5	3.3	34.9	3.9	32.9	1.1
25 ～ 34 歳	100.0	32.7	5.6	15.8	－	16.9	19.8	7.7	12.5	14.3	7.1	3.1	2.4	11.2	23.3	9.9	18.5	0.8
35 ～ 44 歳	100.0	23.3	9.2	11.2	－	11.8	13.6	1.9	20.6	15.3	10.2	1.5	14.2	22.4	27.7	12.5	12.4	1.2
45 ～ 54 歳	100.0	43.3	5.1	10.8	－	15.2	5.8	1.1	12.0	18.7	8.8	4.9	4.9	10.9	19.7	13.6	11.5	3.8
55 ～ 64 歳	100.0	17.0	1.4	2.0	34.1	25.4	8.7	4.6	8.1	10.1	2.1	4.8	5.8	9.1	16.4	5.5	22.9	2.8
65 歳 以 上	100.0	16.9	4.2	3.2	49.2	15.7	7.7	1.0	4.5	8.6	3.7	2.7	3.3	3.8	13.2	6.6	13.5	4.3
参考 令和３年 パートタイム	100.0	56.7	37.3	20.8	6.2	17.4	10.8	6.8	2.7	6.8	14.8	5.1	11.0	10.7	13.3	8.3	13.4	2.9
男	100.0	53.8	37.2	16.0	21.4	30.1	14.1	6.4	5.0	5.7	4.3	3.0	5.9	4.5	11.8	5.8	12.3	2.1
女	100.0	57.6	37.4	22.3	1.5	13.5	9.8	6.9	2.0	7.1	18.0	5.7	12.5	12.6	13.8	9.1	13.7	3.1
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	100.0	56.8	39.3	20.0	…	…	10.2	3.9	7.5	11.8	16.5	6.3	10.3	10.6	10.7	8.5	12.5	0.9
男	100.0	47.5	28.1	12.5	…	…	12.6	5.6	12.3	13.2	1.9	2.4	6.8	5.8	9.4	5.7	23.6	1.5
女	100.0	60.0	43.2	22.6	…	…	9.3	3.3	5.8	11.3	21.6	7.6	11.5	12.3	11.2	9.5	8.7	0.7

注：1)　表側「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。
　　2)　平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」「専門的な知識・技能を活かせるから」を調査していない。

（2）過去１年間の就業調整の有無

過去１年間（令和２年 10 月～令和３年９月）の就業調整（年収の調整や労働時間の調整）の有無について「配偶者がいる」労働者を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態においても、男女とも「就業調整をしていない」が「就業調整をしている」を大きく上回っている。また、「就業調整をしている」労働者は、「無期雇用パートタイム」では男が 18.7%、女が 16.7%、「有期雇用パートタイム」では男が 7.1%、女が 26.4%、「有期雇用フルタイム」では男が 2.6%、女が 7.5%となっている（表 20）。

表 20　配偶者の有無、就業形態、性、過去１年間の就業調整の有無及び就業調整をしていない理由別労働者割合

（単位：%）令和３年

配偶者の有無、就業形態、性	計	就業調整の有無						
				就業調整をしていない理由			わからない	不明
		就業調整をしている	就業調整をしていない	年収、所定労働時間が要件に達していないため就業調整の必要がなかった	年収等を確保するため 2)	その他		
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**13.4**	**68.0**	**38.3**	**18.2**	**11.5**	**16.2**	**2.4**
無期雇用パートタイム	100.0	13.6	65.2	41.4	13.3	10.5	17.2	4.0
有期雇用パートタイム	100.0	17.8	68.0	39.7	17.4	10.8	13.0	1.2
有期雇用フルタイム	100.0	4.3	72.5	30.3	27.8	14.4	21.2	2.1
配偶者がいる	**100.0**	**16.8**	**69.9**	**40.6**	**18.2**	**11.1**	**10.7**	**2.5**
男	100.0	6.9	75.8	39.0	22.1	14.6	14.8	2.5
女	100.0	20.2	67.9	41.2	16.8	10.0	9.3	2.6
無期雇用パートタイム	100.0	16.9	68.5	43.6	14.1	10.8	10.2	4.4
男	100.0	18.7	67.0	35.3	21.7	10.1	11.5	2.8
女	100.0	16.7	68.7	44.7	13.1	10.8	10.0	4.6
有期雇用パートタイム	100.0	22.2	67.7	41.7	16.8	9.2	8.8	1.3
男	100.0	7.1	75.2	45.3	16.7	13.2	16.1	1.7
女	100.0	26.4	65.7	40.8	16.8	8.1	6.8	1.2
有期雇用フルタイム	100.0	4.6	77.3	32.8	28.4	16.1	16.1	2.0
男	100.0	2.6	79.4	35.2	26.8	17.4	15.1	3.0
女	100.0	7.5	74.4	29.5	30.6	14.3	17.5	0.6
配偶者がいない	**100.0**	**6.7**	**65.2**	**34.6**	**18.3**	**12.4**	**27.2**	**0.9**
男	100.0	6.3	56.0	26.1	15.7	14.2	36.7	1.0
女	100.0	7.0	71.3	40.2	20.0	11.1	20.7	0.9
無期雇用パートタイム	100.0	7.1	59.7	38.1	11.7	9.8	32.8	0.5
有期雇用パートタイム	100.0	8.2	70.7	37.1	18.6	15.0	20.4	0.6
有期雇用フルタイム	100.0	3.9	64.3	25.5	27.1	11.8	29.9	2.0
参考								
令和３年								
パートタイム	100.0	15.9	66.8	40.5	15.6	10.7	14.9	2.4
配偶者がいる	100.0	19.9	68.1	42.6	15.6	9.9	9.4	2.7
男	100.0	10.6	72.7	42.3	18.2	12.2	14.7	2.0
女	100.0	21.8	67.1	42.6	15.1	9.4	8.3	2.8
配偶者がいない	100.0	7.7	65.5	37.6	15.3	12.6	26.2	0.5
平成28年								
パートタイム労働者総合実態調査								
パート	100.0	15.3	66.8	36.7	18.6	11.5	16.5	1.5
配偶者がいる	100.0	20.0	69.0	39.6	20.3	9.0	9.3	1.7
男	100.0	6.9	79.5	38.1	23.5	18.0	11.3	2.3
女	100.0	22.5	66.9	39.9	19.7	7.3	8.9	1.6
配偶者がいない	100.0	5.5	62.4	30.7	15.0	16.6	31.2	1.0

注：1)　表側「パートタイム・有期雇用労働者」には、配偶者の有無不明が含まれる。
2)　平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「年収、所定労働時間が要件を超えているため就業調整の必要がなかった」として調査しているため比較の際は注意を要する。

（3）就業調整をした理由

就業調整をしているパートタイム・有期雇用労働者の就業調整をした理由（複数回答）を「配偶者がいる」労働者について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」では、男は「その他」が 86.6%で最も高く、女は「一定額(130 万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」が 60.7%で最も高くなっている。「有期雇用パートタイム」では、男は「自分の所得税の非課税限度額（103 万円）を超えると税金を払わなければならないから」が 43.4%、女は「一定額(130 万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」が 55.4%で最も高くなっている。「有期雇用フルタイム」では、男は「現在、支給されている年金の減額率を抑える、又は減額を避けるため」が 58.5%、女は「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから」が 50.4%と最も高くなっている（表 21）。

表 21　配偶者の有無、就業形態、性、就業調整をした理由別労働者割合

（単位：%）令和３年

配偶者の有無、就業形態、性	就業調整をしている労働者計	就業調整をした理由（複数回答）								
		自分の所得税の非課税限度額(103万円）を超えると税金を払わなければならないから	一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	一定額(130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから 3)	会社の都合により雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入要件に該当しないようにしているため	現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	**[13.4] 100.0**	**45.1**	**27.9**	**12.7**	**42.8**	**18.0**	**3.2**	**2.8**	**16.4**	**1.6**
無期雇用パートタイム	[13.6] 100.0	46.7	26.9	16.2	44.4	18.0	1.7	1.2	16.7	1.4
有期雇用パートタイム	[17.8] 100.0	45.8	29.2	9.5	44.8	19.2	4.4	2.3	15.1	0.9
有期雇用フルタイム	[4.3] 100.0	31.4	22.9	20.9	17.8	8.0	0.8	15.1	25.2	8.5
配偶者がいる	**[16.8] 100.0**	**46.3**	**33.2**	**15.0**	**50.8**	**18.8**	**1.5**	**3.0**	**11.5**	**0.3**
男	[6.9] 100.0	18.5	1.3	1.1	1.3	2.9	4.0	22.0	52.5	1.2
女	[20.2] 100.0	49.5	36.9	16.7	56.6	20.6	1.2	0.8	6.7	0.2
無期雇用パートタイム	[16.9] 100.0	43.9	32.2	19.4	53.0	18.9	1.8	1.3	14.4	0.1
男	[18.7] 100.0	2.9	2.4	2.3	2.3	2.3	0.5	9.6	86.6	0.4
女	[16.7] 100.0	50.1	36.7	22.0	60.7	21.4	2.0	0.0	3.4	－
有期雇用パートタイム	[22.2] 100.0	48.9	33.7	10.9	51.6	20.3	1.5	2.5	9.3	0.2
男	[7.1] 100.0	43.4	0.1	－	－	4.7	9.7	20.4	22.2	0.4
女	[26.4] 100.0	49.3	36.2	11.8	55.4	21.4	0.9	1.1	8.4	0.2
有期雇用フルタイム	[4.6] 100.0	33.4	34.4	31.5	26.7	1.9	0.0	20.5	16.2	2.7
男	[2.6] 100.0	2.6	1.0	0.1	1.5	0.3	0.1	58.5	32.2	5.2
女	[7.5] 100.0	48.1	50.4	46.4	38.8	2.6	－	2.3	8.6	1.5
配偶者がいない	**[6.7] 100.0**	**39.1**	**－**	**－**	**－**	**13.9**	**12.3**	**1.4**	**42.4**	**8.5**
男	[6.3] 100.0	47.5	－	－	－	13.2	28.3	1.8	33.5	0.9
女	[7.0] 100.0	34.1	－	－	－	14.3	2.7	1.1	47.8	13.1
無期雇用パートタイム	[7.1] 100.0	61.4	－	－	－	13.2	1.3	0.3	28.7	8.0
有期雇用パートタイム	[8.2] 100.0	25.4	－	－	－	12.4	23.7	1.2	53.1	5.4
有期雇用フルタイム	[3.9] 100.0	28.0	－	－	－	20.8	2.3	4.6	41.8	20.4
参考										
令和３年										
パートタイム	[15.9] 100.0	46.1	28.3	12.1	44.6	18.8	3.4	1.9	15.8	1.1
配偶者がいる	[19.9] 100.0	47.0	33.1	14.1	52.1	19.7	1.6	2.0	11.2	0.1
男	[10.6] 100.0	21.8	1.3	1.2	1.2	3.4	4.8	14.6	56.6	0.4
女	[21.8] 100.0	49.6	36.4	15.4	57.3	21.4	1.3	0.7	6.6	0.1
配偶者がいない	[7.7] 100.0	41.0	－	－	－	12.8	14.0	0.8	42.5	6.5
平成28年										
パートタイム労働者総合実態調査										
パート	[15.3] 100.0	52.2	37.5	19.5	45.5	…	3.7	3.3	6.4	2.4
配偶者がいる	[20.0] 100.0	52.7	42.5	22.1	51.6	…	2.6	3.7	5.1	0.5
男	[6.9] 100.0	11.3	4.4	2.3	8.9	…	6.2	47.9	16.6	2.7
女	[22.5] 100.0	55.1	44.7	23.3	54.1	…	2.4	1.1	4.4	0.3
配偶者がいない	[5.5] 100.0	48.2	－	－	－	…	11.7	0.7	16.9	17.4

注：1)　[ ]は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした就業調整をしている労働者の割合である。
2)　表側「パートタイム・有期雇用労働者」には、配偶者の有無不明が含まれる。
3)　平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから」を調査していない。

3　利用できる福利厚生及び教育訓練

（1）利用できる福利厚生

現在の企業でパートタイム・有期雇用労働者が利用可能な福利厚生別の割合（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても、「休憩室の利用」がそれぞれ 54.9%、61.8%、66.3%と最も高い割合となっており、次いで「更衣室の利用」がそれぞれ 44.0%、60.4%、61.4%となっている（表 22）。

表 22　就業形態、パートタイム・有期雇用労働者が利用できる福利厚生別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態	計	利用できる福利厚生（複数回答）						不明
		給食施設（社員食堂等）の利用	更衣室の利用	休憩室の利用	人間ドックの補助	社外の活動（スポーツクラブの利用など）の補助	その他	
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**27.6**	**54.9**	**60.4**	**28.8**	**10.2**	**17.4**	**9.4**
無期雇用パートタイム	100.0	18.3	44.0	54.9	22.2	5.6	21.8	13.3
有期雇用パートタイム	100.0	29.5	60.4	61.8	26.4	10.9	16.0	8.1
有期雇用フルタイム	100.0	38.8	61.4	66.3	44.4	16.3	13.2	5.7
参考 令和３年 パートタイム	100.0	24.5	53.1	58.7	24.5	8.5	18.6	10.4
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	100.0	27.0	65.2	61.2	17.4	6.8	17.4	10.7

（2）教育訓練の状況

現在の企業での「日常的な業務を通じた指導やアドバイス（OJT）」の実施状況別のパートタイム・有期雇用労働者の割合をみると「ある程度してもらっている」が 56.7%と最も高い割合となっており、次いで「十分にしてもらっている」が 31.4%、「全くしてもらっていない」が 10.1%の順となっている。「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態別にみても、ほぼ同様の割合となっている。

また、「通常の仕事を一時的に離れた研修（Off-JT）」の実施状況別のパートタイム・有期雇用労働者の割合をみると、「Off-JT があった」が 34.8%、「Off-JT はなかった」が 62.5%となっている。いずれの就業形態別にみても、ほぼ同様の割合となっている。（表 23）

表 23　就業形態、教育訓練（OJT）の状況・教育訓練（Off-JT）の有無及び内容別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態	計	日常的な業務を通じた指導やアドバイス（OJT）				通常の仕事を一時的に離れた研修（Off-JT）				
							内容（複数回答）			
		十分にしてもらっている	ある程度してもらっている	全くしてもらっていない	不明	Off-JTがあった	今の仕事を行う上で必要な知識等についてのOff-JT	今の仕事には直接関係のない、将来のキャリアアップのためのOff-JT	Off-JTはなかった	不明
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**31.4**	**56.7**	**10.1**	**1.8**	**34.8**	**33.6**	**2.0**	**62.5**	**2.7**
無期雇用パートタイム	100.0	32.0	56.9	8.7	2.3	30.1	29.7	0.9	65.6	4.3
有期雇用パートタイム	100.0	33.2	55.6	10.2	1.0	36.6	35.6	1.4	61.9	1.5
有期雇用フルタイム	100.0	27.0	58.5	12.0	2.5	38.6	36.1	5.0	58.6	2.8
参考 令和３年 パートタイム	100.0	32.7	56.2	9.5	1.6	33.7	32.9	1.2	63.6	2.7
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	100.0	39.2	48.9	10.2	1.7	33.4	32.4	2.2	64.6	2.0

4　業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無及び賃金水準

（1）業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無

パートタイム・有期雇用労働者自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の男女及び「有期雇用フルタイム」の女は、「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」より「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいない」が高くなっているが、「有期雇用フルタイム」の男では、「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいない」より「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」が高くなっている（表 24）。

表 24　就業形態、性、業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性	計	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無 1)				
		業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる	このうち、人事異動等の有無や範囲が同じ正社員がいる 2)	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員はいない	わからない	不明
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**21.1**	**3.3**	**51.1**	**24.5**	**3.3**
男	100.0	27.4	1.5	42.3	27.8	2.5
女	100.0	18.4	4.1	54.9	23.1	3.6
無期雇用パートタイム	100.0	11.9	1.7	54.4	29.4	4.3
男	100.0	16.3	0.9	38.4	44.4	0.9
女	100.0	10.6	1.9	59.0	25.0	5.3
有期雇用パートタイム	100.0	19.3	4.5	56.5	21.8	2.4
男	100.0	16.5	0.4	56.5	25.6	1.4
女	100.0	20.2	5.8	56.6	20.5	2.7
有期雇用フルタイム	100.0	39.8	3.6	34.7	22.1	3.4
男	100.0	44.5	3.0	32.3	18.6	4.6
女	100.0	34.1	4.4	37.6	26.2	2.0
参考						
令和３年						
パートタイム	100.0	16.0	3.2	55.6	25.2	3.2
男	100.0	16.4	0.6	48.8	33.7	1.2
女	100.0	15.9	4.0	57.7	22.6	3.9
平成28年						
パートタイム労働者総合実態調査						
パート	100.0	16.6	1.3	55.7	25.8	1.8
男	100.0	15.9	0.5	48.5	34.6	1.0
女	100.0	16.9	1.5	58.2	22.8	2.1

注：1)　「業務の内容及び責任の程度が同じ」とは、通常従事する業務の内容だけでなく、作業レベル（困難度）、求められる能力、責任や権限の範囲を含め、トラブル発生時などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的な負担なども含めて判断したもの。

2)　「人事異動等の有無や範囲が同じ」とは、事業所間の転勤だけでなく、同じ事業所内での他部署や他の職種への異動の有無や範囲を含め、実際に異動・転勤したかどうかだけでなく、将来にわたって異動・転勤をする見込みがあるかについて、事業所の就業規則や慣行などをもとに判断したもの。また、転勤の範囲について全国転勤、エリア限定などの違いがあるかどうかも含めて判断したもの。

（２）業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準の意識

自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較したパートタイム・有期雇用労働者の賃金水準についての意識を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態も男女ともに「賃金水準は低く、納得していない」が最も高くなっている。

現在の就業形態での現在の会社における勤続期間階級別にみると、勤続年数が「１年１か月～２年」「２年１か月～３年」の階級では「賃金水準は低いが、納得している」が「賃金水準は低く、納得していない」より高くなっているが、それ以外のすべての階級で「賃金水準は低く、納得していない」が「賃金水準は低いが、納得している」よりも高くなっている。(表 25)

表 25　就業形態、性・現在の会社における勤続期間階級、業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準についての意識別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性・現在の会社における勤続期間階級	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる労働者計		業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準についての意識				
			同等若しくはそれ以上の賃金水準である	賃金水準は低いが、納得している	賃金水準は低く、納得していない	わからない（考えたことがない）	不明
パートタイム・有期雇用労働者	[21.1]	100.0	12.5	25.5	45.0	14.6	2.4
男	[27.4]	100.0	14.6	29.8	41.9	11.8	2.0
女	[18.4]	100.0	11.2	22.8	46.9	16.4	2.7
無期雇用パートタイム	[11.9]	100.0	8.8	27.0	39.5	22.0	2.7
男	[16.3]	100.0	10.3	23.7	56.7	7.6	1.7
女	[10.6]	100.0	8.1	28.4	31.9	28.4	3.1
有期雇用パートタイム	[19.3]	100.0	11.7	25.5	51.4	9.3	2.1
男	[16.5]	100.0	9.5	37.0	42.3	8.0	3.1
女	[20.2]	100.0	12.3	22.5	53.7	9.6	1.9
有期雇用フルタイム	[39.8]	100.0	15.2	24.8	41.4	16.2	2.6
男	[44.5]	100.0	17.3	28.8	38.2	14.1	1.6
女	[34.1]	100.0	11.9	18.3	46.4	19.4	4.0
現在の会社における勤続期間階級 3)							
１か月～６か月	[19.2]	100.0	15.2	21.7	32.9	26.2	4.0
７か月～１年	[25.4]	100.0	12.9	25.5	45.1	12.1	4.4
１年１か月～２年	[24.9]	100.0	10.7	40.7	29.0	17.1	2.6
２年１か月～３年	[22.0]	100.0	31.4	32.6	22.5	12.4	1.0
３年１か月～４年	[19.5]	100.0	10.8	18.1	51.6	16.1	3.3
４年１か月～５年	[17.0]	100.0	14.5	20.3	50.1	13.4	1.7
５年１か月～10年	[17.4]	100.0	8.8	26.0	49.0	14.6	1.7
10年１か月～15年	[29.0]	100.0	5.9	18.6	63.5	11.0	0.9
15年１か月～20年	[19.5]	100.0	5.4	13.2	56.2	21.5	3.7
20年１か月以上	[13.9]	100.0	4.3	33.0	55.1	6.7	0.8
参考							
令和３年							
パートタイム	[16.0]	100.0	10.7	26.0	47.4	13.5	2.3
男	[16.4]	100.0	9.8	31.4	48.4	7.9	2.5
女	[15.9]	100.0	11.0	24.3	47.1	15.3	2.3
平成28年							
パートタイム労働者総合実態調査							
パート	[16.6]	100.0	11.6	30.8	34.0	17.9	5.7
男	[15.9]	100.0	12.4	50.6	26.7	8.3	2.0
女	[16.9]	100.0	11.3	24.3	36.4	21.1	7.0

注：1)　[　]は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる労働者の割合である。

2)　表側「パートタイム・有期雇用労働者」には、「現在の会社における勤続期間階級」不明が含まれる。

3)　表側「現在の会社における勤続期間階級」は、現在の就業形態で働いている期間をいう（現在の会社で他の就業形態で働いている期間は含まれない。）。

5　パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況

（1）パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度

パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度をみると、「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせた割合は、項目①は「無期雇用パートタイム」は半数近く、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」はおおむね６割となっている。項目②は「無期雇用パートタイム」は３割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は４割を超えている。項目③は「無期雇用パートタイム」は４割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」はおおむね半数程度、項目④は「無期雇用パートタイム」は３割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は半数近くとなっている。項目⑤は「無期雇用パートタイム」と「有期雇用パートタイム」は２割程度、「有期雇用フルタイム」は３割程度となっている。項目⑥は「無期雇用パートタイム」は２割程度、「有期雇用パートタイム」は３割程度、「有期雇用フルタイム」は４割程度となっている（表 26）。

表 26　項目、就業形態、パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度別労働者割合

（単位：%）令和３年

項目、就業形態		計	パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度				
			よく知っている	だいたい知っている	聞いたことはあるが、よくわからない	知らない	不明
①事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の雇入れの際、賃金や教育訓練制度、福利厚生施設の利用、正社員転換措置等について説明しなければならない。	**パートタイム・有期雇用労働者**	**100.0**	**14.3**	**41.1**	**22.6**	**19.3**	**2.7**
	無期雇用パートタイム	100.0	11.1	35.5	24.6	23.8	5.0
	有期雇用パートタイム	100.0	16.0	43.9	21.4	17.8	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	16.0	44.7	21.7	15.1	2.6
②事業主は、パートタイム･有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間で待遇の決定基準にどのような違いがあるか、違いがある場合はその理由等を説明しなければならない。	**パートタイム・有期雇用労働者**	**100.0**	**7.8**	**32.2**	**26.7**	**31.3**	**2.0**
	無期雇用パートタイム	100.0	5.1	30.5	29.4	32.1	2.9
	有期雇用パートタイム	100.0	8.6	32.9	25.3	32.3	0.9
	有期雇用フルタイム	100.0	10.5	33.5	25.1	28.2	2.8
③事業主は、パートタイム･有期雇用労働者の待遇について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。	**パートタイム・有期雇用労働者**	**100.0**	**9.3**	**36.0**	**23.3**	**29.2**	**2.2**
	無期雇用パートタイム	100.0	5.4	34.1	23.8	33.4	3.3
	有期雇用パートタイム	100.0	11.1	35.7	22.9	29.4	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	12.1	39.8	23.3	22.1	2.7
④事業主は、パートタイム･有期雇用労働者の職務内容や人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ場合、正社員との間で差別的な待遇としてはならない。	**パートタイム・有期雇用労働者**	**100.0**	**8.4**	**34.0**	**26.1**	**29.3**	**2.2**
	無期雇用パートタイム	100.0	4.2	28.5	29.9	34.1	3.4
	有期雇用パートタイム	100.0	9.4	37.3	24.6	27.7	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	13.3	36.4	22.9	24.6	2.9
⑤事業主、パートタイム･有期雇用労働者のいずれも、待遇に関する紛争が起こった場合、都道府県労働局に紛争解決の援助を求めることができる。	**パートタイム・有期雇用労働者**	**100.0**	**5.9**	**21.1**	**24.6**	**46.3**	**2.1**
	無期雇用パートタイム	100.0	3.0	21.1	26.8	46.0	3.0
	有期雇用パートタイム	100.0	7.4	18.9	22.7	50.1	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	7.4	25.6	25.1	39.1	2.8
⑥有期労働契約を更新して通算５年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	**パートタイム・有期雇用労働者**	**100.0**	**9.5**	**22.0**	**21.1**	**45.4**	**2.1**
	無期雇用パートタイム	100.0	6.0	20.0	22.5	48.4	3.1
	有期雇用パートタイム	100.0	10.2	21.0	19.4	48.5	0.9
	有期雇用フルタイム	100.0	13.6	27.1	22.4	34.2	2.8

（2）採用時等における待遇についての説明状況

採用時等における待遇についての説明状況をみると、「無期雇用パートタイム」については、「説明があった」が 66.2%となっているが、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は 83.4%と 81.5%と「無期雇用パートタイム」と比べて高くなっている。「説明があった」のうち、「説明内容を理解した」割合については、いずれの就業形態においてもほぼ全員が理解したとなっている（表 27）。

表 27　就業形態、採用時等における待遇についての説明状況別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態	計	採用時等における待遇についての説明状況					
		説明があった	説明内容を理解した	説明内容を理解できなかった	特に説明はなかった	令和２年４月（中小企業で働いている場合は、令和３年４月）より前に雇われていた、又は令和２年４月（中小企業で働いている場合は、令和３年４月）以降に更新のタイミングがなかった 1)	不明
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**77.0**	**74.1**	**2.8**	**15.9**	**4.1**	**3.1**
無期雇用パートタイム	100.0	66.2	63.8	2.4	20.2	8.0	5.6
有期雇用パートタイム	100.0	83.4	80.4	3.0	13.3	1.8	1.5
有期雇用フルタイム	100.0	81.5	78.2	3.2	14.2	2.4	2.0
参考							
令和３年							
パートタイム	100.0	75.7	73.0	2.7	16.4	4.6	3.4
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査							
パート	100.0	66.6	64.6	2.0	19.6	12.4	1.4

注：1)　平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「平成27年４月より前に雇われていた、又は平成27年４月以降に更新のタイミングがなかった」として調査しているため比較の際は注意を要する。

（３）待遇についての説明の要求及び結果

令和２年４月以降（中小企業の場合は、令和３年４月以降）の待遇についての説明の要求の有無と結果については、いずれの就業形態においても「説明を求めたことがない」割合が「説明を求めたことがある」割合を大きく上回っている。「無期雇用パートタイム」の「説明を求めたことがある」の割合は 9.2%であり、「有期雇用パートタイム」の 17.1%、「有期雇用フルタイム」の 20.6%と比べておおむね半分となっている。また「説明を求めたことがある」のうち、その結果「説明してもらえなかった」割合が「有期雇用パートタイム」4.2%、「有期雇用フルタイム」6.9%に対し、「無期雇用パートタイム」は 19.3%と高くなっている（表 28）。

また、「待遇についての説明を求めたことがない理由」については、いずれの就業形態においても「納得しているから」の割合が最も高く、半数を超えているが、「自分の労働条件に関心がないから」の割合が「有期雇用パートタイム」が 6.8%、「有期雇用フルタイム」が 7.0%に対し、「無期雇用パートタイム」が 13.2%と高くなっている。また「説明を求めると不利益な取扱いをされるおそれがあるから」の割合は「無期雇用パートタイム」1.5%、「有期雇用パートタイム」2.1%に対し、「有期雇用フルタイム」は 5.7%と高くなっている（表 29）。

表 28　就業形態、待遇についての説明の要求の有無及び結果別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態	計	待遇についての説明の要求の有無及び結果						
		説明を求めたことがある		説明があり納得した	説明はあったが納得しなかった	説明してもらえなかった	説明を求めたことはない	不明
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	15.1	(100.0)	(79.7)	(12.1)	(8.2)	82.3	2.6
無期雇用パートタイム	100.0	9.2	(100.0)	(66.2)	(14.4)	(19.3)	87.1	3.7
有期雇用パートタイム	100.0	17.1	(100.0)	(86.3)	(9.6)	(4.2)	80.9	1.9
有期雇用フルタイム	100.0	20.6	(100.0)	(78.5)	(14.7)	(6.9)	77.0	2.4
参考								
令和３年								
パートタイム	100.0	13.6	(100.0)	(80.2)	(11.0)	(8.7)	83.7	2.7
平成28年								
パートタイム労働者総合実態調査								
パート	100.0	22.1	(100.0)	(84.2)	(11.4)	(4.4)	76.6	1.3

注：1)　(　)は、説明を求めたことがある労働者を100とした割合である。

表 29　就業形態、待遇についての説明を求めたことがない理由別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態	待遇について説明を求めたことはない労働者計	待遇についての説明を求めたことがない理由						
		納得しているから 2)	自分の労働条件に関心がないから	説明を求めると不利益な取扱いをされるおそれがあるから	説明を求めやすい雰囲気がないから	誰に説明を求めれば良いかわからないから	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	[82.3] 100.0	55.8	9.2	2.6	10.3	5.6	14.0	2.5
無期雇用パートタイム	[87.1] 100.0	52.5	13.2	1.5	7.1	6.2	15.7	3.6
有期雇用パートタイム	[80.9] 100.0	59.8	6.8	2.1	13.2	5.0	11.4	1.8
有期雇用フルタイム	[77.0] 100.0	53.4	7.0	5.7	9.9	5.6	16.5	2.0
参考								
令和３年								
パートタイム	[83.7] 100.0	56.4	9.8	1.8	10.4	5.6	13.4	2.6
平成28年								
パートタイム労働者総合実態調査								
パート	[76.6] 100.0	60.1	4.3	1.9	7.8	2.4	13.3	10.2

注：1)　[　]は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした待遇について説明を求めたことはない労働者の割合である。
2)　平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「雇われる時の説明で納得したから」として調査しているため比較の際は注意を要する。

6　会社や仕事に対する不満・不安

現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無について就業形態、男女別にみると、「不満・不安がある」労働者は「無期雇用パートタイム」で男 59.8%、女 55.6%、「有期雇用パートタイム」で男 42.3%、女 60.6%、「有期雇用フルタイム」で男 62.5%、女 77.1%となっている。

「不満・不安がある」と回答した労働者の不満・不安の内容（複数回答）については、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態でも男女とも「賃金が少ない」が最も高く、半数を超えている。女ではいずれの就業形態でも「業務量が多い」がそれぞれ 22.4%、20.1%、23.6%と２番目に高くなっているが、男の２番目以降に高いものをみると、「無期雇用パートタイム」は「休暇がとりにくい」が 43.2%、「業務量が多い」が 24.6%、「有期雇用パートタイム」は「雇用が不安定」が 21.6%、「労働時間が不規則」が 14.9%、「有期雇用フルタイム」は「業務量が多い」が 15.2%、「正社員になれない」が 14.6%となっている。（図３、表 30）

図３　現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無別労働者割合
（就業形態、男女別パートタイム・有期雇用労働者＝100）令和３年

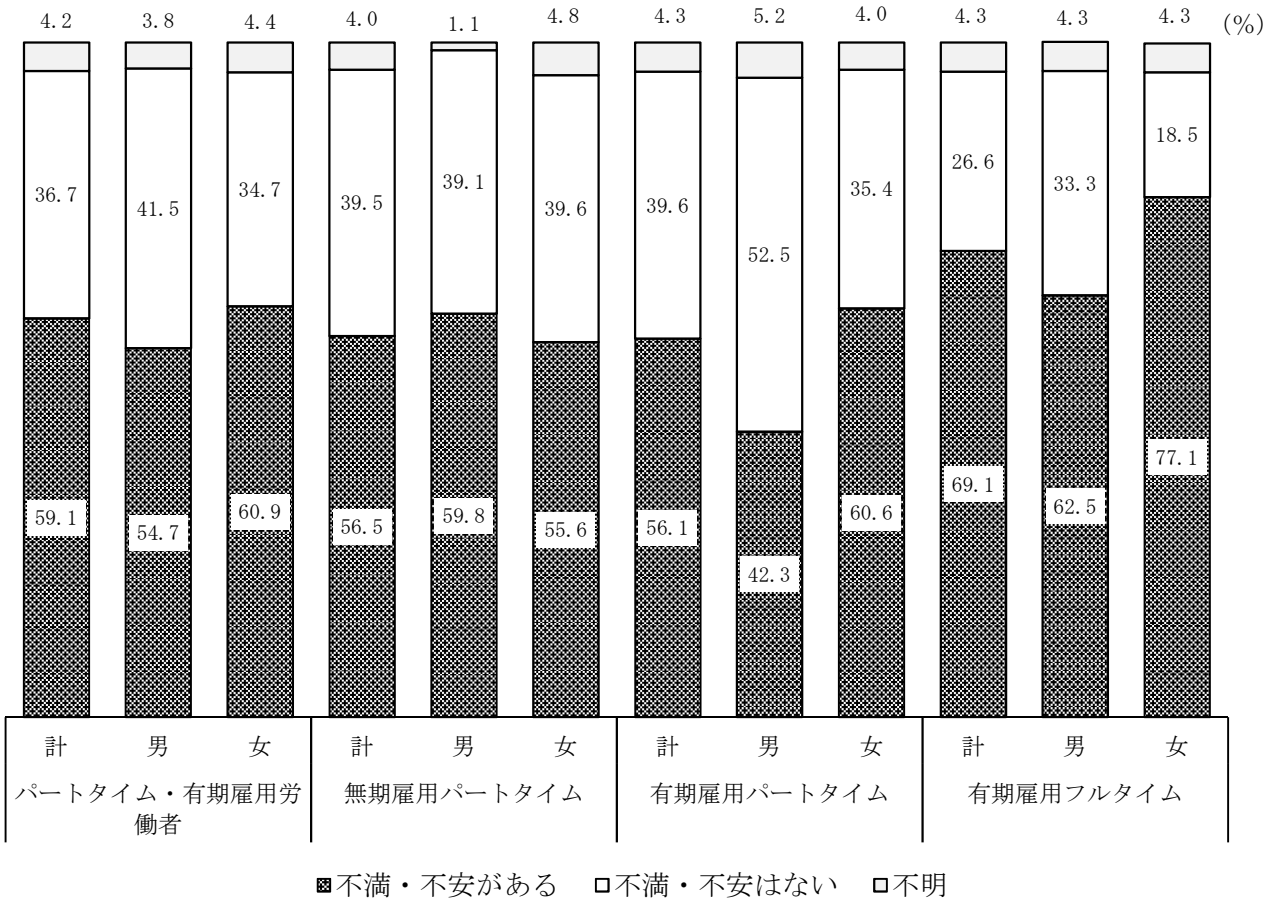

表 30　就業形態、性、現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無及び内容別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性	計	現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無									
		不満・不安がある	不満・不安の内容（複数回答）								
			雇用が不安定	勤続が長いのに有期契約である	賃金が少ない 2)	所定労働時間が希望に合わない	労働時間が不規則	所定外労働（残業）が多い	休暇がとりにくい	業務量が多い
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	59.1 (100.0)	(13.3)	(6.4)	(69.8)	(6.9)	(8.7)	(5.7)	(15.4)	(20.3)
男	100.0	54.7 (100.0)	(16.3)	(7.7)	(67.6)	(6.5)	(11.7)	(6.0)	(18.6)	(17.2)
女	100.0	60.9 (100.0)	(12.2)	(5.9)	(70.6)	(7.1)	(7.6)	(5.6)	(14.2)	(21.5)
無期雇用パートタイム	100.0	56.5 (100.0)	(11.3)	(－)	(67.1)	(10.4)	(10.4)	(5.7)	(22.9)	(22.9)
男	100.0	59.8 (100.0)	(18.8)	(－)	(52.7)	(12.7)	(12.9)	(7.0)	(43.2)	(24.6)
女	100.0	55.6 (100.0)	(9.0)	(－)	(71.5)	(9.7)	(9.6)	(5.3)	(16.5)	(22.4)
有期雇用パートタイム	100.0	56.1 (100.0)	(14.9)	(8.2)	(72.5)	(6.3)	(8.2)	(5.3)	(13.6)	(18.7)
男	100.0	42.3 (100.0)	(21.6)	(8.3)	(76.6)	(5.7)	(14.9)	(5.3)	(12.0)	(12.6)
女	100.0	60.6 (100.0)	(13.4)	(8.1)	(71.6)	(6.4)	(6.7)	(5.2)	(13.9)	(20.1)
有期雇用フルタイム	100.0	69.1 (100.0)	(13.5)	(12.2)	(68.9)	(3.3)	(7.3)	(6.4)	(8.6)	(19.5)
男	100.0	62.5 (100.0)	(11.5)	(12.3)	(71.6)	(3.0)	(9.0)	(5.8)	(6.8)	(15.2)
女	100.0	77.1 (100.0)	(15.5)	(12.1)	(66.3)	(3.6)	(5.7)	(7.0)	(10.3)	(23.6)
参考										
令和３年										
パートタイム	100.0	56.3 (100.0)	(13.3)	(4.5)	(70.1)	(8.1)	(9.2)	(5.5)	(17.7)	(20.6)
男	100.0	49.8 (100.0)	(20.2)	(4.0)	(64.3)	(9.3)	(13.9)	(6.2)	(28.0)	(18.7)
女	100.0	58.3 (100.0)	(11.5)	(4.6)	(71.6)	(7.8)	(8.0)	(5.3)	(15.0)	(21.1)
平成28年										
パートタイム労働者総合実態調査										
パート	100.0	50.3 (100.0)	(13.7)	(10.2)	(…)	(6.4)	(11.7)	(5.3)	(19.3)	(25.6)
男	100.0	38.2 (100.0)	(14.3)	(13.3)	(…)	(5.5)	(9.8)	(2.8)	(15.4)	(31.0)
女	100.0	54.5 (100.0)	(13.5)	(9.4)	(…)	(6.7)	(12.1)	(5.9)	(20.2)	(24.3)

就業形態、性	現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無									
	不満・不安の内容（複数回答）								不満・不安はない	不明
	仕事の責任が大きい	自分の能力が活かせない	昇進機会に恵まれない	適正な評価を得られない	正社員になれない	教育訓練を受けられない	福利厚生が正社員と同様の扱いではない	職場の人間関係が良くない	その他	
パートタイム・有期雇用労働者	(16.7)	(4.0)	(6.9)	(12.9)	(9.7)	(1.2)	(5.6)	(14.1)	(10.2)	36.7	4.2
男	(17.3)	(7.4)	(6.6)	(14.0)	(10.2)	(0.8)	(4.0)	(10.7)	(9.6)	41.5	3.8
女	(16.5)	(2.7)	(7.0)	(12.5)	(9.5)	(1.4)	(6.3)	(15.4)	(10.4)	34.7	4.4
無期雇用パートタイム	(17.9)	(3.2)	(7.4)	(15.2)	(6.8)	(0.4)	(4.2)	(13.7)	(9.9)	39.5	4.0
男	(24.2)	(10.9)	(5.8)	(22.0)	(2.7)	(0.1)	(2.7)	(7.6)	(12.1)	39.1	1.1
女	(15.9)	(0.8)	(7.9)	(13.1)	(8.1)	(0.5)	(4.7)	(15.5)	(9.2)	39.6	4.8
有期雇用パートタイム	(15.6)	(3.8)	(5.8)	(11.2)	(8.6)	(2.0)	(6.5)	(13.8)	(10.7)	39.6	4.3
男	(14.8)	(5.5)	(4.1)	(12.3)	(10.9)	(0.8)	(4.8)	(8.4)	(7.8)	52.5	5.2
女	(15.8)	(3.4)	(6.2)	(10.9)	(8.1)	(2.3)	(6.9)	(14.9)	(11.3)	35.4	4.0
有期雇用フルタイム	(17.0)	(5.4)	(8.0)	(12.9)	(15.5)	(1.1)	(6.1)	(15.3)	(9.7)	26.6	4.3
男	(14.5)	(6.3)	(8.6)	(9.9)	(14.6)	(1.2)	(4.2)	(14.0)	(9.1)	33.3	4.3
女	(19.5)	(4.6)	(7.5)	(15.8)	(16.3)	(1.0)	(7.9)	(16.6)	(10.4)	18.5	4.3
参考											
令和３年											
パートタイム	(16.6)	(3.5)	(6.5)	(13.0)	(7.8)	(1.3)	(5.5)	(13.7)	(10.3)	39.5	4.2
男	(19.6)	(8.2)	(5.0)	(17.3)	(6.7)	(0.4)	(3.7)	(8.0)	(10.0)	46.7	3.5
女	(15.8)	(2.3)	(6.9)	(11.8)	(8.1)	(1.5)	(5.9)	(15.2)	(10.4)	37.3	4.4
平成28年											
パートタイム労働者総合実態調査											
パート	(17.9)	(4.0)	(8.0)	(11.0)	(13.7)	(4.5)	(10.9)	(16.1)	(14.2)	47.4	2.3
男	(8.1)	(4.3)	(10.5)	(10.8)	(22.5)	(5.7)	(11.2)	(8.8)	(8.3)	59.3	2.5
女	(20.3)	(4.0)	(7.4)	(11.0)	(11.6)	(4.2)	(10.8)	(17.9)	(15.6)	43.3	2.2

注：1)　(　)は、「不満・不安がある」労働者を100とした割合である。
　　2)　平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「賃金が少ない」ではなく「業務内容や仕事の責任は正社員と同じなのに正社員と比較して賃金が安い」で調査し、比較できないため平成28年の数値はここでは表章していない。

7　今後の働き方

（1）今後の働き方の希望

今後の働き方の希望について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態でも男女ともに「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も高くなっている。

男女、年齢階級別にみると、「無期雇用パートタイム」の「15～24 歳」の男、「有期雇用パートタイム」の「25～34 歳」の男と「15～24 歳」の女、「有期雇用フルタイム」の「25～34 歳」の男では、「別の会社で」「正社員になりたい」が最も高くなっている。それ以外は男女、年齢階級を問わず「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も高くなっている。（表 31）

表 31　就業形態、性、年齢階級、今後の働き方の希望別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性、年齢階級	計	今後の働き方の希望								
		正社員になりたい	現在の会社で	別の会社で	現在の雇用形態で仕事を続けたい	現在の会社で	別の会社で	その他（自営業をしたい、正社員以外で正社員と同じくらいの時間働きたい等）	仕事をやめたい	不明
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**16.0**	**7.0**	**9.0**	**73.9**	**69.9**	**3.9**	**3.0**	**4.3**	**2.8**
男	100.0	18.9	9.1	9.7	70.1	66.2	4.0	2.6	5.6	2.7
女	100.0	14.8	6.1	8.6	75.5	71.6	3.9	3.2	3.8	2.8
無期雇用パートタイム	100.0	12.2	4.3	8.0	79.7	77.8	1.9	1.3	3.3	3.5
男	100.0	20.7	4.5	16.1	74.1	70.9	3.2	1.1	3.6	0.6
15～24歳	100.0	54.6	9.6	45.0	45.4	44.4	1.0	－	－	－
25～34歳	100.0	8.2	4.0	4.2	91.6	89.5	2.1	0.2	0.0	－
35～44歳	100.0	32.3	22.9	9.4	62.7	62.4	0.3	3.7	1.4	－
45～54歳	100.0	7.8	4.9	2.9	58.0	48.9	9.1	1.1	33.0	0.1
55～64歳	100.0	30.8	0.9	29.9	64.9	64.7	0.3	4.2	0.0	－
65歳以上	100.0	2.6	2.0	0.6	89.3	82.4	6.9	0.0	6.0	2.1
女	100.0	9.8	4.2	5.6	81.3	79.7	1.6	1.4	3.2	4.3
15～24歳	100.0	31.6	8.9	22.7	64.2	64.2	－	0.5	0.1	3.5
25～34歳	100.0	6.1	4.1	2.1	82.7	80.5	2.2	2.5	8.3	0.4
35～44歳	100.0	24.5	5.9	18.7	70.7	68.4	2.3	3.7	1.0	0.1
45～54歳	100.0	9.6	5.9	3.8	84.4	82.4	2.0	1.1	1.3	3.5
55～64歳	100.0	3.7	2.8	0.9	89.1	87.4	1.7	0.6	3.8	2.7
65歳以上	100.0	0.8	0.8	－	79.2	79.1	0.0	0.0	5.7	14.2
有期雇用パートタイム	100.0	14.0	4.9	9.1	75.5	69.7	5.8	4.4	4.2	1.9
男	100.0	11.6	6.3	5.3	74.0	68.9	5.1	4.6	5.7	4.2
15～24歳	100.0	48.0	20.6	27.4	28.6	28.6	－	20.2	3.3	－
25～34歳	100.0	62.6	22.2	40.4	20.1	20.0	0.2	14.9	1.0	1.3
35～44歳	100.0	20.6	12.5	8.1	69.9	69.9	－	7.4	2.1	－
45～54歳	100.0	42.3	32.2	10.1	39.2	37.9	1.3	13.9	4.6	－
55～64歳	100.0	3.4	2.4	1.0	80.3	75.0	5.3	5.4	7.4	3.5
65歳以上	100.0	1.0	1.0	0.0	86.5	79.6	6.9	0.3	6.1	6.0
女	100.0	14.8	4.5	10.3	76.0	69.9	6.1	4.3	3.7	1.2
15～24歳	100.0	68.4	0.4	67.9	24.4	24.4	0.0	3.4	2.4	1.5
25～34歳	100.0	12.7	5.0	7.7	81.6	67.0	14.6	5.4	0.1	0.2
35～44歳	100.0	21.0	8.0	13.0	61.4	57.0	4.4	11.0	6.3	0.1
45～54歳	100.0	17.1	6.5	10.5	75.2	63.8	11.3	3.0	3.5	1.2
55～64歳	100.0	2.8	0.7	2.0	90.7	90.1	0.6	1.4	3.2	1.9
65歳以上	100.0	1.7	1.6	0.2	91.4	90.1	1.4	0.1	4.1	2.7
有期雇用フルタイム	100.0	26.3	15.8	10.5	61.1	57.7	3.4	2.9	6.4	3.3
男	100.0	24.2	14.7	9.5	64.0	60.6	3.4	1.9	6.9	2.9
15～24歳	100.0	52.8	28.1	24.7	45.8	40.7	5.1	－	1.4	－
25～34歳	100.0	75.1	32.0	43.1	19.2	19.2	0.0	1.8	2.4	1.5
35～44歳	100.0	47.4	28.5	18.9	43.2	38.1	5.0	2.3	3.7	3.4
45～54歳	100.0	43.6	33.1	10.5	53.3	46.9	6.4	1.0	1.8	0.2
55～64歳	100.0	12.1	8.7	3.4	77.6	74.7	2.9	2.4	7.0	1.0
65歳以上	100.0	4.1	3.6	0.5	73.2	69.4	3.8	1.3	13.0	8.4
女	100.0	28.9	17.2	11.7	57.5	54.2	3.3	4.1	5.7	3.8
15～24歳	100.0	41.1	27.9	13.2	49.6	49.1	0.5	5.3	4.0	－
25～34歳	100.0	44.7	21.1	23.6	32.4	26.3	6.0	10.2	5.1	7.6
35～44歳	100.0	46.4	26.3	20.0	45.6	42.2	3.4	3.3	4.2	0.5
45～54歳	100.0	30.2	20.0	10.3	59.8	57.7	2.2	2.8	5.7	1.4
55～64歳	100.0	11.3	8.3	3.0	74.1	70.5	3.6	3.5	6.5	4.7
65歳以上	100.0	3.2	2.8	0.4	76.5	74.8	1.6	0.4	8.7	11.3
参考										
令和３年										
パートタイム	100.0	13.2	4.6	8.6	77.4	73.3	4.1	3.0	3.8	2.6
男	100.0	15.5	5.6	9.9	74.0	69.7	4.3	3.1	4.8	2.6
女	100.0	12.5	4.4	8.1	78.4	74.4	4.0	3.0	3.5	2.6
平成28年										
パートタイム労働者総合実態調査										
パート	100.0	19.1	8.0	11.1	71.7	66.4	5.4	3.5	3.8	1.8
男	100.0	26.7	10.8	15.9	60.1	54.7	5.4	4.7	5.8	2.7
女	100.0	16.5	7.0	9.5	75.8	70.4	5.3	3.1	3.1	1.5

注：1)　表側「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。

（2）正社員になりたいと考える理由

正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者の正社員になりたいと考える理由（３つまでの複数回答）を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても男女ともに「より多くの収入を得たいから」、「正社員の方が雇用が安定しているから」の割合が高くなっているが、それに次いで高い割合となっているのは、男では、いずれの就業形態においても「専門的な資格・技能を活かしたいから」がそれぞれ 46.1%、34.8%、24.3%、女では、「無期雇用パートタイム」は「キャリアを高めたいから」33.2%、「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」は「より経験を深め、視野を広げたいから」がそれぞれ 17.7%、22.9%となっている（表 32）。

表 32　就業形態、性、正社員になりたいと考える理由別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性	正社員になりたい労働者計	正社員になりたいと考える理由（３つまでの複数回答）								
		より多くの収入を得たいから	正社員の方が雇用が安定しているから	キャリアを高めたいから	より経験を深め、視野を広げたいから	自分の意欲と能力を十分に活かしたいから	専門的な資格・技能を活かしたいから	家庭の事情（育児・介護等）による制約がなくなる（なくなった）から	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	[16.0] 100.0	76.9	63.4	16.3	21.2	16.1	19.0	9.6	5.1	2.3
男	[18.9] 100.0	69.8	68.8	16.6	23.5	14.2	32.8	1.1	9.9	1.8
女	[14.8] 100.0	80.9	60.5	16.2	19.9	17.0	11.5	14.3	2.4	2.5
無期雇用パートタイム	[12.2] 100.0	81.9	67.0	26.0	23.2	11.8	23.4	14.6	1.8	2.2
男	[20.7] 100.0	92.8	81.0	14.2	27.4	4.0	46.1	－	0.3	－
女	[9.8] 100.0	75.3	58.4	33.2	20.6	16.5	9.5	23.4	2.7	3.6
有期雇用パートタイム	[14.0] 100.0	79.8	57.4	12.4	19.4	15.6	17.8	10.2	3.1	2.1
男	[11.6] 100.0	55.1	68.7	24.3	25.7	18.3	34.8	1.0	8.1	2.9
女	[14.8] 100.0	86.1	54.5	9.4	17.7	14.9	13.5	12.6	1.8	2.0
有期雇用フルタイム	[26.3] 100.0	70.1	67.2	13.2	21.6	19.8	17.1	5.1	9.7	2.5
男	[24.2] 100.0	63.0	61.8	14.7	20.2	18.3	24.3	1.7	16.1	2.4
女	[28.9] 100.0	77.2	72.8	11.8	22.9	21.4	9.8	8.5	3.2	2.6
参考										
令和３年										
パートタイム	[13.2] 100.0	80.7	61.4	18.0	20.9	14.0	20.1	12.0	2.5	2.2
男	[15.5] 100.0	76.6	75.7	18.5	26.7	10.2	41.3	0.4	3.6	1.3
女	[12.5] 100.0	82.3	55.9	17.8	18.7	15.4	12.1	16.4	2.1	2.5
平成28年										
パートタイム労働者総合実態調査										
パート	[19.1] 100.0	75.9	59.4	12.8	19.8	19.0	10.4	12.6	5.9	3.0
男	[26.7] 100.0	76.6	63.0	13.1	19.8	17.4	8.4	0.7	9.5	3.0
女	[16.5] 100.0	75.4	57.4	12.6	19.7	20.0	11.5	19.3	4.0	3.0

注：1)　[　]は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした正社員になりたい労働者の割合である。

（3）正社員になった場合に希望する制度

正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者が正社員になった場合の「多様な正社員（限定正社員）」制度希望の有無については、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても「選びたい」が半数を上回っている。

選びたいと思う制度（複数回答）を就業形態・男女別にみると、「無期雇用パートタイム」の男では「職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員」が 55.2%、女では「勤務時間を限定した（短時間）正社員」が 55.8%と最も高く、「有期雇用パートタイム」及び「有期雇用フルタイム」は男女ともに「勤務地を限定した（転勤のない）正社員」が、それぞれ 48.7%、43.7%、49.2%、52.9%と最も高くなっている。（表 33）

表 33　就業形態、性、正社員になった場合に希望する制度別労働者割合

（単位：%）令和３年

就業形態、性	正社員になりたい労働者計	正社員になった場合「多様な正社員（限定正社員）」制度希望の有無					不明
		選びたい	選びたいと思う制度（複数回答）			選びたいとは思わない（通常の正社員がいい）	
			勤務時間を限定した（短時間）正社員 1)	勤務地を限定した（転勤のない）正社員 2)	職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員 3)		
パートタイム・有期雇用労働者	**100.0**	**68.2**	**34.1**	**44.5**	**26.8**	**30.2**	**1.6**
男	100.0	63.4	25.3	48.5	36.2	35.8	0.8
女	100.0	70.8	38.9	42.3	21.7	27.1	2.0
無期雇用パートタイム	100.0	72.5	52.7	35.6	31.0	24.6	2.9
男	100.0	72.3	47.6	47.3	55.2	27.4	0.3
女	100.0	72.7	55.8	28.5	16.2	22.8	4.5
有期雇用パートタイム	100.0	66.7	35.0	44.7	26.1	32.4	0.9
男	100.0	61.3	28.1	48.7	44.9	37.2	1.5
女	100.0	68.1	36.8	43.7	21.3	31.2	0.8
有期雇用フルタイム	100.0	66.5	18.9	51.0	24.5	32.1	1.3
男	100.0	59.3	11.4	49.2	21.6	40.0	0.7
女	100.0	73.9	26.5	52.9	27.5	24.2	1.9
参考							
令和３年							
パートタイム	100.0	69.1	42.3	41.0	28.1	29.2	1.7
男	100.0	67.5	39.3	47.9	50.8	31.6	0.8
女	100.0	69.7	43.5	38.3	19.5	28.2	2.1
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査							
パートタイム	100.0	61.0	28.1	44.4	24.4	37.4	1.7
男	100.0	34.8	10.9	24.2	18.7	64.8	0.4
女	100.0	75.7	37.7	55.8	27.7	21.9	2.4

注：1)　「勤務時間を限定した（短時間）正社員」とは、無期労働契約を締結し、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等で、所定労働時間（日数）が短い正社員をいう。

2)　「勤務地を限定した（転勤のない）正社員」とは、事業所において、正社員に対して勤務地の変更（転勤）を一般的に行っている場合に、無期労働契約ではあるが、転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ないなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいう。

3)　「職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員」とは、無期労働契約ではあるが、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されているなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいう。

令和７年７月11日（金）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 省議室（９階）

第１回目安に関する小委員会

＜ 議 事 次 第 ＞

令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜ 資 料 一 覧 ＞

資料No.1　主要統計資料　【Ｐ１】
資料No.2　新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画２０２５年改訂版（関係部分抜粋）【Ｐ６３】
資料No.3　経済財政運営と改革の基本方針2025（関係部分抜粋）【Ｐ８９】
資料No.4　足下の経済状況等に関する補足資料　【Ｐ９５】
資料No.5　今後の予定（案）　【Ｐ１７９】

参考資料No.1　最低賃金に関する調査研究について　【Ｐ１８０】

以上

資料No.1

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

資料標題

Ⅰ　全国統計資料編

１　主要指標の推移（暦年・四半期・月）

(1)　ＧＤＰ、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率　・・・１

(2)　求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数　・・・２

２　有効求人倍率、完全失業率の推移

(1)　有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月）　・・・３

(2)　性・年齢別完全失業率の推移（全国、暦年・月）　・・・４

３　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月）　・・・５

ロ　パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月）　・・・６

ハ　初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別）　・・・７

(2)　賃金・労働時間

イ　賃金・労働時間指数の推移①［事業所規模30人以上］（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与）　・・・８

賃金・労働時間指数の推移②［事業所規模5～29人］（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与）　・・・９

ロ　一般労働者の賃金･労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上･10～99人･5～9人）･所定内給与･所定内労働時間･時間当たり所定内給与）　・・・10

ハ　月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））　・・・11

４　春季賃上げ妥結状況等

(1)　春季賃上げ妥結状況（2025年）等（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）、日商）　・・・12

(2)　賃上げ額・率の推移　・・・13

イ　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）

ロ　賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2024年）

５　夏季賞与・一時金妥結状況（2025年）（連合、経団連）　・・・14

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）　・・・15

７　１月あたりの消費支出額の推移（暦年）　・・・16

８　地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移　・・・17

９　賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率　・・・18

10　地域別最低賃金と賃金水準との関係
(1)　一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））　・・・19
(2)　短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））　・・・20
(3)　毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模５人以上）　・・・21

11　企業の業況判断及び収益
(1)　日銀短観による企業の業況判断及び収益
イ　業況判断（ＤＩ）（企業規模別、四半期）　・・・22
ロ　経常利益増減（企業規模別、年度）　・・・23
ハ　売上高経常利益率（企業規模別、年度）　・・・23
(2)　法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）　・・・26
法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）　・・・27
(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）（産業別、四半期）　・・・28

12　労働生産性
(1)　法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）　・・・30
(2)　就業１時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）　・・・32

Ⅱ　都道府県統計資料編
１　各種関連指標（ランク別・都道府県別、１人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者(高卒)の所定内給与額）　・・・33

２　有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）　・・・34

３　失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）　・・・35

４　賃金・労働時間の実情と推移
(1)　賃金
イ　定期給与の推移［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別、暦年）　・・・36
ロ　パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金平均額　・・・37

ハ　パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金下限額　・・・38
(2)　労働時間
常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移［調査産業計、事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別（暦年））　・・・39

５　消費者物価指数等の推移
(1)　消費者物価対前年上昇率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・月）　・・・40
(2)　消費者物価地域差指数の推移①（ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年）　・・・41
消費者物価地域差指数の推移②（ランク別・都道府県下全域、暦年）　・・・42

６　消費支出額の推移
(1)　１月あたりの消費支出額の推移（総世帯、暦年）　・・・43
(2)　１月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯、暦年）　・・・44

７　労働者数等の推移
(1)　常用労働者数［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・45
(2)　雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・46
(3)　就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・47

Ⅲ　業務統計資料編

１　地域別最低賃金改定状況
(1)　2024年度　地域別最低賃金の審議・決定状況
（ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額（引上げ額・率）・採決状況等）　・・・48
(2)　目安と改定額との関係の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・49
(3)　効力発生年月日の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・50
(4)　加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別、年度）　・・・51
(5)　最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差、年度）　・・・52
(6)　地域別最低賃金引上げ率の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・53

２　最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
(1)　監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）　・・・54
(2)　業種別法違反の状況（2025年１月～３月、全国計）　・・・55

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ⅰ　全国統計資料編

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1　主要指標の推移（1）GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	ＧＤＰ（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数（月平均）		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	（億円）	（%）	（%）	（億円）	（%）	(2020年=100)	（%）	(2020年=100)	（%）	（件）	（%）	（万人）	（万人）	（%）
2015 年	5,380,323	3.7	－	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
2016 年	5,443,646	1.2	－	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,530,730	1.6	－	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,566,301	0.6	－	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,579,108	0.2	－	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,396,460	△ 3.3	－	5,295,015	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,530,683	2.5	－	5,437,799	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,604,643	1.3	－	5,488,634	0.9	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	5,913,791	5.5	－	5,564,874	1.4	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,094,588	3.1		5,574,454	0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2024 年 1～3月	*5,952,082*	*0.1*	*0.3*	*5,521,792*	*△ 0.3*	*99.0*	*△ 5.2*	*100.1*	*△ 6.2*	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
4～6月	*6,096,643*	*2.4*	*10.1*	*5,574,544*	*1.0*	*101.1*	*2.1*	*101.9*	*1.8*	2,612	25.2	189	4	2.7
7～9月	*6,128,740*	*0.5*	*2.1*	*5,586,547*	*0.2*	*101.4*	*0.3*	*100.4*	*△ 1.5*	2,483	10.9	179	△ 5	2.6
10～12月	*6,198,058*	*1.1*	*4.6*	*5,617,658*	*0.6*	*101.8*	*0.4*	*101.4*	*1.0*	2,592	7.6	163	△ 4	2.3
2025 年 1～3月	*6,253,212*	*0.9*	*3.6*	*5,615,418*	*0.0*	*101.5*	*△ 0.3*	*103.7*	*2.3*	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月										2,533	△ 3.0			
2025 年 1月	－	－	－	－	－	*99.9*	*△ 1.1*	*105.3*	*4.5*	840	19.8	*174*	*2*	*2.5*
2月	－	－	－	－	－	*102.2*	*2.3*	*104.1*	*△ 1.1*	764	7.3	*168*	*△ 6*	*2.4*
3月	－	－	－	－	－	*102.4*	*0.2*	*101.6*	*△ 2.4*	853	△ 5.8	*173*	*5*	*2.5*
4月	－	－	－	－	－	*101.3*	*△ 1.1*	*102.9*	*1.3*	828	5.7	*176*	*3*	*2.5*
5月	－	－	－	－	－	*101.8*	*0.5*			857	△ 15.1	*172*	*△ 4*	*2.5*
6月	－	－	－	－	－					848	3.4			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

（注）1　斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。また、鉱工業生産指数の2025年５月分の数値は速報値である。

2　GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2015暦年連鎖価格である。

3　2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1　主要指標の推移（2）求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
							調査産業計					製造業				
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)
2015 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.14
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.31
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2024 年 1～3月	*2.29*	*1.26*	108.3	0.1	120.6	0.6	*104.5*	*0.8*	*96.5*	*0.5*	30.91	*105.9*	*0.4*	*97.7*	*0.0*	13.03
4～6月	*2.22*	*1.25*	109.4	1.0	122.2	1.3	*106.4*	*1.8*	*97.2*	*0.7*	30.63	*108.6*	*2.5*	*99.3*	*1.6*	12.97
7～9月	*2.25*	*1.24*	110.4	1.0	123.3	0.9	*106.4*	*0.0*	*96.3*	*△ 0.9*	30.77	*108.6*	*0.0*	*98.4*	*△ 0.9*	12.87
10～12月	*2.26*	*1.25*	111.9	1.3	124.5	1.0	*107.4*	*0.9*	*96.1*	*△ 0.2*	31.11	*109.6*	*0.9*	*98.1*	*△ 0.3*	12.94
2025 年 1～3月	*2.31*	*1.25*	113.0	1.0	125.7	1.0	*106.9*	*△ 0.5*	*94.5*	*△ 1.7*	31.53	*110.1*	*0.5*	*97.3*	*△ 0.8*	13.19
4～6月					126.4	0.6										
2025 年 1月	*2.32*	*1.26*	113.2	0.6	125.3	0.2	*106.3*	*△ 1.6*	*94.1*	*△ 2.1*	31.43	*109.1*	*△ 1.9*	*96.5*	*△ 2.4*	13.14
2月	*2.30*	*1.24*	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	*107.4*	*1.0*	*95.1*	*1.1*	31.65	*110.1*	*0.9*	*97.5*	*1.0*	13.20
3月	*2.32*	*1.26*	113.1	0.3	126.1	0.3	*106.9*	*△ 0.5*	*94.4*	*△ 0.7*	31.51	*111.0*	*0.8*	*98.0*	*0.5*	13.22
4月	*2.24*	*1.26*	113.5	0.4	126.5	0.3	*107.4*	*0.5*	*94.7*	*0.3*	31.04	*110.7*	*△ 0.3*	*97.6*	*△ 0.4*	13.06
5月	*2.14*	*1.24*	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	*106.6*	*△ 0.7*	*93.6*	*△ 1.2*	31.11	*110.6*	*△ 0.1*	*97.1*	*△ 0.5*	13.00
6月					126.2	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

（注）1　斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2　毎月勤労統計調査は、事業所規模５人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。
2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。また、2025年5月の数値は速報値である。

3　求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4　国内企業物価指数の2025年６月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

２　有効求人倍率、完全失業率の推移

(1)　有効求人倍率の推移

（単位：倍）

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
												１月	２月	３月	４月	５月
全国		1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24
	Ａランク	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.15	1.14	1.15	1.16	1.15
	Ｂランク	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.31	1.31	1.32	1.33	1.31
	Ｃランク	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.32	1.31	1.32	1.31	1.30

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

２　各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。

３　新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

４　各ランクは、2023年度からの適用区分である

５　各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

（単位：%）

	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
2015 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0
2016 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
2017 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
2018 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
2019 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2020 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
2021 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
2022 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
2023 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0
2024 年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0
2025 年 1月	2.5	4.1	3.3	2.4	1.9	2.5	1.5	2.6	3.7	3.5	2.5	2.0	2.6	…	2.3	4.2	3.0	2.3	1.9	2.5	…
2月	2.4	4.2	3.2	2.4	2.0	2.2	1.4	2.5	4.5	3.4	2.4	1.9	2.3	…	2.3	3.8	3.0	2.3	2.0	2.0	…
3月	2.5	4.0	3.2	2.6	2.2	2.2	1.6	2.7	4.6	3.3	2.7	2.4	2.3	…	2.2	3.4	3.2	2.6	1.9	2.2	…
4月	2.5	4.0	3.3	2.4	2.2	2.4	1.9	2.7	4.6	3.2	2.4	2.3	2.5	…	2.3	3.2	3.6	2.3	2.2	2.3	…
5月	2.5	4.4	3.3	2.2	1.8	2.4	1.8	2.6	4.5	3.4	2.5	1.8	2.4	…	2.3	4.1	3.2	2.1	1.6	2.3	…

資料出所　総務省「労働力調査」

（注）1　月次の数値は季節調整値。

2　男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：%）

		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
									1月	2月	3月	4月	5月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.2	3.3	2.1	2.4	0.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	1.8	2.1	2.4	2.6	0.6
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	0.1	4.1	1.9	2.4	0.0
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	3.6	2.6	1.6	1.2	△ 0.2
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	1.2	1.9	3.1	1.8	2.9
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.6 (2.7)	2.6 (2.6)	1.8 (1.6)	1.4 (1.6)	2.3 (2.4)	2.1 (2.2)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.7 (1.7)	2.0 (1.7)	1.4 (1.3)	1.5 (1.7)	2.2 (2.2)	2.1 (2.3)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	2.0 (2.2)	2.3 (2.7)	1.4 (1.5)	1.3 (1.7)	2.1 (2.4)	2.1 (2.3)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.3)	2.5 (2.5)	1.6 (1.5)	0.8 (0.9)	1.8 (1.8)	1.4 (1.4)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.7 (1.7)	1.2 (1.1)	1.5 (1.5)	2.0 (2.0)	2.3 (2.4)

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1　各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2　（　）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3　2025年５月の数値は速報値である。

ロ　パートタイム労働者比率の推移

（単位：％）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
										1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.27	25.05	24.53	24.68	24.82	25.53	25.68	25.54	25.10	25.28
500人以上	17.05	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.74	16.13	16.07	15.92	15.57	15.62
100～499人	24.46	24.99	24.59	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.78	24.97	24.85	24.85	24.44	24.74
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.82	30.51	31.13	31.64	31.37	30.97	31.17
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.77	39.14	39.52	41.01	42.07	40.31	40.59	40.90	40.70	40.29	40.20

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）2025年５月の数値は速報値である。

ハ　初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、%）

	高校卒				高専卒	短大卒	大学卒			大学院
	（事務・技術）			（現業）	（技術）	（事務）	（事務・技術）			（修士）
	一律	差あり					一律	差あり		卒
		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
2015 年度	163,737	167,472	159,382	165,054	184,173	175,591	205,914	207,854	184,169	222,083
	1,239（0.8）	904（0.5）	706（0.4）	1,151（0.7）	1,579（0.9）	1,342（0.8）	1,574（0.8）	1,933（0.9）	1,318（0.7）	1,875（0.9）
2016 年度	164,828	167,370	159,246	166,617	185,186	176,197	207,163	209,785	184,691	223,684
	824（0.5）	582（0.3）	616（0.4）	748（0.5）	995（0.5）	767（0.4）	880（0.4）	1,263（0.6）	631（0.3）	1,153（0.5）
2017 年度	165,977	167,090	159,497	167,568	186,402	177,546	208,235	211,051	186,004	224,212
	1,093（0.7）	565（0.3）	532（0.3）	834（0.5）	966（0.5）	851（0.5）	1,109（0.5）	1,132（0.5）	745（0.4）	930（0.4）
2018 年度	168,286	170,104	161,889	168,085	187,652	179,334	208,929	213,500	188,362	225,362
	1,361（0.8）	2,618（1.6）	2,385（1.5）	1,386（0.8）	1,660（0.9）	1,493（0.8）	1,637（0.8）	2,171（1.0）	1,511（0.8）	1,707（0.8）
2019 年度	168,696	170,298	161,058	170,066	187,941	180,431	209,173	214,378	188,111	225,732
	1,670（1.0）	1,737（1.0）	1,641（1.0）	1,613（1.0）	1,490（0.8）	1,642（0.9）	1,544（0.7）	1,251（0.6）	1,041（0.6）	1,569（0.7）
2020 年度	170,663	174,719	163,383	171,892	190,068	182,648	209,561	214,974	189,037	225,729
	1,681（1.0）	1,098（0.8）	1,160（0.7）	1,443（0.8）	1,597（0.8）	1,202（0.7）	1,408（0.7）	1,608（0.8）	1,231（0.7）	1,498（0.7）
2021 年度	171,550	173,527	162,731	171,894	190,262	183,068	210,092	215,665	189,113	226,262
	634（0.4）	781（0.5）	603（0.4）	505（0.3）	867（0.5）	797（0.4）	727（0.3）	904（0.4）	544（0.3）	778（0.3）
2022 年度	174,214	177,922	167,016	172,803	192,547	185,158	212,129	216,397	190,808	228,266
	1,967（1.1）	2,050（1.2）	2,109（1.3）	1,871（1.1）	1,883（1.0）	1,669（0.9）	1,789（0.9）	1,375（0.6）	1,275（0.7）	1,817（0.8）
2023 年度	180,494	185,320	174,104	178,920	200,791	193,240	219,946	225,971	198,124	237,300
	5,988（3.4）	6,238（3.5）	6,139（3.7）	6,084（3.5）	6,673（3.4）	6,361（3.4）	6,161（2.9）	7,567（3.5）	6,007（3.1）	7,158（3.1）
2024 年度	191,455	197,345	184,337	190,625	214,621	203,873	231,127	241,085	211,616	250,449
	10,490（5.8）	8,807（4.7）	7,884（4.5）	10,946（6.1）	11,111（5.5）	10,072（5.2）	10,544（4.8）	13,644（6.0）	10,757（5.4）	12,287（5.2）
2025 年度	206,523	220,192	200,733	205,272	231,638	221,640	255,115	260,438	226,043	273,327
	12,907（6.7）	17,530（8.6）	12,100（6.4）	12,640（6.6）	14,658（6.8）	14,484（7.0）	15,226（6.3）	15,893（6.5）	12,616（5.9）	16,066（6.2）

資料出所　労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

（注）1　上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2　集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3　調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4　2025年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数（2020年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
2017 年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7	1,980
2018 年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
2019 年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
2020 年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
2021 年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
2022 年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
2023 年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	1.4	283,594	131.7	2,153
2024 年	107.2	2.7	101.2	△ 0.6	105.9	3.2	290,654	131.1	2,217
2023 年 1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3	2,183
4～6月	105.0	1.7	103.6	0.9	101.4	0.9	284,610	134.2	2,121
7～9月	104.9	1.9	101.3	△ 0.2	103.6	2.2	284,131	131.3	2,164
10～12月	105.4	2.0	102.6	0.5	102.7	1.5	285,545	133.0	2,147
2024 年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	3.2	284,691	127.1	2,240
4～6月	107.6	2.8	103.2	△ 0.6	104.3	3.4	291,658	133.8	2,180
7～9月	107.8	3.1	100.8	△ 0.7	106.9	3.7	292,274	130.6	2,238
10～12月	108.4	3.0	102.7	△ 0.2	105.6	3.3	293,922	133.1	2,208
2025 年 1～3月	107.1	1.9	96.3	△ 1.8	111.2	3.8	290,283	124.8	2,326

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1　事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2　四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3　所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4　時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

	指数（2020年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
2017 年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
2018 年	99.3	△ 0.5	104.8	△ 1.3	94.8	0.6	207,902	126.4	1,645
2019 年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.5	207,780	123.5	1,682
2020 年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	120.9	1,732
2021 年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
2022 年	99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	119.4	1,745
2023 年	99.9	0.4	98.6	△ 0.1	101.3	0.5	209,202	119.3	1,754
2024 年	104.0	1.3	99.4	△ 1.2	104.6	2.4	217,877	120.2	1,813
2023 年 1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776
4～6月	100.8	0.8	100.8	0.3	100.0	0.5	211,070	121.8	1,733
7～9月	100.1	0.4	98.4	△ 0.8	101.7	1.2	209,522	118.9	1,762
10～12月	100.2	0.3	99.3	△ 0.4	100.9	0.7	209,816	120.0	1,748
2024 年 1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	2.5	214,593	116.8	1,837
4～6月	104.5	1.0	101.2	△ 1.5	103.3	2.5	218,802	122.4	1,788
7～9月	104.4	1.5	99.1	△ 1.3	105.3	2.7	218,563	119.8	1,824
10～12月	104.8	1.6	100.7	△ 0.7	104.1	2.4	219,489	121.7	1,804
2025 年 1～3月	103.9	1.4	94.9	△ 1.8	109.5	3.2	217,582	114.7	1,897

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1　事業所規模５～29人、調査産業計の数値である。

2　四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3　所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4　時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

ロ　一般労働者の賃金･労働時間の推移

	10人以上				10～99人				５～９人			
	所定内給与 ①	所定内実労働時間 ②	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内実労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④	前年比	所定内給与 ⑤	所定内実労働時間 ⑥	時間当たり所定内給与 ⑤／⑥	前年比
	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）
2015 年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
2016 年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
2017 年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
2018 年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
2019 年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2020 年	307.7	165	1,865	－	278.0	170	1,635	－	282.0	171	1,649	－
2021 年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
2022 年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
2023 年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1
2024 年	330.4	160	2,065	7.7	299.3	166	1,803	3.6	296.8	165	1,799	4.7

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　数値は、各年とも６月について調査したものであり、調査産業計である。

２　一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、１日の所定労働時間又は１週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

３　前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

４　時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

５　賃金構造基本統計調査は、2020年調査より集計方法の見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ　月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		５～29人		30人以上				５～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5	7.4	△ 1.9	8.5	△ 4.9
2025 年　１月	123.9	0.2	111.3	△ 0.5	11.1	△ 0.9	13.9	3.0	6.8	△ 2.9	7.5	2.7
２月	124.2	△ 3.0	116.2	△ 2.3	11.4	△ 2.5	15.0	2.7	7.2	△ 3.9	9.1	5.7
３月	126.3	△ 2.6	116.7	△ 2.3	11.8	△ 3.3	15.1	1.3	7.6	△ 3.8	8.8	△ 2.2
４月	133.4	△ 1.4	122.8	△ 1.1	12.0	△ 1.7	15.1	3.4	7.6	△ 1.3	8.6	2.4
５月	129.0	△ 2.4	117.8	△ 0.9	11.3	△ 1.8	13.9	2.2	6.9	△ 2.8	7.5	2.7

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

２　各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。また、2025年５月の数値は速報値である。

３　2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することにより
ベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数（又は上表の実数）から算出した場合と一致しない。

4　春季賃上げ妥結状況等

(1)　春季賃上げ妥結状況（2025年）等

連合　　第７回（最終）回答集計結果(2025年７月３日)

	平均賃金方式（加重平均）	個別賃金方式（組合数による単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	461組合　1,982,177人 17,611円（16,619円） 5.41%（5.27%）	14組合　54,936人 13,086円（11,853円） 3.98%（3.74%）	22組合　76,387人 12,794円（10,485円） 4.06%（3.52%）
300～999人	848組合　459,333人 15,428円（14,588円） 5.25%（5.14%）	51組合　28,241人 14,079円（10,669円） 4.66%（3.65%）	40組合　20,799人 13,441円（9,910円） 4.96%（3.84%）
100～299人	1,104組合　198,304人 13,924円（12,871円） 5.06%（4.85%）	80組合　13,604人 10,056円（8,937円） 3.67%（3.36%）	78組合　13,051人 9,566円（8,568円） 3.80%（3.50%）
～99人	1,181組合　60,402人 12,304円（11,125円） 4.72%（4.39%）	87組合　4,057人 9,463円（6,570円） 3.69%（2.60%）	99組合　4,738人 9,487円（7,149円） 3.92%（3.04%）
規模計	3,594組合　2,700,216人 16,842円（15,818円） 5.35%（5.20%）	232組合　100,838人 10,904円（8,678円） 3.94%（3.20%）	239組合　114,975人 10,479円（8,458円） 4.08%（3.39%）

（注）１　（　）内の数値は、2024年７月３日付　第７回（最終）回答集計結果。
　　２　平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
　　３　個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
　　４　個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)　　第７回（最終）回答集計結果(2025年７月３日)

			単純平均	加重平均
時給	384組合 861,305人	賃上げ額	59.65円（53.78円）	66.98円（62.70円）
		引上げ率	5.17%（4.91%）	5.81%（5.74%）
		平均時給	1,213.28円（1,148.92円）	1,219.70円（1,155.02円）
月給	127組合 25,167人	賃上げ額	9,914円（9,137円）	10,004円（10,869円）
		賃上げ率	4.32%（4.23%）	4.35%（4.98%）

（注）　（　）内の数値は、2024年７月３日付　第７回（最終）回答集計結果。

経団連(大手企業)第１回集計(2025年５月22日)

	平均賃上げ方式（加重平均）
主要22業種 大手244社	97社 19,342円（19,480円） 5.38%（5.58%）

（注）１　原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
　　２　調査対象244社のうち160社(65.6%)の回答を把握したが、うち63社は平均金額不明などのため、集計より除外。
　　３　（　）内の数値は、2024年５月20日付第１回集計結果（89社）。

経団連(中小企業)第１回集計(2025年６月20日)

	平均賃上げ方式（加重平均）
17業種 754社	251社 11,826円（10,420円） 4.35%（3.92%）

（注）１　原則従業員数500人未満の企業を対象。
　　２　264社(35.0%)から回答を把握したが、このうち13社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　３　了承、妥結を含む。

日商　中小企業の賃金改定に関する調査(2025年６月４日)

		（加重平均）
正社員 （月給）	全体 2,389社	11,074円（9,662円） 4.03%（3.62%）
	20人以下 1,111社	9,568円（8,801円） 3.54%（3.34%）
パート・アルバイト （時給）	全体 1,537社	46.5円（37.6円） 4.21%（3.43%）
	20人以下 728社	37.4円（43.3円） 3.30%（3.88%）

（注）１　前年４月と当年４月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
　　２　3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ １人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（%）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2015 年	5,282	4,231	1.9	1.7
2016 年	5,176	4,559	1.9	1.8
2017 年	5,627	4,920	2.0	1.9
2018 年	5,675	4,952	2.0	1.9
2019 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2020 年	4,940	4,250	1.7	1.6
2021 年	4,694	4,087	1.6	1.5
2022 年	5,534	4,818	1.9	1.9
2023 年	9,437	7,755	3.2	3.0
2024 年	11,961	10,078	4.1	3.7

資料出所　厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

（注）１　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、１か月当たりの１人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額､改定率である。

２ 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2024年）

（単位：%）

	１人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	１人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(97.5) 100.0	(0.1) 100.0	(2.5) 100.0
企業の業績	35.5	91.7	42.4
世間相場	7.6	－	－
雇用の維持	12.4	－	1.2
労働力の確保・定着	14.3	－	1.2
物価の動向	7.4	－	0.8
労使関係の安定	1.7	－	－
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	6.2	－	23.9
前年度の改定の実績	1.0	－	－
その他の要素	2.2	－	0.9
重視した要素はない	7.3	8.3	7.7
不詳	4.3	－	21.8

資料出所　厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

（注）１　（ ）内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

２　表中の － は当該集計値がないものを示す。

５　夏季賞与・一時金妥結状況

連合第７回（最終）回答集計結果(2025年７月３日)

一時金		2025年回答			2024年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	（参考）昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.50ヶ月		△0.02ヶ月	2.52ヶ月	
		2,430組合	1,731,267人		2,485組合	1,723,125人
	回答額	772,523円		29,778円	742,745円	
		1,495組合	822,236人		1,598組合	819,811人
年間	回答月数	5.11ヶ月		0.02ヶ月	5.09ヶ月	
		2,296組合	2,016,100人		2,349組合	1,964,110人
	回答額	1,650,685円		11,962円	1,638,723円	
		1,068組合	852,740人		1,252組合	945,007人

（注）１　数値は組合員一人当たりの加重平均。
　　２　2024年回答の数値は2024年7月3日付　第7回（最終）回答集計結果

経団連第１回集計（2025年７月３日）

	2025年夏季			2024年夏季		
	社　数	妥　結　額	増　減　率	社　数	妥　結　額	増　減　率
総　平　均	107社	990,848円	4.37%	97社	983,112円	4.31%
製造業平均	93社	1,035,889円	4.49%	84社	1,001,780円	3.52%
非製造業平均	14社	857,602円	3.76%	13社	925,249円	6.79%

（注）１　数値は組合員一人当たりの加重平均（一部従業員平均含む）。
　　２　調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。
　　３　21業種128社（52.5%）の妥結を把握しているが、うち21社は平均額不明等のため集計より除外。
　　４　増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの（同対象比較）。
　　５　2024年夏季の数値は2024年７月12日付第１回集計。

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
											１月	２月	３月	４月	５月
全　国	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0
Ａランク	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9
Ｂランク	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8
Ｃランク	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

３　各ランクは、2023年度からの適用区分である

7　１月あたりの消費支出額の推移

（単位：円、人）

	単身世帯		総 世 帯					
		勤労者世帯				勤労者世帯		
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額
2015　年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
2016　年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
2017　年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
2018　年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
2019　年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
2020　年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
2021　年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
2022　年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
2023　年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285	2.47	173,251
2024　年	169,547	183,950	250,929	2.17	170,342	275,568	2.45	176,054

前年比

2015　年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
2016　年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
2017　年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
2018　年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
2019　年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2020　年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
2021　年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
2022　年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023　年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%
2024　年	1.1%	1.0%	1.5%	▲ 1.4%	2.2%	1.2%	▲ 0.8%	1.6%

資料出所　総務省「家計調査」

（注）１　「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

２　「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

８ 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
地域別最低賃金（円）	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055
未満率（％）	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
影響率（％）	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

（注）１　最低賃金額は、全国加重平均である。

２　「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

３　「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

４　事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

９　賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

2020年に変更された集計方法に基づく特別集計値　（単位：％）

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
未満率	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4	2.2
影響率	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1	8.8

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
２　「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
３　賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。
４　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
５　2015年～2019年の値は、時系列比較を行うため、2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特別集計値　（単位：％）

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
未満率	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	－	－	－	－	－
影響率	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	－	－	－	－	－

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
２　「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
３　賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。
４　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
５　賃金構造基本統計調査では、2020年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図

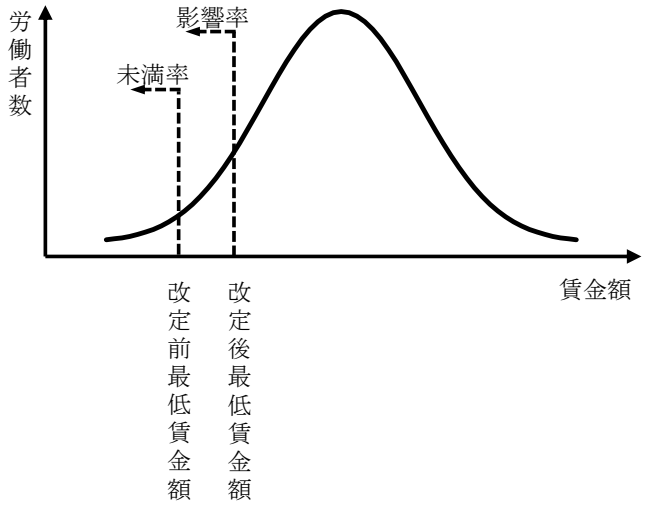

※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10　地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国･産業計(企業規模10人以上･10～99人))

		地域別最低賃金（全国加重平均額）	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額 ①	所定内給与（月額） ②	所定内実労働時間 ③	時間当たり所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与（月額） ⑤	所定内実労働時間 ⑥	時間当たり所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
		（円）	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）
見直し前の集計方法	2015　年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
	2016　年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	2017　年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	2018　年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	2019　年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後の集計方法	2015　年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
	2016　年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	2017　年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	2018　年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	2019　年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2020　年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	2021　年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
	2022　年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
	2023　年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7
	2024　年	1,055	330.4	160	2,065	51.1	299.3	166	1,803	58.5

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）1　時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2　賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2015年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2)　短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

		地域別最低賃金（全国加重平均額）	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額	所定内給与（時間額）（男女計）	時間額比	所定内給与（時間額）（女性）	時間額比	所定内給与（時間額）（男女計）	時間額比	所定内給与（時間額）（女性）	時間額比
		①	②	①／②	③	①／③	④	①／④	⑤	①／⑤
		（円）	（円）	（%）	（円）	（%）	（円）	（%）	（円）	（%）
見直し前の集計方法	2015　年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	2016　年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	2017　年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	2018　年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	2019　年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し後の集計方法	2015　年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	2016　年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	2017　年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	2018　年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	2019　年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2020　年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
	2021　年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0
	2022　年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9
	2023　年	1,004	1,412	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8
	2024　年	1,055	1,476	71.5	1,387	76.1	1,424	74.1	1,358	77.7

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

２　賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2015年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(3)　毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模５人以上）

	地域別最低賃金（全国加重平均額）	産業計・事業所規模５人以上					
	時間額 ①	所定内給与（月額） ②	月間出勤日数 ③	所定内労働時間 ④	一日当たり所定内給与 ②／③	時間当たり所定内給与 ⑤＝②／④	時間額比 ①／⑤
	（円）	（円）	（日）	（時間）	（円）	（円）	（％）
2017　年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
2018　年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
2019　年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2020　年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
2021　年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
2022　年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
2023　年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5
2024　年	1,055	262,325	17.7	126.9	14,821	2,067	51.0

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

　　２　一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11　企業の業況判断及び収益

(1)　日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ　業況判断（ＤＩ）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		2022年				2023年				2024年				2025年		
		３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	３月	6月最近	6月先行き
規模計	製造業	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4	5	5	8	7	7	4
	非製造業	-2	4	5	10	12	14	16	18	18	19	20	20	21	21	15
大企業	製造業	14	9	8	7	1	5	9	12	11	13	13	14	12	13	12
	非製造業	9	13	14	19	20	23	27	30	34	33	34	33	35	34	27
中堅企業	製造業	3	0	0	1	-5	0	0	5	6	8	8	11	11	10	6
	非製造業	0	6	7	11	14	17	19	20	20	22	23	22	25	25	17
中小企業	製造業	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	1	2	1	-2
	非製造業	-6	-1	2	6	8	11	12	14	13	12	14	16	16	15	9

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）１　調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2025年６月調査の時点で、8,911社である。

	資　　本　　金
大企業	10　億　円　以　上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

２　業況判断（ＤＩ）

(1)　回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（３か月後）の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、３つの選択肢（「１．良い」、「２．さほど良くない」、「３．悪い」）の中から１つを選び回答してもらう。

(2)　３つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス（Diffusion Index）を算出する。

DI＝（第１選択肢の回答者数構成百分比）－（第３選択肢の回答者数構成百分比）

ロ　経常利益増減

（前年度比・%）

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度（計画）
規模計	製造業	8.0	9.6	5.8	-8.4
	非製造業	24.0	14.6	5.5	-3.7
大企業	製造業	11.7	9.1	6.0	-8.4
	非製造業	32.7	15.5	2.4	-1.3
中堅企業	製造業	-3.4	10.5	4.2	-8.7
	非製造業	18.0	13.3	9.0	-2.8
中小企業	製造業	-7.8	12.7	6.3	-8.0
	非製造業	8.4	13.2	11.1	-10.7

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）経常利益増減

回答企業の経常損益（損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、年度の実績計数、および計画（予測）計数を回答してもらい、層別に１社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ　売上高経常利益率

（%）

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度（計画）
規模計	製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
	非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業	製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
	非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業	製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
	非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業	製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
	非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

（参考）

（注）1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

▽業況判断の推移

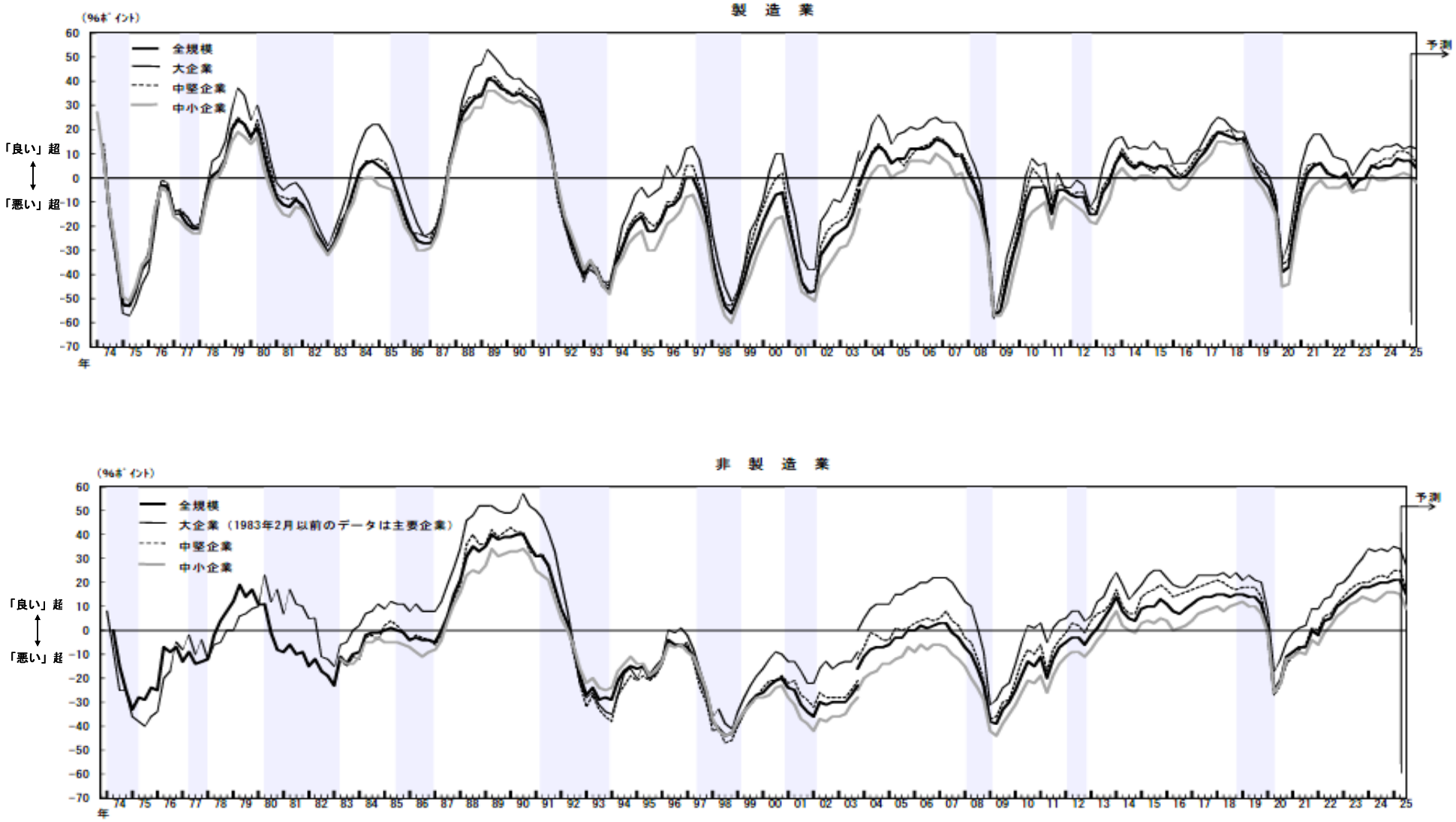

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年６月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製　造　業

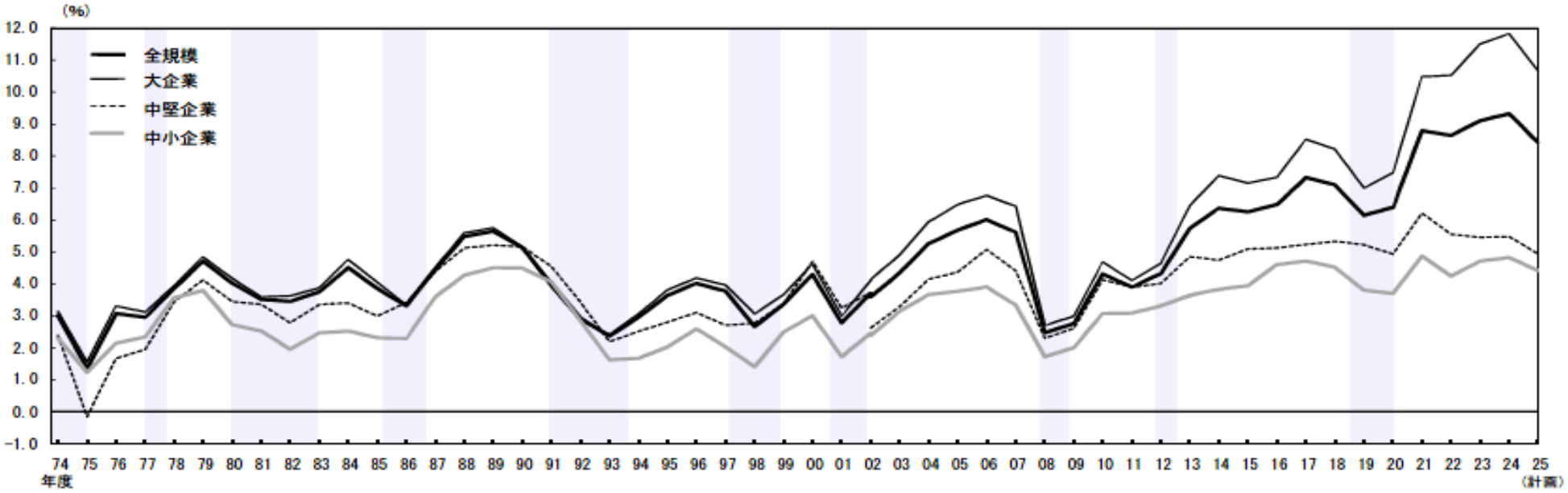

非　製　造　業

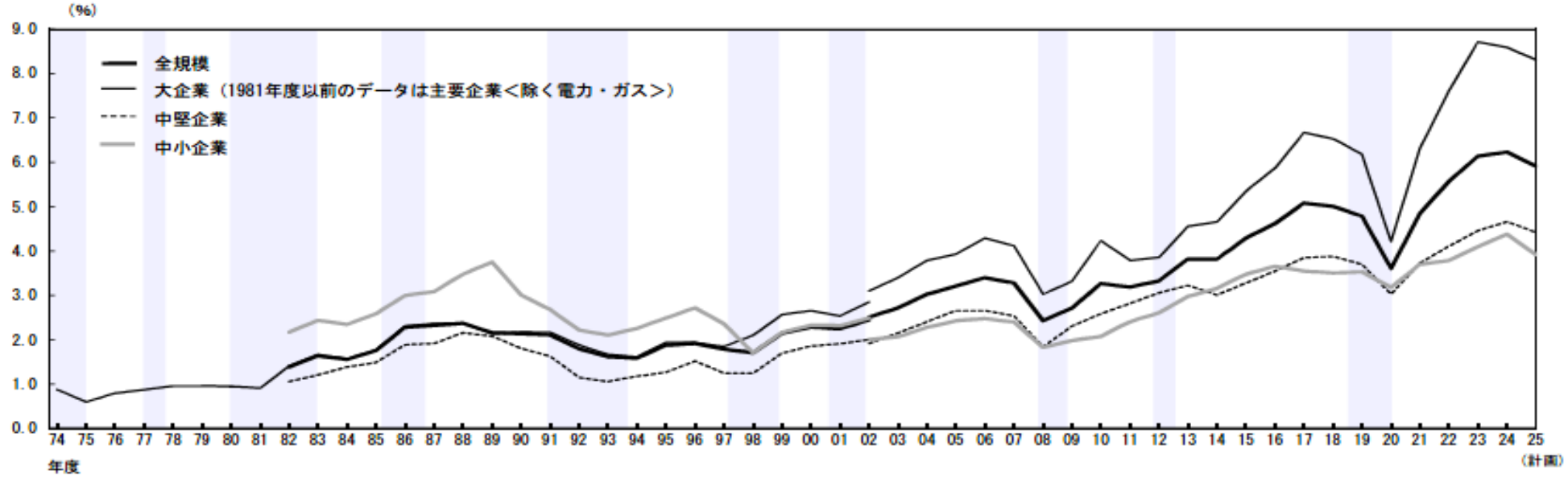

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年６月調査）

(2)　法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3
	〃　10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5
	〃　１億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4
	〃　1,000万円～１億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3
	〃　1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9
	〃　10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7
	〃　１億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3
	〃　1,000万円～１億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7
	〃　1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）１　金融業、保険業を除く全産業。

２　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2)　法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2023年				2024年				2025年
		１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8
	〃　10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7
	〃　１億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2
	〃　1,000万円～１億円	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759
	前年同期比	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
	〃　10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4
	〃　１億円～10億円	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6
	〃　1,000万円～１億円	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）１　金融業、保険業を除く全産業。

２　四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2022年				2023年				2024年				2025年	
	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月
合計	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3
製造業	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9
建設業	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5
卸売業	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8
小売業	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8
サービス業	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1

資料出所　中小企業庁・(独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。

製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下

卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下

小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下

サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

２　「ＤＩ」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移（５業種別）

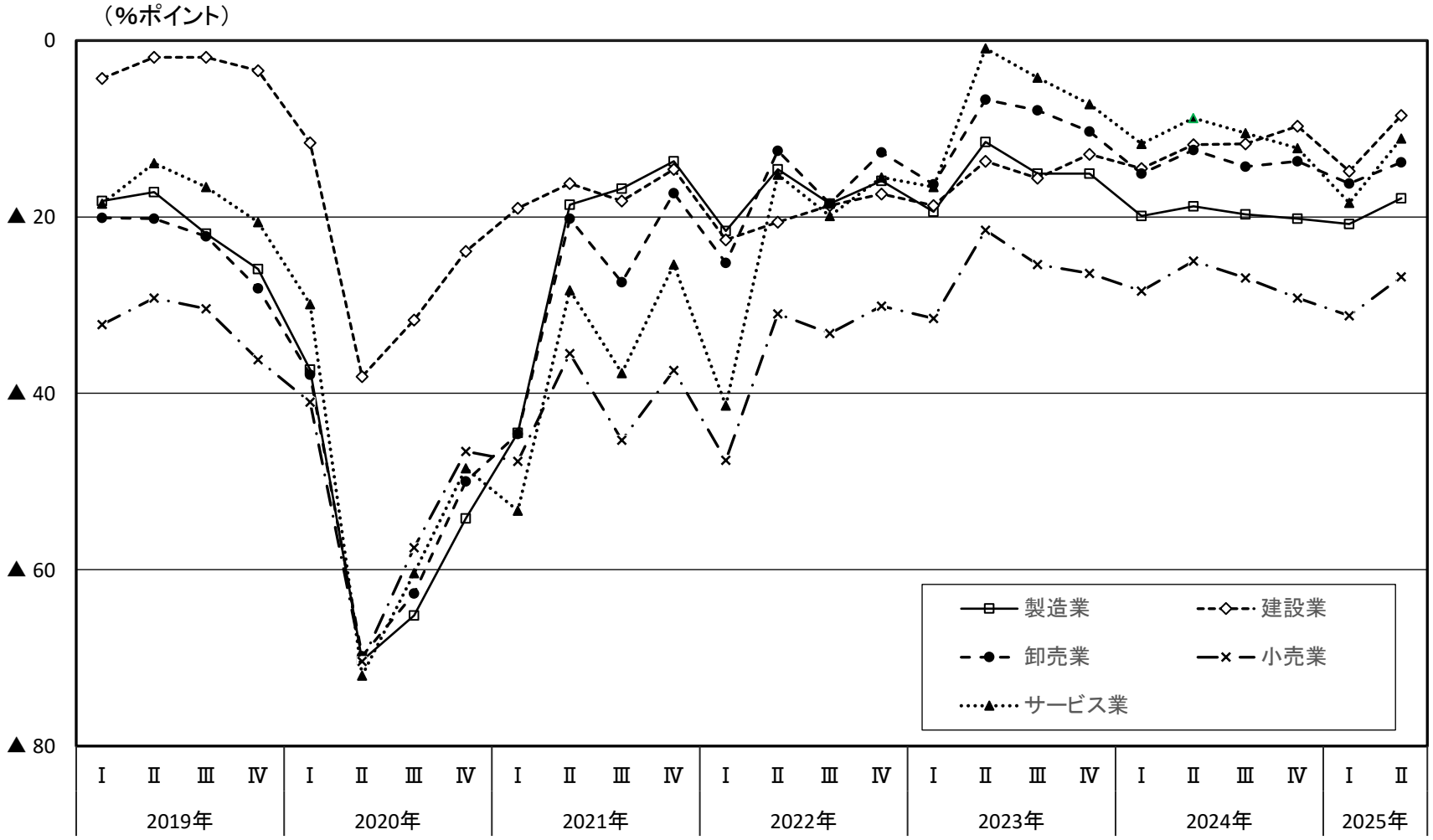

資料出所　中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
（注）　前年同期比　　「好転」－「悪化」

12 労働生産性
(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位:万円、%）

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2014 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所　財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　/　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の１か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移

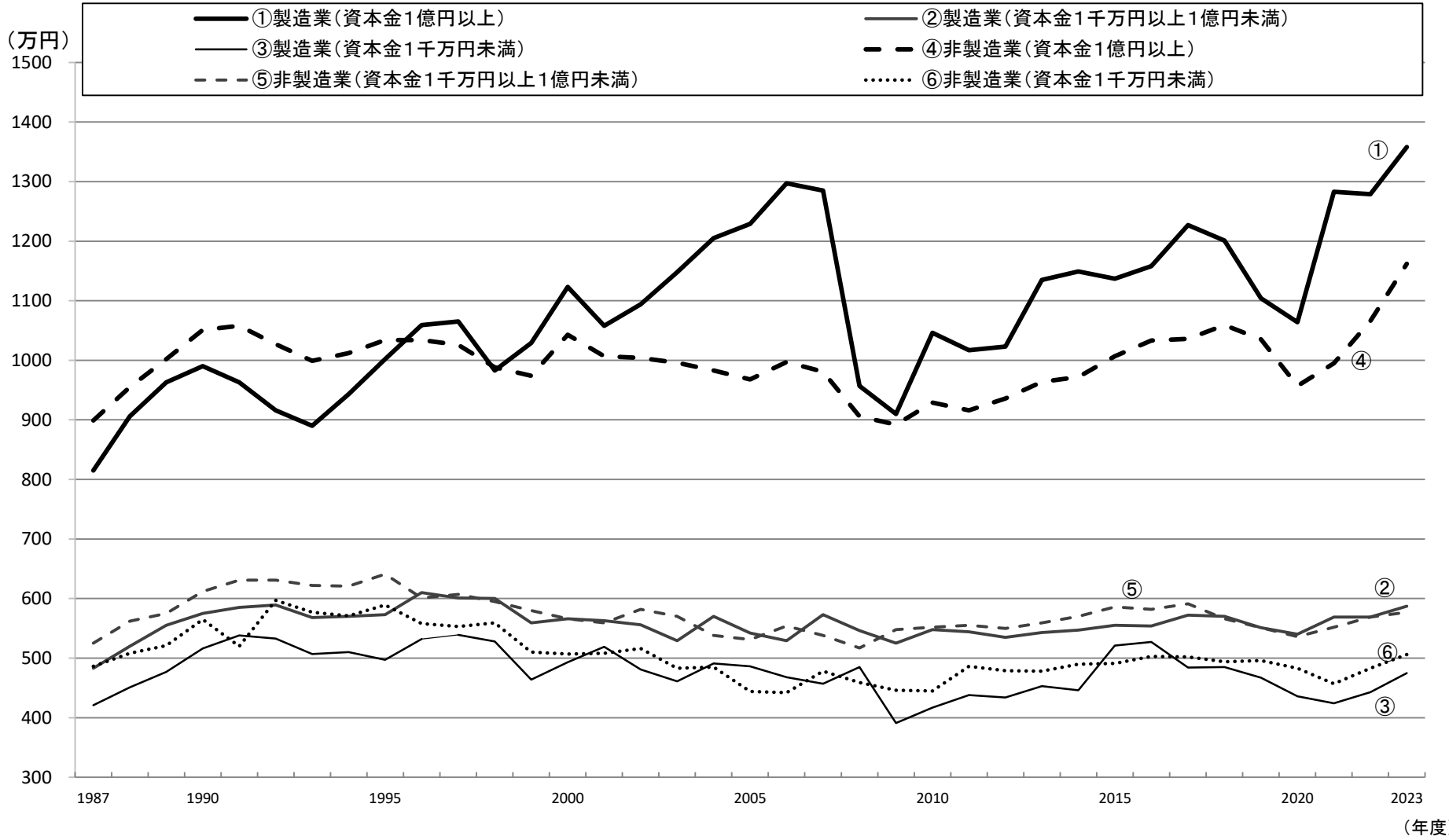

資料出所　財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　/　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

［2006年度調査以前］

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

［2007年度調査以降］

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の１か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

(2) 就業１時間当たり名目労働生産性の推移

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
就業1時間当たり労働生産性（円）	全産業	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,781	4,861	4,914	5,170
	農林水産業	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,494	1,457	1,361	1,534
	鉱業	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,458	5,201	6,252	6,138
	製造業	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,560	5,889	5,704	6,183
	電気・ガス・水道	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,445	13,669	12,089	14,316
	建設業	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,163	3,308	3,401	3,412	3,446
	卸売・小売業	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,277	4,511	4,956	5,191
	運輸・郵便業	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,163	3,107	3,436	3,811
	宿泊・飲食サービス業	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,174	1,850	2,084	2,827
	情報通信業	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,295	6,808	6,442	6,308
	金融・保険業	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,746	8,006	9,015	10,384
	不動産業	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,721	29,030	30,258	30,005
	専門・業務支援サービス業	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,699	3,714	3,752	3,919
	公務	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,318	8,437	8,379
	教育	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,256	6,519	6,685
	保健衛生・社会事業	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,190	3,314	3,244	3,278
	その他のサービス	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,242	2,286	2,334	2,406
前年比	全産業	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.2%	1.7%	1.1%	5.2%
	農林水産業	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	4.8%	▲ 2.5%	▲ 6.6%	12.7%
	鉱業	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.7%	▲ 4.7%	20.2%	▲ 1.8%
	製造業	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.9%	5.9%	▲ 3.1%	8.4%
	電気・ガス・水道	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.2%	▲ 11.5%	▲ 11.6%	18.4%
	建設業	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.6%	2.8%	0.3%	1.0%
	卸売・小売業	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.4%	5.5%	9.9%	4.8%
	運輸・郵便業	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.8%	▲ 1.7%	10.6%	10.9%
	宿泊・飲食サービス業	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 22.8%	▲ 14.9%	12.7%	35.7%
	情報通信業	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.6%	▲ 6.7%	▲ 5.4%	▲ 2.1%
	金融・保険業	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.5%	3.4%	12.6%	15.2%
	不動産業	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.2%	▲ 2.3%	4.2%	▲ 0.8%
	専門・業務支援サービス業	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.2%	0.4%	1.0%	4.4%
	公務	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.4%	1.4%	▲ 0.7%
	教育	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.3%	4.2%	2.5%
	保健衛生・社会事業	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.1%	3.9%	▲ 2.1%	1.0%
	その他のサービス	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.7%	2.0%	2.1%	3.1%

資料出所　日本生産性本部「生産性データベース」

（注）１　内閣府「2023年度国民経済計算（2015年基準・08SNA）」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

２　前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ⅱ　都道府県統計資料編

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1　各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	１人当たり県民所得（2021年度）			標準生計費（月額、2024年４月）			新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上、2024年)					
			指数	順位	４人世帯	指数	順位	男性	指数	順位	女性	指数	順位
		（千円）	（東京=100）	（位）	（円）	（東京=100）	（位）	（千円）	（東京=100）	（位）	（千円）	（東京=100）	（位）
Aランク	東　京	5,761	100.0	1	265,670	100.0	2	209.5	100.0	4	206.6	100.0	3
	神奈川	3,199	55.5	10	253,520	95.4	6	208.4	99.5	6	202.2	97.9	5
	大　阪	3,051	53.0	18	199,970	75.3	34	213.9	102.1	1	209.1	101.2	2
	愛　知	3,597	62.4	2	215,450	81.1	17	211.4	100.9	3	201.3	97.4	6
	埼　玉	3,049	52.9	19	272,540	102.6	1	204.3	97.5	9	206.6	100.0	3
	千　葉	3,059	53.1	17	223,240	84.0	14	200.3	95.6	15	185.9	90.0	24
Bランク	兵　庫	2,997	52.0	21	188,330	70.9	39	203.6	97.2	10	190.1	92.0	19
	京　都	3,026	52.5	20	237,440	89.4	7	198.9	94.9	17	192.7	93.3	15
	茨　城	3,438	59.7	3	196,542	74.0	37	201.3	96.1	12	192.8	93.3	14
	静　岡	3,314	57.5	4	211,611	79.7	23	204.8	97.8	8	198.5	96.1	9
	富　山	3,291	57.1	6	233,420	87.9	8	191.7	91.5	31	184.3	89.2	26
	広　島	3,179	55.2	12	226,880	85.4	11	194.2	92.7	25	214.4	103.8	1
	滋　賀	3,161	54.9	13	263,980	99.4	3	202.9	96.8	11	199.8	96.7	7
	栃　木	3,307	57.4	5	197,992	74.5	35	199.6	95.3	16	192.9	93.4	13
	群　馬	3,187	55.3	11	261,980	98.6	4	209.2	99.9	5	194.3	94.0	10
	宮　城	2,865	49.7	28	209,902	79.0	27	194.9	93.0	22	173.7	84.1	43
	山　梨	3,243	56.3	8	211,390	79.6	24	197.8	94.4	18	199.7	96.7	8
	三　重	3,111	54.0	14	172,910	65.1	45	194.2	92.7	25	194.1	93.9	11
	石　川	2,963	51.4	22	225,080	84.7	13	196.3	93.7	19	179.8	87.0	34
	福　岡	2,733	47.4	37	220,430	83.0	15	192.3	91.8	29	191.6	92.7	16
	香　川	2,851	49.5	31	214,726	80.8	19	212.1	101.2	2	178.1	86.2	36
	岡　山	2,743	47.6	36	215,330	81.1	18	195.2	93.2	21	191.6	92.7	16
	福　井	3,263	56.6	7	187,740	70.7	40	189.6	90.5	35	181.3	87.8	32
	奈　良	2,549	44.2	44	202,900	76.4	33	188.0	89.7	37	177.1	85.7	37
	山　口	2,960	51.4	23	196,520	74.0	38	200.6	95.8	14	180.7	87.5	33
	長　野	2,949	51.2	24	204,750	77.1	32	192.2	91.7	30	181.8	88.0	30
	北海道	2,811	48.8	32	227,000	85.4	10	194.4	92.8	24	186.2	90.1	23
	岐　阜	3,092	53.7	15	212,160	79.9	22	194.9	93.0	22	191.6	92.7	16
	徳　島	3,202	55.6	9	215,540	81.1	16	195.8	93.5	20	176.0	85.2	40
	福　島	2,921	50.7	25	205,190	77.2	30	184.5	88.1	43	177.0	85.7	39
	新　潟	2,919	50.7	26	226,690	85.3	12	191.4	91.4	33	187.4	90.7	20
	和歌山	3,084	53.5	16	174,616	65.7	44	207.4	99.0	7	193.6	93.7	12
	愛　媛	2,670	46.3	40	164,940	62.1	47	186.8	89.2	41	182.0	88.1	29
	島　根	2,909	50.5	27	213,250	80.3	21	187.7	89.6	38	187.1	90.6	21
Cランク	大　分	2,769	48.1	33	209,910	79.0	26	200.9	95.9	13	177.1	85.7	37
	熊　本	2,746	47.7	34	256,617	96.6	5	190.8	91.1	34	179.2	86.7	35
	山　形	2,861	49.7	29	209,610	78.9	29	184.3	88.0	44	173.3	83.9	44
	佐　賀	2,744	47.6	35	209,780	79.0	28	192.5	91.9	28	182.3	88.2	28
	長　崎	2,571	44.6	43	231,770	87.2	9	185.6	88.6	42	185.5	89.8	25
	岩　手	2,685	46.6	39	176,430	66.4	43	191.7	91.5	31	174.4	84.4	41
	高　知	2,653	46.1	41	214,230	80.6	20	189.3	90.4	36	181.6	87.9	31
	鳥　取	2,507	43.5	45	205,140	77.2	31	176.2	84.1	46	171.3	82.9	47
	秋　田	2,689	46.7	38	185,945	70.0	41	187.4	89.5	40	174.1	84.3	42
	鹿児島	2,605	45.2	42	172,030	64.8	46	193.1	92.2	27	186.7	90.4	22
	宮　崎	2,409	41.8	46	197,590	74.4	36	187.5	89.5	39	171.8	83.2	46
	青　森	2,858	49.6	30	184,360	69.4	42	181.6	86.7	45	173.2	83.8	45
	沖　縄	2,258	39.2	47	210,850	79.4	25	170.0	81.1	47	183.4	88.8	27
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

（注）１　各ランクは、2023年度からの適用区分である（以下同じ）。
　　２　各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
　　３　１人あたり県民所得は、2015年基準（2008SNA）。

２　有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東　京	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13
	神奈川	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	1.11
	大　阪	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05
	愛　知	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	1.26
	埼　玉	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	1.17
	千　葉	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	1.22
Bランク	兵　庫	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	1.14
	京　都	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	1.23
	茨　城	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	1.53
	静　岡	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	1.27
	富　山	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57
	広　島	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	1.33
	滋　賀	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	1.25
	栃　木	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	1.26
	群　馬	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	1.44
	宮　城	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	1.25
	山　梨	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	1.49
	三　重	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	1.38
	石　川	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	1.43
	福　岡	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09
	香　川	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	1.60
	岡　山	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45
	福　井	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90
	奈　良	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	1.32
	山　口	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70
	長　野	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	1.45
	北海道	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	1.07
	岐　阜	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	1.58
	徳　島	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	1.27
	福　島	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	1.41
	新　潟	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	1.49
	和歌山	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	1.23
	愛　媛	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	1.46
	島　根	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	1.59
Cランク	大　分	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	1.53
	熊　本	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	1.39
	山　形	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	1.47
	佐　賀	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	1.48
	長　崎	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	1.36
	岩　手	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	1.28
	高　知	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	1.15
	鳥　取	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	1.45
	秋　田	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	1.42
	鹿児島	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	1.25
	宮　崎	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	1.41
	青　森	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	1.25
	沖　縄	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

　　２　各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

３　失業率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年1～3月
Aランク	東　京	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.5
	神奈川	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.5	2.3
	大　阪	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.1	2.8
	愛　知	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0
	埼　玉	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7	2.6
	千　葉	3.0	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.5	2.2
Bランク	兵　庫	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.4	2.4
	京　都	3.3	3.1	2.6	2.4	2.3	2.6	2.7	2.5	2.4	2.2	2.6
	茨　城	3.2	2.8	2.5	2.2	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	2.1
	静　岡	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3
	富　山	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
	広　島	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.1	2.3
	滋　賀	2.5	2.5	2.0	2.0	1.8	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
	栃　木	3.1	2.7	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1
	群　馬	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	2.0	1.8
	宮　城	3.8	3.3	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	3.0	3.2	3.1
	山　梨	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8	1.5
	三　重	2.3	2.1	2.0	1.4	1.4	1.9	2.1	1.9	1.8	1.8	1.9
	石　川	2.3	2.1	1.8	1.3	1.6	1.8	1.9	2.1	1.9	1.9	1.8
	福　岡	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.9	2.7
	香　川	2.8	2.6	2.4	2.0	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	1.8	1.5
	岡　山	3.2	2.8	2.4	2.3	2.4	2.5	2.6	2.4	2.3	2.5	2.6
	福　井	1.8	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.4	1.7	1.4	1.2	1.2
	奈　良	3.1	2.9	2.4	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.2	2.3
	山　口	2.7	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	1.9	1.8	1.6	1.6	1.5
	長　野	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.8	1.8
	北海道	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.6	2.6
	岐　阜	2.5	2.3	2.1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	2.0
	徳　島	3.0	2.7	2.4	1.9	1.9	2.2	2.7	2.2	1.7	1.4	1.4
	福　島	3.2	2.8	2.4	2.2	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6
	新　潟	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.0	2.2
	和歌山	2.6	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.3	2.1	1.9	2.4
	愛　媛	2.8	2.6	2.5	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.1
	島　根	2.6	1.4	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.4	1.8	1.7
Cランク	大　分	3.2	2.9	2.8	2.5	2.1	2.1	2.2	2.0	2.4	2.4	2.1
	熊　本	3.4	3.1	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5
	山　形	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	1.8
	佐　賀	3.0	2.1	2.0	1.6	1.9	1.8	1.6	1.6	1.3	1.4	1.9
	長　崎	3.1	2.8	2.5	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.1	2.0
	岩　手	3.0	2.5	2.2	1.9	1.9	2.2	2.3	2.2	2.2	2.4	2.4
	高　知	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.5
	鳥　取	2.7	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	2.0	2.1	1.7	2.1
	秋　田	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	2.7	3.0
	鹿児島	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	2.3	2.2	2.5	2.0
	宮　崎	3.2	2.5	2.3	1.9	1.9	2.1	2.5	2.4	2.4	2.2	2.2
	青　森	4.0	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	2.9	3.1	3.3
	沖　縄	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	2.8

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注）１　数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

２　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

３　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4　賃金・労働時間の実情と推移

(1)　賃金

イ　定期給与の推移

（単位：円）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東　京	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305
	神奈川	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673
	大　阪	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531
	愛　知	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947
	埼　玉	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304
	千　葉	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907
Bランク	兵　庫	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373
	京　都	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069
	茨　城	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385
	静　岡	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988
	富　山	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461
	広　島	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912
	滋　賀	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855
	栃　木	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835
	群　馬	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707
	宮　城	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392
	山　梨	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262
	三　重	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600
	石　川	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110
	福　岡	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377
	香　川	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654
	岡　山	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083
	福　井	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415
	奈　良	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668
	山　口	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321
	長　野	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359
	北海道	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921
	岐　阜	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838
	徳　島	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990
	福　島	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428
	新　潟	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496
	和歌山	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367
	愛　媛	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104
	島　根	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479
Cランク	大　分	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890
	熊　本	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403
	山　形	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749
	佐　賀	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434
	長　崎	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943
	岩　手	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799
	高　知	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357
	鳥　取	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088
	秋　田	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344
	鹿児島	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970
	宮　崎	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960
	青　森	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642
	沖　縄	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）　事業所規模５人以上の数値である。

ロ　パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年３月	令和７年４月	令和７年５月
Aランク	東　京	1,217	1,238	1,236	1,267	1,296	1,309	1,308	1,342
	神奈川	1,236	1,256	1,271	1,303	1,340	1,376	1,384	1,378
	大　阪	1,158	1,167	1,187	1,218	1,262	1,286	1,305	1,316
	愛　知	1,149	1,158	1,176	1,206	1,249	1,277	1,275	1,275
	埼　玉	1,146	1,155	1,177	1,208	1,251	1,287	1,292	1,277
	千　葉	1,158	1,168	1,182	1,210	1,255	1,286	1,294	1,292
Bランク	兵　庫	1,134	1,151	1,160	1,187	1,229	1,260	1,256	1,268
	京　都	1,118	1,132	1,139	1,173	1,225	1,257	1,256	1,262
	茨　城	1,066	1,078	1,094	1,130	1,180	1,236	1,222	1,220
	静　岡	1,093	1,103	1,122	1,156	1,205	1,256	1,242	1,236
	富　山	1,040	1,050	1,063	1,095	1,141	1,183	1,176	1,167
	広　島	1,037	1,042	1,057	1,096	1,145	1,190	1,184	1,188
	滋　賀	1,078	1,082	1,101	1,129	1,181	1,231	1,244	1,243
	栃　木	1,069	1,075	1,091	1,125	1,174	1,197	1,199	1,210
	群　馬	1,052	1,056	1,071	1,100	1,136	1,176	1,175	1,176
	宮　城	1,025	1,037	1,052	1,084	1,131	1,178	1,162	1,179
	山　梨	1,045	1,050	1,073	1,107	1,152	1,199	1,186	1,195
	三　重	1,069	1,073	1,098	1,129	1,179	1,224	1,214	1,228
	石　川	1,028	1,023	1,041	1,074	1,124	1,171	1,160	1,166
	福　岡	1,030	1,065	1,079	1,118	1,165	1,218	1,189	1,228
	香　川	1,024	1,032	1,048	1,078	1,125	1,177	1,169	1,157
	岡　山	1,024	1,030	1,049	1,074	1,124	1,162	1,153	1,156
	福　井	1,005	1,013	1,036	1,074	1,120	1,160	1,152	1,169
	奈　良	1,076	1,092	1,106	1,138	1,183	1,211	1,229	1,219
	山　口	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,184	1,150	1,155
	長　野	1,022	1,025	1,047	1,080	1,125	1,163	1,167	1,160
	北海道	1,010	1,024	1,049	1,084	1,137	1,190	1,172	1,175
	岐　阜	1,047	1,054	1,075	1,102	1,150	1,186	1,199	1,197
	徳　島	1,041	1,053	1,064	1,095	1,133	1,181	1,185	1,196
	福　島	1,000	993	1,009	1,040	1,083	1,129	1,127	1,122
	新　潟	1,001	1,007	1,024	1,061	1,107	1,149	1,146	1,140
	和歌山	1,034	1,043	1,054	1,086	1,132	1,189	1,161	1,176
	愛　媛	988	997	1,017	1,050	1,099	1,138	1,141	1,146
	島　根	982	990	1,004	1,036	1,086	1,133	1,110	1,122
Cランク	大　分	967	980	1,000	1,038	1,088	1,144	1,125	1,127
	熊　本	990	1,005	1,029	1,065	1,117	1,155	1,160	1,167
	山　形	973	974	992	1,021	1,068	1,122	1,109	1,120
	佐　賀	972	981	1,004	1,036	1,088	1,127	1,110	1,120
	長　崎	961	976	991	1,027	1,081	1,135	1,123	1,122
	岩　手	945	947	969	1,008	1,050	1,116	1,094	1,083
	高　知	971	982	997	1,035	1,089	1,165	1,115	1,141
	鳥　取	987	989	1,006	1,037	1,095	1,137	1,110	1,129
	秋　田	938	956	977	1,007	1,057	1,131	1,111	1,105
	鹿児島	955	973	993	1,031	1,083	1,125	1,115	1,126
	宮　崎	946	960	989	1,027	1,070	1,113	1,108	1,119
	青　森	928	942	960	990	1,044	1,098	1,085	1,089
	沖　縄	1,010	1,030	1,048	1,087	1,142	1,313	1,181	1,205
	全　国	1,082	1,092	1,110	1,145	1,192	1,230	1,226	1,235

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。
なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を１募集賃金として算出している。

ハ　パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年３月	令和７年４月	令和７年５月
Aランク	東　京	1,157	1,176	1,180	1,209	1,241	1,259	1,258	1,282
	神奈川	1,163	1,184	1,199	1,231	1,273	1,307	1,315	1,310
	大　阪	1,099	1,108	1,129	1,163	1,209	1,238	1,248	1,259
	愛　知	1,070	1,079	1,099	1,127	1,174	1,203	1,204	1,200
	埼　玉	1,083	1,090	1,112	1,145	1,191	1,225	1,228	1,222
	千　葉	1,097	1,106	1,123	1,151	1,196	1,228	1,234	1,237
Bランク	兵　庫	1,071	1,086	1,100	1,130	1,171	1,206	1,200	1,214
	京　都	1,057	1,069	1,080	1,113	1,166	1,199	1,198	1,202
	茨　城	1,003	1,017	1,034	1,070	1,119	1,169	1,160	1,163
	静　岡	1,034	1,043	1,064	1,096	1,143	1,194	1,179	1,176
	富　山	983	996	1,011	1,043	1,088	1,129	1,120	1,112
	広　島	987	993	1,011	1,049	1,095	1,137	1,136	1,140
	滋　賀	1,024	1,028	1,047	1,076	1,125	1,181	1,189	1,178
	栃　木	1,011	1,017	1,034	1,066	1,114	1,142	1,143	1,151
	群　馬	990	995	1,013	1,041	1,079	1,115	1,118	1,116
	宮　城	974	982	1,000	1,034	1,081	1,127	1,108	1,126
	山　梨	983	987	1,012	1,043	1,089	1,136	1,120	1,128
	三　重	1,013	1,017	1,043	1,072	1,120	1,162	1,153	1,171
	石　川	970	970	991	1,023	1,069	1,116	1,105	1,108
	福　岡	973	1,001	1,018	1,053	1,100	1,144	1,127	1,147
	香　川	968	974	989	1,019	1,067	1,116	1,111	1,095
	岡　山	968	975	996	1,022	1,072	1,107	1,101	1,103
	福　井	955	963	984	1,021	1,065	1,105	1,094	1,108
	奈　良	1,015	1,030	1,044	1,078	1,123	1,151	1,165	1,154
	山　口	958	964	989	1,024	1,074	1,131	1,100	1,103
	長　野	971	976	998	1,030	1,074	1,113	1,115	1,116
	北海道	969	982	1,007	1,043	1,094	1,143	1,129	1,130
	岐　阜	988	996	1,017	1,045	1,092	1,129	1,139	1,137
	徳　島	970	982	997	1,029	1,068	1,122	1,120	1,126
	福　島	950	944	964	995	1,037	1,087	1,081	1,072
	新　潟	954	960	977	1,012	1,058	1,104	1,093	1,088
	和歌山	977	986	1,002	1,033	1,079	1,131	1,107	1,124
	愛　媛	936	945	969	1,001	1,048	1,087	1,091	1,091
	島　根	932	942	958	988	1,038	1,083	1,065	1,077
Cランク	大　分	924	934	957	994	1,042	1,097	1,078	1,079
	熊　本	935	949	975	1,009	1,058	1,100	1,103	1,106
	山　形	923	928	948	974	1,022	1,074	1,063	1,077
	佐　賀	925	936	958	989	1,039	1,084	1,068	1,075
	長　崎	917	934	951	985	1,037	1,088	1,078	1,077
	岩　手	901	906	928	963	1,007	1,073	1,052	1,042
	高　知	930	942	958	995	1,044	1,112	1,070	1,091
	鳥　取	935	941	961	993	1,049	1,090	1,072	1,087
	秋　田	900	917	941	968	1,018	1,088	1,072	1,062
	鹿児島	909	925	948	984	1,032	1,075	1,063	1,075
	宮　崎	902	916	946	982	1,026	1,067	1,063	1,070
	青　森	893	906	927	956	1,007	1,062	1,047	1,051
	沖　縄	957	973	994	1,029	1,084	1,257	1,127	1,136
	全　国	1,025	1,035	1,054	1,089	1,136	1,175	1,171	1,177

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。
なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を１募集賃金として算出している。

(2) 労働時間

常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模５人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6
	神奈川	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5
	大阪	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3
	愛知	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0
	埼玉	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1
	千葉	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5
Bランク	兵庫	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2
	京都	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6
	茨城	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0
	静岡	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4
	富山	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3
	広島	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2
	滋賀	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5
	栃木	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3
	群馬	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3
	宮城	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0
	山梨	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8
	三重	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2
	石川	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1
	福岡	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3
	香川	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6
	岡山	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5
	福井	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1
	奈良	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6
	山口	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7
	長野	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9
	北海道	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0
	岐阜	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5
	徳島	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9
	福島	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0
	新潟	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6
	和歌山	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	137.9	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	9.1
	愛媛	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142.2	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	10.3
	島根	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	138.6	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	8.2
Cランク	大分	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	138.7	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7
	熊本	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	141.0	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	9.2
	山形	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	146.7	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	10.1
	佐賀	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6
	長崎	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	139.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	8.7
	岩手	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	144.1	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	8.8
	高知	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	136.6	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	7.7
	鳥取	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	139.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6
	秋田	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	143.2	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3
	鹿児島	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	141.9	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3
	宮崎	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	139.0	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	8.5
	青森	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	147.1	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	8.6
	沖縄	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	136.7	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）　事業所規模５人以上の数値である。

5　消費者物価指数等の推移

(1)　消費者物価対前年上昇率の推移

（単位：%）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
												1月	2月	3月	4月	5月
Aランク	東京	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	4.0	3.3	3.4	4.0	3.9
	神奈川	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	4.7	4.1	4.1	3.7	3.9
	大阪	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	4.8	4.2	4.4	4.5	4.2
	愛知	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	5.1	4.5	4.3	3.9	4.2
	埼玉	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	4.4	3.9	3.9	3.6	3.6
	千葉	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	4.2	3.9	3.8	3.4	3.5
Bランク	兵庫	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	4.8	4.4	4.0	4.0	4.3
	京都	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	5.1	4.6	4.4	4.3	4.0
	茨城	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	4.8	4.9	4.5	4.1	4.3
	静岡	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	5.0	4.5	4.2	3.7	3.7
	富山	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	4.3	4.0	4.3	3.9	3.9
	広島	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	4.5	4.3	4.5	4.7	4.2
	滋賀	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	4.1	3.7	3.5	3.3	3.4
	栃木	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	4.7	4.2	4.1	4.0	3.3
	群馬	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	4.3	4.3	4.2	3.7	3.4
	宮城	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	5.0	4.4	4.4	4.3	4.1
	山梨	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	5.0	4.2	4.4	4.0	4.0
	三重	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	4.2	4.3	4.2	3.6	3.5
	石川	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	4.4	4.6	4.6	4.4	3.9
	福岡	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	4.8	4.3	4.3	4.0	4.3
	香川	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	4.4	4.1	3.8	4.0	3.0
	岡山	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	4.7	4.3	4.4	4.3	4.0
	福井	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	5.5	4.7	4.9	4.3	3.7
	奈良	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	5.2	4.6	4.4	3.6	3.3
	山口	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	4.8	4.2	4.7	3.9	3.7
	長野	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	4.8	4.0	4.2	3.9	3.5
	北海道	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	4.3	3.9	4.2	4.3	4.1
	岐阜	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	5.6	5.0	4.8	4.3	4.8
	徳島	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	4.5	4.1	3.9	3.6	3.6
	福島	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	4.2	4.0	4.1	3.6	3.7
	新潟	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	5.0	4.9	4.6	4.5	4.3
	和歌山	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	4.1	4.2	4.5	4.5	4.2
	愛媛	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	4.1	4.0	4.3	3.6	3.4
	島根	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	4.5	4.3	4.0	3.6	3.1
Cランク	大分	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	4.6	4.1	4.1	4.0	3.8
	熊本	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	5.1	4.6	4.6	3.9	3.7
	山形	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	5.2	4.5	4.3	4.0	3.7
	佐賀	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.7	4.6	4.7	4.8	5.0
	長崎	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	5.4	4.6	4.6	4.6	4.4
	岩手	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	4.3	3.9	4.1	3.8	3.7
	高知	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	5.1	4.3	4.6	4.4	4.2
	鳥取	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	4.0	4.2	4.0	3.8	3.5
	秋田	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	4.8	4.5	3.8	3.4	3.3
	鹿児島	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	6.2	5.1	4.9	4.7	4.4
	宮崎	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	5.2	5.0	4.7	4.4	4.3
	青森	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	4.9	4.5	4.3	4.1	4.1
	沖縄	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	5.6	5.1	5.0	4.4	4.0

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）1　数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	全　国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Aランク	東　京	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	105.4	104.9
	神奈川	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	104.0
	大　阪	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	100.0	99.4
	愛　知	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	99.2	99.1
	埼　玉	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	101.3	101.3
	千　葉	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	101.1	100.9
Bランク	兵　庫	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	99.0	99.1
	京　都	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	100.7	101.2
	茨　城	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	99.0	98.4
	静　岡	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	100.1	99.9
	富　山	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	98.8	98.9
	広　島	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	99.0	99.0
	滋　賀	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	99.5	99.0
	栃　木	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	98.5	98.5
	群　馬	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	96.5	96.7
	宮　城	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	100.1	100.8
	山　梨	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.6	98.9
	三　重	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	98.2	98.2
	石　川	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.8	100.3
	福　岡	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	97.7	98.5
	香　川	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	98.6	99.1
	岡　山	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	98.0	97.7
	福　井	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	98.7	98.9
	奈　良	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	96.6	98.3
	山　口	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	100.3	100.5
	長　野	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	98.4	98.5
	北海道	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	101.6	101.7
	岐　阜	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	97.8	97.8
	徳　島	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	98.7	99.2
	福　島	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7	100.6	100.6
	新　潟	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	98.7	98.2
	和歌山	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	98.1	97.9
	愛　媛	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7	98.8	99.0
	島　根	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8	100.2	100.2
Cランク	大　分	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	97.3	97.6
	熊　本	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	98.9	99.8
	山　形	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	100.9	101.3
	佐　賀	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	97.8	97.8
	長　崎	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.7	100.0
	岩　手	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.7	99.8
	高　知	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	100.0	99.9
	鳥　取	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	98.3	98.2
	秋　田	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.2
	鹿児島	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	96.1	96.5
	宮　崎	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	97.0	98.2
	青　森	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	98.3	98.5
	沖　縄	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0	100.5	100.7

資料出所　総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）1　各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2　指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2)　消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	全　国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Aランク	東　京	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.0
	神奈川	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.3
	大　阪	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	99.3	99.3
	愛　知	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.1
	埼　玉	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3
	千　葉	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101.2
Bランク	兵　庫	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.1	99.2
	京　都	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101.1
	茨　城	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.0	97.5
	静　岡	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.5	98.3
	富　山	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6
	広　島	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.8	98.7
	滋　賀	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	98.6
	栃　木	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6
	群　馬	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	96.4	96.2
	宮　城	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	100.6
	山　梨	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	97.8	97.7
	三　重	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.1	98.7
	石　川	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.5
	福　岡	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	97.1	98.0
	香　川	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	97.8	98.6
	岡　山	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	98.1	97.7
	福　井	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.1	99.3
	奈　良	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	97.1	98.1
	山　口	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.9
	長　野	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	97.9	97.9
	北海道	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.7	101.9
	岐　阜	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.1
	徳　島	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.3
	福　島	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	98.8
	新　潟	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.0
	和歌山	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	98.6	98.2
	愛　媛	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.6
	島　根	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	100.0
Cランク	大　分	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.0	97.4
	熊　本	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	99.4
	山　形	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.4
	佐　賀	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.7
	長　崎	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	98.8	99.3
	岩　手	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	100.0
	高　知	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0
	鳥　取	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	98.8	98.9
	秋　田	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	98.9	99.2
	鹿児島	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	95.9	96.4
	宮　崎	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	97.0
	青　森	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.6	98.5
	沖　縄	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	99.6	100.2

資料出所　総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

６　消費支出額の推移

(1)　１月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	276,514	262,047	277,592	277,332	279,319	280,260	189,464	179,552	188,009	192,295	189,614	195,742
	神奈川	259,694	252,266	232,059	246,388	263,825	272,943	176,292	168,177	161,292	170,839	181,625	186,580
	大阪	228,779	203,959	196,663	211,308	222,395	232,032	156,757	139,424	137,692	151,321	154,950	157,152
	愛知	243,795	236,692	221,606	249,640	254,012	252,735	164,741	156,070	151,487	169,859	172,435	167,746
	埼玉	269,795	257,407	238,081	249,555	255,697	273,497	192,711	178,910	167,929	182,007	186,486	196,867
	千葉	226,781	220,121	216,715	225,587	208,876	229,018	168,565	164,069	164,765	176,693	165,131	173,618
Bランク	兵庫	225,195	195,776	241,334	244,944	221,983	218,241	153,582	139,840	171,077	169,431	161,898	159,594
	京都	226,956	217,123	229,655	244,352	247,571	250,958	154,068	145,396	151,760	168,619	177,289	183,519
	茨城	258,527	249,114	252,168	240,726	261,988	270,029	169,004	167,194	171,579	167,316	178,260	184,588
	静岡	224,760	217,225	221,676	217,550	232,366	243,591	154,366	154,375	152,248	155,791	169,470	172,245
	富山	257,579	262,443	265,734	264,279	264,541	286,405	167,670	166,316	171,174	170,948	177,150	183,352
	広島	239,054	235,660	221,238	228,948	240,977	235,142	160,805	159,609	149,841	155,063	170,396	164,230
	滋賀	260,842	259,834	262,346	277,837	250,989	261,720	166,307	163,356	180,180	188,608	174,030	183,241
	栃木	271,032	257,320	258,105	260,323	280,396	284,819	171,416	159,583	168,729	168,038	180,995	188,626
	群馬	220,919	244,909	246,285	257,081	252,685	258,233	148,944	162,911	162,396	172,931	169,210	170,645
	宮城	212,499	195,700	204,233	202,684	223,996	234,560	149,514	139,078	147,778	149,421	163,366	176,806
	山梨	241,745	200,504	192,344	236,719	223,439	242,950	169,255	144,326	142,575	168,655	157,211	172,657
	三重	262,717	236,638	244,592	232,109	281,715	243,206	171,743	155,696	161,985	153,048	182,609	162,499
	石川	285,851	254,653	257,606	265,122	265,079	262,394	181,883	162,361	161,319	165,379	165,352	169,023
	福岡	222,768	241,256	230,718	231,705	245,679	233,333	156,739	166,482	155,550	157,292	172,859	161,787
	香川	266,327	237,873	226,112	239,155	232,989	248,910	172,634	152,283	150,076	162,349	163,125	168,198
	岡山	238,047	205,392	206,621	237,183	249,763	264,115	167,489	144,157	143,266	166,061	173,179	184,917
	福井	235,460	208,259	222,110	219,015	234,708	245,958	154,921	139,774	149,070	147,325	157,882	167,742
	奈良	280,514	266,620	264,018	253,130	262,528	271,052	185,369	176,187	176,404	171,049	176,197	179,509
	山口	234,208	204,766	214,792	252,464	215,452	229,133	164,382	147,394	151,881	184,128	155,489	169,380
	長野	282,190	232,057	251,065	235,092	262,284	268,343	180,654	153,348	168,126	158,140	178,876	178,499
	北海道	235,836	239,078	218,534	217,347	244,480	234,854	160,466	166,979	153,004	155,645	169,110	166,067
	岐阜	256,803	260,046	256,353	261,480	269,015	245,523	165,079	165,463	163,445	169,492	179,343	159,149
	徳島	220,490	233,981	227,113	234,076	253,435	234,728	151,792	159,574	159,011	161,145	180,108	160,083
	福島	249,189	223,135	266,672	248,991	261,274	248,721	159,527	148,427	173,958	161,397	185,212	170,421
	新潟	227,906	225,955	224,096	237,714	241,794	218,285	148,987	152,339	157,285	161,000	166,065	154,738
	和歌山	204,221	194,712	187,273	225,787	225,446	231,942	144,046	132,179	124,572	149,860	150,970	159,675
	愛媛	223,357	212,308	222,616	220,403	200,072	231,961	142,698	131,922	141,077	143,167	130,236	149,730
	島根	225,078	222,590	207,750	218,660	225,273	247,231	162,015	158,188	151,922	156,186	161,321	180,793
Cランク	大分	208,701	231,051	233,686	227,246	252,847	240,292	142,003	153,017	159,003	159,890	180,146	163,121
	熊本	220,261	227,359	213,032	205,418	215,310	229,100	153,092	161,577	154,958	151,436	153,793	170,761
	山形	230,428	236,045	254,178	218,569	235,685	254,785	153,278	154,971	168,704	148,374	161,489	173,762
	佐賀	247,280	198,835	214,267	187,405	208,851	210,801	177,537	149,033	156,688	144,158	154,387	153,742
	長崎	238,713	212,528	209,987	216,962	225,799	235,153	164,728	143,613	143,881	151,904	150,533	161,124
	岩手	245,443	210,776	247,962	230,202	245,926	268,175	155,856	147,573	161,069	154,155	165,803	182,470
	高知	246,385	223,433	238,316	230,233	232,139	240,214	162,461	150,297	161,779	159,255	161,348	163,445
	鳥取	233,897	206,039	206,360	208,806	206,405	235,310	165,390	145,692	145,194	151,087	148,574	170,712
	秋田	245,246	211,447	221,509	241,404	228,649	237,634	161,710	148,043	149,003	159,874	158,922	165,971
	鹿児島	241,722	233,253	256,502	243,020	238,439	256,513	160,437	152,809	168,402	160,944	162,237	172,160
	宮崎	207,951	214,248	199,923	228,582	229,687	215,172	144,536	142,201	146,591	154,110	158,499	147,433
	青森	209,346	213,278	211,193	207,625	212,623	226,112	138,340	138,539	145,048	144,659	145,687	157,540
	沖縄	180,004	176,895	195,871	202,555	207,763	199,249	125,720	123,851	132,966	140,785	146,182	139,845
全国計		249,704	233,568	235,120	244,231	247,322	250,929	164,650	155,025	156,747	163,917	166,744	170,342

資料出所　総務省「家計調査」

（注）１．各都道府県の数値は都道県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

２．「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2)　１月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	296,144	271,417	319,634	299,562	302,955	295,158	199,660	182,575	200,556	202,889	195,557	200,830
	神奈川	299,782	278,380	248,706	259,721	287,940	273,383	189,979	178,581	166,921	172,383	190,276	173,598
	大阪	250,980	228,993	224,200	225,259	247,376	254,603	160,019	147,814	147,513	154,345	163,829	162,993
	愛知	261,840	254,940	227,628	251,860	262,325	255,346	172,652	164,563	153,119	170,581	176,459	165,170
	埼玉	294,867	336,541	269,050	284,894	275,676	337,033	196,578	206,347	179,767	200,451	190,235	218,926
	千葉	246,163	239,398	237,123	253,996	241,371	291,846	171,510	170,133	166,839	186,742	178,427	197,211
Bランク	兵庫	255,452	209,510	270,524	249,137	233,980	234,079	163,873	139,673	180,349	155,711	165,864	165,519
	京都	256,162	257,160	296,999	259,533	341,844	263,534	156,476	154,234	171,472	161,892	210,390	185,883
	茨城	283,640	271,934	283,178	280,446	295,271	303,931	172,618	174,088	182,411	183,726	183,119	195,374
	静岡	279,559	250,251	262,488	272,026	250,593	265,288	165,018	163,594	166,345	173,791	175,450	176,467
	富山	277,671	275,334	295,152	295,180	286,790	325,963	171,219	167,253	178,308	175,777	182,851	192,746
	広島	259,187	244,926	219,205	239,638	246,310	242,778	163,924	158,429	142,690	159,759	167,593	161,852
	滋賀	300,600	273,248	273,492	302,772	265,738	268,342	166,743	158,288	182,328	191,490	176,377	180,506
	栃木	302,997	293,971	288,273	301,179	324,973	292,499	182,053	170,579	181,956	180,311	194,906	186,113
	群馬	230,894	284,092	268,818	316,056	297,513	321,244	152,579	180,036	167,684	192,703	182,761	191,298
	宮城	264,508	233,711	236,531	205,171	258,889	269,494	164,996	146,933	157,338	146,551	180,377	195,511
	山梨	262,544	203,962	206,804	272,458	265,863	314,447	178,639	144,223	152,045	184,957	174,925	196,914
	三重	295,768	250,458	285,063	268,983	330,179	276,591	179,007	152,142	173,163	163,095	196,968	166,187
	石川	288,076	265,855	270,008	297,533	307,423	277,579	179,348	163,006	162,232	164,788	177,491	168,929
	福岡	236,958	251,736	250,987	243,864	261,880	242,776	159,757	163,866	159,057	157,414	179,017	157,700
	香川	304,012	267,055	265,346	265,497	260,254	274,960	177,303	157,913	163,931	172,096	176,672	178,606
	岡山	249,245	228,922	239,485	253,776	277,839	282,301	173,657	156,488	152,073	168,809	172,975	187,370
	福井	283,794	269,528	272,934	275,708	269,852	273,982	171,760	156,660	158,372	161,346	163,622	176,122
	奈良	308,161	314,862	310,093	271,321	303,167	317,075	186,850	188,842	186,317	171,256	185,884	192,966
	山口	281,822	235,539	252,234	273,786	251,284	262,012	172,472	161,769	168,531	185,431	159,565	176,248
	長野	309,929	243,745	283,252	252,615	287,871	288,705	187,578	156,042	182,081	167,666	182,066	180,441
	北海道	259,400	252,685	230,308	241,186	294,841	254,429	163,407	171,534	149,287	163,352	187,224	170,378
	岐阜	312,901	299,204	329,679	325,145	302,080	266,531	175,191	173,909	186,049	190,932	189,542	163,729
	徳島	304,562	256,659	266,998	286,492	283,974	283,556	179,154	162,325	173,801	171,518	186,038	173,533
	福島	311,331	246,354	309,297	284,519	277,321	267,668	173,229	152,489	186,175	171,260	189,131	172,420
	新潟	268,017	254,052	258,446	272,085	277,479	247,389	159,039	150,224	173,458	174,185	171,755	167,553
	和歌山	228,865	294,393	229,816	278,480	272,151	248,882	153,951	169,404	136,853	169,165	165,626	162,353
	愛媛	263,638	253,554	247,895	259,441	229,230	245,527	150,222	139,577	146,328	150,039	134,841	144,930
	島根	236,185	262,148	230,561	254,736	250,556	248,525	158,517	169,925	166,393	163,751	170,088	174,430
Cランク	大分	234,142	264,462	258,477	254,823	282,243	266,753	144,930	162,458	167,546	167,661	196,172	172,188
	熊本	281,918	294,626	247,624	235,625	255,933	286,323	171,253	185,230	161,532	155,367	161,543	189,622
	山形	253,719	286,256	281,545	250,202	257,493	273,263	165,157	175,515	179,507	158,242	171,662	177,503
	佐賀	309,562	211,265	238,649	213,578	233,008	269,177	200,659	158,350	167,499	152,556	161,175	171,273
	長崎	279,959	236,922	251,078	246,557	279,109	289,014	182,238	148,952	155,117	159,484	165,621	183,895
	岩手	288,790	231,071	286,825	274,348	290,513	306,546	171,972	153,031	179,970	167,585	176,801	193,490
	高知	261,788	252,957	263,497	258,493	249,942	270,462	162,982	155,980	170,800	174,276	165,166	174,582
	鳥取	276,075	215,070	225,412	248,863	250,393	249,722	177,836	149,846	148,310	171,324	166,559	177,920
	秋田	281,663	291,388	255,676	293,133	272,867	271,886	166,843	177,662	157,358	177,088	171,212	174,415
	鹿児島	284,339	259,830	289,971	269,254	258,121	285,837	165,549	156,117	176,798	163,560	161,326	177,610
	宮崎	228,297	257,561	207,153	263,996	279,399	248,438	149,242	152,834	148,727	162,478	177,062	157,126
	青森	268,359	249,053	237,527	233,006	248,362	249,710	156,245	147,268	156,621	151,354	161,670	160,852
	沖縄	221,422	205,939	249,796	250,691	228,194	234,420	142,042	137,293	149,549	160,488	155,990	150,691
全国計		280,531	262,359	263,907	273,417	272,285	275,568	173,978	163,655	166,246	172,924	173,251	176,054

資料出所　総務省「家計調査」

（注）１．各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

２．「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7　労働者数等の推移

(1)　常用労働者数［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						前年比増減（%）					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	812	806	800	797	810	861	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6	6.4
	神奈川	303	302	299	306	309	310	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	0.8	0.4
	大阪	394	394	394	379	382	389	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	0.6	1.9
	愛知	320	319	318	318	316	327	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.4	3.3
	埼玉	214	215	214	222	224	225	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	1.1	0.7
	千葉	172	172	172	177	179	187	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	1.2	4.3
Bランク	兵庫	182	180	178	182	183	189	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	0.5	3.2
	京都	95	95	96	95	95	96	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	0.3	0.7
	茨城	99	98	98	102	102	104	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	△ 0.1	2.5
	静岡	141	141	141	142	144	144	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9	0.0
	富山	42	42	42	43	44	44	0.1	0.9	0.4	1.8	2.1	△ 0.6
	広島	107	107	107	112	115	111	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	2.6	△ 2.9
	滋賀	51	50	50	50	52	53	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6	2.7
	栃木	70	70	71	74	74	72	0.6	0.2	1.0	3.7	0.6	△ 2.4
	群馬	73	71	72	73	75	76	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	2.9	0.5
	宮城	80	80	80	77	79	84	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1	6.9
	山梨	29	29	29	29	28	28	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5	△ 2.1
	三重	65	65	66	67	69	69	0.1	0.8	0.6	2.6	2.6	0.5
	石川	44	43	42	43	43	44	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	△ 1.4	2.1
	福岡	180	182	182	187	190	196	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	1.5	3.3
	香川	35	34	34	35	36	35	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	2.2	△ 0.8
	岡山	68	68	67	68	70	72	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	2.9	2.8
	福井	30	30	30	30	31	30	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	1.7	△ 2.9
	奈良	39	39	39	39	39	36	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	△ 0.2	△ 7.5
	山口	49	48	48	47	47	49	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0	2.9
	長野	74	75	76	76	77	78	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	2.3	0.4
	北海道	179	180	179	181	182	180	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.4	△ 1.3
	岐阜	68	68	67	68	68	72	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.3	6.0
	徳島	23	24	25	24	24	24	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	2.2	0.4
	福島	66	66	65	67	67	67	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.4	△ 0.8
	新潟	82	82	81	83	83	82	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	0.5	△ 1.4
	和歌山	29	29	28	29	28	29	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	△ 1.4	3.5
	愛媛	46	45	45	46	46	46	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.8	△ 0.3
	島根	24	23	23	24	24	25	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	0.9	2.3
Cランク	大分	38	38	38	37	38	38	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2.3	△ 0.7
	熊本	58	57	56	56	56	59	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8	5.4
	山形	38	38	38	39	39	38	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.9	△ 3.5
	佐賀	28	28	28	29	29	30	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	1.9	3.5
	長崎	43	42	42	41	40	41	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 1.4	2.1
	岩手	42	42	42	41	42	42	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2.2	△ 0.1
	高知	23	23	23	23	23	22	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	0.8	△ 3.6
	鳥取	18	18	18	19	19	19	1.2	0.0	1.2	4.6	1.0	1.3
	秋田	33	33	32	32	32	31	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 2.8
	鹿児島	53	53	53	57	58	55	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	1.6	△ 5.6
	宮崎	35	35	34	35	36	37	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	1.9	1.8
	青森	42	42	42	40	41	40	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	0.5	△ 1.2
	沖縄	47	47	48	49	49	50	2.2	0.8	1.0	2.1	0.7	1.0
全国計		5,078	5,130	5,189	5,134	5,228	5,081	1.2	0.2	0.5	0.8	1.9	1.2

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）１　事業所規模５人以上の数値である。

２　全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、全国計の前年比の数値は、指数の前年比であり、人数の前年比と一致しない。なお、全国計の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

３　各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

４　ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（%）				
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	1,039	1,056	1,065	1,081	1,099	1.0	1.6	0.9	1.5	1.6
	神奈川	226	228	229	232	235	1.3	1.0	0.8	0.9	1.6
	大阪	370	373	375	377	379	0.7	0.9	0.4	0.5	0.6
	愛知	293	294	294	295	297	0.5	0.4	0.1	0.1	0.7
	埼玉	156	159	159	159	161	1.5	1.7	0.2	0.3	0.8
	千葉	126	128	128	129	130	1.5	1.3	0.2	0.4	1.0
Bランク	兵庫	143	144	143	143	143	0.6	0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1
	京都	77	77	77	77	77	0.8	0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1
	茨城	81	82	82	82	82	0.9	1.0	0.6	0.3	△ 0.2
	静岡	118	119	119	119	119	0.2	0.5	0.1	0.1	△ 0.2
	富山	37	37	37	37	36	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3
	広島	102	103	102	102	102	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6
	滋賀	40	40	40	40	40	0.3	△ 0.0	0.3	△ 0.0	△ 0.5
	栃木	58	59	59	59	59	0.8	1.0	0.3	0.6	△ 0.1
	群馬	63	63	64	64	64	0.8	0.2	1.1	0.7	0.4
	宮城	74	74	73	73	73	0.0	0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.5
	山梨	23	23	23	23	23	0.7	0.6	0.6	0.0	0.3
	三重	51	51	51	51	51	0.1	0.4	0.6	△ 0.2	△ 0.2
	石川	39	39	38	38	38	0.0	△ 0.3	△ 0.7	0.1	0.3
	福岡	177	178	177	177	178	1.4	0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3
	香川	33	32	32	32	32	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2
	岡山	61	60	60	60	60	0.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.1
	福井	26	26	26	26	26	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	0.0
	奈良	25	25	25	25	25	0.8	0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	山口	41	41	40	40	40	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5
	長野	64	64	64	64	64	0.2	0.3	0.1	0.2	△ 0.0
	北海道	157	157	156	155	155	0.8	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3
	岐阜	61	61	61	61	60	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5
	徳島	20	20	20	20	20	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3
	福島	58	58	58	57	56	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.3
	新潟	73	73	72	72	71	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.9
	和歌山	24	25	24	24	24	0.3	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6
	愛媛	41	41	40	40	39	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5
	島根	21	20	20	20	20	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7
Cランク	大分	33	33	33	33	33	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3
	熊本	50	50	50	50	50	0.7	0.7	0.1	0.4	0.2
	山形	32	32	32	32	32	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.2
	佐賀	24	24	24	24	24	0.4	0.2	△ 0.4	0.2	0.1
	長崎	37	37	36	36	36	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5
	岩手	37	37	36	36	36	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.4
	高知	20	20	19	19	19	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.9
	鳥取	16	16	16	16	16	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.9
	秋田	29	29	29	28	28	0.4	0.0	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4
	鹿児島	46	46	46	46	46	0.3	0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5
	宮崎	30	30	30	30	30	0.3	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2
	青森	36	35	35	35	34	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5
	沖縄	44	45	45	45	45	2.0	1.2	0.2	0.0	0.7
全国計		4,430	4,461	4,469	4,484	4,506	0.7	0.7	0.2	0.4	0.5

資料出所　厚生労働省「雇用保険事業月報」

（注）1　労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。（＝雇用保険における一括適用）

2　一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3　被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。

4　一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

5　ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（%）				
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	816	823	833	838	845	0.7	0.9	1.2	0.6	0.8
	神奈川	505	500	503	508	518	△ 0.8	△ 1.0	0.6	1.0	2.1
	大阪	463	463	465	467	474	0.7	0.0	0.6	0.4	1.5
	愛知	414	417	418	422	422	0.0	0.6	0.4	0.8	0.1
	埼玉	396	399	403	404	407	△ 0.2	0.7	1.0	0.4	0.6
	千葉	337	338	339	342	344	0.2	0.1	0.4	0.8	0.7
Bランク	兵庫	275	276	277	278	279	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3
	京都	136	135	134	135	135	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.7	0.5	0.3
	茨城	153	152	152	152	153	0.0	△ 0.2	△ 0.4	0.1	0.6
	静岡	198	198	197	197	197	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3	0.1	△ 0.3
	富山	56	56	55	55	55	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.4
	広島	145	145	145	145	145	0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.2	0.2
	滋賀	76	75	76	78	77	△ 0.5	△ 1.6	1.5	2.1	△ 0.6
	栃木	103	102	103	104	105	△ 1.0	△ 0.9	1.0	1.1	0.7
	群馬	103	103	103	103	104	0.0	△ 0.1	0.0	0.4	0.3
	宮城	122	122	121	122	123	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.8	1.0	0.6
	山梨	44	44	44	44	45	△ 2.7	0.7	△ 0.9	1.4	0.2
	三重	96	95	94	93	92	△ 2.8	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5
	石川	61	61	60	61	60	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	0.2	△ 0.2
	福岡	262	262	262	263	265	0.4	0.1	0.1	0.2	0.9
	香川	49	49	48	48	48	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4	0.0
	岡山	97	97	97	98	98	0.4	0.1	0.3	0.5	0.6
	福井	42	42	41	41	41	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.0
	奈良	66	66	66	66	66	0.2	0.2	△ 0.2	△ 0.6	1.2
	山口	69	68	67	67	66	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.8	△ 1.0	△ 0.3
	長野	114	112	111	111	111	△ 0.5	△ 1.2	△ 1.2	0.1	0.4
	北海道	263	261	260	264	265	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	1.4	0.3
	岐阜	109	109	108	107	107	0.2	0.2	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.1
	徳島	36	36	36	35	35	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.6	0.0
	福島	97	97	96	95	95	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.3
	新潟	117	116	116	116	115	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.4
	和歌山	48	46	46	46	46	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.6	0.4	△ 1.1
	愛媛	68	68	68	67	67	△ 0.3	△ 1.3	0.0	△ 0.4	△ 0.9
	島根	35	35	37	35	33	△ 4.4	1.4	5.4	△ 4.9	△ 5.1
Cランク	大分	59	59	59	58	57	0.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.9
	熊本	91	91	91	91	91	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0
	山形	58	58	58	57	57	△ 1.5	△ 0.2	0.7	△ 0.9	△ 1.4
	佐賀	44	44	44	44	43	3.1	0.9	0.0	△ 0.5	△ 1.8
	長崎	67	66	66	65	65	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3
	岩手	66	64	64	63	62	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.8
	高知	35	35	35	34	34	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.4	0.0
	鳥取	30	30	30	28	28	2.1	0.7	△ 0.7	△ 4.7	0.7
	秋田	49	49	47	47	47	△ 1.4	△ 0.2	△ 2.7	△ 1.3	0.6
	鹿児島	80	80	80	79	79	△ 0.5	0.1	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.3
	宮崎	56	55	54	54	54	0.2	△ 1.8	△ 2.2	0.0	0.2
	青森	65	64	63	63	63	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5
	沖縄	74	74	75	76	77	0.4	0.5	0.8	1.7	1.2
全国計		6,710	6,713	6,723	6,747	6,781	△ 0.6	0.0	0.1	0.4	0.5

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

（注）1　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
2　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の年平均結果を遡って一部改定している。
3　全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
4　ランク区分は2023年の見直し後のもの。
5　前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ⅲ　業務統計資料編

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1　地域別最低賃金改定状況

(1)　2024年度　地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額（円）	改定最低賃金額				結審月日（答申日）	採決状況	発効日
			最低賃金額（円）	前年度比（%）	引上げ額（円）	引上げ率（%）			
A	東　京	1,113	1,163	104	50	4.5%	8月5日	■ 使側３名採決不参加	10月1日
A	神奈川	1,112	1,162	104	50	4.5%	8月5日	○	10月1日
A	大　阪	1,064	1,114	105	50	4.7%	8月1日	○	10月1日
A	愛　知	1,027	1,077	105	50	4.9%	8月5日	▲	10月1日
A	埼　玉	1,028	1,078	105	50	4.9%	8月5日	○	10月1日
A	千　葉	1,026	1,076	105	50	4.9%	8月5日	○	10月1日
B	京　都	1,008	1,058	105	50	5.0%	8月5日	●	10月1日
B	兵　庫	1,001	1,052	105	51	5.1%	8月5日	●	10月1日
B	静　岡	984	1,034	105	50	5.1%	8月5日	●	10月1日
B	三　重	973	1,023	105	50	5.1%	8月5日	◭ 労側３名反対	10月1日
B	広　島	970	1,020	105	50	5.2%	8月5日	◭ 労側３名反対	10月1日
B	滋　賀	967	1,017	105	50	5.2%	8月5日	◭ 労側２名 ◐ 使側２名反対	10月1日
B	北海道	960	1,010	105	50	5.2%	8月5日	●	10月1日
B	茨　城	953	1,005	105	52	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	栃　木	954	1,004	105	50	5.2%	8月5日	○	10月1日
B	岐　阜	950	1,001	105	51	5.4%	8月5日	●	10月1日
B	長　野	948	998	105	50	5.3%	8月5日	○	10月1日
B	富　山	948	998	105	50	5.3%	8月5日	●	10月1日
B	福　岡	941	992	105	51	5.4%	8月9日	●	10月5日
B	山　梨	938	988	105	50	5.3%	8月5日	◭ 労側２名 ◐ 使側２名反対	10月1日
B	奈　良	936	986	105	50	5.3%	8月5日	▲	10月1日
B	群　馬	935	985	105	50	5.3%	8月8日	▲	10月4日
B	新　潟	931	985	106	54	5.8%	8月5日	●	10月1日
B	石　川	933	984	105	51	5.5%	8月9日	◐ 使側２名反対	10月5日
B	福　井	931	984	106	53	5.7%	8月9日	●	10月5日
B	岡　山	932	982	105	50	5.4%	8月6日	▲	10月2日
B	和歌山	929	980	105	51	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	徳　島	896	980	109	84	9.4%	8月29日	◭ 労側２名 ◐ 使側２名反対	11月1日
B	山　口	928	979	105	51	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	宮　城	923	973	105	50	5.4%	8月5日	◭ 労側１名 ◐ 使側３名反対	10月1日
B	香　川	918	970	106	52	5.7%	8月6日	○	10月2日
B	島　根	904	962	106	58	6.4%	8月16日	●	10月12日
B	愛　媛	897	956	107	59	6.6%	8月19日	○	10月13日
B	福　島	900	955	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	鳥　取	900	957	106	57	6.3%	8月9日	●	10月5日
C	佐　賀	900	956	106	56	6.2%	8月20日	●	10月17日
C	山　形	900	955	106	55	6.1%	8月21日	●	10月19日
C	大　分	899	954	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	青　森	898	953	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	長　崎	898	953	106	55	6.1%	8月16日	●	10月12日
C	鹿児島	897	953	106	56	6.2%	8月9日	●	10月5日
C	岩　手	893	952	107	59	6.6%	8月28日	●	10月27日
C	高　知	897	952	106	55	6.1%	8月13日	○	10月9日
C	熊　本	898	952	106	54	6.0%	8月9日	●	10月5日
C	宮　崎	897	952	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	沖　縄	896	952	106	56	6.3%	8月13日	●	10月9日
C	秋　田	897	951	106	54	6.0%	8月5日	■ 使側３名退席 ２名反対	10月1日
全国加重平均額		1,004	1,055	105	51	5.1%	―		―

備考

1　全国加重平均額　1,055円

2　答申時の裁決状況　○全会一致９件　●使用者側反対25件　▲労働者側反対４件　■使用者側退席等２件

◐使用者側一部反対１件　◭労働者側一部反対２件　◭◐使用者側・労働者側双方一部反対４件

3　答申時期　前年より早い34件　前年より遅い12件　前年と同じ１件

4　発効日　前年より早い10件　前年より遅い12件　前年と同じ25件

5　目安との比較　目安を上回る27件

6　異議申出状況　47局（前年度47局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

（単位：円）

ランク	都道府県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
Aランク	東京										
	神奈川	－1					＋1				
	大阪	＋1									
	愛知	＋1					＋1				
	埼玉		＋1				＋2				
	千葉						＋2			＋1	
Bランク	兵庫		＋1		＋1	＋1	＋1		＋1	＋1	＋1
	京都										
	茨城						＋2		＋1	＋2	＋2
	静岡										
	富山						＋1				
	広島	＋1									
	滋賀						＋2				
	栃木						＋1			＋1	
	群馬				＋1		＋2				
	宮城				＋1		＋1				
	山梨						＋1		＋1		
	三重						＋1				
	石川	＋1					＋1			＋2	＋1
	福岡					＋1	＋1			＋1	＋1
	香川	＋1	＋1		＋1		＋2				＋2
	岡山				＋1		＋1				
	福井						＋1			＋3	＋3
	奈良						＋1				
	山口					＋1			＋1		＋1
	長野						＋1				
	北海道								＋1		
	岐阜						＋1				＋1
	徳島				＋1	＋1	＋3		＋1	＋1	＋３４
	福島				＋1		＋2			＋2	＋5
	新潟			＋1		＋1	＋1		＋1	＋1	＋4
	和歌山				＋1	＋1	＋1				＋1
	愛媛				＋2		＋3		＋2	＋4	＋9
	島根	＋1	＋1		＋1		＋2	＋4	＋3	＋7	＋8
Cランク	大分	＋1			＋2	＋2	＋2	＋2	＋2	＋6	＋5
	熊本	＋1			＋2	＋2	＋3		＋2	＋6	＋4
	山形				＋1	＋1	＋3	＋1	＋2	＋7	＋5
	佐賀				＋2	＋2	＋2	＋1	＋2	＋8	＋6
	長崎	＋1			＋2	＋2	＋3		＋2	＋6	＋5
	岩手	＋1			＋1	＋2	＋3		＋3		＋9
	高知		＋1		＋2	＋2	＋2		＋3	＋5	＋5
	鳥取		＋1	＋1	＋1	＋2	＋2	＋1	＋3	＋7	＋7
	秋田				＋1	＋2	＋2	＋2	＋1	＋5	＋4
	鹿児島				＋1	＋3	＋3		＋2	＋5	＋6
	宮崎			＋1	＋2	＋2	＋3		＋2	＋5	＋5
	青森				＋1	＋2	＋3	＋1	＋1	＋6	＋5
	沖縄			＋1	＋2	＋2	＋2		＋3	＋4	＋6

（注）2020年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、 表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都道府県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
Aランク	東京	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1
	神奈川	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	大阪	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1
	愛知	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	埼玉	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	千葉	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
Bランク	兵庫	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	京都	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1		10.1	10.9	10.6	10.1
	茨城	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	静岡	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4		10.2	10.5	10.1	10.1
	富山	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	広島	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1
	滋賀	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1
	栃木	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	群馬	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	10.5	10.4
	宮城	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	山梨	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	10.20	10.1	10.1
	三重	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	石川	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	10.8	10.5
	福岡	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.6	10.5
	香川	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2
	岡山	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	10.1	10.1	10.2
	福井	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.2	10.1	10.5
	奈良	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	山口	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5		10.1	10.13	10.1	10.1
	長野	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	北海道	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3		10.1	10.2	10.1	10.1
	岐阜	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	徳島	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	10.6	10.1	11.1
	福島	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	10.6	10.1	10.5
	新潟	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	和歌山	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	愛媛	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.5	10.6	10.13
	島根	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	10.6	10.12
Cランク	大分	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	10.6	10.5
	熊本	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.5
	山形	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.14	10.19
	佐賀	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	10.14	10.17
	長崎	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.8	10.13	10.12
	岩手	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	10.4	10.27
	高知	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	10.9	10.8	10.9
	鳥取	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	10.6	10.6	10.5	10.5
	秋田	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	鹿児島	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	10.6	10.6	10.5
	宮崎	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	10.6	10.6	10.6	10.5
	青森	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	10.5	10.7	10.5
	沖縄	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	10.8	10.9

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

（単位：円）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
全国		798 (2.3)	823 (3.1)	848 (3.0)	874 (3.1)	901 (3.1)	902 (0.1)	930 (3.1)	961 (3.3)	1,004 (4.5)	1,055 (5.1)
	Aランク	875 (2.3)	900 (2.9)	920 (2.2)	947 (2.9)	975 (3.0)	976 (0.1)	1,004 (2.9)	1,035 (3.1)	1,077 (4.1)	1,127 (4.6)
	Bランク	781 (2.4)	806 (3.2)	821 (1.9)	847 (3.2)	874 (3.2)	875 (0.1)	903 (3.2)	935 (3.5)	953 (4.5)	1,004 (5.4)
	Cランク	742 (2.3)	764 (3.0)	787 (3.0)	812 (3.2)	838 (3.2)	839 (0.1)	867 (3.3)	897 (3.5)	898 (5.3)	953 (6.1)
	Dランク	695 (2.4)	717 (3.2)	739 (3.1)	763 (3.3)	791 (3.7)	793 (0.3)	822 (3.7)	854 (3.9)	－ －	－ －

（注）１　金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

２　（　　）内は引上げ率（%）を示す。

３　各ランクは、各年度における適用ランクである。

４　2017年度はランク区分の入替え（埼玉Ｂ→Ａ、山梨Ｃ→Ｂ、徳島Ｄ→Ｃ）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

５　2023年度より３ランクとなっている。2023年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5)　最高額と最低額及び格差の推移

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①　最高額 （円）	907 東　京	932 東　京	958 東　京	985 東　京	1,013 東京	1,013 東　京	1,041 東　京	1,072 東　京	1,113 東　京	1,163 東　京
②　最低額 （円）	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手	951 秋田
格差 ②／①×100	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2	81.8

(6)　地域別最低賃金引上げ率の推移

（単位：%）

2024年度ランク	都道府県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
Aランク	東京	2.1	2.8	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8	3.0	3.8	4.5
	神奈川	2.0	2.8	2.8	2.8	2.8	0.1	2.8	3.0	3.8	4.5
	大阪	2.4	2.9	2.9	3.0	3.0	0.0	2.9	3.1	4.0	4.7
	愛知	2.5	3.0	3.1	3.1	3.1	0.1	3.0	3.2	4.2	4.9
	埼玉	2.2	3.0	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.2	4.2	4.9
	千葉	2.4	3.1	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.3	4.3	4.9
Bランク	兵庫	2.3	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.1	3.4	4.3	5.1
	京都	2.3	3.0	3.0	3.0	3.1	0.0	3.1	3.3	4.1	5.0
	茨城	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.2	3.3	3.6	4.6	5.5
	静岡	2.4	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0	3.2	3.4	4.2	5.1
	富山	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3
	広島	2.5	3.1	3.2	3.2	3.2	0.0	3.2	3.4	4.3	5.2
	滋賀	2.4	3.1	3.2	3.2	3.2	0.2	3.2	3.5	4.3	5.2
	栃木	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.5	5.2
	群馬	2.2	3.0	3.2	3.3	3.2	0.2	3.3	3.5	4.5	5.3
	宮城	2.3	3.0	3.2	3.4	3.3	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4
	山梨	2.2	3.0	3.3	3.3	3.3	0.1	3.3	3.7	4.5	5.3
	三重	2.4	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.2	3.4	4.3	5.1
	石川	2.4	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.7	5.5
	福岡	2.2	3.0	3.1	3.2	3.3	0.1	3.3	3.4	4.6	5.4
	香川	2.4	3.2	3.2	3.4	3.3	0.2	3.4	3.5	4.6	5.7
	岡山	2.2	3.0	3.2	3.3	3.2	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4
	福井	2.2	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.8	5.7
	奈良	2.2	3.0	3.1	3.2	3.2	0.1	3.3	3.5	4.5	5.3
	山口	2.2	3.0	3.2	3.2	3.4	0.0	3.4	3.6	4.5	5.5
	長野	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3
	北海道	2.1	2.9	3.1	3.1	3.1	0.0	3.3	3.5	4.3	5.2
	岐阜	2.2	2.9	3.1	3.1	3.2	0.1	3.3	3.4	4.4	5.4
	徳島	2.4	3.0	3.4	3.5	3.5	0.4	3.5	3.8	4.8	9.4
	福島	2.3	3.0	3.0	3.2	3.4	0.3	3.5	3.6	4.9	6.1
	新潟	2.2	3.0	3.3	3.2	3.4	0.1	3.4	3.6	4.6	5.8
	和歌山	2.2	3.0	3.2	3.3	3.4	0.1	3.4	3.5	4.5	5.5
	愛媛	2.4	3.0	3.1	3.4	3.4	0.4	3.5	3.9	5.2	6.6
	島根	2.5	3.2	3.1	3.2	3.4	0.3	4.0	4.0	5.5	6.4
Cランク	大分	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.8	3.9	5.3	6.1
	熊本	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.0
	山形	2.4	3.0	3.1	3.2	3.5	0.4	3.7	3.9	5.4	6.1
	佐賀	2.4	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	3.9	5.5	6.2
	長崎	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.1
	岩手	2.5	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	4.0	4.6	6.6
	高知	2.4	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.2	6.1
	鳥取	2.4	3.2	3.2	3.3	3.7	0.3	3.7	4.0	5.4	6.3
	秋田	2.4	3.0	3.1	3.3	3.7	0.3	3.8	3.8	5.2	6.0
	鹿児島	2.4	3.0	3.1	3.3	3.8	0.4	3.5	3.9	5.2	6.2
	宮崎	2.4	3.0	3.2	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.2	6.1
	青森	2.4	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.7	3.8	5.3	6.1
	沖縄	2.4	3.0	3.2	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.0	6.3

2　最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1)　監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（%）
2015　年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
2016　年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
2017　年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
2018　年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
2019　年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
2020　年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
2021　年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
2022　年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
2023　年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
2024　年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
2025　年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2

（注）各年とも１月～３月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（2025年１月～３月、全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	4,580	477	10.4%	4,191	424	10.1%	389	53	13.6%
01 食料品製造業	1,277	116	9.1%	1,276	116	9.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	250	30	12.0%	250	30	12.0%	0	0	－
03 衣服その他の繊維製品製造業	325	21	6.5%	325	21	6.5%	0	0	－
04 木材・木製品製造業	114	15	13.2%	114	15	13.2%	0	0	－
05 家具・装備品製造業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	－
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	115	19	16.5%	115	19	16.5%	0	0	－
07 印刷・製本業	256	26	10.2%	253	25	9.9%	3	1	33.3%
08 化学工業	250	29	11.6%	248	29	11.7%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	55	3	5.5%	49	3	6.1%	6	0	0.0%
10 鉄鋼業	20	2	10.0%	5	0	0.0%	15	2	13.3%
11 非鉄金属製造業	40	5	12.5%	22	3	13.6%	18	2	11.1%
12 金属製品製造業	365	38	10.4%	350	34	9.7%	15	4	26.7%
13 一般機械器具製造業	250	20	8.0%	160	12	7.5%	90	8	8.9%
14 電気機械器具製造業	321	44	13.7%	159	20	12.6%	162	24	14.8%
15 輸送用機械等製造業	130	16	12.3%	68	7	10.3%	62	9	14.5%
16 電気・ガス・水道業	8	1	12.5%	8	1	12.5%	0	0	－
17 その他の製造業	743	84	11.3%	728	81	11.1%	15	3	20.0%
02 鉱業	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	－
03 建設業	244	21	8.6%	244	21	8.6%	0	0	－
01 土木木工事業	48	7	14.6%	48	7	14.6%	0	0	－
02 建築工事業	105	6	5.7%	105	6	5.7%	0	0	－
03 その他の建設業	91	8	8.8%	91	8	8.8%	0	0	－
04 運輸交通業	58	9	15.5%	57	9	15.8%	1	0	0.0%
02 道路旅客運送業	12	0	0.0%	12	1	8.3%	0	0	－
03 道路貨物運送業	44	1	2.3%	43	8	18.6%	1	0	0.0%
04 その他の運輸交通業	0	0	－	0	0	－	0	0	－
05 貨物取扱業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	－
１号～５号 計	4,893	510	10.4%	4,503	457	10.1%	390	53	13.6%
06 農林業	116	27	23.3%	116	27	23.3%	0	0	－
01 農業	112	26	23.2%	112	26	23.2%	0	0	－
02 林業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	－
07 畜産･水産業	29	5	17.2%	29	5	17.2%	0	0	－
01 畜産業	25	5	20.0%	25	5	20.0%	0	0	－
02 水産業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	－
08 商業	8,607	824	9.6%	8,560	820	9.6%	47	4	8.5%
01 卸売業	1,730	163	9.4%	1,730	163	9.4%	0	0	－
02 小売業	5,435	529	9.7%	5,388	525	9.7%	47	4	8.5%
03 理美容業	1,230	112	9.1%	1,230	112	9.1%	0	0	－
04 その他の商業	212	20	9.4%	212	20	9.4%	0	0	－
09 金融・広告業	102	9	8.8%	102	9	8.8%	0	0	－
01 金融業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	－
02 広告・あっせん業	85	7	8.2%	85	7	8.2%	0	0	－
10 映画・演劇業	20	5	25.0%	20	5	25.0%	0	0	－
11 通信業	7	1	14.3%	7	1	14.3%	0	0	－
12 教育・研究業	134	17	12.7%	134	17	12.7%	0	0	－
13 保健衛生業	1,823	144	7.9%	1,823	144	7.9%	0	0	－
01 医療保健業	454	35	7.7%	454	35	7.7%	0	0	－
02 社会福祉施設	1,300	105	8.1%	1,300	105	8.1%	0	0	－
03 その他の保健衛生業	69	4	5.8%	69	4	5.8%	0	0	－
14 接客娯楽業	3,663	397	10.8%	3,663	397	10.8%	0	0	－
01 旅館業	560	57	10.2%	560	57	10.2%	0	0	－
02 飲食店	2,894	317	11.0%	2,894	317	11.0%	0	0	－
03 その他の接客娯楽業	209	23	11.0%	209	23	11.0%	0	0	－
15 清掃・と畜業	279	31	11.1%	279	31	11.1%	0	0	－
16 官公署	0	0	－	0	0	－	0	0	－
17 その他の事業	608	64	10.5%	606	64	10.6%	2	0	0.0%
01 派遣業	22	3	13.6%	21	3	14.3%	1	0	0.0%
02 その他の事業	586	61	10.4%	585	61	10.4%	1	0	0.0%
６号～１７号 計	15,388	1,524	9.9%	15,339	1,520	9.9%	49	4	8.2%
合計	20,281	2,034	10.0%	19,842	1,977	10.0%	439	57	13.0%

資料 No.2

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版
（令和７年６月 13 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

Ⅰ．賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

１．成長型経済の起点となる実質賃金１%上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33 年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、２年連続で５%を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600 兆円を超える名目 GDP など、30 年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手にしている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である。

2029 年度までの５年間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

２．デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医

療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

（略）

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの５年間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの５年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの５年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～５年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの５年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約６割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、ＡＩ等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

１．官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者

にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。
また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GDP に占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている 5。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

①　労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。
官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。
取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

②　国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が１%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の 60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③　自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約７割で未導入となっている。

また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。

工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④　的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。

・　印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
・　電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
・　NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

①　中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

②　パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年５月には約７万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③　「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体

への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④　サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤　官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

２．サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の７割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の７割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から 2029 年度までの５年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定

した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029 年度までの５年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業)、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業)、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、ⅰ）各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ⅱ）各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029 年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「１．官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「３．事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための

関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、ＩＴ導入補助金、事業承継・M&A 補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

（３）12 業種における省力化投資の具体策

①飲食業

ⅰ）目標

飲食業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

飲食業は、約 400 万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のＩＴツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を 2025 年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パ

ッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

ⅴ）主な KPI

2025 年度中に、約 40 万者の飲食業を営む企業の７割に支援策を周知する。また、2030 年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計 100 件行う。

②宿泊業

ⅰ）目標

宿泊業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化する PMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025 年３月通知改正）により省力化を推進する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

ⅴ）主な KPI

2025 年度から 2029 年度において、補助制度活用件数を年 900 件、施策ホームページ閲覧数を年 40 万ＰＶ、説明会・相談会の参加人数を年 500 人達成する。

③小売業

ⅰ）目標

小売業の労働生産性を 2029 年度までに 28%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジで

の精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、ＤＸ推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、ＩＴ導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

ⅴ）主な KPI

2026 年度以降、業界団体等との懇談会を年に５回程度行い、各回延べ約 4,300 社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年 1,000 件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

ⅰ）目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を 2029 年度までに 29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POS レジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、ＩＴ導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

ｖ）主な KPI

2025 年度から 2029 年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年 250 回開催する。また、伴走型の相談支援を年 1,000 件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均 110 件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

ｉ）目標

自動車整備業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が 20 年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が８割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続き、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業者やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

ｖ）主な KPI

2029 年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を 100%にする。

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年 2,800 回とする。

⑥製造業

ｉ）目標

製造業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ⅱ）課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化や IoT システム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効

率化などの省力化の優良事例がある。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

ⅴ）主な KPI

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ＩＴ導入補助制度活用件数を年平均 7,500 件以上とする。2030 年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を 9,000 社とする。

⑦運輸業

ⅰ）目標

運輸業の労働生産性を 2029 年度までに、鉄道分野 18%、自動車（物流）分野 25%、自動車（旅客運送）分野 26%、水運分野 22%、造船・舶用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野 21%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、航空分野では、2029 年度までに労働生産性を５%向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ⅱ）課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、ＤＸ化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたＤＸ化の支援を実施する。

ｖ）主な KPI

鉄道分野では、2029 年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門 50%、電気部門 45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、ＤＸ等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

ｉ）目標

建設業の労働生産性を 2029 年度までに９%向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii）課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者における ICT 活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT 指針）及び優良事例集（ICT 事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICT を活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業における ICT 活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。

・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT 活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対し ICT 活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的な ICT 活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

ｖ）主な KPI

2029 年度までに年間実労働時間（１人当たり）を全産業平均並みまで減少させる（2023 年度の建設業は 2,018 時間に対し全産業は 1,956 時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

ｉ）目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii）課題と省力化事例

85 歳以上を中心に高齢者数は 2040 年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、

生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療ＤＸ、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

ⅲ）省力化促進策

・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資する ICT 機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するＩＴ導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療ＤＸ推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

ⅴ）主な KPI

2030 年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029 年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を 1,410 時間にする（現状は 1,860 時間）。

⑩介護・福祉

ⅰ）目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029 年までに 8.1%、2040 年までに 33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT 活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を 2029 年に 90%以上を目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ⅱ）課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

ⅲ）省力化促進策

・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるＡＩ技術の活用を促進する。

・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都

道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

ｖ）主な KPI

2029 年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を 90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を 47 都道府県全てに設置する。

⑪保育

ｉ）目標

保育現場への ICT の導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ⅱ）課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる４機能）など保育の周辺業務や補助業務を ICT 活用により解決する優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT 等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育 ICT ラボ」事業を実施する。

・さらに、ＩＴ導入補助金の活用を推進する。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT 化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域の ICT 導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

ｖ）主な KPI

2026 年度までに登降園管理機能を始めとする４機能をいずれも導入している施設の割合を 20%とする。2029 年度までに事務作業等時間を 2026 年度比で 10%減少させる。

⑫農林水産業

ｉ）目標

農業では１経営体当たりの生産量を 2030 年までに 2023 年比で約 1.8 倍にすることを目指す。林業では 2030 年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を 2022 年比で５割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030 年に漁業就業者１人当たりの漁業生産量を 2020 年比で３割向上することを目指す。

ⅱ）課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・ＡＩ・IoT 等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

ⅲ）省力化促進策

・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動５年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。

・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。

・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

ⅳ）サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

ⅴ）主な KPI

2030 年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を 50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を 25 都道府県で展開する。水産業では、2027 年までにデジタル水産業戦略拠点を 11 地域で展開する。

（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100 億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高 100 億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、

海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

（５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、ＤＸ、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週１副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に１回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組 10 を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」。）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の３事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記３事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は４割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するといった先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118 か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

３．事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&A に関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&A に関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A 後の不安を解消するスキーム等の M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化、M&A を仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&A を積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の 100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和７年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A 時において、労働者の保護に関する法令等にのっとった対応を徹底する。

（１）M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化

M&A の売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそも M&A の検討を躊躇（ちゅうちょ）する場合が多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者が M&A を経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A 後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A 後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A 補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者の M&A 市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者の M&A における取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A 支援機関登録制度を通じて M&A の取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&A キャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&A にどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&A の意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国 47 都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（２）経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営で関わりのない民間の M&A アドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&A アドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&A の実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&A アドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えて M&A アドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。

また、同センターによる都道府県のエリアを越えた M&A のマッチングを促進する。

（３）経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A 後の事業の成長加速の観点から、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続 M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人が M&A を行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的な PMI の推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMI を含む M&A 支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&A を含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

（５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の 100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が 2026 年３月に到来、対象となる相続・贈与の期限が 2027 年 12 月に到来））に関し、令和７年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という３要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち５割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記３要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&A や事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&A の際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

４．地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成ＡＩ等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきている。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場

人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ．３に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

（２）ＡＩ等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成ＡＩが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022 年度から 2026 年度末までの 230 万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のＡＩ・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通した推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、 2028 年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにば

らばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。
こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ７人に１人である 900 万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。
他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。
公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和７年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。
未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成 25 年度以降、累計で約 34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。
介護、障害福祉、保育における令和６年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

５．最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。
政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&A に関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。
また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べ

て、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

（略）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版　基礎資料

＜関係部分抜粋＞

（略）

業種別 最低賃金の影響率

○ 2023年度の最低賃金引上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
○ 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。

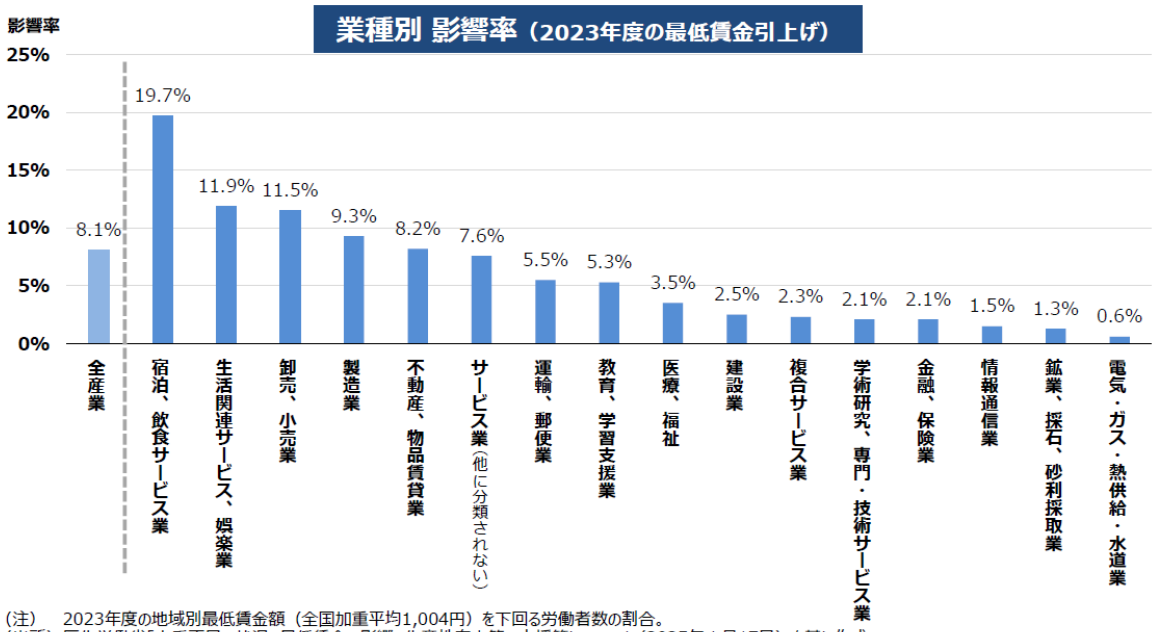

（注）　2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。
（出所）厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年１月17日）を基に作成。

（略）

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令（「適正な最低賃金に関する指令」）　※ 2022年10月制定、同年11月施行。

4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of adequacy of statutory minimum wages. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as 60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、法定最低賃金の適正性を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

（略）

経済財政運営と改革の基本方針 2025

（令和７年６月 13 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方

１．日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靭な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30 年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、５％を上回る賃上げが２年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

２．当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靭化、対日直接投資の促進、円滑な労働

移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和６年度補正予算や令和７年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目ＧＤＰは 600 兆円を超え、賃金も２年連続で５％を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で１％程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・Ｍ＆Ａを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、ＧＸ・ＤＸ、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生２．０」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和６年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、２％の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

３．人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの 20 年で 1,500 万人弱、２割以上が減少する。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化す

る中にあっても、中長期的に実質１％を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、２％の物価安定目標を実現する下で、2040 年頃に名目ＧＤＰ1,000 兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する 2030 年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対ＧＤＰ比の上昇基調に対する改革に取り組み、ＰＢの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針 2024 で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あっての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあって、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊かになる、活力ある経済社会を築いていく。

（略）

第２章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

１．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（１）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の実行

2029 年度までの５年間で、日本経済全体で年１%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を１%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・Ｍ＆Ａによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の 12 業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029 年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029 年度までの５年間でおおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・Ｍ＆Ａについては、「事業承継・Ｍ＆Ａに関する新たな施策パッケージ」に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和７年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、（２）に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・Ｍ＆Ａに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、ＥＵ指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

（２）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990 年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続

的な賃上げにつなげていくことが求められる。

（三位一体の労働市場改革）

生成ＡＩが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。具体的には、ＡＩを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約 3,000 人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028 年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「人的資本可視化指針」の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やＡＩの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休３日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者 22 に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収 130 万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025 年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法施行後５年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025 年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のＩＴ化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業のロールアップを促進する。事業者

選択型経営者保証非提供制度の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

（略）

第４章 当面の経済財政運営と令和８年度予算編成に向けた考え方

１．当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・Ｍ＆Ａを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和６年度補正予算並びに令和７年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、２％の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

（略）

資料No.4

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2025年１月～６月）

○　2025年６月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
１月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
２月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
３月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
４月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
５月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
６月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している

（資料出所）内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
（注）下線は前月からの主な変更点

連合　春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第７回（最終）回答集計結果（７月３日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

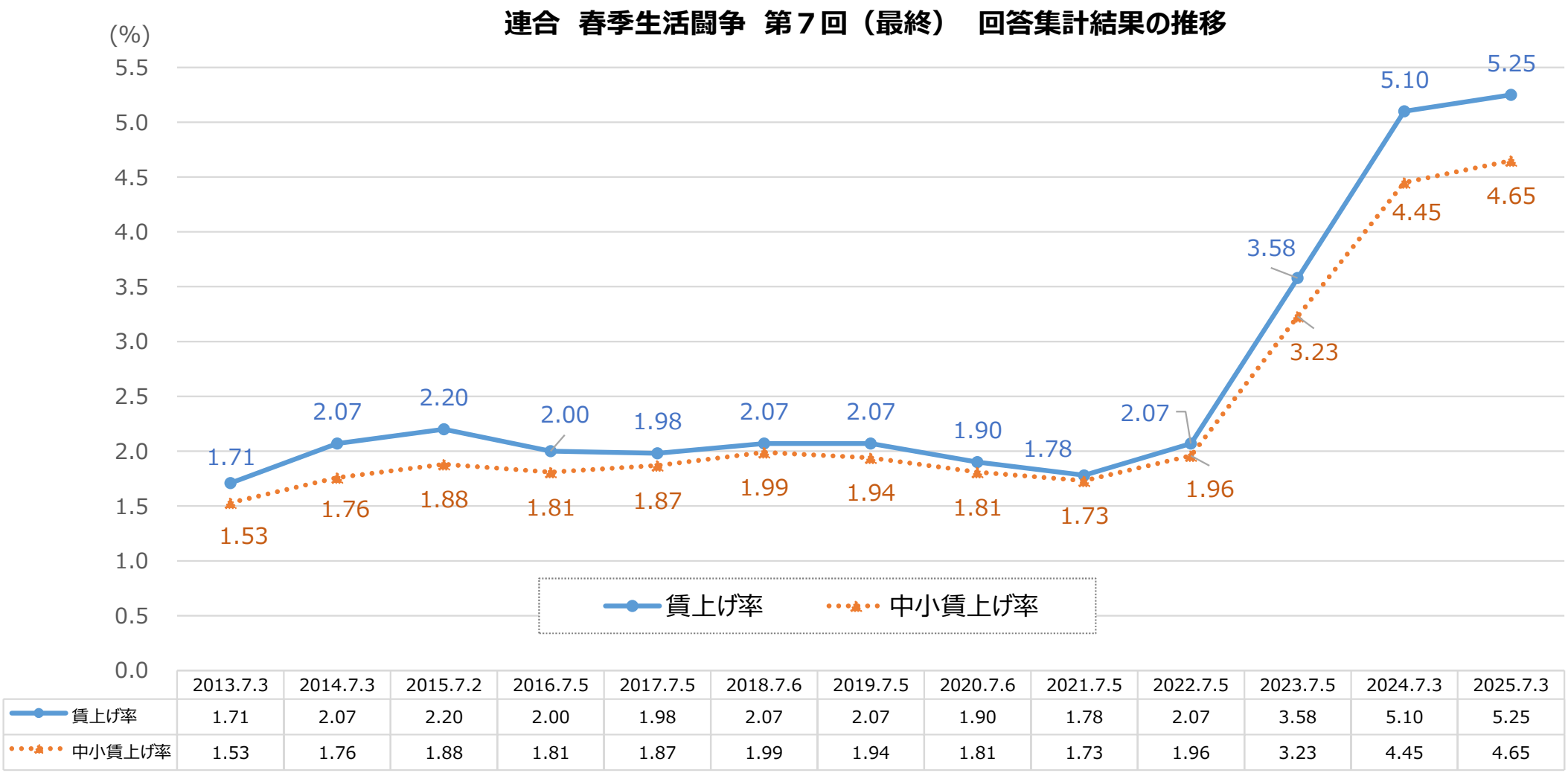

	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65

（資料出所）連合「2025春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2025年７月３日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連　春季賃上げ妥結状況

○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第１回集計）、中小企業4.35%（第１回集計）となっている。

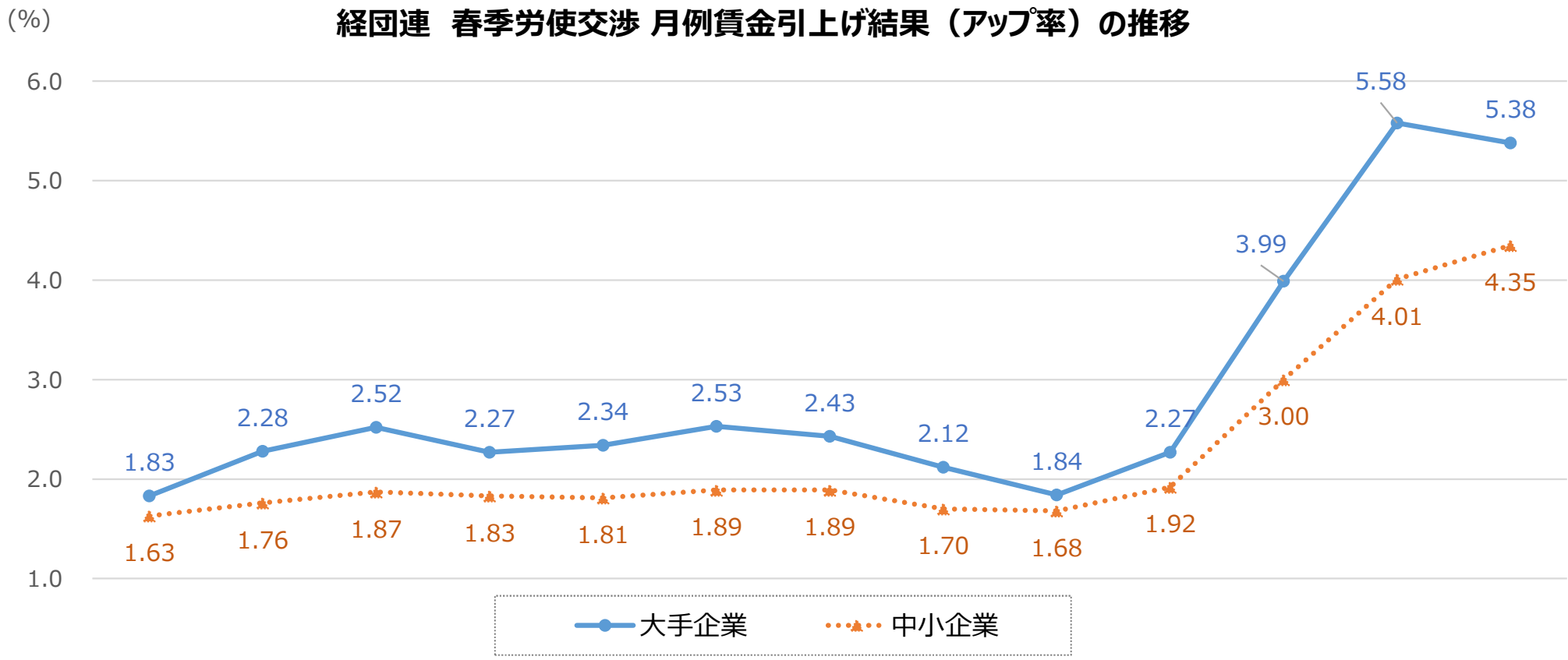

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.38
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）　2024年までは最終集計結果、2025年は第１回集計結果

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

○ 2020年９月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

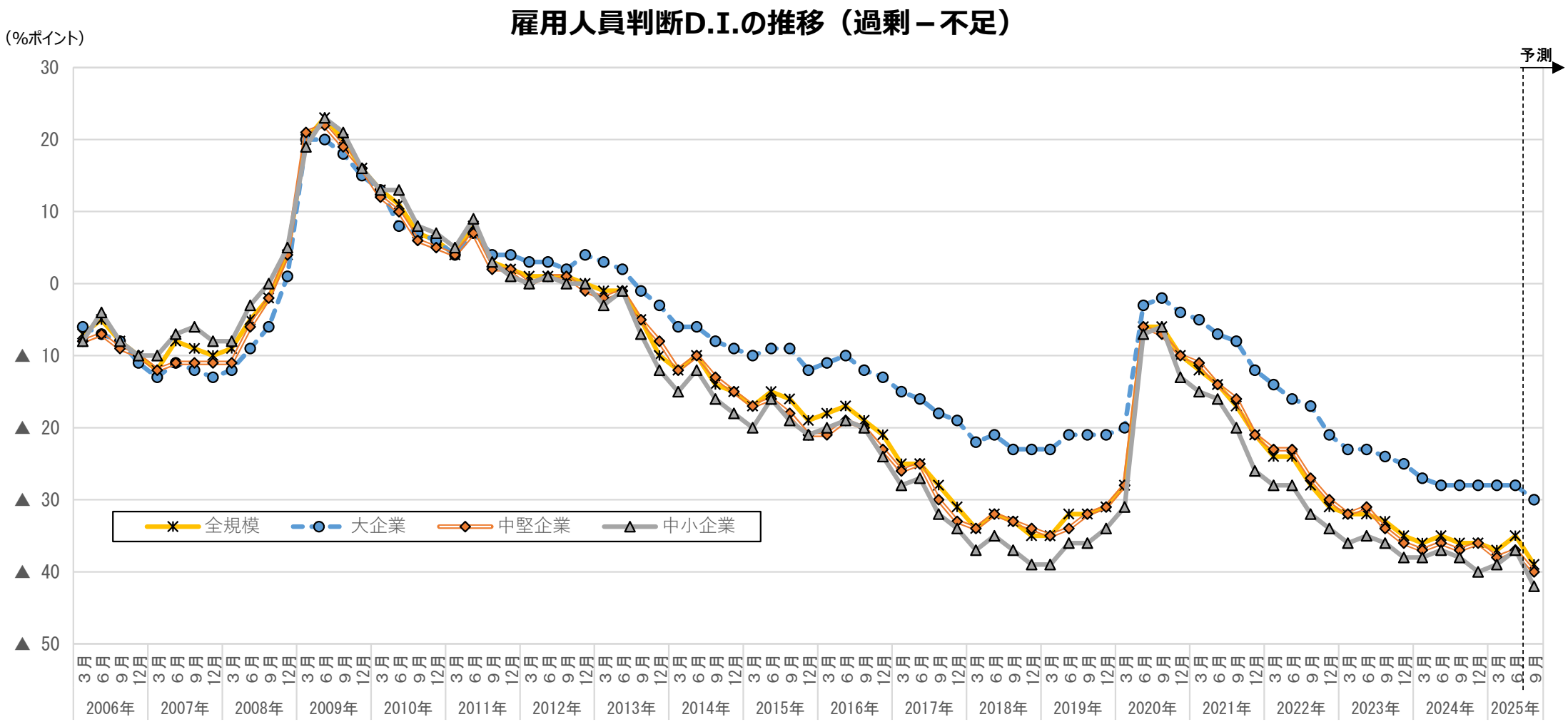

（資料出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）１．全産業の数値。
２．大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金１億円以上10億円未満、中小企業：資本金２千万円以上１億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

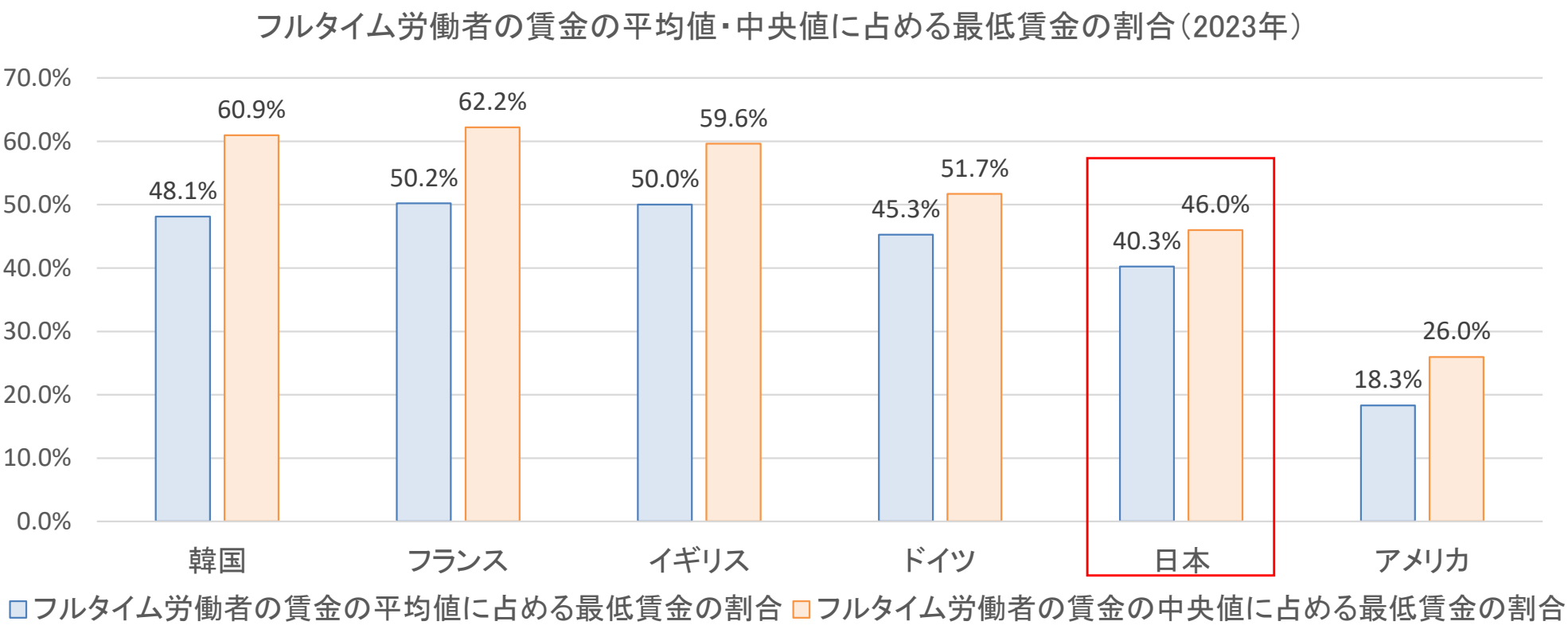

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

地域別の状況

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年４～６月期頃から特にＡランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

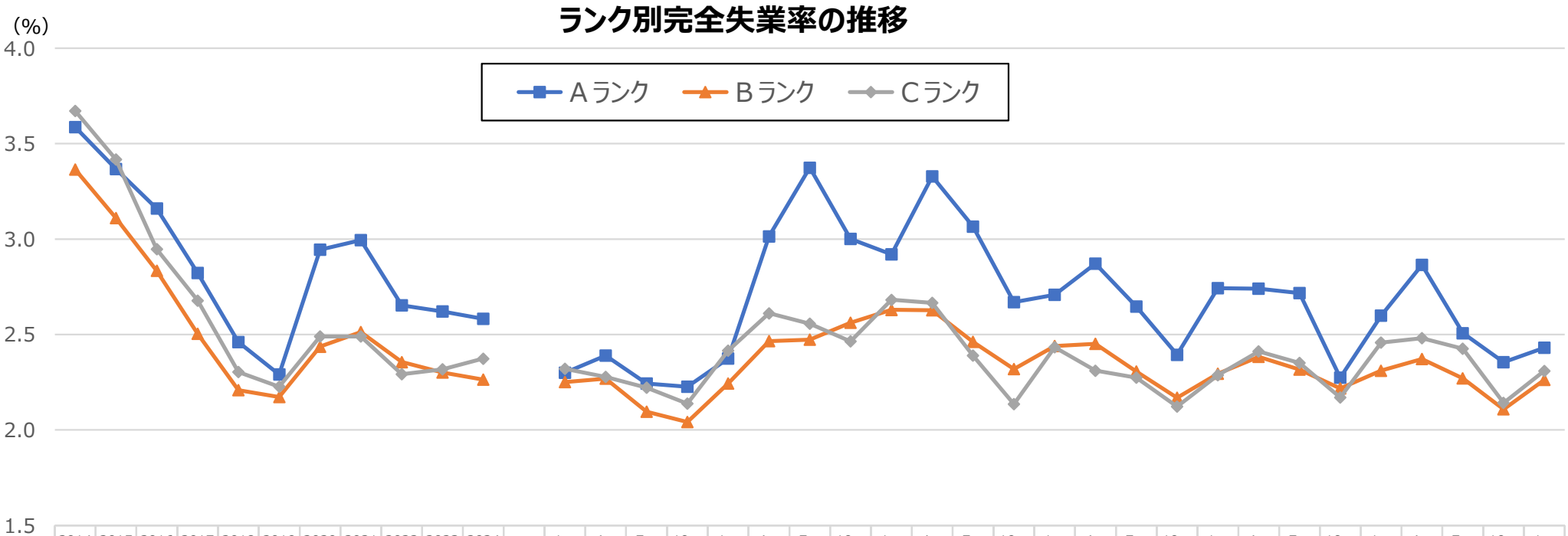

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
													2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				2024年				2025年
Aランク	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.6		2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6	2.9	2.5	2.4	2.4
Bランク	3.4	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3		2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.5	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.1	2.3
Cランク	3.7	3.4	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4		2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7	2.4	2.1	2.4	2.3	2.3	2.1	2.3	2.4	2.4	2.2	2.5	2.5	2.4	2.1	2.3

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果。
２．各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。

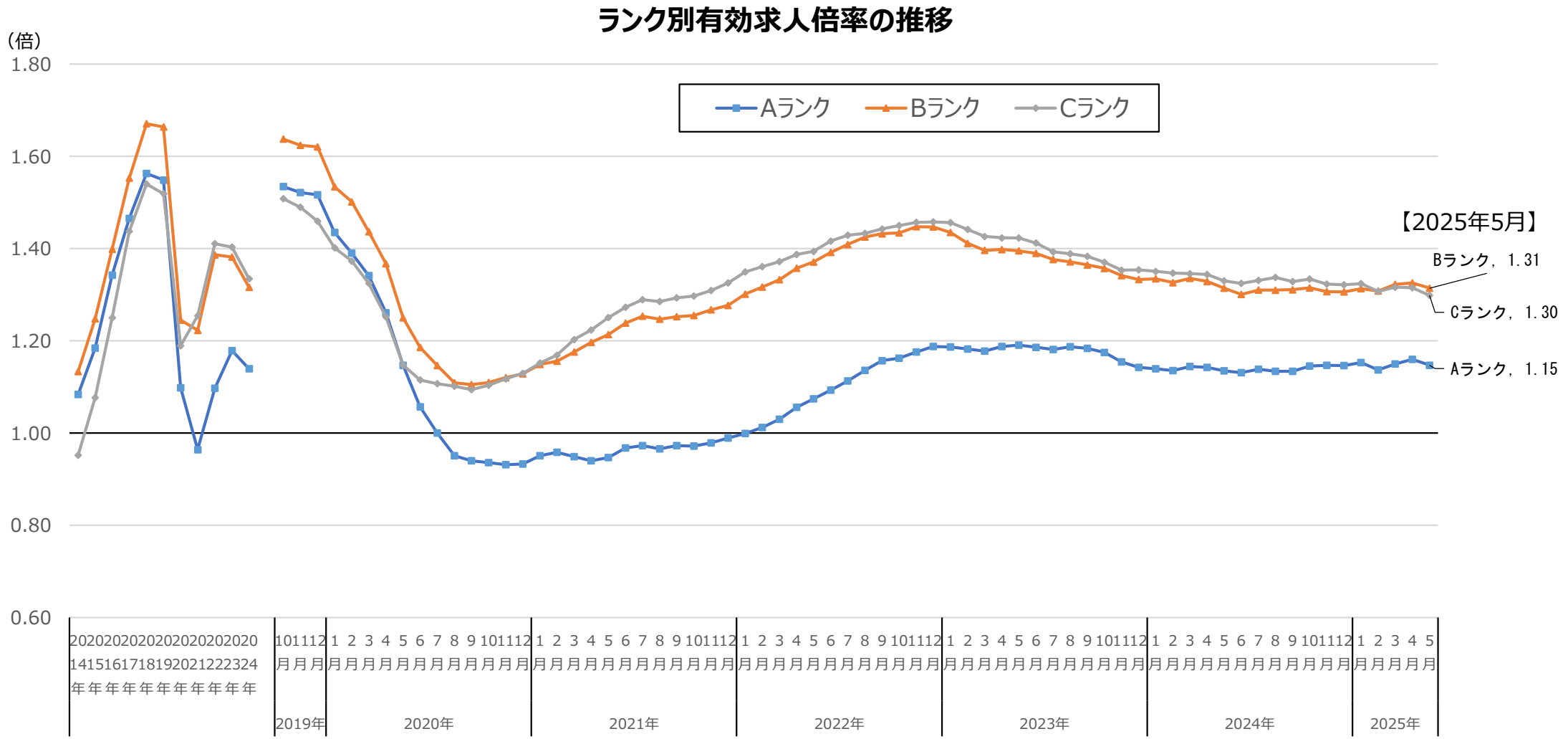

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年４月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。

ランク別新規求人数の推移

（2020年１月＝100）

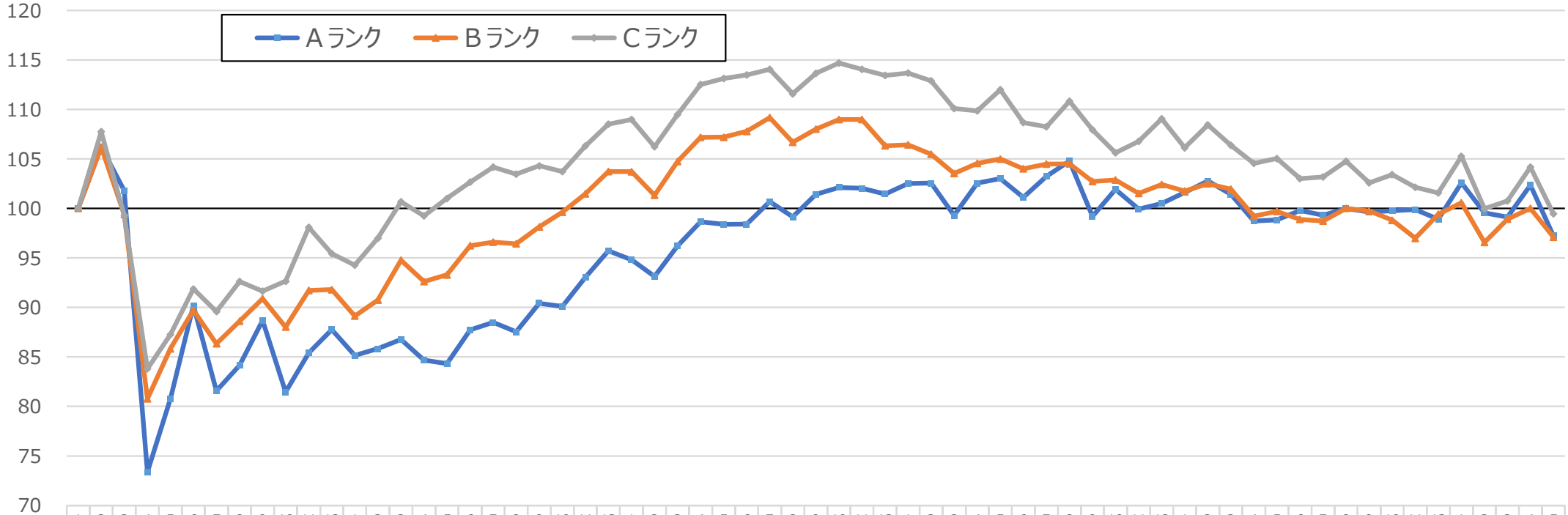

	2020年												2021年												2022年												2023年												2024年												2025年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
Aランク	100	106	102	73	81	90	82	84	89	81	85	88	85	86	87	85	84	88	88	88	90	90	93	96	95	93	96	99	98	98	101	99	101	102	102	101	103	103	99	103	103	101	103	105	99	102	100	101	102	103	101	99	99	100	99	100	100	100	100	99	103	100	99	102	97
Bランク	100	106	99	81	86	90	86	89	91	88	92	92	89	91	95	93	93	96	97	96	98	100	101	104	104	101	105	107	107	108	109	107	108	109	109	106	106	105	104	105	105	104	104	105	103	103	102	102	102	102	102	99	100	99	99	100	100	99	97	99	101	97	99	100	97
Cランク	100	108	99	84	87	92	90	93	92	93	98	95	94	97	101	99	101	103	104	103	104	104	106	109	109	106	109	113	113	113	114	112	114	115	114	113	114	113	110	110	112	109	108	111	108	106	107	109	106	108	106	105	105	103	103	105	103	103	102	102	105	100	101	104	99

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．2020年１月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
２．各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年４～６月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいである。

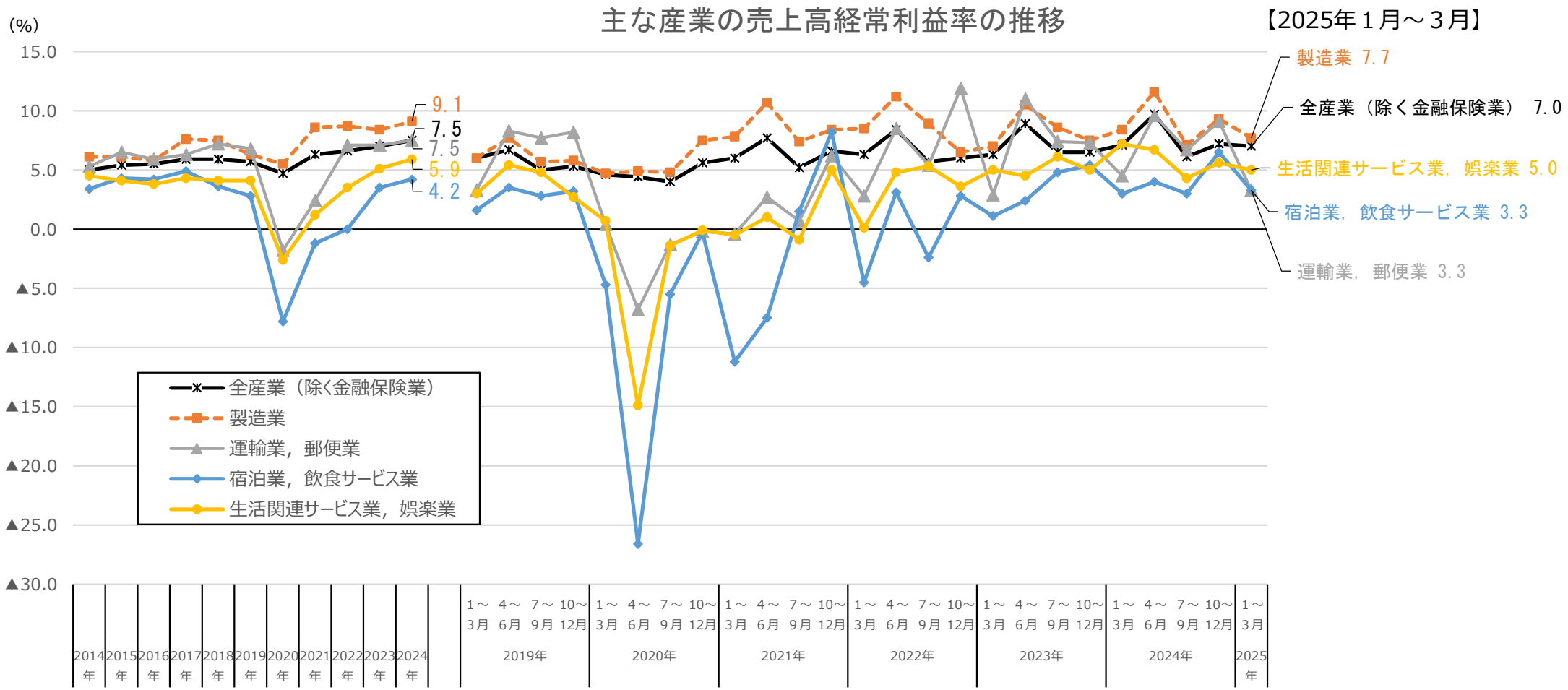

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注）１．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
　　２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

（参考）売上高経常利益率の推移（詳細）

（単位：%）	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年					2022年					2023年					2024年					2025年
								1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全産業（除く金融保険業）	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
製造業	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	7.7
非製造業	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	6.8
農林水産業	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	24.7
建設業	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	11.6
電気業	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	1.7
ガス・熱供給・水道業	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	5.6
情報通信業	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	9.0
運輸業、郵便業	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	3.3
卸売業・小売業	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.7
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9
サービス業	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	9.7
宿泊業、飲食サービス業	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	20.9
教育、学習支援業	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	11.4
医療、福祉業	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	4.4
職業紹介・労働者派遣業	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	3.6
その他のサービス業	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.1

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注）１．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断ＤＩの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断ＤＩの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。

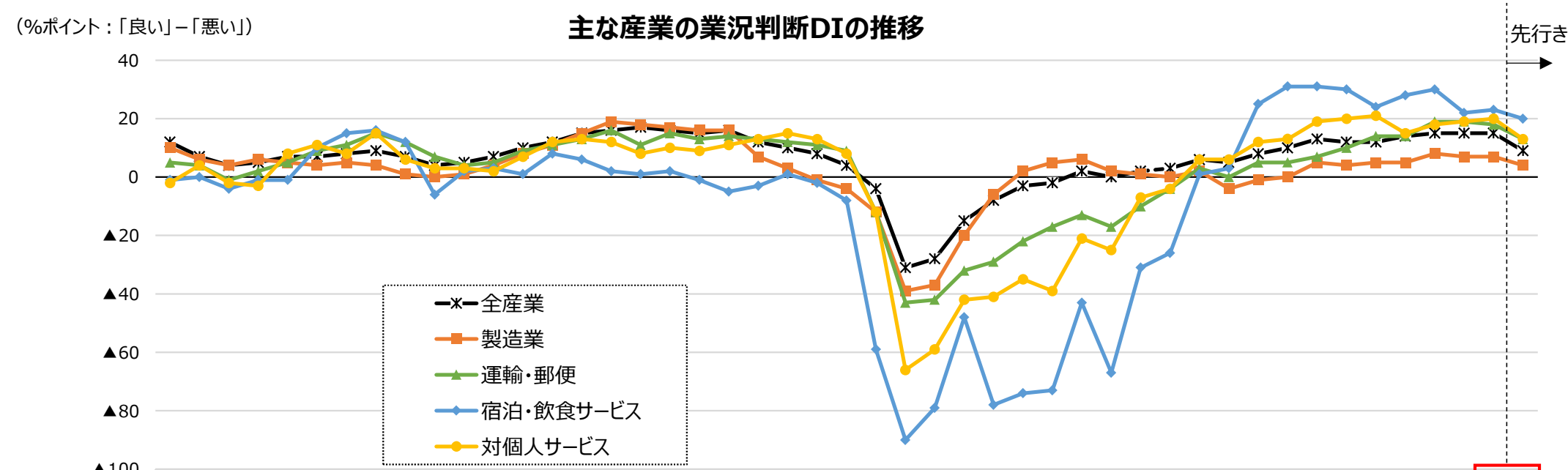

	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月
	2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				2024年				2025年		
全産業	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲3	▲2	▲1	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	10	13	12	12	14	15	15	15	9
製造業	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲1	▲3	▲3	▲2	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	0	5	4	5	5	8	7	7	4
運輸・郵便	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲1	▲4	▲4	▲3	▲2	▲2	▲1	▲1	▲1	▲1	▲4	3	0	5	5	7	10	14	14	19	19	18	13
宿泊・飲食サービス	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲5	▲9	▲7	▲4	▲7	▲7	▲7	▲4	▲6	▲3	▲2	1	3	25	31	31	30	24	28	30	22	23	20
対個人サービス	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲1	▲6	▲5	▲4	▲4	▲3	▲3	▲2	▲2	▲7	▲4	6	6	12	13	19	20	21	15	18	19	20	13

（資料出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）１．調査対象は、資本金２千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業，純粋持株会社」を除く）。
２．2025年９月の数値は、2025年６月調査による「先行き（３か月後）の状況」の数値。
３．「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に減少傾向にあったが、直近では上昇傾向にある。

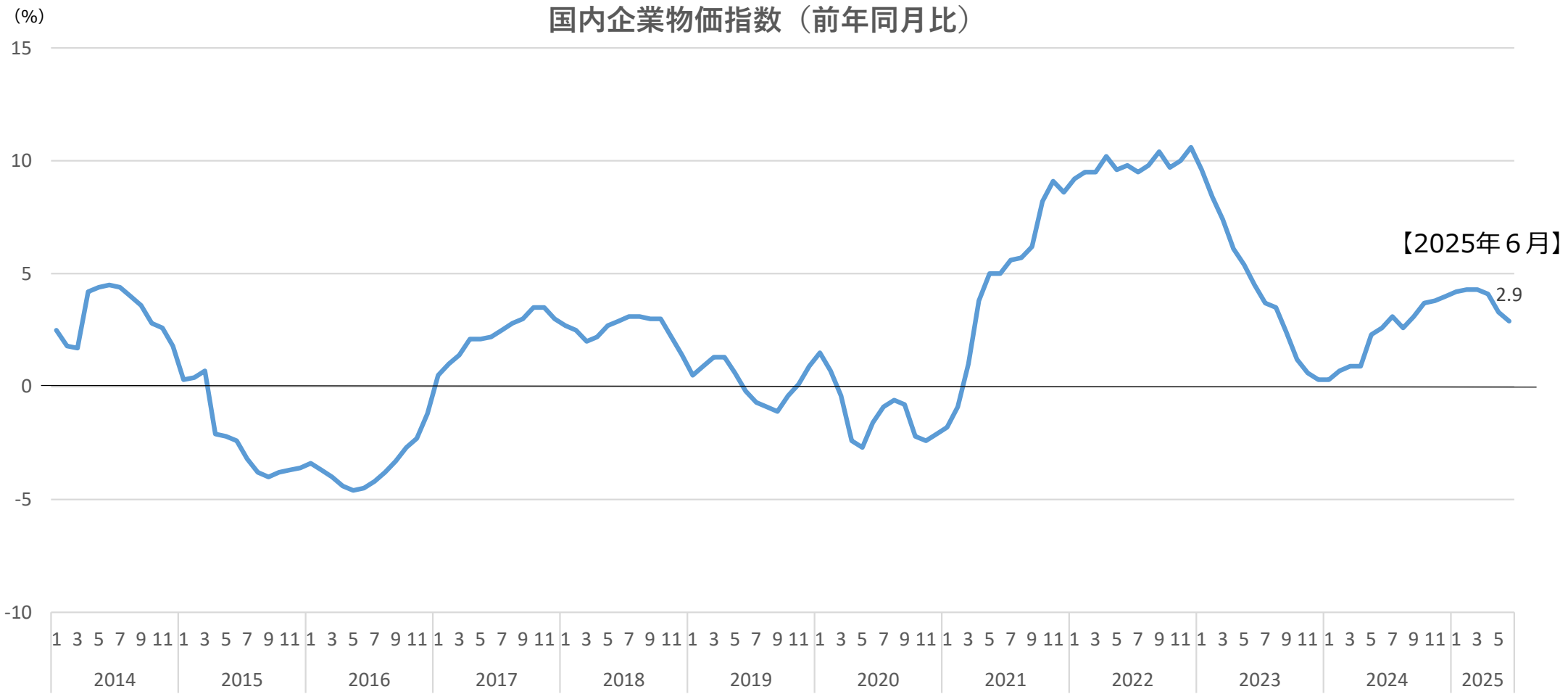

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注） 2025年６月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース･前年同月比が縮小した。2025年６月は-12.3%であり、足下では減少傾向である。

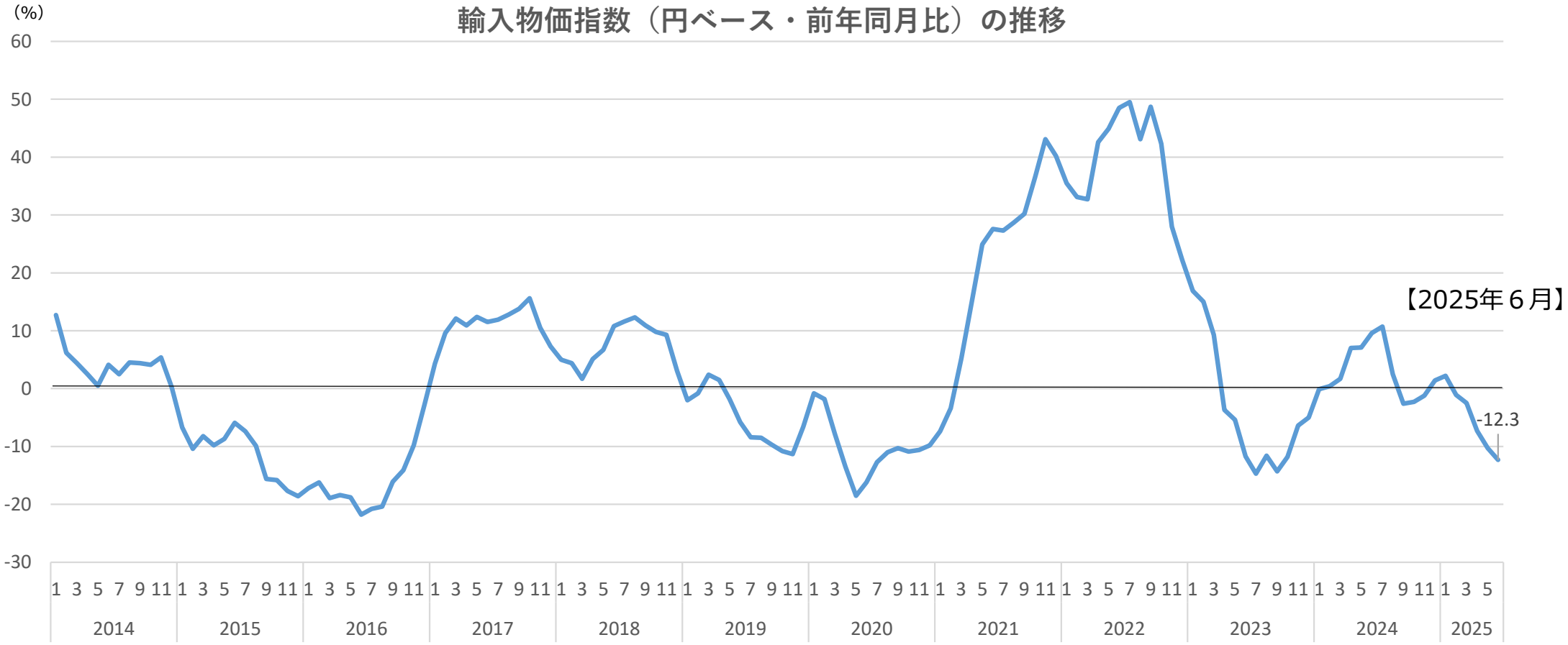

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注） 2025年６月速報値。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費者物価の動向

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

消費者物価指数の指標

○　消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※　家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ＆A（回答）」、 総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today　No.128「実感」する消費者物価とは」（2018年４月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○　2025年５月の消費者物価指数の「総合」は＋3.5%、「生鮮食品を除く総合」は＋3.7%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は＋3.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は＋4.0%となっている（いずれも対前年同月比）。

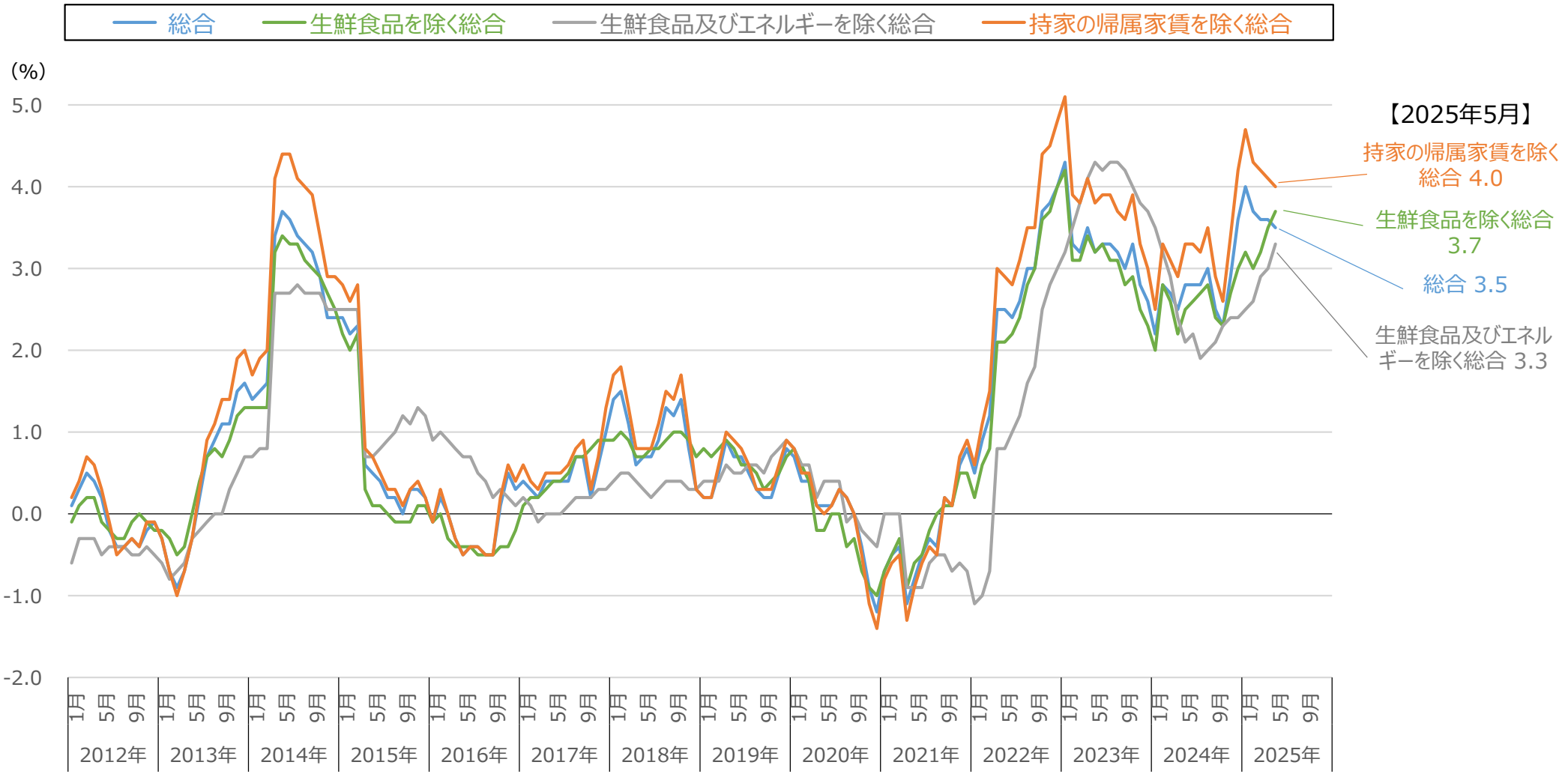

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の主な項目別寄与度の推移

○　消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年５月に＋4.0%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料、エネルギーの寄与度が大きい。

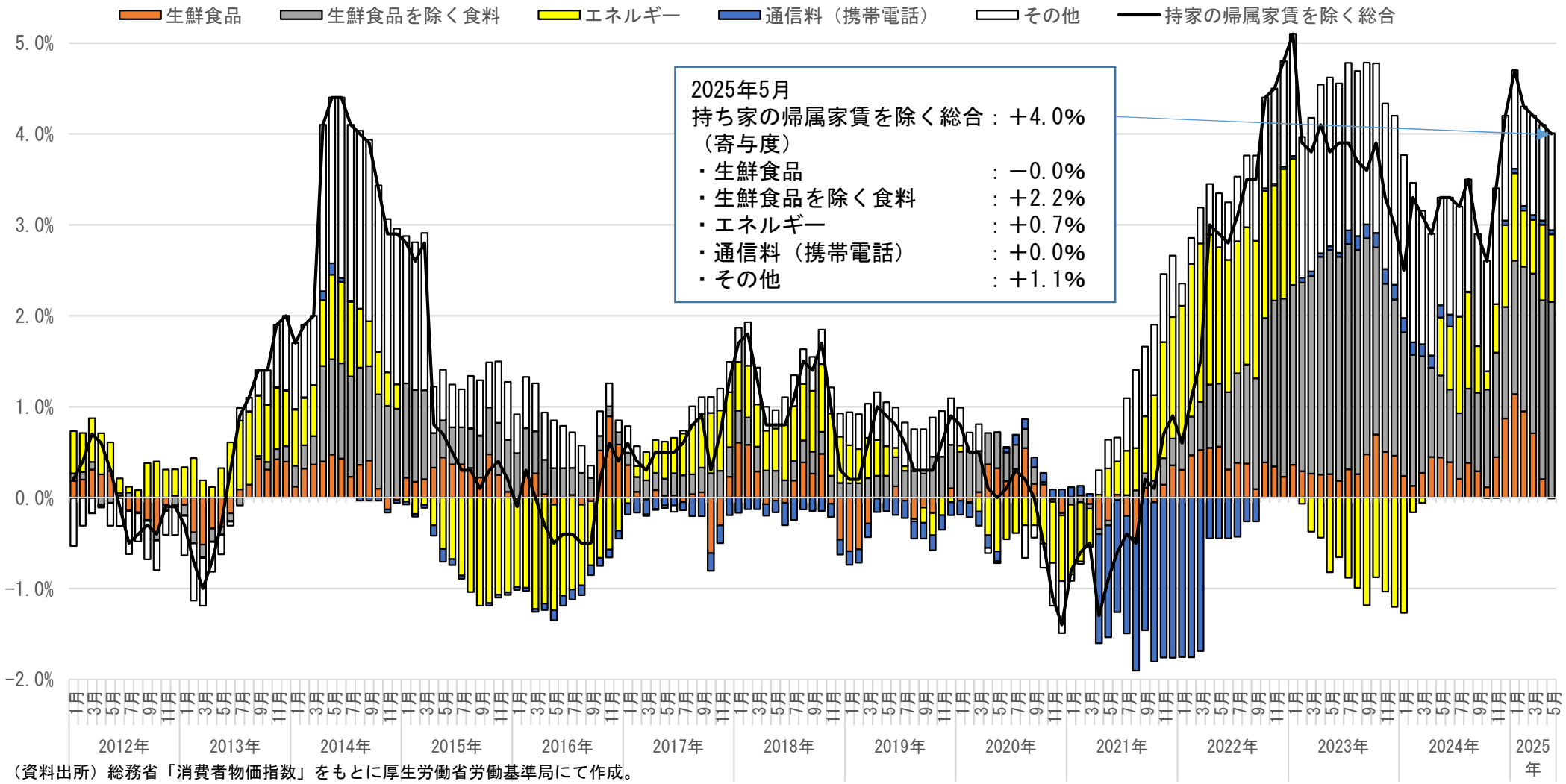

（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
２．「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
３．「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○　消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年５月では、「基礎的支出項目」は＋5.2%、「選択的支出項目」は＋2.1%となっている。

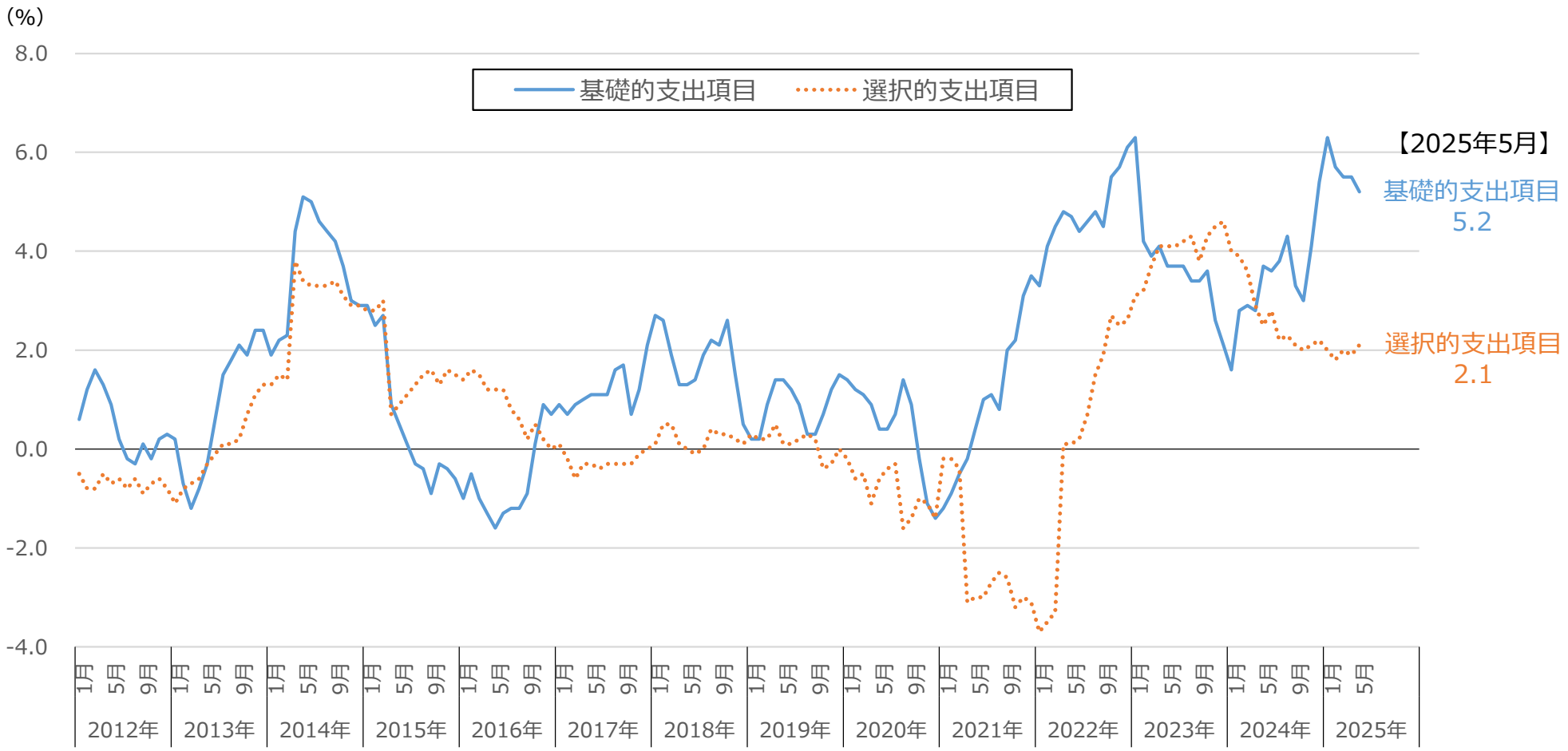

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
　　選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
　　２．支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
　　３．基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年５月では、「１か月に１回程度以上の購入」は＋4.7%、「１か月に１回程度未満の購入」は＋3.8%となっている。

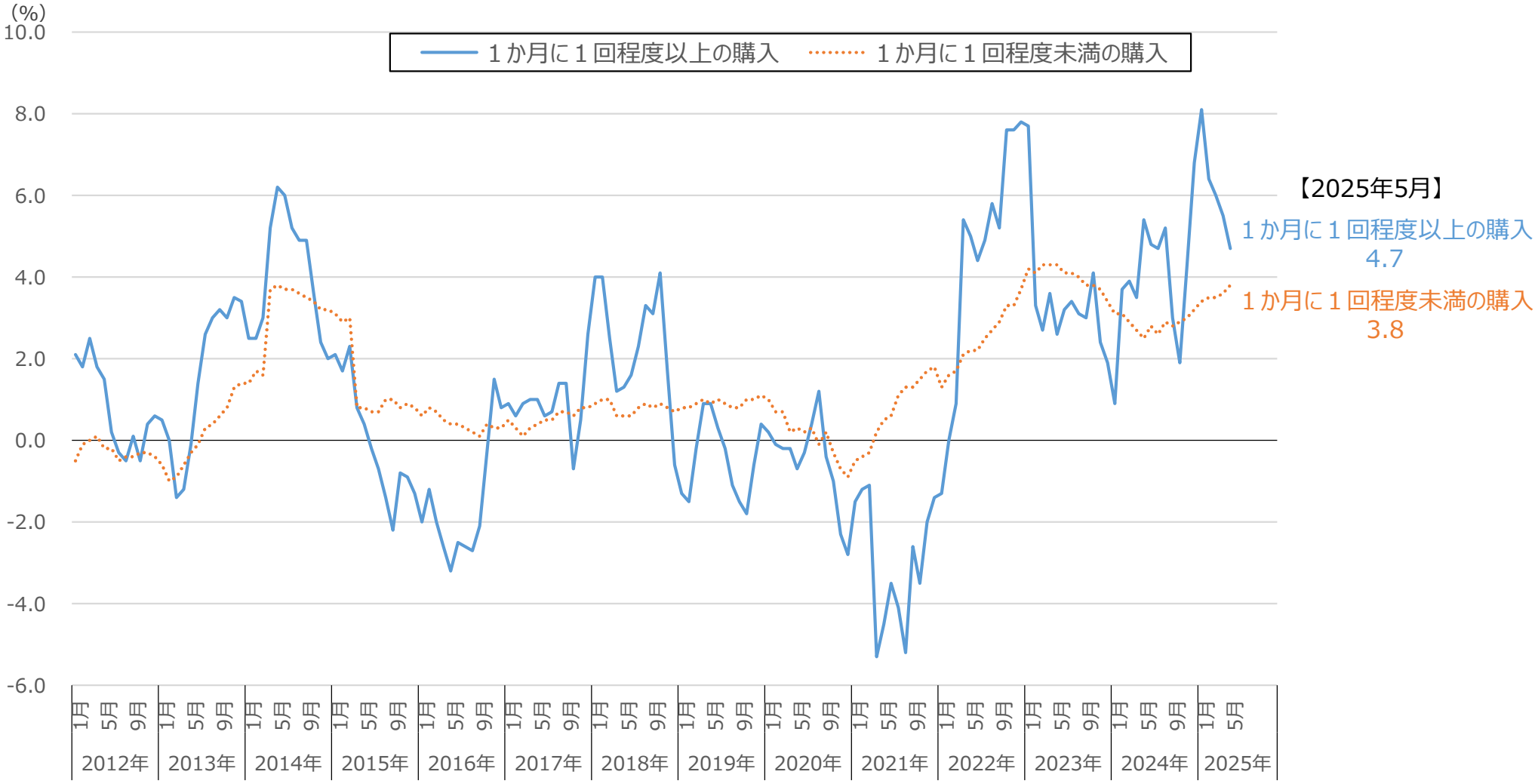

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
２．購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

○ 電気･ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

	2024年			2025年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
電気･ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33	-0.17	-

資料出所　総務省「消費者物価指数」

＜電気・ガス料金支援　値引き単価＞

酷暑乗り切り緊急支援（2024年８～10月使用分）

2024年８・９月使用分　低圧契約は1kWh当たり4円、高圧契約は1kWh当たり2円、都市ガス料金は1㎥当たり17.5円

2024年10月使用分　低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金は1㎥当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業（2025年１～３月使用分）

2025年１・２月使用分　低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、
都市ガス料金は1㎥当たり10円、LNGは1t当たり12,156円

2025年３月使用分　低圧契約は1kWh当たり1.3円、高圧契約は1kWh当たり0.7円、
都市ガス料金は1㎥当たり5円、LNGは1t当たり6,078円

※都市ガスは家庭及び年間契約量1,000万㎥未満の企業等が対象。LNGは年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○　消費者物価指数の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%～4.7%で推移し、2024年10月～2025年５月平均の対前年同期の上昇率は3.9%となっている。

（単位：%）

		2024年			2025年					2024年10月～2025年５月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	
全　国		2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9
	Ａランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8
	Ｂランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.9
	Ｃランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	4.1

資料出所　総務省「消費者物価指数」
（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
　　２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
　　３　各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

○　消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○　購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

（単位：%）

	2024年			2025年					2024年10月～2025年５月平均
	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	
頻繁に購入	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	4.4

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン
あんパン
カレーパン
ゆでうどん
カップ麺
中華麺
かまぼこ
豚肉（国産品）
豚肉（輸入品）
鶏肉
ハム
ソーセージ
牛乳
ヨーグルト
チーズ（国産品）
鶏卵
キャベツ
ねぎ
レタス
もやし
にんじん
たまねぎ
きゅうり
トマト
ピーマン
しめじ
豆腐
油揚げ
納豆
バナナ
せんべい
ポテトチップス
チョコレート
アイスクリーム
おにぎり
調理パン
サラダ
茶飲料
コーヒー飲料Ａ
野菜ジュース
炭酸飲料
ポリ袋
診療代
ガソリン

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

倒産の動向

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】

【長期的な推移】

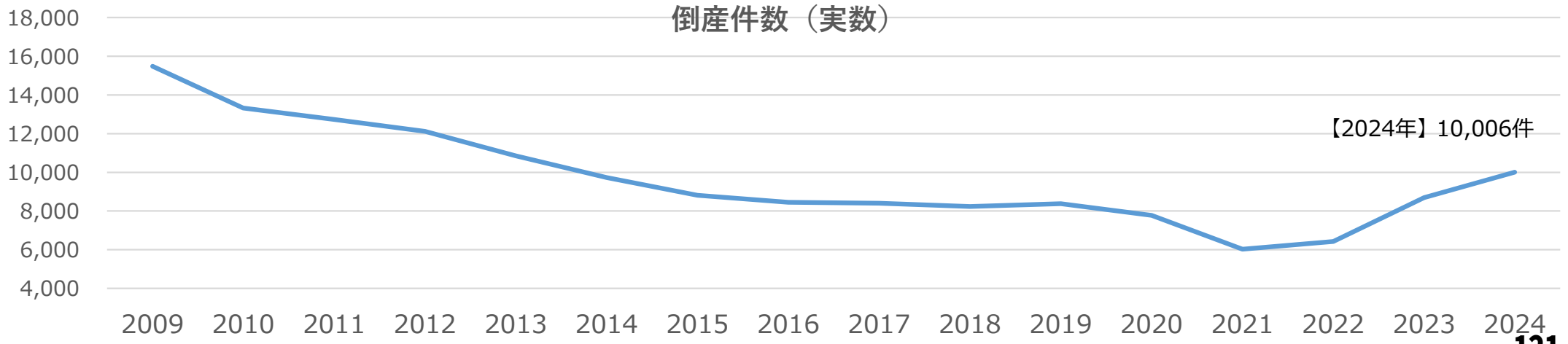

（資料出所）東京商工リサーチ

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわよせ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237

（資料出所）中小企業庁ホームページ「倒産の状況」（https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/）
（注）1．中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
2．倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる
3．負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約１割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（194件）、『運輸・通信業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

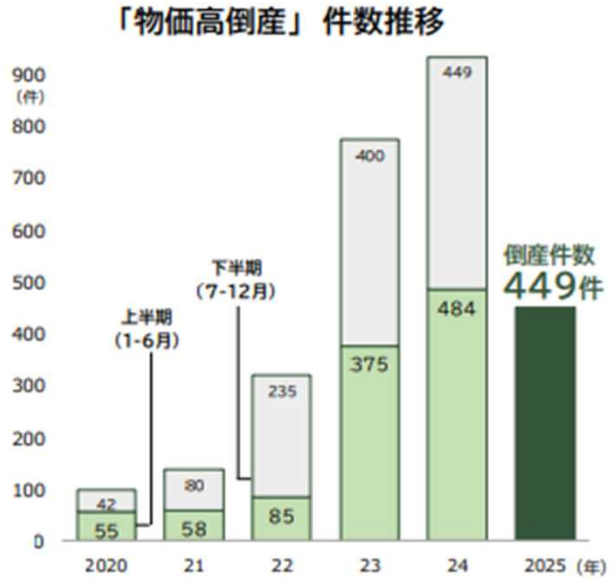

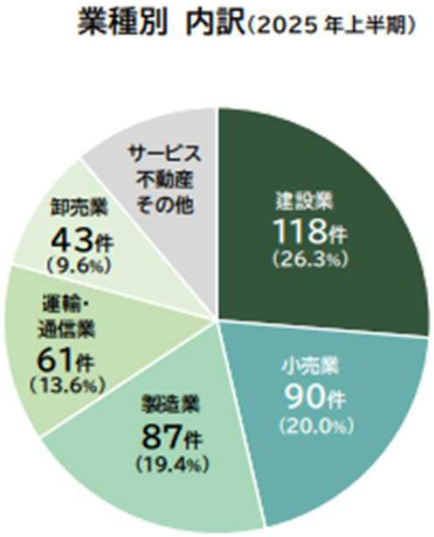

（資料出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年報）」、「全国企業倒産集計（2025年上半期報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○　人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

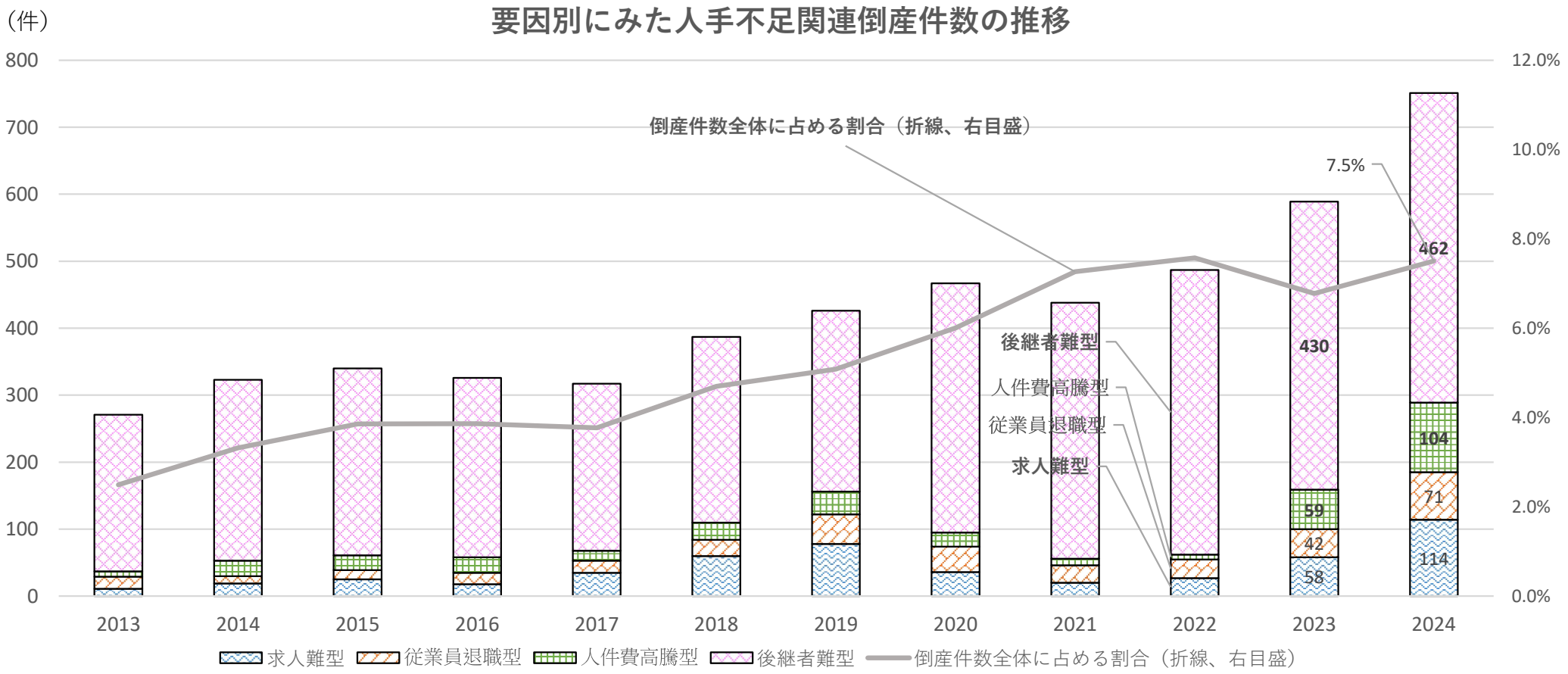

資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）負債額1,000万円以上を集計したもの。

2024年度全国加重平均51円引上げ後の状況

最低賃金の影響率の推移

○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。

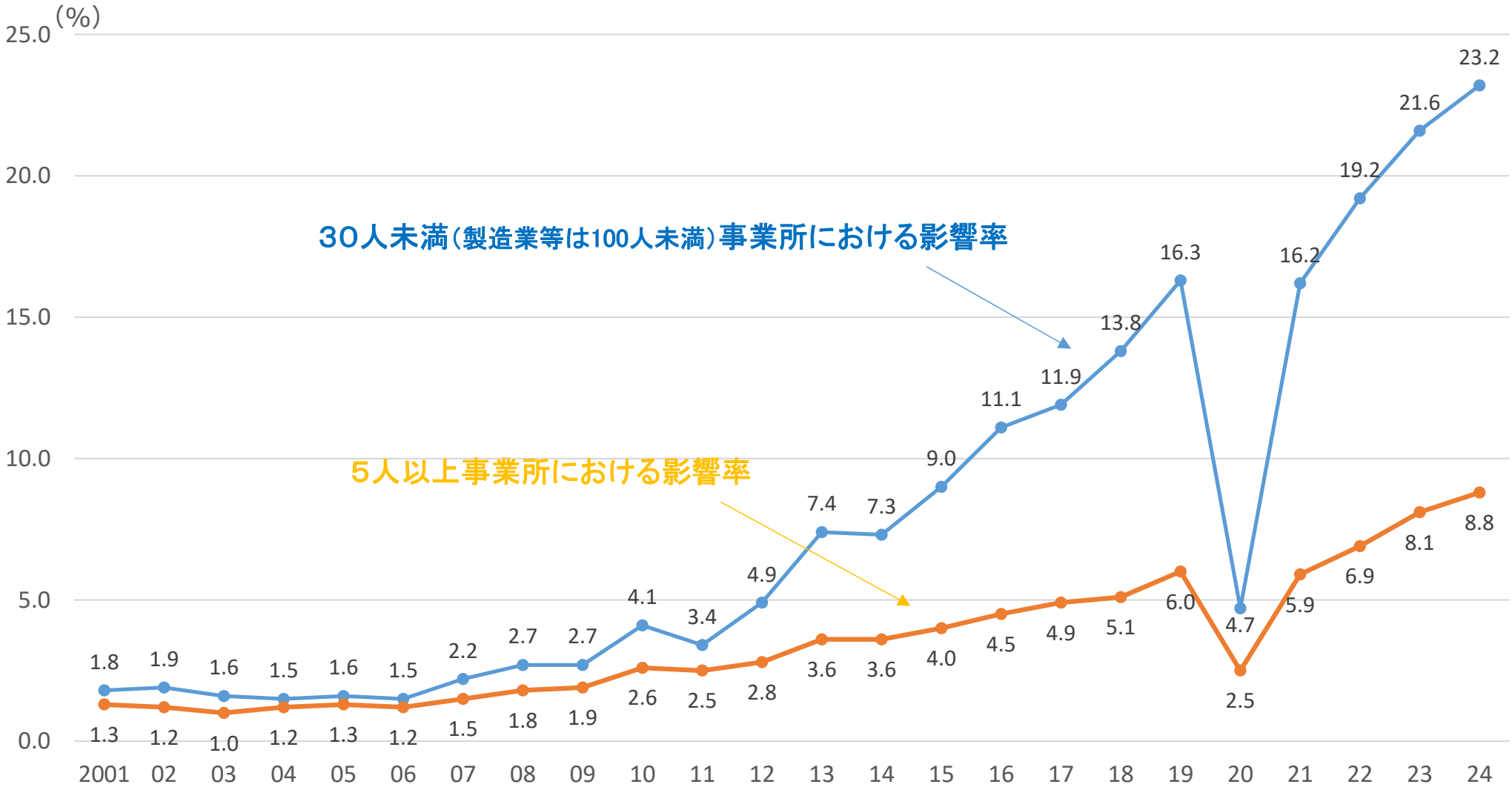

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。

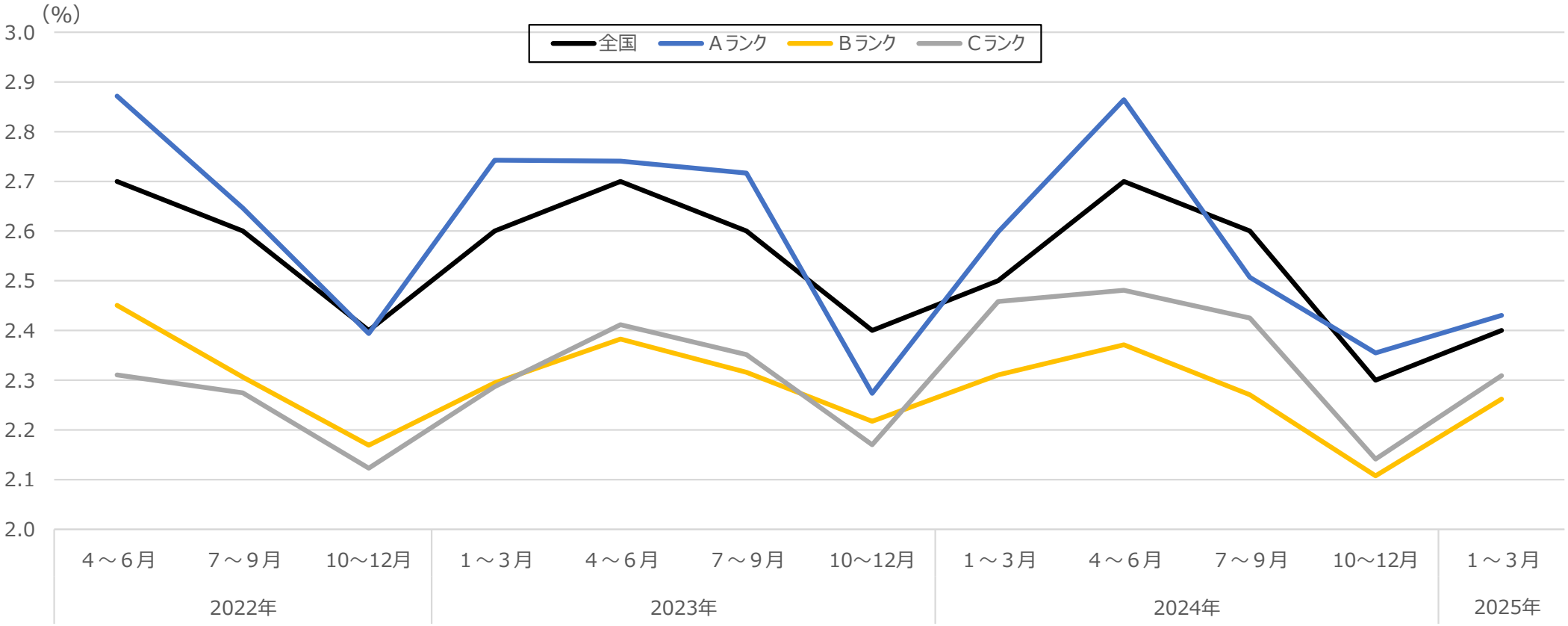

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果による。
２．ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。

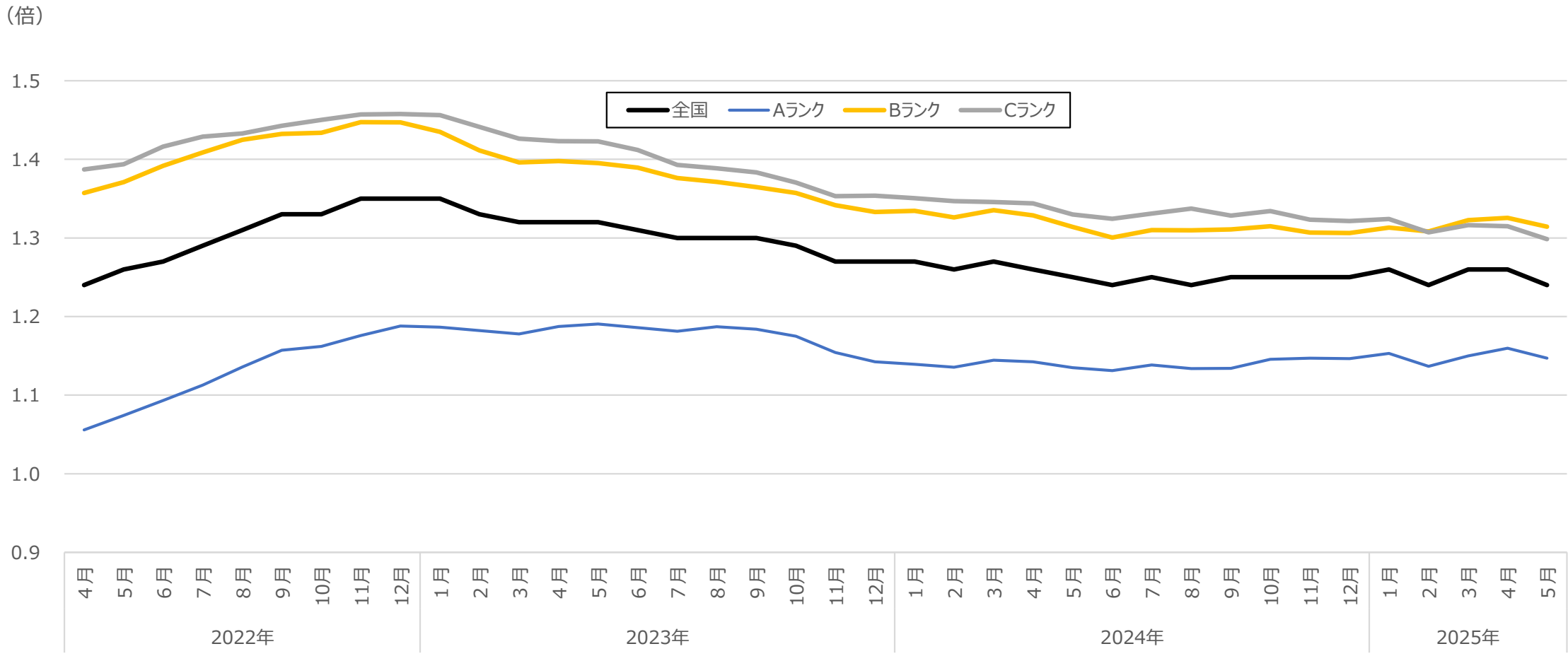

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Ａランクでは増加しているが、Ｂ・Ｃランクでは減少傾向にある。

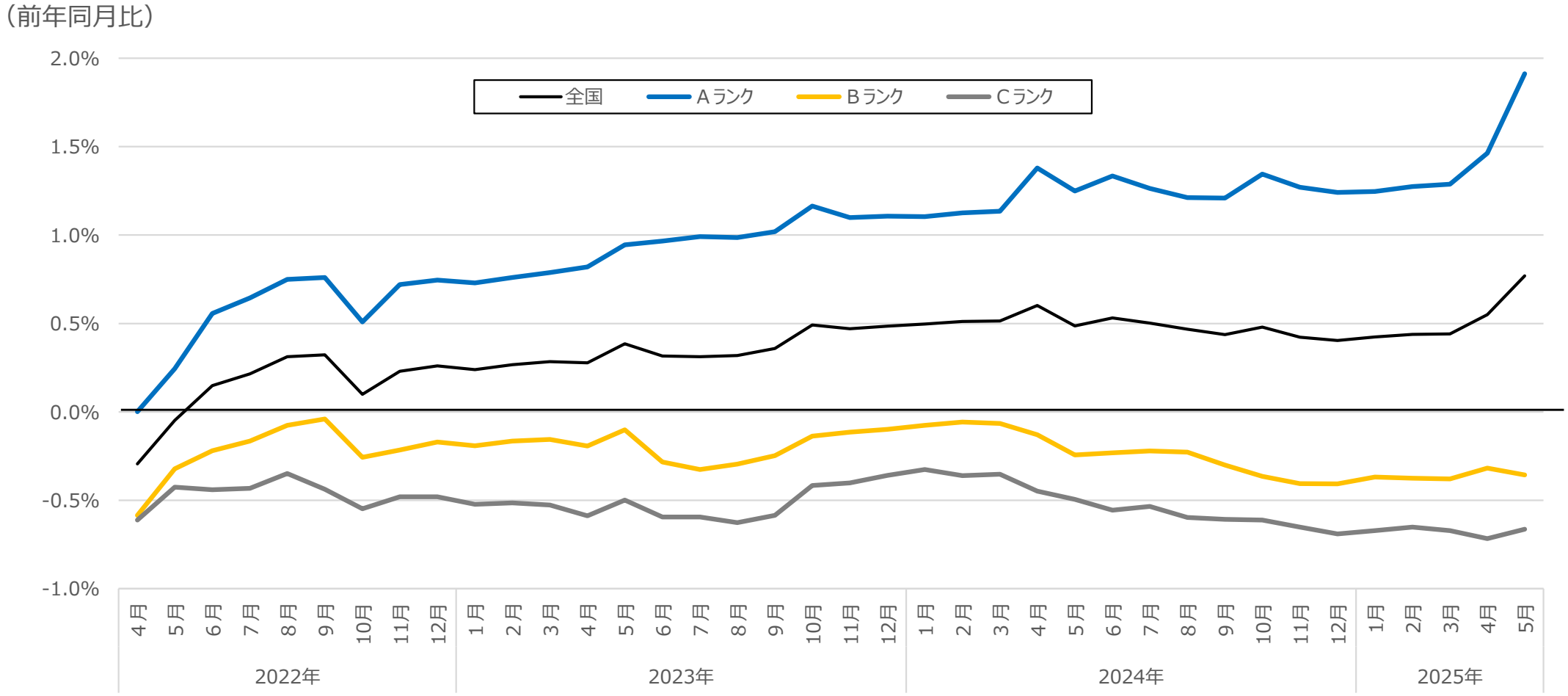

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。

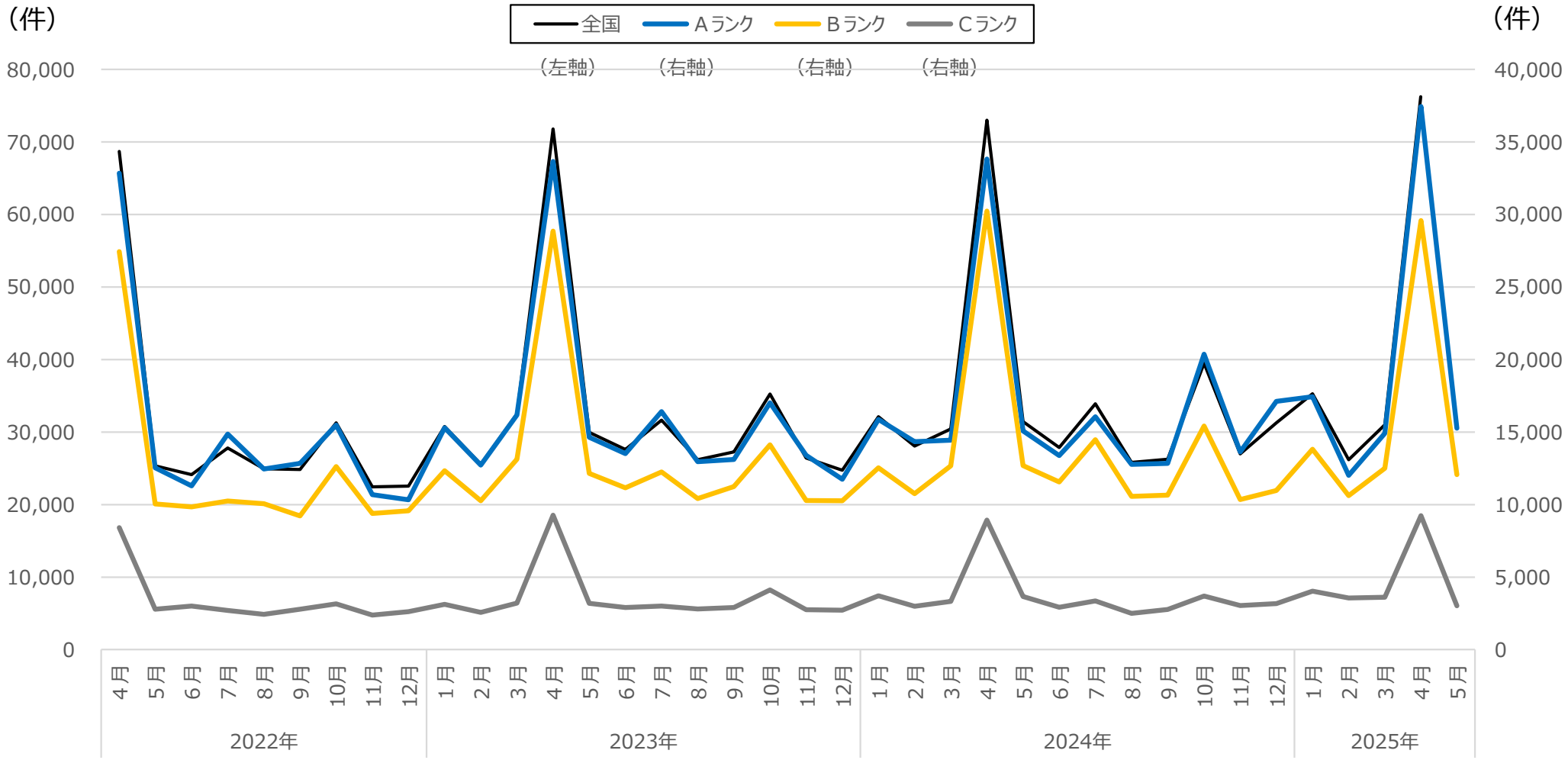

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。

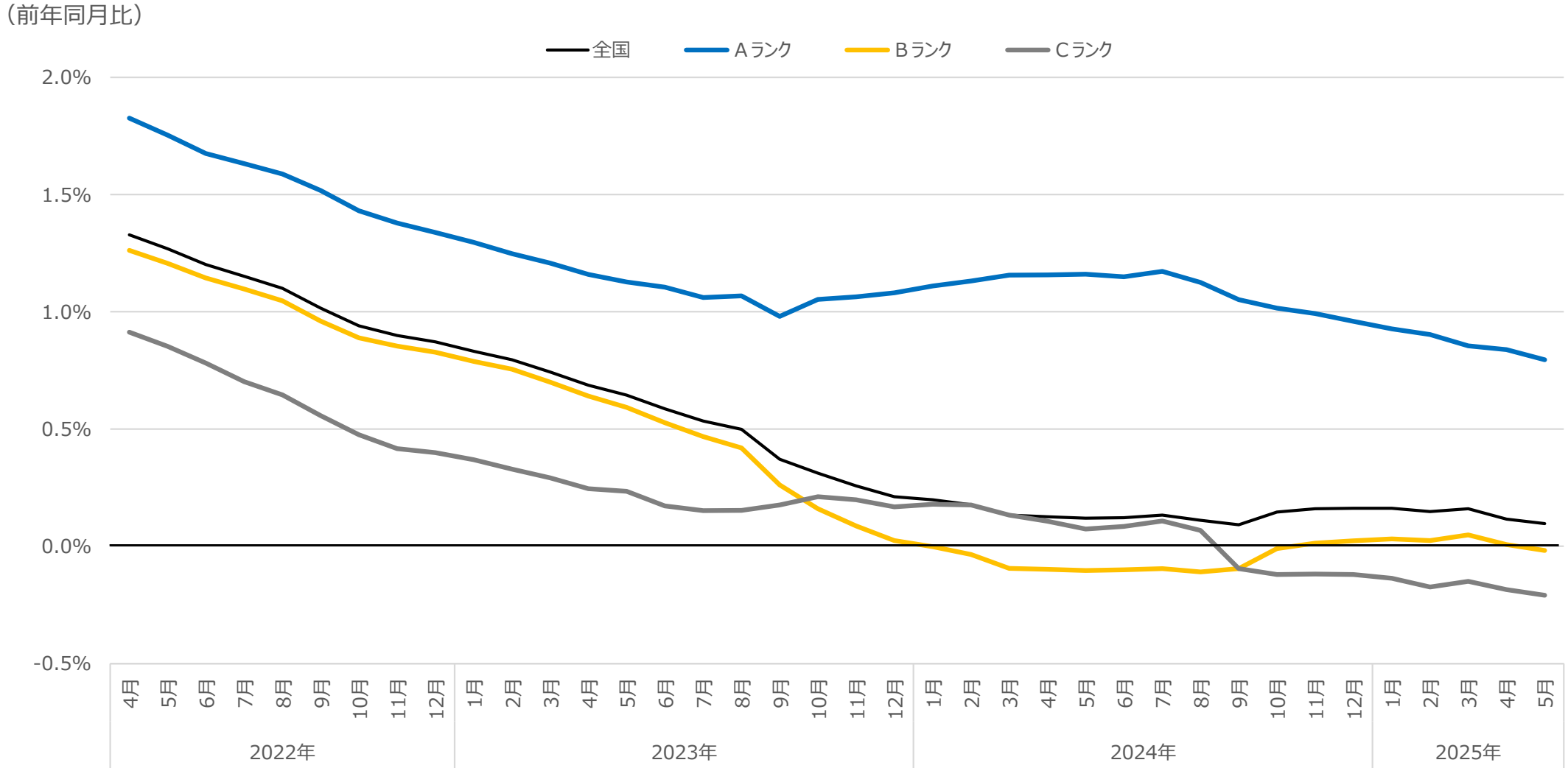

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。

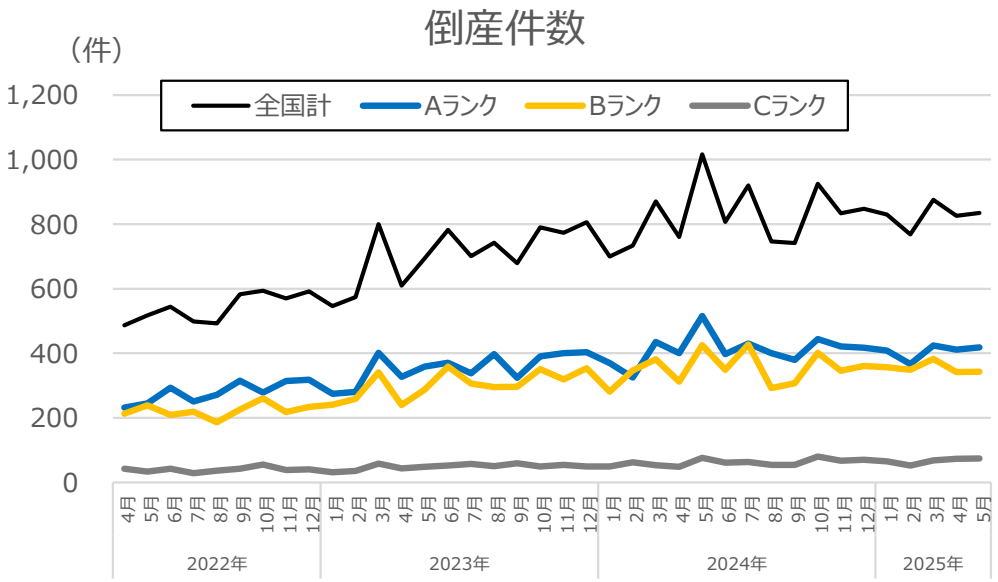

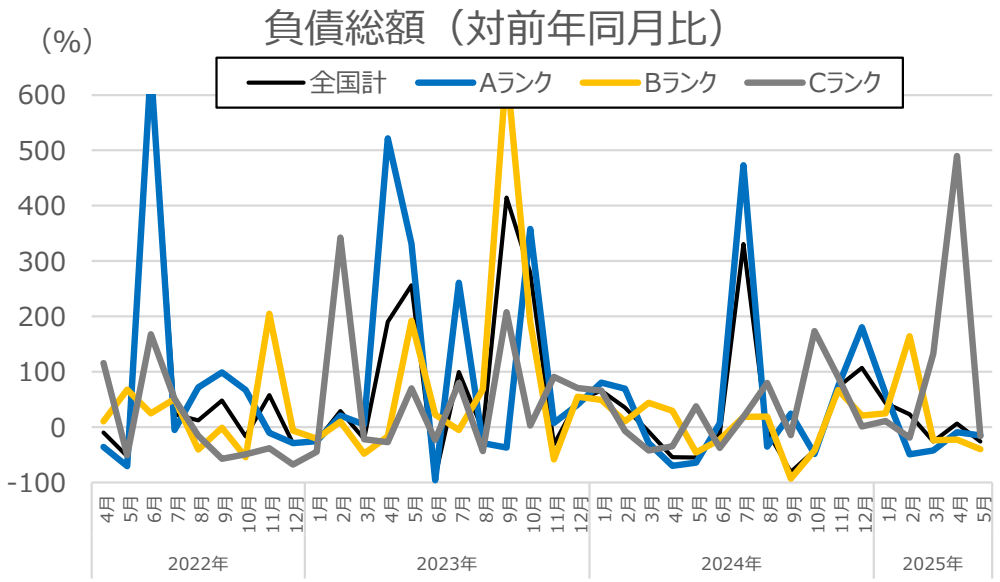

※以下の値は600%を超える。
2022年4月　全国計:1,669%、Aランク：4,445%、 2023年9月　Bランク：1,911%

出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

完全失業率

	2022年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2023年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2024年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2025年 1～3月	2024年度 最賃引上げ額
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	51
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	50
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	55
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	59
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	50
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	54
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	55
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	55
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	52
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	50
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	50
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	50
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	50
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	50
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	50
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	1.8	1.8	2.2	54
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	50
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	51
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	53
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	50
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	50
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	51
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	50
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	50
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	50
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	50
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	50
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	50
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	51
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	50
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	51
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	57
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	58
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	50
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	50
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	51
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	84
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	52
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	59
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	55
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	51
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	56
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	55
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	54
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.1	55
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	55
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	56
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	56

低← →高

出所：総務省「労働力調査」　都道府県別完全失業率（モデル推計値）

有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2022年												2023年												2024年												2025年					2024年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	51
北海道	1.04	1.03	1.07	1.10	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.18	1.19	1.18	1.15	1.11	1.09	1.07	1.06	1.06	1.05	1.05	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	0.97	0.98	0.98	0.99	0.98	0.98	0.99	0.97	0.98	0.99	0.99	1.00	50
青森県	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.19	1.21	1.20	1.20	1.19	1.20	1.21	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	55
岩手県	1.32	1.35	1.35	1.33	1.31	1.33	1.32	1.31	1.34	1.36	1.39	1.33	1.31	1.29	1.26	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.19	1.20	1.21	1.20	1.20	1.17	1.19	1.20	1.20	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.21	1.19	1.19		59
宮城県	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.40	1.41	1.41	1.42	1.41	1.42	1.39	1.40	1.39	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	1.29	1.31	1.27	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.20	1.25	1.22	1.22	50
秋田県	1.51	1.51	1.52	1.53	1.52	1.51	1.51	1.51	1.50	1.50	1.50	1.52	1.47	1.41	1.35	1.37	1.36	1.37	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.27	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.24	1.24	1.23	1.25	1.23	1.20	54
山形県	1.43	1.47	1.50	1.49	1.53	1.57	1.60	1.62	1.60	1.61	1.62	1.64	1.60	1.50	1.47	1.49	1.47	1.45	1.42	1.38	1.38	1.36	1.30	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.33	1.32	1.32	1.35	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34	1.31	55
福島県	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.49	1.49	1.45	1.41	1.45	1.47	1.41	1.37	1.40	1.42	1.42	1.40	1.39	1.37	1.39	1.37	1.34	1.31	1.29	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30	1.30	55
茨城県	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.31	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	52
栃木県	1.10	1.13	1.14	1.17	1.15	1.16	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.23	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.09	1.10	1.11	1.11	1.15	1.14	1.13	1.15	1.15	1.16	1.16	1.16	1.17	1.19	1.19	1.21	1.19	1.19	50
群馬県	1.39	1.40	1.40	1.43	1.46	1.48	1.49	1.52	1.52	1.52	1.52	1.52	1.49	1.44	1.41	1.41	1.45	1.41	1.43	1.42	1.40	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.41	1.39	1.35	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.34	1.33	1.32	1.31	1.33	1.31	1.30	50
埼玉県	0.95	0.96	0.98	1.01	1.01	1.03	1.05	1.05	1.07	1.08	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.06	1.08	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.02	1.02	1.03	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.06	50
千葉県	0.87	0.89	0.90	0.92	0.94	0.98	0.98	0.99	0.99	1.01	1.03	1.01	1.03	1.05	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.02	1.01	0.99	0.99	1.00	1.00	50
東京都	1.28	1.30	1.34	1.39	1.44	1.45	1.50	1.56	1.63	1.64	1.69	1.73	1.75	1.76	1.78	1.79	1.78	1.77	1.75	1.81	1.84	1.81	1.78	1.76	1.76	1.75	1.77	1.75	1.76	1.79	1.80	1.76	1.75	1.77	1.76	1.76	1.78	1.74	1.76	1.79	1.76	50
神奈川県	0.80	0.82	0.84	0.86	0.87	0.87	0.88	0.90	0.91	0.90	0.91	0.93	0.92	0.91	0.91	0.91	0.92	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.91	0.89	0.90	0.90	0.91	0.92	0.91	0.92	0.93	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.90	0.90	0.90	0.92	0.89	50
新潟県	1.52	1.54	1.52	1.54	1.57	1.57	1.60	1.61	1.61	1.60	1.60	1.63	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.53	1.50	1.49	1.49	1.46	1.47	1.48	1.46	1.44	1.43	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.47	1.45	1.44	1.50	1.43	54
富山県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.53	1.57	1.58	1.59	1.59	1.61	1.60	1.60	1.57	1.52	1.50	1.50	1.50	1.47	1.45	1.43	1.43	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.43	1.41	1.39	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.48	50
石川県	1.48	1.51	1.52	1.54	1.59	1.60	1.63	1.66	1.65	1.65	1.64	1.65	1.66	1.64	1.64	1.66	1.64	1.65	1.61	1.59	1.57	1.56	1.54	1.53	1.58	1.49	1.46	1.47	1.48	1.45	1.48	1.50	1.52	1.56	1.55	1.57	1.60	1.62	1.68	1.66	1.65	51
福井県	1.84	1.89	1.87	1.86	1.87	1.90	1.93	1.91	1.92	1.89	1.90	1.87	1.89	1.79	1.78	1.83	1.84	1.81	1.80	1.78	1.78	1.78	1.78	1.77	1.77	1.75	1.77	1.77	1.74	1.72	1.72	1.75	1.76	1.76	1.74	1.74	1.70	1.67	1.68	1.72	1.72	53
山梨県	1.31	1.31	1.34	1.35	1.37	1.41	1.43	1.44	1.50	1.47	1.45	1.44	1.41	1.40	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23	1.27	1.25	1.27	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.28	1.29	1.29	1.28	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	50
長野県	1.43	1.48	1.48	1.51	1.54	1.57	1.58	1.57	1.55	1.58	1.60	1.60	1.55	1.50	1.49	1.49	1.47	1.45	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.36	1.35	1.34	1.31	1.32	1.31	1.31	1.31	1.30	1.30	1.28	1.29	1.30	1.29	1.27	50
岐阜県	1.56	1.58	1.58	1.62	1.63	1.66	1.68	1.69	1.69	1.68	1.68	1.68	1.65	1.62	1.59	1.57	1.58	1.58	1.59	1.59	1.58	1.59	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.57	1.56	1.53	1.52	1.52	1.51	1.54	1.53	1.54	1.51	1.45	1.45	1.43	1.43	51
静岡県	1.18	1.21	1.24	1.28	1.28	1.30	1.30	1.32	1.33	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.24	1.25	1.27	1.27	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.15	1.12	1.11	1.11	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.10	1.08	50
愛知県	1.27	1.30	1.34	1.38	1.38	1.37	1.36	1.41	1.41	1.42	1.42	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.34	1.36	1.36	1.35	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.31	1.31	1.30	1.27	1.26	1.26	1.25	1.26	1.27	1.26	1.27	1.29	1.32	1.35	1.32	50
三重県	1.31	1.32	1.36	1.39	1.39	1.41	1.42	1.43	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.35	1.33	1.32	1.31	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.25	1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.16	1.16	1.16	1.14	1.15	1.13	1.13	1.14	1.17	1.19	1.17	1.16	50
滋賀県	0.98	1.01	1.05	1.06	1.07	1.09	1.11	1.12	1.13	1.15	1.19	1.20	1.19	1.17	1.13	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.06	1.04	1.03	1.01	1.00	0.98	0.99	1.00	0.99	0.99	0.99	1.00	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	50
京都府	1.12	1.12	1.14	1.16	1.17	1.20	1.20	1.21	1.22	1.24	1.25	1.26	1.25	1.23	1.21	1.22	1.23	1.23	1.22	1.23	1.22	1.22	1.19	1.17	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.19	1.20	1.22	1.24	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.29	1.29	1.29	50
大阪府	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.22	1.25	1.27	1.29	1.29	1.30	1.31	1.31	1.30	1.30	1.32	1.32	1.32	1.30	1.31	1.29	1.28	1.25	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.21	1.23	1.23	1.21	50
兵庫県	0.93	0.95	0.96	0.98	1.00	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.06	1.06	1.05	1.01	1.01	1.03	1.03	1.02	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.00	0.99	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	0.99	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	51
奈良県	1.19	1.19	1.22	1.25	1.24	1.26	1.25	1.25	1.27	1.24	1.24	1.21	1.20	1.19	1.18	1.14	1.16	1.16	1.17	1.18	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.12	1.11	1.13	1.14	1.15	1.17	1.17	1.18	1.20	1.16	1.16	1.19	1.19	50
和歌山県	1.16	1.13	1.12	1.14	1.14	1.15	1.16	1.14	1.16	1.18	1.18	1.15	1.15	1.16	1.15	1.16	1.16	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.10	1.11	1.13	1.15	1.13	1.14	1.11	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12	1.13	1.13	1.13	1.11	1.12	1.14	1.15	51
鳥取県	1.42	1.45	1.47	1.50	1.47	1.51	1.53	1.56	1.57	1.59	1.58	1.57	1.51	1.49	1.48	1.48	1.45	1.45	1.38	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27	1.25	1.26	1.25	1.27	1.30	1.29	1.31	1.35	1.35	1.35	1.34	1.28	57
島根県	1.61	1.64	1.66	1.69	1.73	1.73	1.76	1.74	1.73	1.74	1.73	1.69	1.68	1.67	1.61	1.60	1.59	1.56	1.54	1.53	1.50	1.48	1.45	1.49	1.48	1.47	1.49	1.46	1.45	1.45	1.44	1.43	1.43	1.42	1.40	1.38	1.38	1.36	1.40	1.43	1.40	58
岡山県	1.43	1.44	1.46	1.49	1.48	1.53	1.55	1.57	1.55	1.55	1.60	1.60	1.58	1.57	1.56	1.54	1.56	1.58	1.55	1.54	1.55	1.54	1.51	1.49	1.50	1.48	1.48	1.47	1.45	1.40	1.42	1.43	1.44	1.42	1.41	1.41	1.46	1.46	1.48	1.49	1.48	50
広島県	1.42	1.46	1.49	1.50	1.51	1.53	1.56	1.59	1.61	1.61	1.63	1.63	1.62	1.55	1.56	1.57	1.57	1.57	1.54	1.54	1.53	1.51	1.50	1.50	1.50	1.52	1.52	1.49	1.44	1.43	1.44	1.43	1.42	1.43	1.40	1.38	1.40	1.44	1.46	1.48	1.45	50
山口県	1.43	1.47	1.50	1.53	1.50	1.52	1.53	1.55	1.58	1.55	1.58	1.56	1.57	1.52	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.49	1.49	1.50	1.50	1.50	1.49	1.47	1.48	1.48	1.45	1.45	1.47	1.50	1.46	1.45	1.41	1.40	1.40	1.45	1.47	1.46	1.45	51
徳島県	1.25	1.27	1.28	1.26	1.27	1.23	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.22	1.21	1.21	1.23	1.22	1.21	1.22	1.20	1.19	1.19	1.18	1.17	1.19	1.20	1.19	1.17	1.16	1.14	1.14	1.14	1.14	1.13	1.14	1.14	1.12	1.14	1.16	1.16	1.19	84
香川県	1.52	1.53	1.52	1.51	1.44	1.49	1.50	1.52	1.52	1.54	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.44	1.43	1.45	1.45	1.44	1.43	1.39	1.38	1.38	1.39	1.41	1.42	1.44	1.44	1.43	1.44	1.44	1.46	1.46	1.46	1.45	1.48	1.51	1.51	1.53	1.52	52
愛媛県	1.35	1.34	1.35	1.40	1.42	1.45	1.46	1.47	1.47	1.47	1.46	1.47	1.46	1.41	1.39	1.38	1.40	1.39	1.37	1.37	1.36	1.36	1.33	1.34	1.34	1.34	1.37	1.37	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.37	1.38	1.38	1.39	1.36	1.36	1.41	1.41	59
高知県	1.15	1.15	1.15	1.16	1.18	1.19	1.20	1.21	1.22	1.22	1.22	1.22	1.24	1.25	1.21	1.19	1.18	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.13	1.11	1.09	1.09	1.11	1.10	1.06	1.06	1.09	1.09	1.09	1.11	1.11	1.12	1.13	1.12	1.15	1.12	1.14	55
福岡県	1.09	1.08	1.08	1.10	1.14	1.19	1.20	1.21	1.22	1.23	1.25	1.25	1.26	1.27	1.27	1.27	1.27	1.26	1.23	1.22	1.22	1.22	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.18	1.16	1.15	1.19	1.18	1.19	1.18	1.17	1.19	1.18	1.20	1.17	1.14	51
佐賀県	1.28	1.30	1.34	1.34	1.34	1.34	1.36	1.34	1.36	1.34	1.37	1.41	1.39	1.40	1.37	1.37	1.37	1.38	1.38	1.36	1.35	1.33	1.35	1.32	1.31	1.30	1.31	1.32	1.31	1.29	1.28	1.31	1.29	1.30	1.29	1.30	1.28	1.23	1.25	1.28	1.25	56
長崎県	1.16	1.18	1.18	1.19	1.17	1.17	1.17	1.17	1.18	1.20	1.22	1.22	1.25	1.23	1.23	1.24	1.24	1.22	1.19	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.19	1.19	1.20	1.20	1.19	1.19	1.18	1.20	1.19	1.19	1.18	1.19	1.18	1.13	1.14	1.14	1.13	55
熊本県	1.37	1.39	1.39	1.39	1.41	1.44	1.45	1.43	1.43	1.43	1.42	1.41	1.42	1.42	1.39	1.37	1.35	1.34	1.32	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.27	1.25	1.25	1.26	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.23	1.21	1.18	1.21	1.19	1.21	1.22	1.23	54
大分県	1.27	1.28	1.28	1.31	1.34	1.36	1.37	1.39	1.42	1.42	1.42	1.42	1.43	1.43	1.44	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.39	1.39	1.38	1.36	1.34	1.32	1.31	1.33	1.36	1.35	1.38	1.37	1.38	1.36	1.34	1.31	1.32	1.31	55
宮崎県	1.40	1.39	1.41	1.40	1.41	1.43	1.43	1.45	1.47	1.47	1.45	1.42	1.44	1.46	1.45	1.45	1.44	1.43	1.42	1.40	1.34	1.34	1.36	1.35	1.33	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.30	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.29	1.27	1.27	55
鹿児島県	1.32	1.34	1.35	1.36	1.36	1.35	1.38	1.36	1.36	1.36	1.33	1.36	1.33	1.29	1.26	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.19	1.16	1.18	1.18	1.20	1.18	1.19	1.17	1.15	1.14	1.14	1.13	1.12	1.11	1.11	1.09	1.08	1.11	1.10	1.11	56
沖縄県	0.79	0.80	0.80	0.83	0.85	0.89	0.89	0.93	0.94	0.97	1.00	1.00	1.02	1.00	1.01	1.05	1.07	1.08	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.02	1.02	1.03	1.03	1.02	0.99	0.97	0.99	0.99	0.99	1.01	0.99	0.99	0.97	0.96	0.95	0.97	0.96	56

134

低 ←　→ 高

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」　都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（パートタイムを含む一般）

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年					2024年度最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	51
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	50
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	55
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	59
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	50
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	54
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	55
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	55
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	52
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	50
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	50
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	50
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	50
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	50
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	50
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	54
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	50
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	51
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	53
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	50
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	50
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	51
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	50
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	50
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	50
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	50
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	50
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	50
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	51
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	50
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	51
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	57
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	58
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	50
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	50
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	51
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	84
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	52
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	59
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	55
福岡県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	51
佐賀県	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	56
長崎県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.5%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	55
熊本県	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.0%	0.2%	0.6%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	54
大分県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	55
宮崎県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	55
鹿児島県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	56
沖縄県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	56

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

低← →高

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年				2024年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	51
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	50
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	55
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	59
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	50
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	54
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	55
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	55
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	52
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	50
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	50
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	50
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	50
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	50
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	50
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	54
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	50
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	51
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	53
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	50
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	50
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	51
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	50
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	50
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	50
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	50
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	50
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	50
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	51
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	50
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	51
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	57
島根県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	58
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	50
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	50
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	51
徳島県	16.3%	-25.2%	21.1%	-27.9%	-22.7%	63.6%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	-43.3%	49.1%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	84
香川県	81.1%	73.3%	15.4%	19.3%	-27.9%	75.9%	-4.8%	21.9%	-18.7%	58.2%	12.9%	0.7%	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	52
愛媛県	42.0%	1.0%	-3.5%	20.4%	8.3%	42.5%	17.9%	-3.4%	23.1%	-41.6%	-1.4%	1.4%	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	59
高知県	5.0%	-15.2%	-32.6%	24.2%	52.6%	20.7%	-25.6%	54.0%	37.2%	-17.7%	-7.9%	-3.4%	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	55
福岡県	5.9%	13.9%	6.3%	-15.9%	1.2%	-13.6%	17.3%	-13.9%	11.0%	15.2%	1.5%	-3.4%	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	51
佐賀県	-29.3%	26.0%	24.4%	15.2%	25.8%	101.4%	43.0%	-52.3%	-13.7%	21.1%	2.9%	-9.4%	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	56
長崎県	-43.9%	-30.1%	5.1%	-2.3%	-35.8%	-40.9%	-40.2%	-18.8%	-6.7%	-17.9%	-13.7%	69.4%	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	55
熊本県	6.4%	28.9%	-2.4%	33.9%	39.4%	-10.4%	24.0%	50.8%	25.7%	15.3%	-14.2%	-9.0%	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	54
大分県	16.8%	-33.2%	-8.1%	-5.1%	45.0%	11.9%	-27.8%	60.6%	25.4%	11.4%	19.5%	-36.6%	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	55
宮崎県	24.3%	0.7%	146.3%	3.0%	6.4%	13.1%	5.2%	5.6%	15.8%	16.9%	18.1%	47.2%	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	55
鹿児島県	-17.2%	0.9%	30.2%	42.0%	19.1%	40.7%	12.1%	15.0%	7.9%	19.0%	-1.7%	-16.7%	48.1%	65.7%	2.5%	6.9%	45.6%	-34.7%	11.2%	-13.7%	5.0%	-14.1%	7.2%	-1.6%	-25.8%	16.4%	-27.0%	-27.0%	-13.7%	56
沖縄県	1.7%	-1.7%	2.5%	-9.4%	37.6%	19.2%	39.1%	11.0%	-23.8%	49.1%	-3.3%	9.1%	10.7%	55.1%	3.0%	-13.2%	-3.8%	-8.9%	-29.1%	21.0%	-9.5%	20.7%	18.1%	-23.0%	-5.9%	-19.4%	9.4%	29.3%	13.9%	56

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

低← →高

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年					2024年度最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	51
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	50
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	55
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	59
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	50
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	54
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	55
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	55
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	52
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	50
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	50
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	50
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	50
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	50
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	50
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	54
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	50
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	51
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	53
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	50
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	50
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	51
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	50
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	50
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	50
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	50
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	50
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	50
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	51
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	50
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	51
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	57
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	58
岡山県	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	50
広島県	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	50
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	51
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	84
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	52
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	59
高知県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	55
福岡県	1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	51
佐賀県	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	56
長崎県	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	55
熊本県	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	54
大分県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	55
宮崎県	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	55
鹿児島県	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	56
沖縄県	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	56

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

低 ←　→ 高

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

中小企業の生産性向上等に係る支援策 |2025年度当初予算額（2024年度当初予算額）|＜2024年度補正予算額＞

賃金引き上げに関する支援

業務改善助成金 |15億円(8.2億円)| ＜297億円＞
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金|1,025億円(1,106億円)|
非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金|2.0億円(2.9億円)|
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成。

人材開発支援助成金等による支援|545億円(629億円)|
人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金|92.3億円(71.0億円)|
生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業|30.1億円(31.4億円)|
働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実
|34億円の内数(35.0億円の内数)| ＜112億円の内数＞
各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

生産性向上に関する支援

中小企業省力化投資補助事業＜3,000億円 ※既存基金を活用＞
人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業|10.00億円| ＜10.00億円＞
小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

中小企業生産性革命推進事業 ＜2,000億円＞
(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

① 中小企業成長加速化補助金（補助上限額：5億円、補助率：1/2）
…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援

② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～4,000万円、補助率：1/2～2/3）
… 革新的な新製品・新サービス開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・シス テム構築を支援

③ 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）
… 小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援

④ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：5万～450万円、補助率：1/2~4/5）
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やＤＸ等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援

⑤ 事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）
（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3~2/3）
…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援

新事業進出補助金＜1,500億円 ※既存基金を活用＞
既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

2025年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例　30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント　賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例　中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

活用のポイント　非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例　建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額 基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント　労働時間削減等の取組(賃上げ)＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例　中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

活用のポイント　職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例　複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

活用のポイント　雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※)賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/package_00007.html

(R7.4)

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2024年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2024年度 実績（件） ※一部暫定値	2024年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業省力化投資補助事業	2,235	–	–
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	6,406	2,255	–
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	23,321	10,591	–
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	71,767	50,175	–
事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）	2,107	1,285	–
中小企業等事業再構築促進事業	7,664	2,031	–
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金 ※　中小企業団体助成コース、雇用管理制度・雇用環境整備助成コース(R7より受付再開)、テレワークコース	64	42	0.7
人材開発支援助成金 ※　人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

業務改善助成金の執行状況

（億円）

	当初予算額 ①	前年度からの繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への繰越額 ④	予算現額 ⑤＝①＋②＋③－④	執行額 ⑥	執行率（%） ⑥／⑤	執行件数（件）
2024年度	6.2 (8.2)	94.0 (101.9)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	257.9 (268.7)	233.5	90.5	18,601
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0	13,603
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6	5,672

※　事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。　（　）内の数値は、事業費を含めた金額。
※　四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

（件）

	2022年度	2023年度	2024年度
北海道	201	645	953
青森	62	169	248
岩手	124	254	240
宮城	59	196	241
秋田	55	95	144
山形	74	147	219
福島	84	255	346
茨城	101	217	302
栃木	104	205	351
群馬	76	187	230
埼玉	105	359	432
千葉	121	242	356
東京	440	699	1,007
神奈川	274	437	591
新潟	86	326	381
富山	58	158	206
石川	78	189	257
福井	91	254	342
山梨	33	128	111
長野	106	248	339
岐阜	101	312	439
静岡	181	324	730
愛知	361	1,090	1,315
三重	72	249	292

	2022年度	2023年度	2024年度
滋賀	131	239	273
京都	85	186	462
大阪	358	1,042	1,363
兵庫	260	577	919
奈良	72	163	252
和歌山	89	176	233
鳥取	94	177	192
島根	45	161	163
岡山	104	266	201
広島	169	403	429
山口	107	241	301
徳島	84	130	333
香川	98	241	323
愛媛	96	173	302
高知	37	196	172
福岡	219	539	863
佐賀	32	211	210
長崎	83	216	255
熊本	123	155	298
大分	161	231	299
宮崎	54	153	169
鹿児島	42	122	163
沖縄	82	220	354
全国計	5,672	13,603	18,601

賃上げを後押しする予算措置【2024年度補正予算】

- **中小企業の大胆な賃上げを促すため**、各種補助金において**賃上げを行った場合**の**インセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。**
- **事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠・PMI促進枠）**については、現在公募なし。

＜中小企業省力化投資補助金＞【既存基金を活用 3,000億円】

□事業概要：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

□補助率：1/3～2/3

□補助上限：最大8000万円 ⇒ **一定水準以上の賃上げで上限額を最大1億円に引き上げ**

＜事業承継・M&A補助金＞【生産性革命推進事業　2024年度補正 3,400億円の内数】

	事業承継促進枠	PMI推進枠
事業概要	承継前の設備投資等に係る費用を補助	Ｍ＆Ａ後のＰＭＩにかかる専門家費用や設備投資を補助
補助率	1/2～2/3	ＰＭＩ専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型　　：1/2～2/3
補助上限	最大800万円 ⇒ **一定水準以上の賃上げで上限額を最大1,000万円に引上げ**	ＰＭＩ専門家活用類型：最大：150万円 事業統合投資類型　　：最大800万円 ⇒ **一定水準以上の賃上げで上限額を最大1,000万円に引上げ**
加点措置	**事業場内最低賃金＋30円の場合**実施予定	**事業場内最低賃金＋30円の場合**実施予定

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円 （中小企業等事業再構築促進基金を活用　2024年に再編）

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

（１）カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

（２）一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（基金） → 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 → 補助（1/2） → 中小企業等

※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額　※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下　200万円（300万円） 6~20人　500万円（750万円） 21人以上　1000万円（1500万円）	1/2
一般型	5人以下　750万円（1,000万円） 6～20人　1,500万円（2,000万円） 21～50人　3,000万円（4,000万円） 51～100人　5,000万円（6,500万円） 101人以上　8,000万円（1億円）	1/2、小規模・再生　2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

カタログ注文型

・自動券売機

・無人搬送車

一般型

・カスタマイズ機器

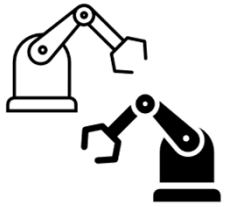

・ソフト＋ハード

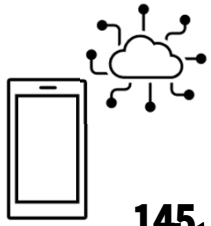

2024年度補正予算

事業承継・Ｍ＆Ａ補助金の概要

- **早期の事業承継を促す**ため、事業承継促進枠により**５年以内に事業承継する事業者の設備投資を支援**。
- M&Aにおいて**成立後のトラブル防止**のため、専門家活用枠における**デュー・ディリジェンス実施の際の費用を補助額に加算**。
  また、**100億企業要件を満たす場合、専門家活用枠の補助上限額を拡大**。
- **M&Aの統合効果を最大化させるため**、PMI専門家費用や事業統合投資を支援する**「PMI推進枠」を新設。**

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃棄・再チャレンジ枠
要件	５年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円* ＊一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	600～800万円*1、2,000万円*2 ＊1: 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ＊2:100億企業要件を満たす場合、2,000万円まで補助上限額を拡大	PMI専門家活用類型： 150万円*1 事業統合投資類型：800～1,000万円*2 ＊1：専門家活用枠と同時申請可能 ＊2：一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円* ＊事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* ＊中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型：1/3・1/2or2/3*1 売手支援類型：1/2・2/3*2 ＊1:100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ＊2:①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等）のいずれかに該当する場合：2/3	PMI専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2・2/3* ＊中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3* ＊事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費　等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費　等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）
昨年からの主な変更点	・経営革新枠から改変 ・５年以内事業承継する事業者が対象	・800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ・100億企業要件を満たす場合は補助上限額を2,000万円まで引き上げ	・新設	

（１－３）賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

経済産業関係 2024年度
税制改正について（抜粋）

- ３０年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後 【措置期間：３年間】

大企業 ※1

継続雇用者※4 給与等支給額（前年度比）	税額控除率 ※6	教育訓練費※7（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	5％上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5％上乗せ	35%
＋４％	15%					
＋５％	20%					
＋７％	25%					

中堅企業 ※2

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	5％上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5％上乗せ	35%
＋４％	25%					

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋1.5%	15%	＋５%	10%上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5％上乗せ	45%
＋2.5%	30%					

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**５年間の繰越しが可能**※8。

改正前 【措置期間：２年間】

大企業 ※1

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋３％	15%	＋20%	5％上乗せ	30%
＋４％	25%			
－	－			
－	－			

中堅企業 ※2

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	5％上乗せ	35%
＋４％	25%			

中小企業 ※3

全雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋1.5%	15%	＋10%	10%上乗せ	40%
＋2.5%	30%			

※１ 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
※２ 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が１万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
※３ 中小企業者等（資本金１億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
※４ 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
※５ 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
※６ 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
※７ 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
※８ 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金上昇と物価上昇の関係についての周知（消費者庁）

○ 成長と分配の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。

○ 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「教えて、探偵さん 物価上昇！どうする？」

「物の値段はどうやって決まる？」「日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！」「物価をウォッチしよう！」などをテーマにわかりやすく解説。

＜メインストーリー＞

- ✓ 日本は2022年からパン等が値上がりしている
- ✓ 30年位、物価も賃金も横ばい
- ✓ 企業は、原材料費が高騰しても、消費者離れをおそれ値上げせず、賃上げもされず
- ✓ 物価が緩やかに上がりながら、賃金が上がっていくのが望ましい姿
- ✓ 値上がりしても商品を購入して応援する気持ちが大切

＜サブストーリー＞

＃１　物の値段はどうやって決まる?
✓ 物の値段は基本的に「需給バランス」で決まる。物価が下がる/上がる状態を、デフレ/インフレという

＃２　物価が上がらないのは、なぜ良くないの？
✓ 日本は長い間値上げを避けた結果、90年代の終わり頃から物価も賃金もあまり上がらず、外国と差がついてしまった。これがデフレの良くない理由の一つ。

＃３　日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！
✓ 日本では、海外諸国とは対照的に、この30年、物価も賃金も上がっていない。物価が上がらないデフレの状態が続いていたのが原因。

＃４　物価はなんで上がらないの？
✓ 原材料費が高騰しても、値上げに敏感な消費者が離れることをおそれ、価格転嫁ができなかった。

＃５　物価をウォッチしよう!
✓ 買い物をするとき、その値段となっている理由や背景を意識して考えてみることが重要。

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

3～5分で見られます！

動画はこちらから

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、**「発注者」の立場**から、**「代表者の名前」**で、**サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守**等について**自主的に宣言・公表**することで、**取引適正化に関する社内への意識徹底**、取引先からの**取組の見える化**等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。

  ※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、**導入を決定**。

  ※宣言の公表は**賃上げ促進税制（大企業向け）の要件**であり、**国・地方の補助金の加点要素**にもなっている。

- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省から**パートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示す**とともに、**宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認**。

1．宣言の骨子

（１）サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）

（２）**下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）**の遵守、特に、**取引適正化の重点5課題（※）への取組**

※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

2．未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

✓ **【共同議長】経済産業大臣**、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、**経団連会長、日商会頭、連合会長**

※第５回は、**臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官**が出席。

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第４回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日、第６回は2025年2月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- **2025年６月27日時点で71,560社が宣言**（うち、資本金3億円超の大企業は**3,012社**）

■宣言数の推移

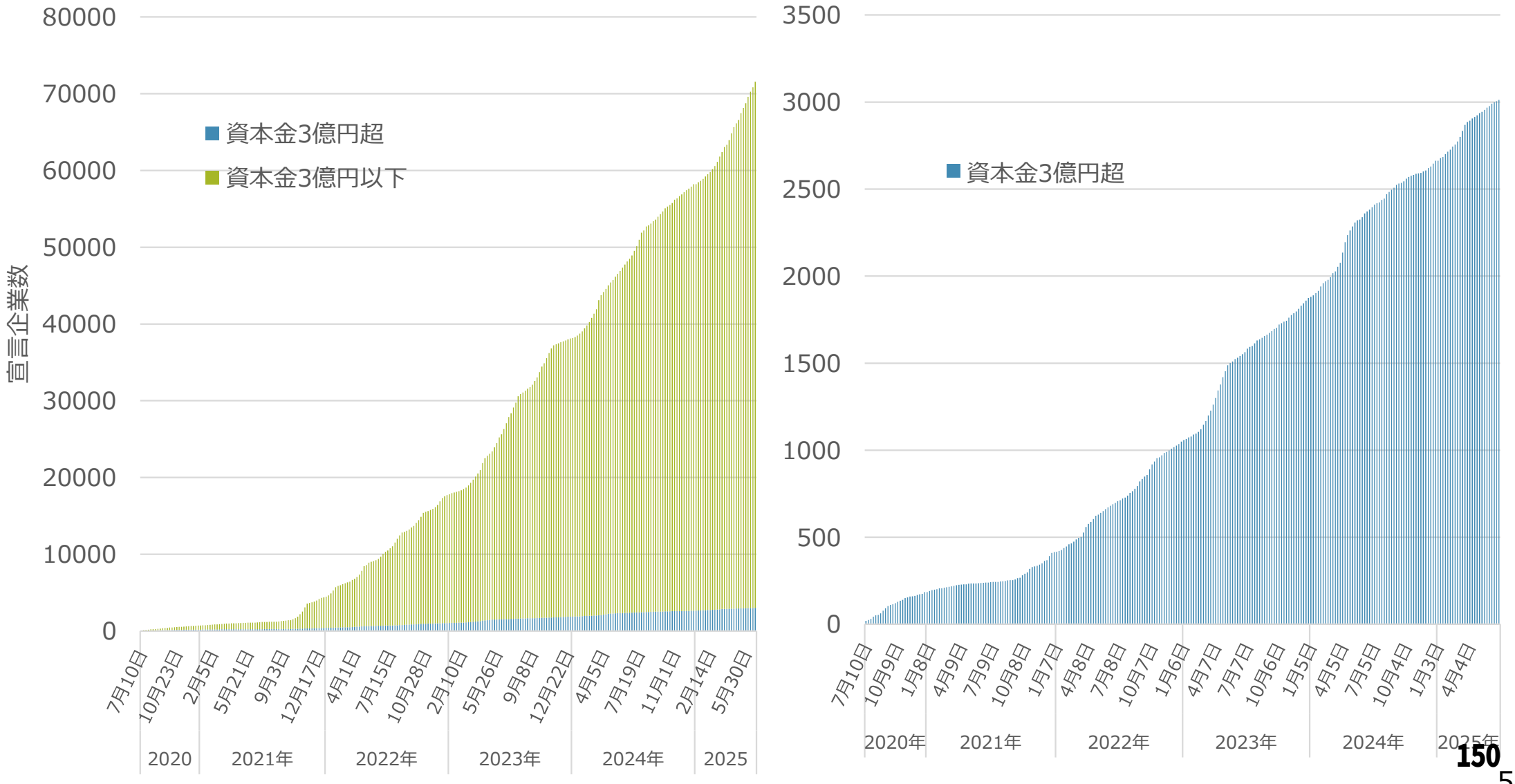

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1．規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

●従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他
●製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
●書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
●遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
●既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2．振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

●多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

●①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

●国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

●主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3．「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

●用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
●題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日　2026年１月１日（一部の規定を除く）

地方版政労使会議での「労務費の指針」の広報状況

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

「地方版政労使会議」での周知（2025年）

○ 「地方版政労使会議」の機会を活用し、都道府県労働局からの依頼に応じ、４４の都道府県において公正取引委員会から「労務費転嫁指針」を説明。　※の滋賀県、兵庫県、山口県は資料対応

	都道府県名	開催日（2025年）		都道府県名	開催日（2025年）		都道府県名	開催日（2025年）
01	北海道	1/22	16	富山	2/3	31	岡山	1/31
02	青森	1/23	17	石川	2/6	32	広島	1/31
03	岩手	2/10	18	福井	1/17	33	徳島	1/20
04	宮城	2/6	19	山梨	2/6	34	香川	1/15
05	秋田	1/30	20	長野	2/17	35	愛媛	2/20
06	山形	2/14	21	岐阜	12/23 (2024)	36	高知	2/20
07	福島	2/4	22	静岡	2/3	37	福岡	1/15
08	茨城	1/30	23	愛知	2/6	38	佐賀	2/4
09	栃木	3/7	24	三重	1/29	39	長崎	2/6
10	群馬	3/27	25	京都	3/18	40	熊本	1/15
11	埼玉	2/6	26	大阪	2/17	41	大分	1/31
12	千葉	1/17	27	奈良	2/26	42	宮崎	2/18
13	東京	1/29	28	和歌山	2/14	43	鹿児島	2/17
14	神奈川	1/20	29	鳥取	1/24	44	沖縄	1/21
15	新潟	2/14	30	島根	2/12			

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する**こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

経済産業省　中小企業庁

（一部抜粋）

価格交渉促進月間（2025年３月）フォローアップ調査結果

2025年6月20日

中小企業庁

2025年３月　価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、**多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備**のため、2021年９月より**毎年９月と３月を「価格交渉促進月間」**と設定。2025年３月で**８回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**の実施状況について、中小企業に対して「①**アンケート調査**、②**下請Ｇメンによるヒアリング**」を実施。必要に応じて**大臣名での指導・助言**等に繋げていく。

①**アンケート調査**

○調査の内容
中小企業等に、**2024年10月～2025年３月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数　30万社

○調査期間　**2025年４月21日～５月30日**

○回答企業数　**65,725社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ76,894社）
※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社
※参考：**2024年９月**調査：**51,282社**（延べ54,430社）
2024年３月調査：**46,461社**（延べ67,390社）

○回収率　**21.9%**（※回答企業数／配布先の企業数）
※参考：2024年９月調査：**17.1%**、2024年３月調査：**15.5%**

②**下請Gメンによるヒアリング調査**

○調査の内容
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**３ポイント増**の**31.5%**。
- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）も前回から約**３ポイント増**の**89.2%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は**減少**（前回13.6%→**10.8%**）。
  - **発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつある**ものの、引き続き、受注企業の意に反して**交渉が行われなかった者が約１割**。引き続き、**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近６か月間における価格交渉の状況

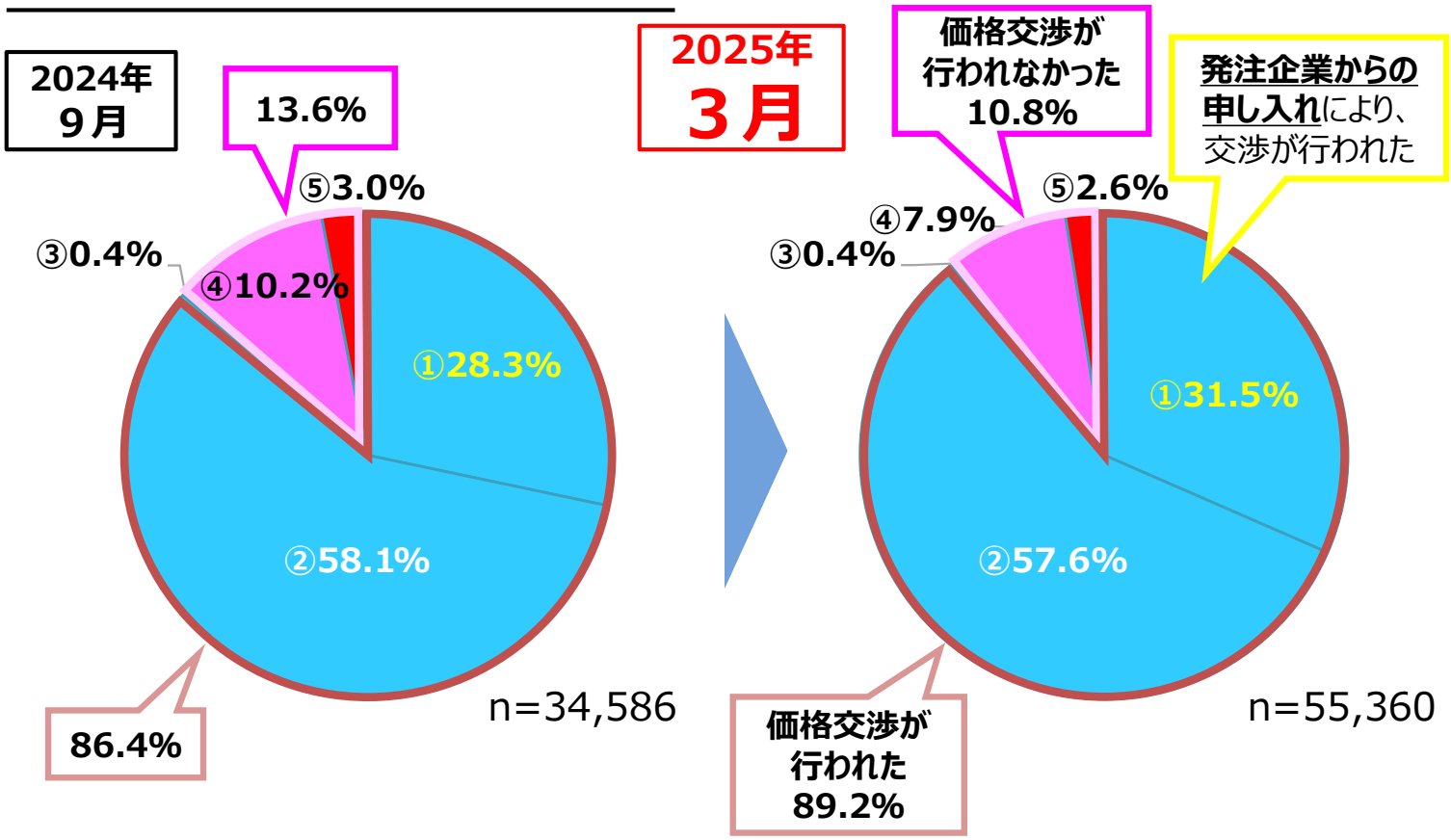

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた**。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた**。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、**発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった**。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、**受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**。

（参考）「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- **「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合**は、**２割超**（前回18.0%→**22.7%**）。
- 発注企業との**価格交渉が行われた割合**は、**６割超**（前回54.9%→**64.2%**）。
- 一方で、「価格交渉を**希望したが、交渉が行われなかった**」割合は減少（前回8.6%→**7.5%**）。

直近６か月間における価格交渉の状況

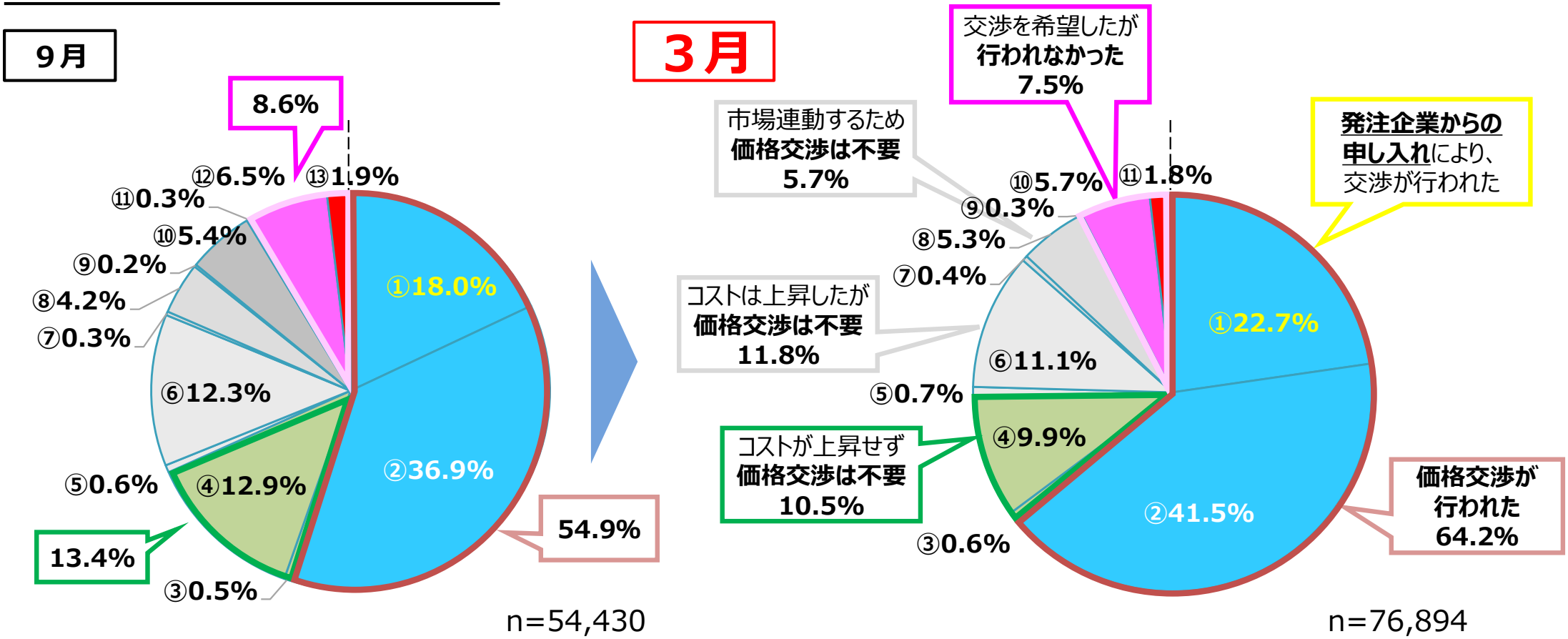

※①～⑬の凡例（アンケート回答項目）は次ページ参照。

※①～⑪の凡例（アンケート回答項目）は次ページ参照。

（参考）価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近６か月間における価格交渉の状況

９月　n= 54,430

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた。**	**18.0%**
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた。**	**36.9%**
③	コストが上昇せず、**価格交渉は不要と判断**し、 発注企業からの**申し入れを辞退**した。	**0.5%**
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、 **価格交渉は不要と判断**し、**交渉を申し出なかった。**	**12.9%**
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は**不要と判断**し、 発注企業からの**申し入れを辞退**した。	**0.6%**
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は**不要と判断**し、交渉を**申し出なかった。**	**12.3%**
⑦	支払代金が市場価格に**連動して自動的に設定**されるため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの**申し入れを辞退した。**	**0.3%**
⑧	支払代金が市場価格に**連動して自動的に設定**されるため、 価格交渉は**不要と判断**し、交渉を**申し出なかった。**	**4.2%**
⑨	**入札方式**により価格を決定しているため、 価格交渉は**不要と判断**し、発注企業からの**申し入れを辞退**した。	**0.2%**
⑩	**入札方式**により価格を決定しているため、 価格交渉は**不要と判断**し、交渉を**申し出なかった。**	**5.4%**
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 **発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。	**0.3%**
⑫	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 **発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった。**	**6.5%**
⑬	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 **受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。**	**1.9%**

３月　n=76,894

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた。**	**22.7%**
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた。**	**41.5%**
③	コストが上昇せず、**価格交渉は不要と判断**し、 発注企業からの**申し入れを辞退**した。	**0.6%**
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、 **価格交渉は不要と判断**し、**交渉を申し出なかった。**	**9.9%**
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は**不要と判断**し、 発注企業からの**申し入れを辞退**した。	**0.7%**
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は**不要と判断**し、交渉を**申し出なかった。**	**11.1%**
⑦	支払代金が市場価格に**連動して自動的に設定**されるため、 価格交渉は不要と判断し、発注企業からの**申し入れを辞退した。**	**0.4%**
⑧	支払代金が市場価格に**連動して自動的に設定**されるため、 価格交渉は**不要と判断**し、交渉を**申し出なかった。**	**5.3%**
－	－	－
－	－	－
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 **発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。	**0.3%**
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 **発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった。**	**5.7%**
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 **受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。**	**1.8%**

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち**７割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
  - ➢ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、**「労務費指針」を周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況

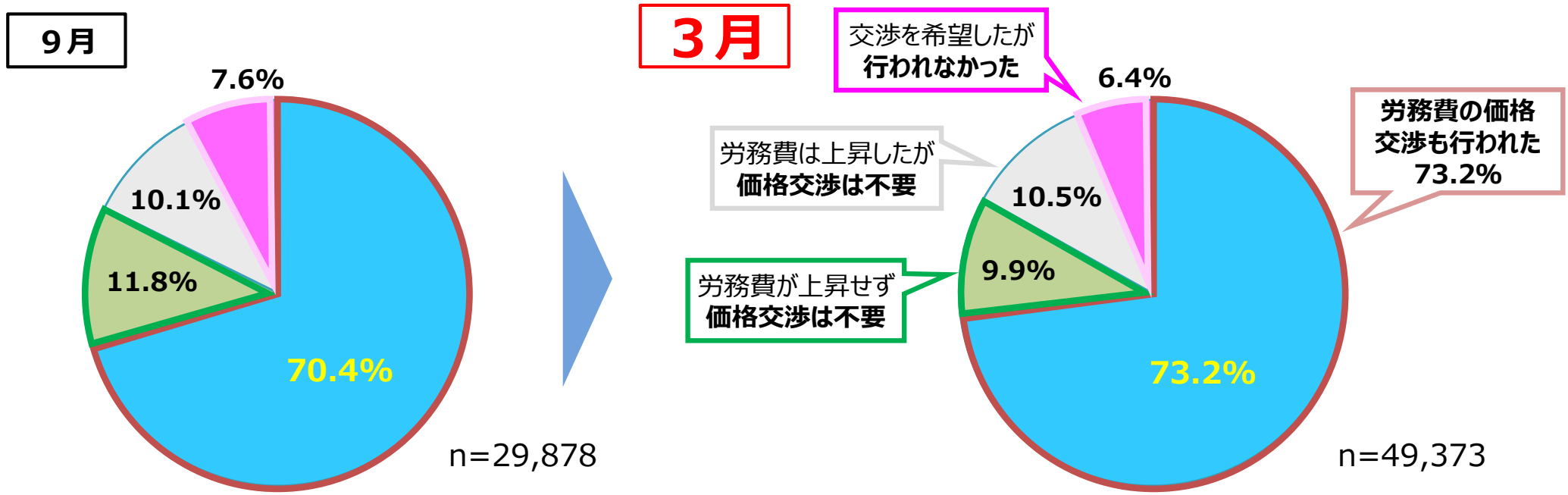

アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

▲労務費については**自助努力で解決すべき**部分であるとして、**交渉の協議を拒否された**。

▲労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、**非常に時間がかかった**。

（参考）「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「**全額転嫁できた**」割合は、前回から**約２ポイント増**の**20.4%**。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合は、**６割超**（前回56.7%→**65.9%**）。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合は**減少**（前回14.2%→**13.4%**）。

直近６か月間における価格転嫁の状況

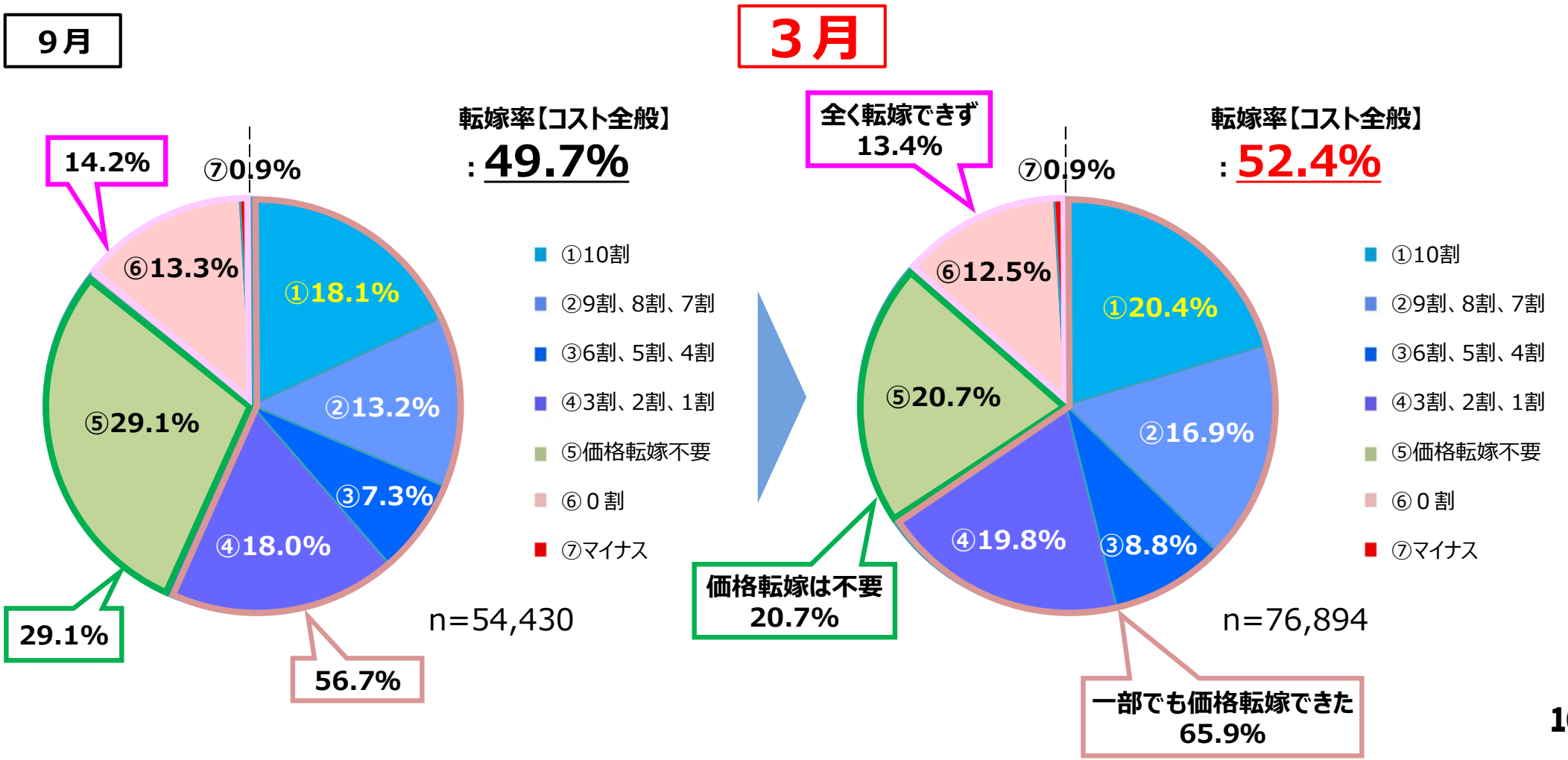

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **コスト全体の価格転嫁率**は**52.4%**。昨年９月より**約３ポイント増加**（前回49.7%→**52.4%**）。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は、前回から**約３ポイント増**の**83.1%**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**減少**（前回20.1%→**16.9%**）。
  - **価格転嫁の状況は改善してはいる**が、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

直近６か月間における価格転嫁の状況

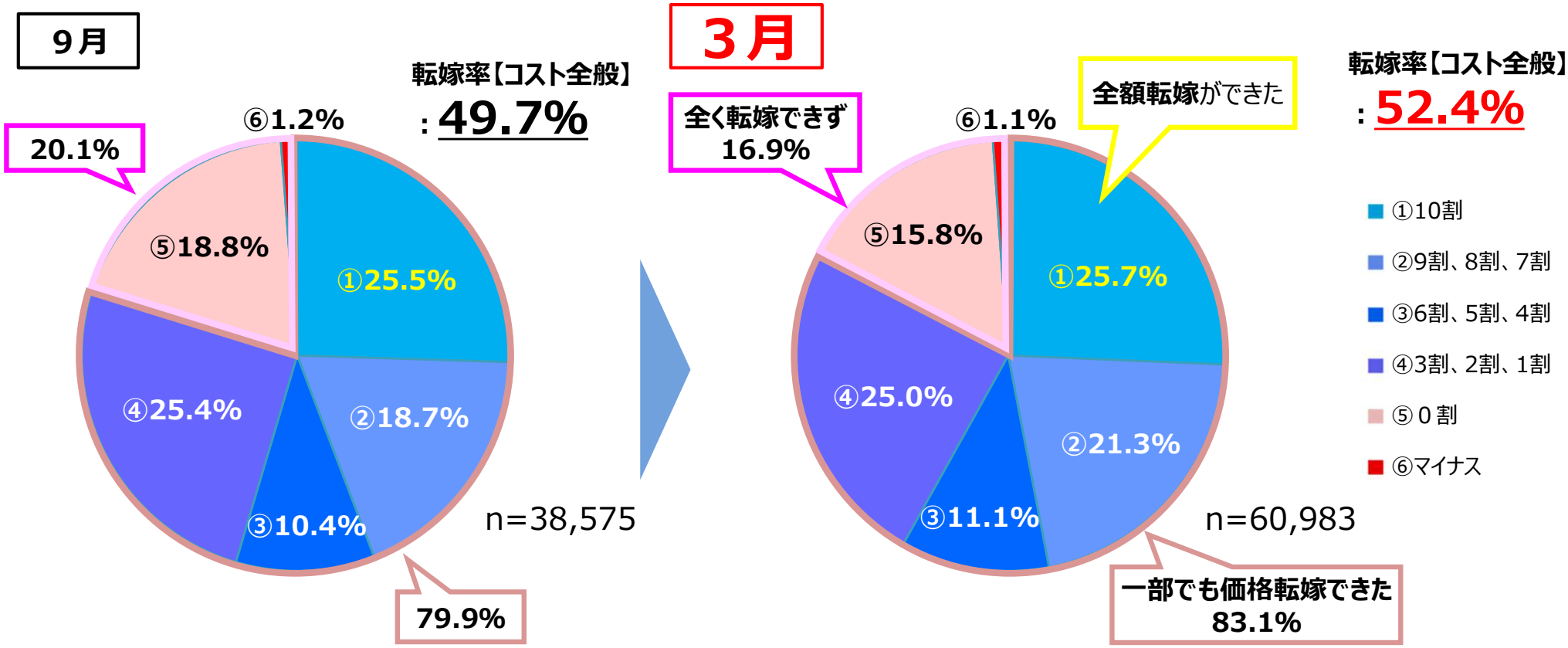

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **労務費の転嫁率は**、前回から**約４%ポイント上昇**したものの、原材料費と比較して**約６ポイント低い水準**。
- **エネルギー費の転嫁率も**、前回から**約３%ポイント上昇**したものの、**コスト全般の転嫁率より低い水準**。
  - ➢ **労務費指針**や、**原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す**旨の**振興基準**等を引き続き周知していく。

原材料費

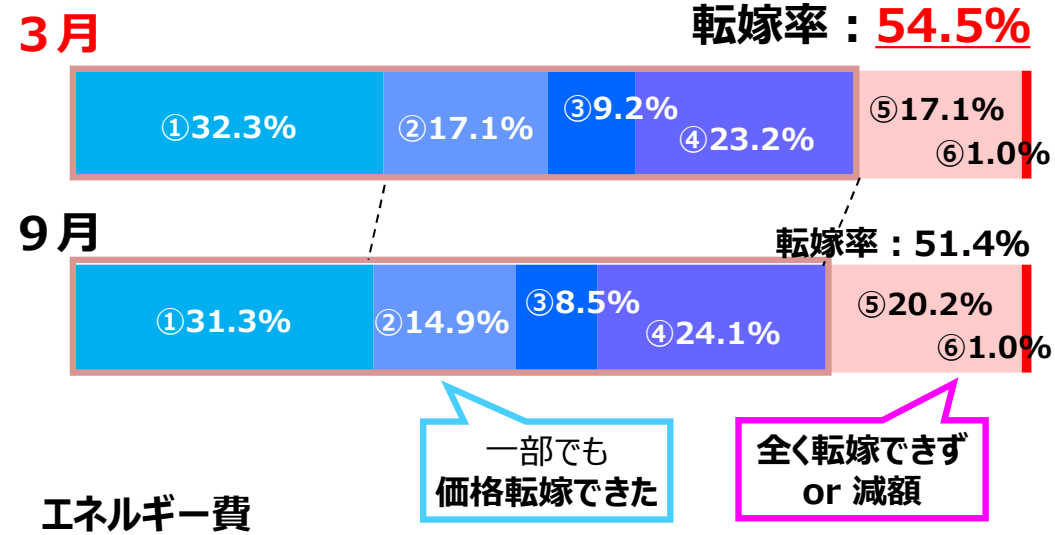

労務費

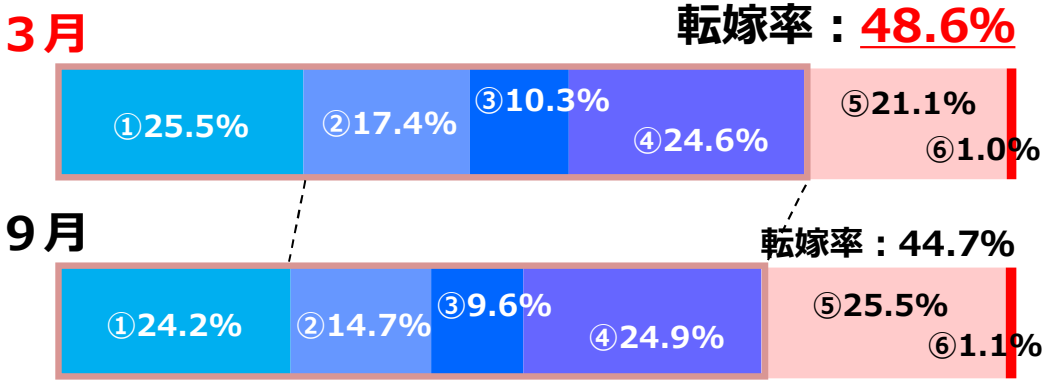

エネルギー費

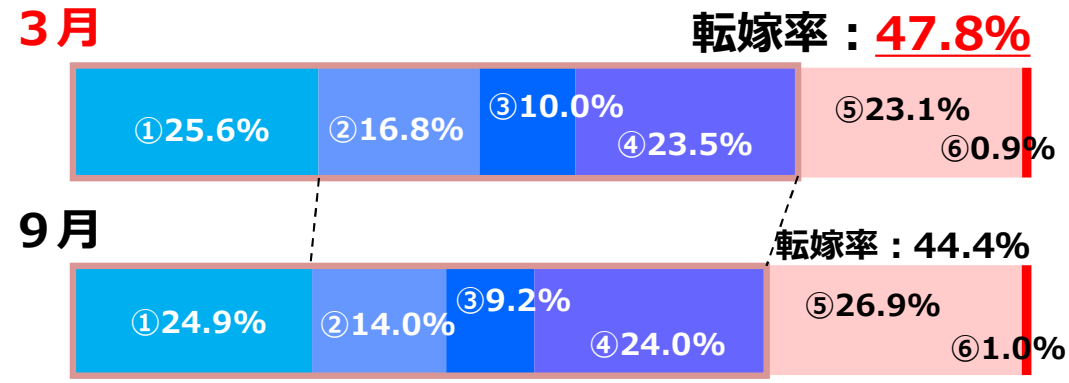

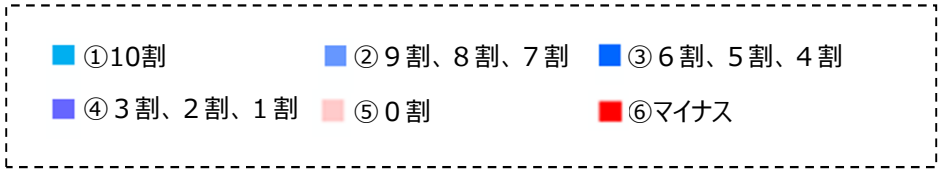

価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- コスト増加分を「**全額転嫁できた**」割合は、それぞれ**約２～３ポイント増加**
- 「**一部でも転嫁できた**」割合は、いずれの要素においても**約８～10ポイント増加**。

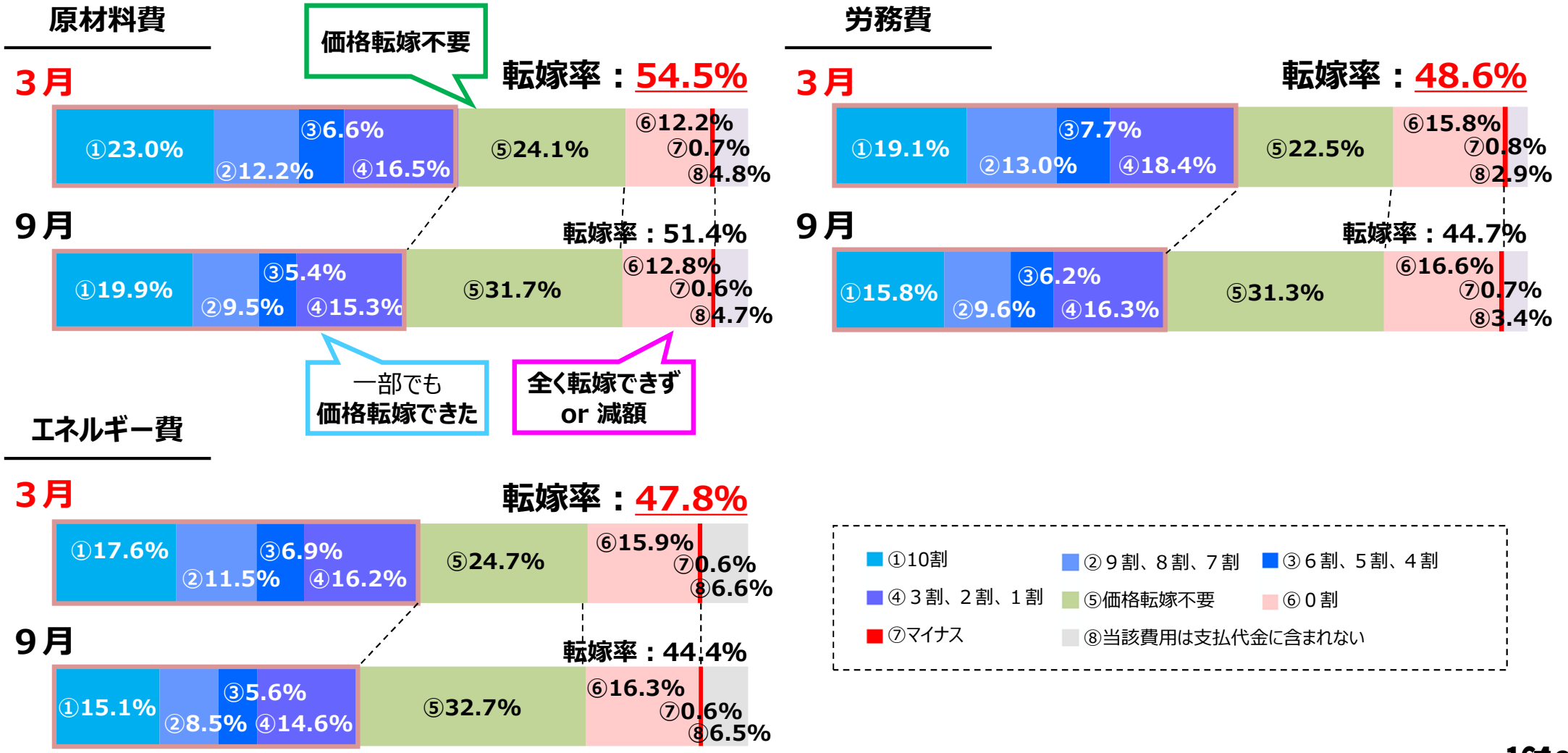

価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「発注側企業から**説明はあったものの、納得できるものではなかった**」又は「発注側企業からの**説明はなかった**」とする回答が**約４割**（前回39.6%→38.2%）。
  - ➢ 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。協議において、**必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止**する「**中小受託取引適正化法**」の周知を徹底していく。

発注側企業からの説明状況

３月

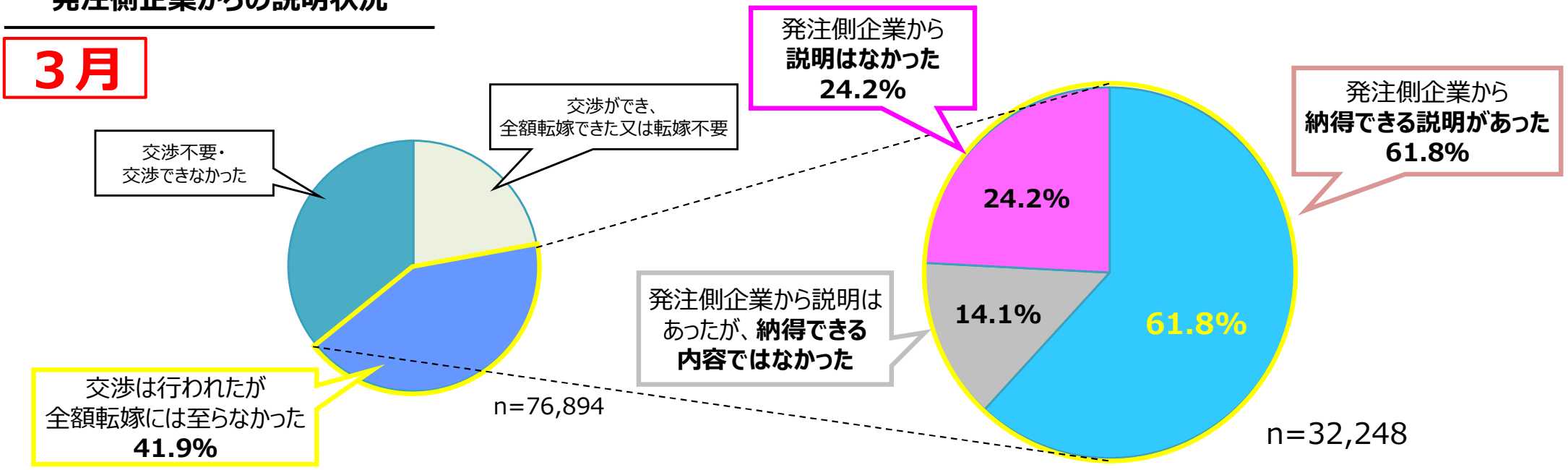

アンケート回答企業からの具体的な声

▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった。**

▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、**根拠の説明がない価格を一方的に通知された。**

価格交渉の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

※　価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- **価格交渉に応じられていない業種**は、交渉の結果である**価格転嫁率においても、比較的低い順位にある**。

順位	業種	前回	今回平均点	
－	全体	6.75	7.18	↑
1位	製薬	7.13	8.40	↑↑↑
2位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67	↑
2位	飲食サービス	6.45	7.67	↑↑↑
4位	建設	7.15	7.65	↑↑
5位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.75	7.54	↑↑
6位	化学	7.41	7.52	↑
7位	造船	7.51	7.46	↓
8位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40	↑
9位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39	↑↑
10位	電機・情報通信機器	6.63	7.38	↑↑
11位	卸売	7.17	7.36	↑
12位	小売	6.38	7.27	↑↑
13位	食品製造	6.72	7.19	↑
14位	広告	7.50	7.13	↓
15位	自動車・自動車部品	6.60	7.05	↑
16位	農業・林業	6.41	7.01	↑↑
17位	紙・紙加工	6.70	6.97	↑
18位	金融・保険	7.30	6.86	↓
18位	機械製造	6.67	6.86	↑
20位	放送コンテンツ	5.32	6.84	↑↑↑
21位	不動産・物品賃貸	6.56	6.60	↑
22位	生活関連サービス	6.07	6.54	↑
23位	金属	6.27	6.44	↑
24位	通信	6.20	6.36	↑
25位	建材・住宅設備	6.68	6.31	↓
26位	印刷	5.90	6.30	↑
27位	トラック運送	5.28	6.21	↑↑
28位	繊維	6.89	6.19	↓↓
29位	廃棄物処理	6.74	6.15	↓↓
30位	石油製品・石炭製品製造	5.77	6.02	↑
－	その他	－	－	

※2024年９月時点との変化幅と矢印の数の関係
↑：0.1～0.4ポイント 上昇、 ↑↑：0.5～0.9ポイント 上昇、 ↑↑↑：1.0ポイント以上 上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	**質問②** 交渉申し入れ有無	**質問③** 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが**あった**	－	10点
	申し入れが**なかった**	－	８点
行われなかった	申し入れが**あった**	**コストが上昇せず、交渉は不要と判断**し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、**交渉は不要と判断**し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、**交渉は不要と判断**し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、**発注量減少や取引停止を恐れ**、辞退したため	５点
	申し入れが**なかった**	**コストが上昇せず、交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、**交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、**交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、**発注量減少や取引停止を恐れ**、交渉を申し出なかったため	－５点
		コストが上昇し、**交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**ため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約６ポイント、広告は約７ポイント上昇**。

2025年3月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
①全体			↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)
②業種別	1位	化学	↑ 64.8% (61.9%)	↑ 69.3% (65.0%)	↑ 62.4% (57.9%)	↑↑ 61.3% (54.6%)
	2位	製薬	↑↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	↑ 56.6% (54.2%)	↑↑↑ 61.7% (46.5%)
	3位	食品製造	↑↑ 60.3% (55.3%)	↑ 62.7% (58.3%)	↑ 52.2% (47.6%)	↑ 51.7% (47.2%)
	4位	電機・情報通信機器	↑ 58.4% (54.8%)	↑ 62.8% (58.9%)	↑ 52.7% (49.6%)	↑ 53.3% (48.7%)
	5位	造船	↑ 57.6% (57.0%)	↓ 60.2% (62.1%)	↑ 57.9% (56.5%)	↓ 51.0% (53.2%)
	6位	飲食サービス	↓ 57.3% (59.0%)	↓ 58.4% (61.2%)	↓ 48.2% (49.0%)	↓ 46.1% (49.4%)
	7位	自動車・自動車部品	↑ 56.6% (51.9%)	↑ 63.7% (59.8%)	↑ 55.0% (51.8%)	↑ 53.4% (48.9%)
	8位	機械製造	↑ 56.2% (54.3%)	↑ 63.3% (60.7%)	↑ 52.2% (49.1%)	↑ 50.6% (47.4%)
	9位	卸売	↑ 54.4% (51.2%)	↑ 56.5% (51.7%)	↑ 48.1% (43.9%)	↑ 47.4% (42.9%)
	10位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)
	11位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)
	12位	建設	↑ 52.6% (50.3%)	↑ 53.7% (51.6%)	↑ 48.2% (46.0%)	↑ 50.4% (47.4%)
	13位	小売	↑ 52.5% (48.8%)	↑ 53.4% (49.2%)	↑↑ 46.8% (41.7%)	↑↑ 46.3% (40.5%)
	14位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)
	16位	紙・紙加工	↑ 51.4% (50.2%)	↑ 52.5% (49.9%)	↑ 46.8% (43.0%)	↑ 46.7% (42.7%)
	17位	金融・保険	↑↑↑ 51.1% (40.9%)	↑↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑↑ 47.7% (37.4%)
	18位	金属	↑ 50.9% (50.3%)	↑ 56.4% (55.4%)	↑ 47.5% (44.5%)	↑ 46.3% (42.6%)
	19位	生活関連サービス	↑ 50.2% (48.4%)	↑ 48.9% (48.2%)	↑ 44.5% (41.2%)	↑ 43.4% (42.7%)
	20位	不動産・物品賃貸	↑ 48.5% (48.1%)	↑ 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	↑ 47.0% (45.4%)
	21位	印刷	↓ 47.7% (48.5%)	↓ 48.9% (49.0%)	↑ 41.3% (41.1%)	↓ 39.6% (40.6%)
	22位	繊維	↓ 47.5% (49.0%)	↑ 49.1% (48.8%)	↓ 41.6% (45.3%)	↓↓ 41.7% (46.8%)
	23位	建材・住宅設備	↓↓ 46.6% (51.6%)	↓ 48.3% (51.6%)	↓ 41.3% (44.9%)	↓ 39.5% (42.8%)
	24位	石油製品・石炭製品製造	↓ 46.0% (47.6%)	↑ 55.6% (55.5%)	↓ 42.4% (42.9%)	↑ 41.2% (41.0%)
	25位	農業・林業	↑ 45.0% (41.2%)	↑ 44.6% (39.9%)	↑ 41.3% (37.3%)	↑ 38.9% (36.1%)
	26位	放送コンテンツ	↑ 43.2% (39.8%)	↑ 44.6% (40.4%)	↓ 36.0% (36.2%)	↑ 41.7% (36.8%)
	27位	廃棄物処理	↓↓↓ 39.3% (50.7%)	↓↓ 37.2% (43.1%)	↓↓↓ 34.4% (47.0%)	↓↓↓ 35.3% (48.7%)
	28位	広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑↑ 37.8% (26.4%)	↑ 36.3% (32.1%)
	29位	通信	↓↓ 37.7% (47.0%)	↓↓ 37.2% (44.7%)	↓↓ 34.1% (40.5%)	↓↓ 37.3% (45.7%)
	30位	トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% (26.9%)
	–	その他	–	–	–	–

※2024年９月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：１～４ポイント 上昇、 ↑↑：５～９ポイント 上昇、 ↑↑↑：10ポイント以上 上昇　　※（）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【受注企業の業種毎に集計】

- **受注者として、価格転嫁してもらえている業種**（上位にある業種）は、発注者としても**価格転嫁に応じている**傾向。
- 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**金融・保険は約３ポイント、通信は約１ポイント上昇**

2025年3月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
①全体			↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)
②業種別	1位	化学	↑↑ 64.4% (55.3%)	↑↑↑ 69.8% (59.0%)	↑↑ 60.9% (51.7%)	↑↑↑ 58.9% (47.0%)
	2位	卸売	↑ 61.3% (60.3%)	↑ 63.7% (61.9%)	↑ 52.9% (51.2%)	↑ 51.8% (49.6%)
	3位	機械製造	↑ 61.0% (57.3%)	↑ 66.7% (62.1%)	↑ 56.8% (52.7%)	↑ 55.9% (51.8%)
	4位	電機・情報通信機器	↑ 57.3% (54.9%)	↑ 62.5% (58.8%)	↑ 52.8% (48.4%)	↑↑ 53.5% (48.3%)
	5位	小売	↑ 55.7% (52.6%)	↑ 56.7% (54.0%)	↑ 46.9% (44.5%)	↑ 46.1% (44.7%)
	5位	紙・紙加工	↑↑↑ 55.7% (44.7%)	↑↑↑ 58.3% (45.8%)	↑↑ 49.3% (40.3%)	↑↑↑ 49.6% (38.5%)
	7位	食品製造	↑↑ 55.4% (50.0%)	↑↑ 57.4% (51.4%)	↑ 49.2% (44.5%)	↑↑ 49.4% (43.8%)
	8位	造船	↑↑ 54.8% (49.5%)	↑↑ 62.0% (53.0%)	↑↑↑ 61.8% (47.7%)	↑ 49.3% (46.8%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.0% (47.8%)	↑↑ 50.1% (41.8%)	↑↑ 45.4% (37.0%)	↑↑ 53.4% (47.3%)
	10位	自動車・自動車部品	↑ 53.4% (49.7%)	↑ 63.2% (59.6%)	↑ 53.4% (51.7%)	↑ 52.3% (48.4%)
	11位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 53.0% (43.1%)	↑↑ 50.1% (40.3%)	↑↑↑ 50.3% (36.5%)	↑↑ 45.8% (36.8%)
	12位	建設	↑ 52.5% (49.8%)	↑ 53.9% (51.6%)	↑ 49.4% (46.3%)	↑ 51.5% (48.0%)
	13位	金属	↓ 51.9% (52.3%)	↑ 59.8% (59.7%)	↑ 48.5% (47.7%)	↑ 47.0% (45.1%)
	14位	印刷	↓ 51.0% (53.1%)	↓ 52.3% (54.2%)	↑ 44.7% (44.3%)	↓ 43.9% (44.3%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く	↑ 50.7% (47.7%)	↑ 48.7% (44.8%)	↑ 48.3% (44.1%)	↑ 48.6% (43.7%)
	16位	繊維	↑ 50.6% (49.7%)	↑ 51.6% (49.3%)	↑ 45.0% (44.9%)	↑ 45.0% (44.1%)
	17位	建材・住宅設備	↑ 49.4% (48.3%)	↑ 51.1% (49.8%)	↑ 44.3% (43.8%)	↑ 43.1% (40.8%)
	18位	広告	↓ 48.3% (50.4%)	↓ 52.8% (53.7%)	↑ 47.4% (44.7%)	↓ 43.5% (45.4%)
	19位	不動産・物品賃貸	↑↑ 47.8% (42.8%)	↑↑↑ 50.8% (34.3%)	↑↑↑ 50.6% (35.1%)	↑↑ 48.6% (40.1%)
	20位	石油製品・石炭製品製造	↑ 46.8% (46.7%)	↑ 58.4% (55.6%)	↑ 42.4% (41.7%)	↑ 39.9% (39.3%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 45.5% (42.1%)	↑ 47.2% (43.6%)	↑ 42.1% (37.5%)	↑↑ 43.7% (37.2%)
	22位	製薬	↓↓↓ 45.0% (58.6%)	↓↓↓ 66.7% (80.0%)	↓↓↓ 41.7% (72.9%)	↑ 43.3% (40.0%)
	23位	農業・林業	↑↑ 44.8% (36.5%)	↑↑ 43.4% (34.3%)	↑↑ 40.6% (32.7%)	↑↑ 39.8% (32.5%)
	24位	生活関連サービス	↑ 42.1% (38.1%)	↑↑ 41.8% (34.5%)	↑↑ 38.1% (29.3%)	↑↑ 39.7% (33.7%)
	25位	放送コンテンツ	↑ 41.0% (38.0%)	↑↑ 45.4% (38.0%)	↑ 38.2% (34.6%)	↑ 40.4% (37.9%)
	26位	廃棄物処理	↑ 40.1% (38.4%)	↑ 37.6% (36.5%)	↑ 38.8% (36.5%)	↑ 37.4% (35.4%)
	27位	トラック運送	↑ 37.6% (34.4%)	↑ 33.6% (29.6%)	↑ 35.4% (32.0%)	↑ 34.1% (31.1%)
	28位	飲食サービス	↓↓↓ 36.9% (55.0%)	↓↓↓ 42.8% (53.6%)	↓ 44.6% (47.0%)	↓↓↓ 33.9% (49.0%)
	29位	通信	↑ 35.4% (34.7%)	↑↑ 35.7% (30.7%)	↑↑ 34.5% (27.0%)	↓ 36.3% (38.0%)
	30位	金融・保険	↑ 28.5% (25.2%)	↑↑ 30.6% (21.2%)	↑↑↑ 32.1% (19.4%)	↑↑ 27.5% (21.0%)
	–	その他	–	–	–	–

※2024年９月時点との変化幅と矢印の数の関係　↑：１～４ポイント 上昇、　↑↑：５～９ポイント 上昇、　↑↑↑：10ポイント以上 上昇　　※（）内は前回の転嫁率を示す。

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（2024年11月22日閣議決定）

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策
～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

内閣府作成

経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- **賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行**を確実なものとする。

経済対策の基本的考え方

①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、
速やかに万全の措置を講ずる。

３本の柱

第１の柱

全ての世代の
現在・将来の賃金・所得を増やす

日本経済・地方経済の成長

- 賃上げ環境の整備
  中堅・中小企業の生産性向上（足元の賃上げ）
- 地方創生２.０（全国津々浦々の賃金・所得増加）
- 成長力の強化（将来の賃金・所得増加）

第２の柱

誰一人取り残されない
成長型経済への移行に道筋をつける

物価高の克服

- 物価高の影響を受ける低所得者への支援
- 地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- 物価高の影響を受ける業種の支援
- エネルギーコスト上昇への耐性強化

第3の柱

成長型経済への移行の礎を築く

国民の安心・安全の確保

- 自然災害からの復旧・復興
  （能登半島地震等への対応も含む。）
  防災・減災及び国土強靱化
- 外交・安全保障環境の変化への対応
- 都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進　など

経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、
「経済あっての財政」との考え方に立ち、**「賃上げと投資が牽引する成長型経済」**を実現しつつ、
財政状況の改善を進め、**力強く発展する、危機に強靭な経済・財政**を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

（資料出所）内閣府HPより抜粋

ガソリン全国平均価格の推移

レギュラーガソリン・全国平均価格

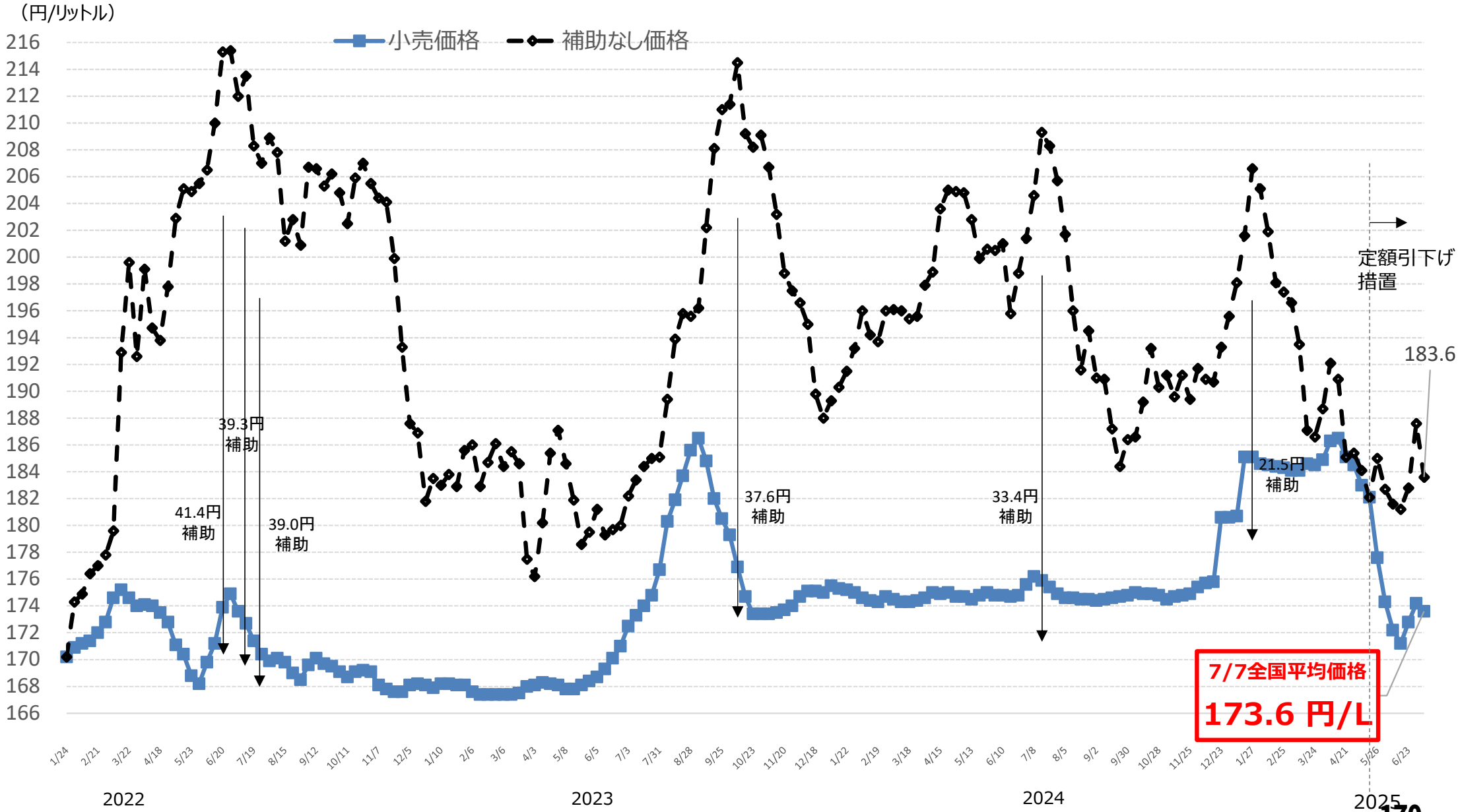

電気・ガス料金支援の概要

- 足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、**電力使用量が増加する７月から９月まで電気・ガス代の支援を行う。特に、電力使用量がピークになる８月使用分の負担軽減を重点化**する。
- これにより、標準的な家庭において、**3ヶ月3,000円程度の負担引下げ効果**が実現。
- これまでの国際的な燃料価格の動向及び直近の為替水準を前提とすれば、**７月から９月の電気料金等は、昨年同時期よりも下がることが見込まれる**。

	電気	都市ガス*
7月使用分 9月使用分	低圧：2.0円/kWh 高圧：1.0円/kWh	8円/㎥
8月使用分	低圧：2.4円/kWh 高圧：1.2円/kWh	10円/㎥

*家庭及び年間契約量1,000万㎥未満の企業等が対象

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金の**コースを新設**し、
短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、**労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者１人当たり最大50万円の支援**を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、
賃上げや所定労働時間の延長のほか、
被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した**社会保険適用促進手当については、**
適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として**被保険者の標準報酬の算定において考慮しない**。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、
労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、**事業主の証明の添付による迅速な判断**を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、
(1) **見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料**を作成・公表した。
(2) **中小企業団体等を通じて周知**する。

上記のほか、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用も促進。

「年収の壁・支援強化パッケージ」の周知・広報について

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」は、労働者が壁を意識することなく、希望どおり働くことのできる環境づくりに資するとともに、企業にとっても労働力確保につながるもの。
- パート・アルバイトの方々や雇用する事業主の皆さまに、本パッケージの内容・メリットについてご理解いただき、実際にご活用いただくことが肝要であり、厚生労働省としては、積極的に周知・広報の取組を進めている。

マス向け

本パッケージへの関心や認知を広げるため、**広く国民の目に触れる機会の多い媒体（SNS・バナー等のWeb広告、テレビCM等）**を通じた発信を行っている。
首相官邸及び厚生労働省のホームページに、本パッケージに関する特設サイトを開設。

【 Web広告・テレビCM】

相談体制

労働者・事業主等からのお問い合わせをワンストップで受け付ける**「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）**を**2023（令和５）年10月より開設**。営業時間外の対応等、利便性向上を図るため、**チャットボット**を導入。

団体周知

各府省庁と連携し、**パート・アルバイトを多く雇用する業界団体（1,232団体）**に、**周知用リーフレットを提供**するとともに、**会員企業・労働者への周知協力を依頼**。
各団体のニーズに合わせて、**きめ細かいサポート**を実施。各都道府県労働局でも、同様に、**個別企業を含めた働きかけ**を実施。

【厚生労働省 特設サイト】

説明会

業界団体等と協力し、会員企業向けに、**説明会**や**団体等の会合における説明**等を実施。
事業主からの相談を受ける機会の多い**社会保険労務士**の方々に、各支援策への理解を深めていただくことを目的に、**説明会の開催や研修動画の配信等**に取り組んでいる。

拡充 キャリアアップ助成金

労働政策審議会雇用環境・均等分科会（第82回）
令和７年６月24日

資料２－３から抜粋した資料を時点更新

令和7年度当初予算額　1,025億円（1, 106億円）※（ ）内は前年度当初予算額

うち雇用環境・均等局計上分　1,020億円（1,101億円）　うち職業安定局計上分　5億円（5億円）

令和５年度実績：65,598件

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容	支給額（１人当たり）	加算措置等／加算額
正社員化支援		
正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して３%以上増額していることが必要	【重点支援対象者※】 / 【左記以外】 有期→正規：80万円（60万円） / 40万円（30万円） 無期→正規：40万円（30万円） / 20万円（15万円） ※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去５年間に正規雇用労働者であった期間が１年以下 ②過去１年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ➢ 有期雇用期間が通算５年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人	**正社員化コース** ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 １事業所当たり　20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 １事業所当たり　40万円（30万円）
障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：90万円（67.5万円） ②有期→無期：45万円（33万円） ③無期→正規：45万円（33万円）	
処遇改善支援		
賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を３%以上増額改定し、その規定を適用	①３%以上４%未満：4万円（2.6万円） ②４%以上５%未満：5万円（3.3万円） ③５%以上６%未満：6.5万円（4.3万円） ④６%以上：7万円（4.6万円） 上限人数：100人	**賃金規定等改定コース** ■「職務評価」の活用により実施　１事業所当たり　20万円（15万円） ■昇給制度を新たに設けた場合　１事業所当たり　20万円（15万円）
賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	１事業所当たり　60万円（45万円） １事業所当たり１回のみ	
賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	１事業所当たり　40万円（30万円） １事業所当たり１回のみ	**賞与・退職金制度導入コース** ■両方を同時に導入した場合　１事業所当たり16.8万円（12.6万円）
年収の壁・支援強化パッケージ **社会保険適用時処遇改善コース** 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長（週当たり４時間以上等）を実施　（R7年度までの措置）	(1)手当等支給メニュー　50万円（37.5万円）（※） (2)労働時間延長メニュー　30万円（22.5万円） ※１～３年目までの各要件を全て満たした場合の３年間の合計額	
130万の壁対応 **短時間労働者労働時間延長支援コース** 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり５時間以上等）を実施	60万円（45万円）<75万円>（※） ※１～２年目までの各要件を全て満たした場合の２年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象	

※（　）は、大企業の場合の額。＜＞は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、１年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。

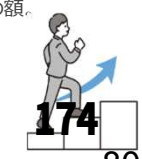

キャリアアップ助成金の拡充（「年収130万円の壁」への対応）

労働政策審議会雇用環境・均等分科会（第82回）	資料２－３から抜粋
令和７年６月24日	

現行の労働時間延長メニュー

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	１人当たり助成額
①	４時間以上	―	**30万円**
②	３時間以上４時間未満	**５％以上**	
③	２時間以上３時間未満	**10％以上**	
④	１時間以上２時間未満	**15％以上**	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は３／４の額。
・取組から６ヶ月後に支給申請。
・賃金は基本給。

短時間労働者労働時間延長支援コース

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	１人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	**５時間以上**	―	**４０万円**	**５０万円**
②	**４時間以上５時間未満**	**５％以上**		
③	**３時間以上４時間未満**	**10％以上**		
④	**２時間以上３時間未満**	**15％以上**		

(注)・助成額は大企業の場合は中小企業の３／４の額。
・取組から６ヶ月後に支給申請。
・賃金は基本給。
・現行のメニューからの切り替え可。複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	１人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	**労働時間を更に２時間以上延長**	―	**20万円**	**25万円**
②	―	**基本給を更に５％以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用**		

(注)・被用者保険への継続加入が必要。
・助成額は大企業の場合は中小企業の３／４の額。
・取組から１年６ヶ月後に支給申請。
（被用者保険適用後１年目と２年目で比較）
・賃金は基本給。

Ⅰ１　被用者保険の適用拡大

改正のねらい

○ **年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。**

○ **厚生年金や健康保険**（被用者保険）**の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。**

○ **人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。**

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃
① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃
④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃　<公布から３年以内の政令で定める日から施行>

※　最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人（実績値）	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時５人以上の者を使用する事業所
- 法律で定める17業種　適用（現行どおり）
- 上記以外の業種（※）　非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業 等

５人未満の事業所　非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、施行時に存在する事業所は当面期限を定めず適用除外。

※　これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

〔支援策〕

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、３年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額（年額換算）	8.8万（106万）	9.8万（118万）	10.4万（125万）	11万（132万）	11.8万（142万）	12.6万（151万）	13.4万（161万）
労働者の負担割合	50%→25%	50%→30%	50%→36%	50%→41%	50%→45%	50%→48%	50%

※３年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を講ずる（令和７年度中に実施、１人当たり最大75万円助成）

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、2025年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- **物価動向**を勘案し最高48万円から**10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円に。**

  ※扶養親族等の所得要件について、基礎控除と同額の 48 万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58 万円に。
- 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せ。**

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- **物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**
- 最低保障額を55万円から**10万円引き上げ、 65万円に。**

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足**の中、特に大学生のアルバイトの**就業調整**に対応
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。**
  - ➢ **子の給与収入が、 150万円以下→63万円**
  - ➢ **子の給与収入が、 150万円超** →控除額が**段階的に逓減**

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（2025年度改正）

2025年分所得税から適用

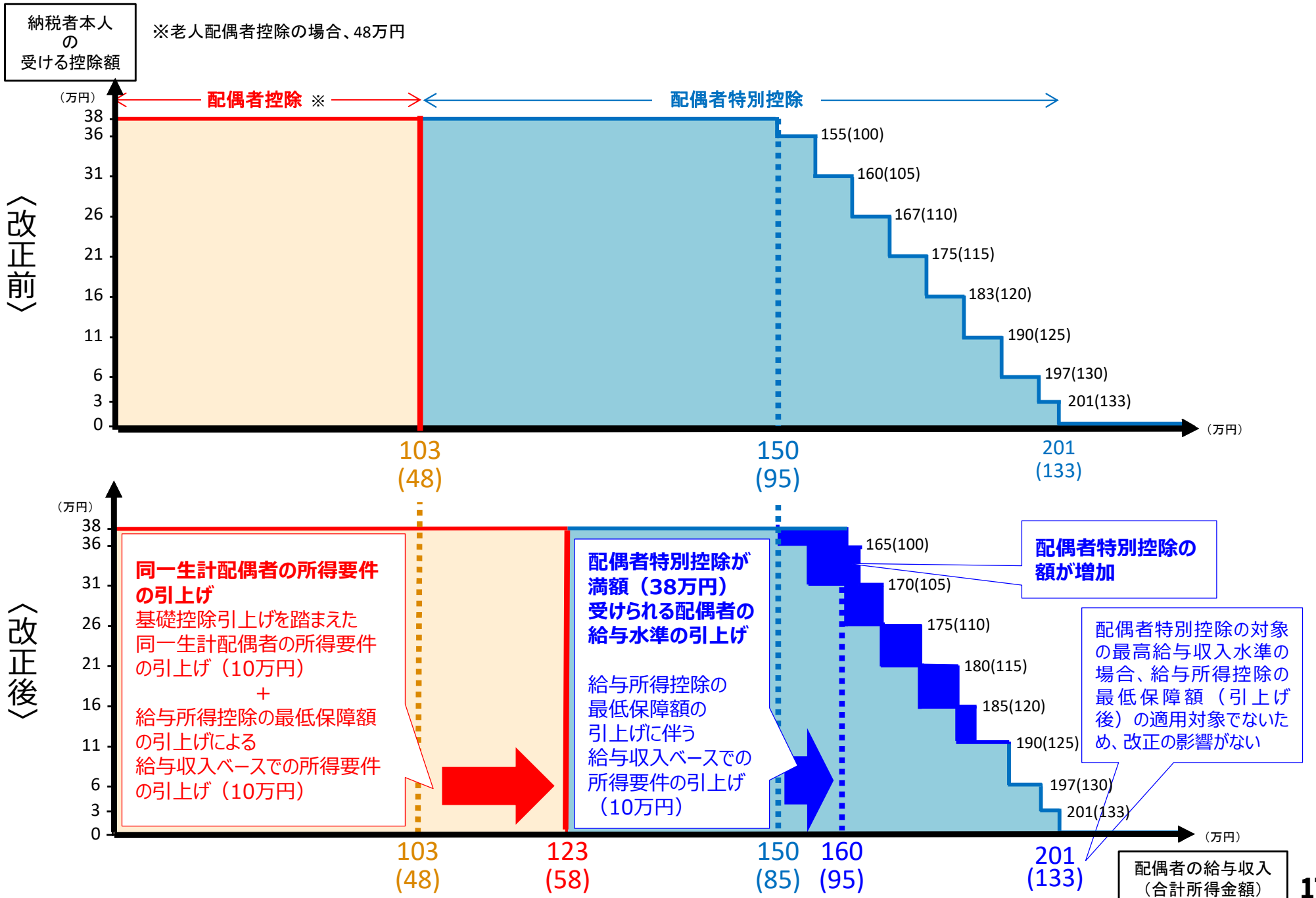

資料 No.5

今後の予定（案）

7 月 22 日（火）	第２回目安に関する小委員会 於　未定
7 月 24 日（木）	第３回目安に関する小委員会 於　未定
7 月 29 日（火）	第４回目安に関する小委員会 於　未定

※上記の日程は調整中

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金に関する調査研究

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年）の概要（速報）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024）の概要（速報）

調査の概要

実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）
調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。
調査の対象	従業員規模１人以上300人未満の全国の企業19,922社（官公営、非営利法人除く）。 ※2023年調査に回答があった企業(8,117社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,805社を抽出。8,117社には、2021～2023年調査とも回答があったパネル接続可能企業（2,513社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるＡ～Ｃの３ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	2025年1月24日～2月12日（3月上旬までに到着した調査票を集計）

集計対象企業数等

集計対象企業数・割合

集計対象企業数：8,666社　（43.5%　/19,922社）
（うち、2021年～2023年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,843社（73.3%　/2,513社）

集計対象企業の主な属性

ランク	集計対象企業数	構成比(%)
Ａランク	1,843	21.3
Ｂランク	4,496	51.9
Ｃランク	2,327	26.9

従業員数	集計対象企業数	構成比(%)
１～４人	2,929	33.8
５～９人	2,127	24.5
10～19人	1,593	18.4
20～29人	684	7.9
30～49人	635	7.3
50～99人	424	4.9
100～299人	274	3.2

業種	集計対象企業数	構成比(%)
建設業	1,817	21.0
製造業	1,503	17.3
情報通信業	158	1.8
運輸業	337	3.9
卸売業	876	10.1
小売業	1,222	14.1
金融業，保険業	108	1.2
不動産業，物品賃貸業	359	4.1
宿泊業	101	1.2
飲食サービス業	356	4.1
生活関連サービス業	227	2.6
娯楽業	61	0.7
教育，学習支援業	89	1.0
医療，福祉	420	4.8
上記以外のサービス業	1,032	11.9

備考

・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
・産業、従業員規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック）を行っている。

182

正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を５%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

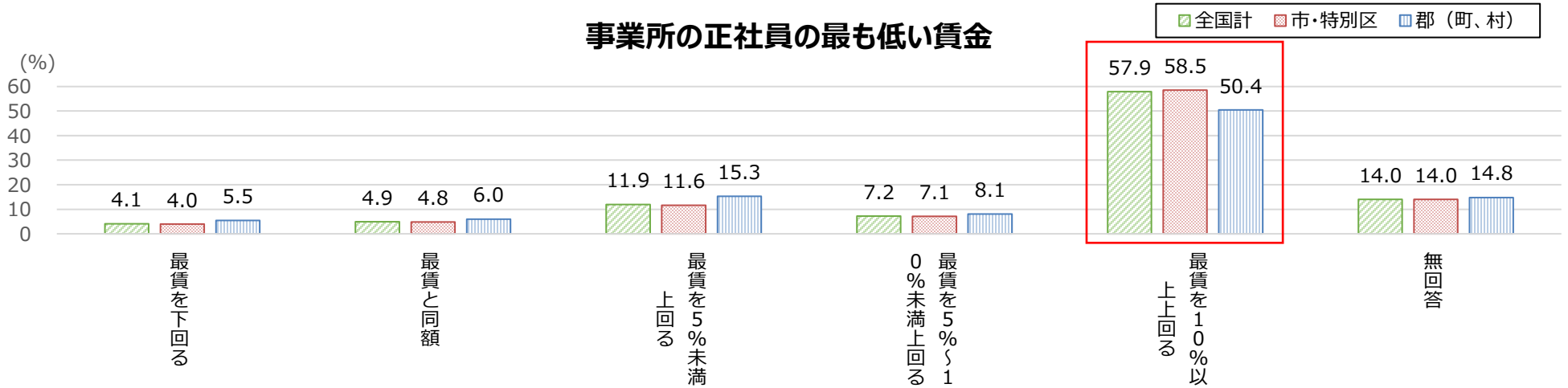

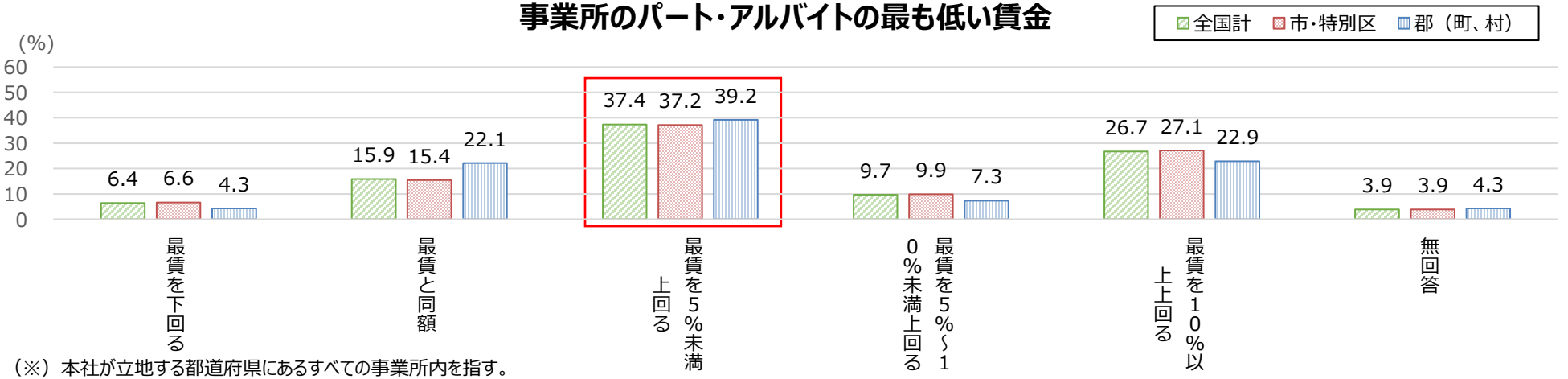

（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。
（注）集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート･アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。
（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

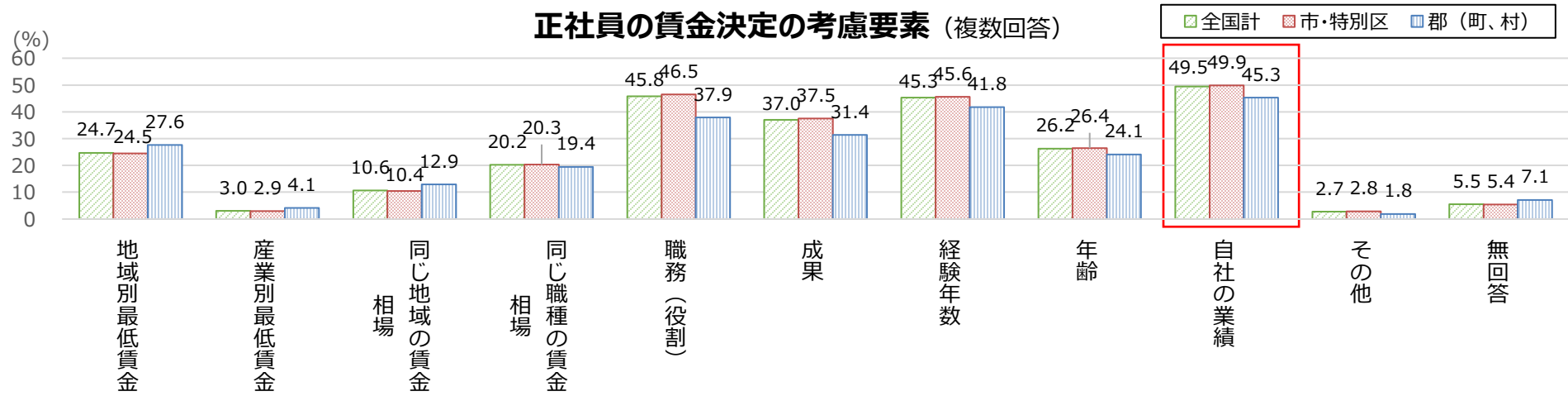

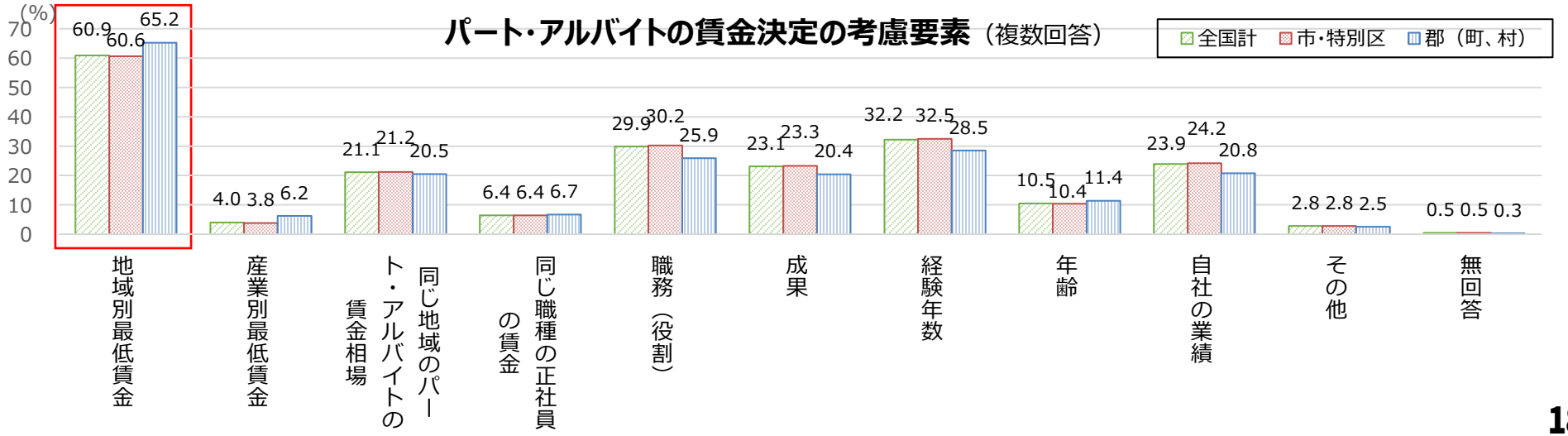

（注）集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は６割程度である。

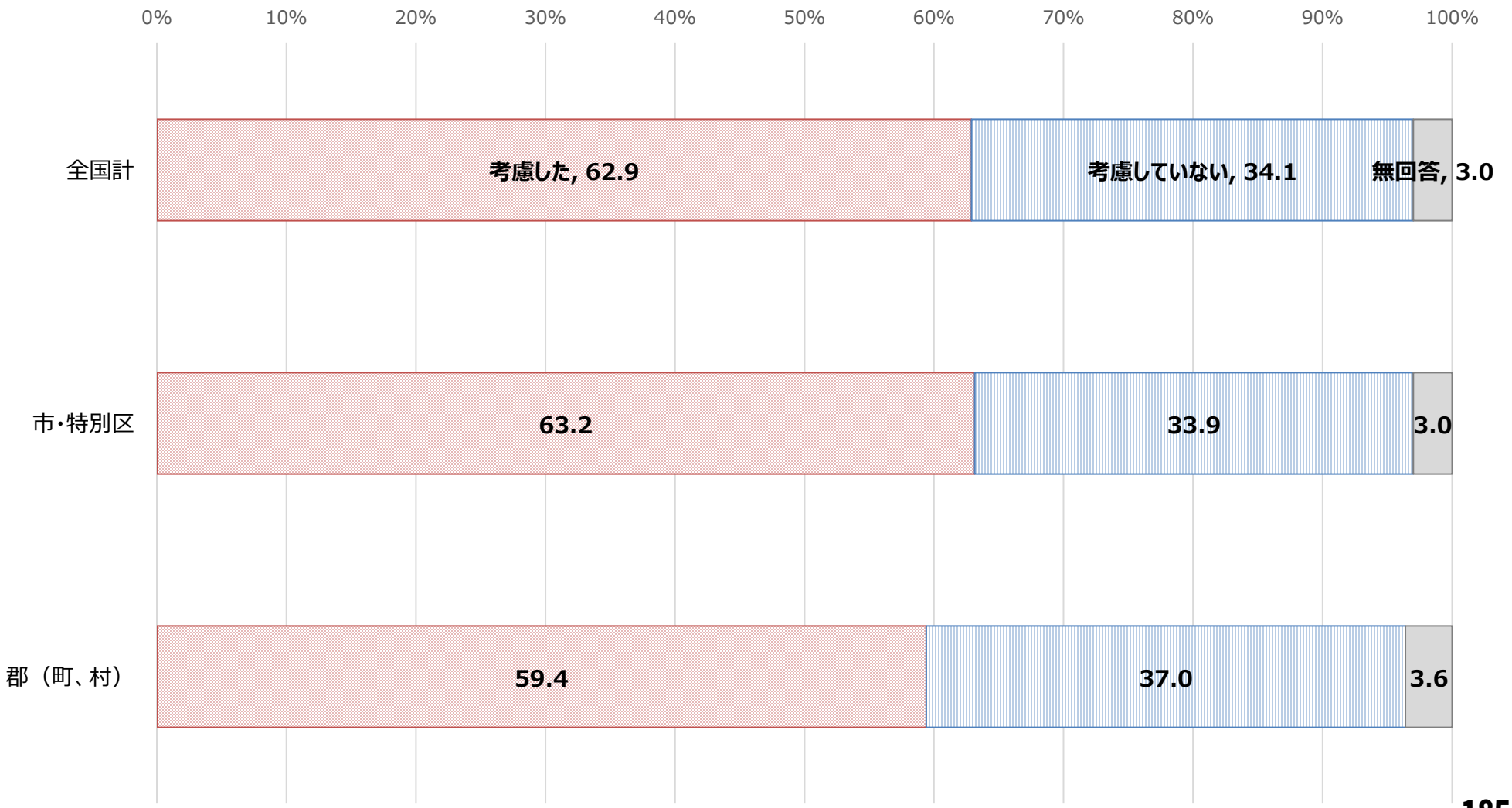

（注）集計対象企業（8,666社）のうち、直近１年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,328社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は41.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

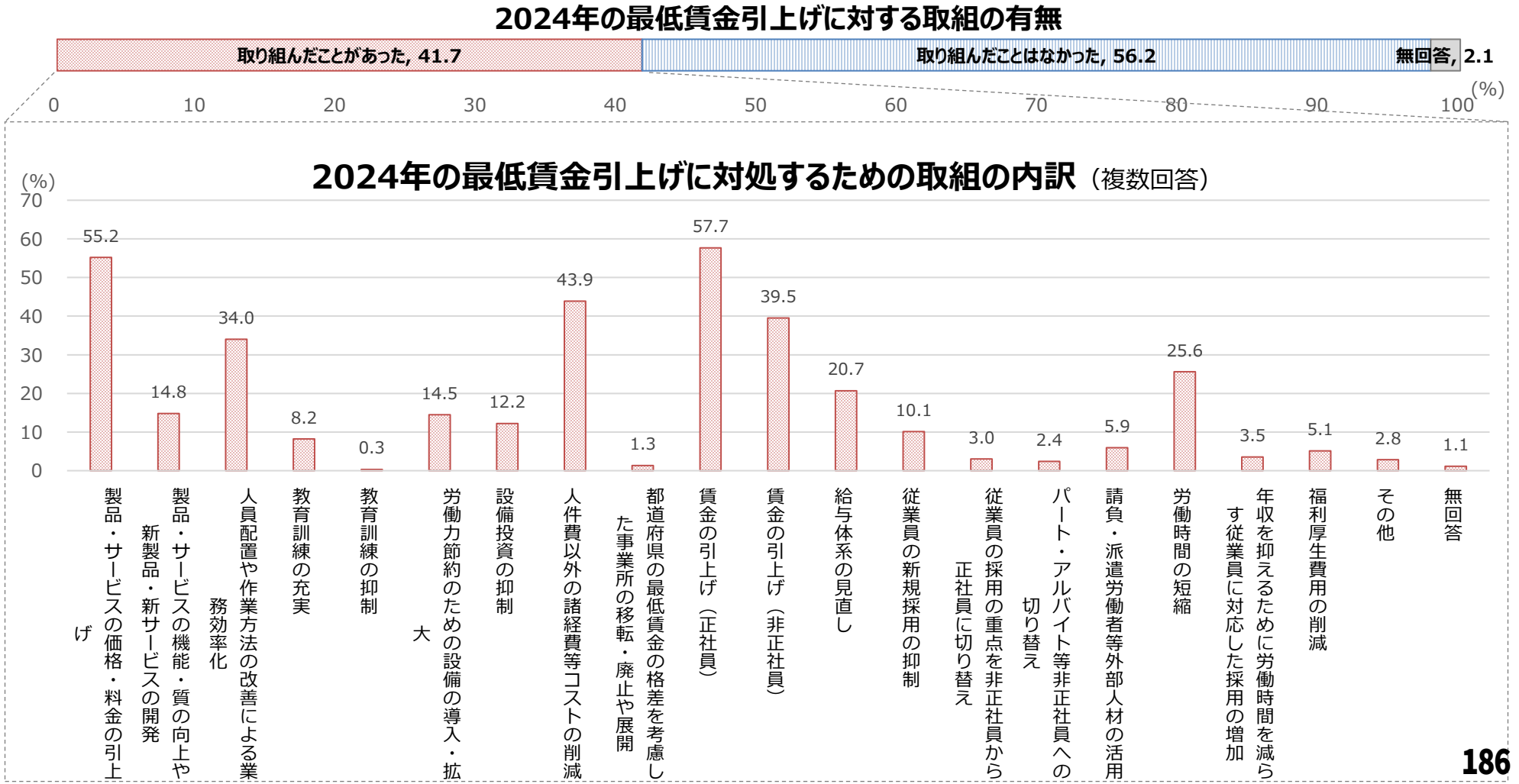

186

（注）上図は集計対象企業（8,666社）、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（3,990社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識（2024年）

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

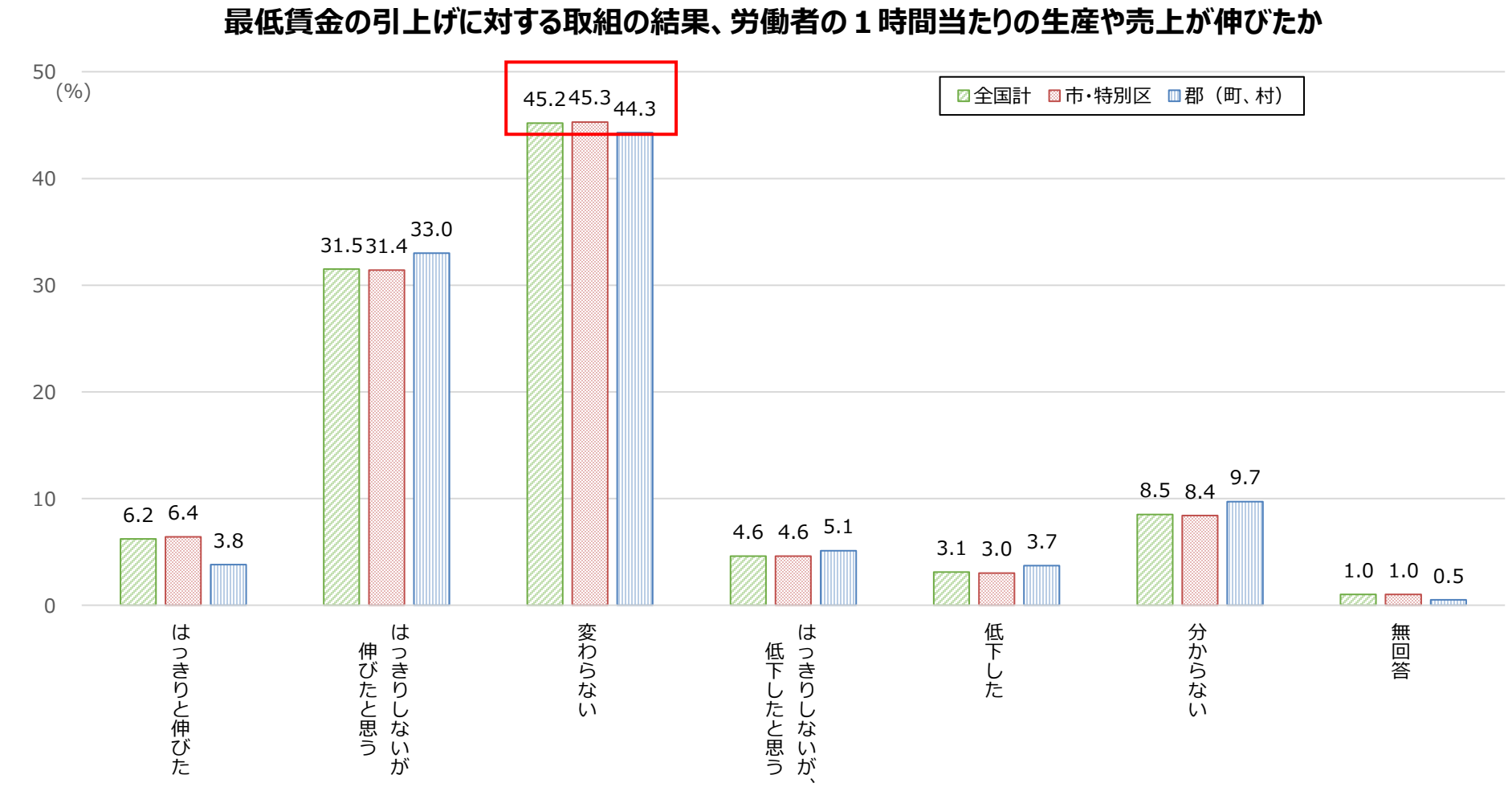

（注）集計対象企業（8,666社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2024年調査：3,990社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識（パネル集計）

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はっきりとしないが、伸びたと思う」が、 2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか

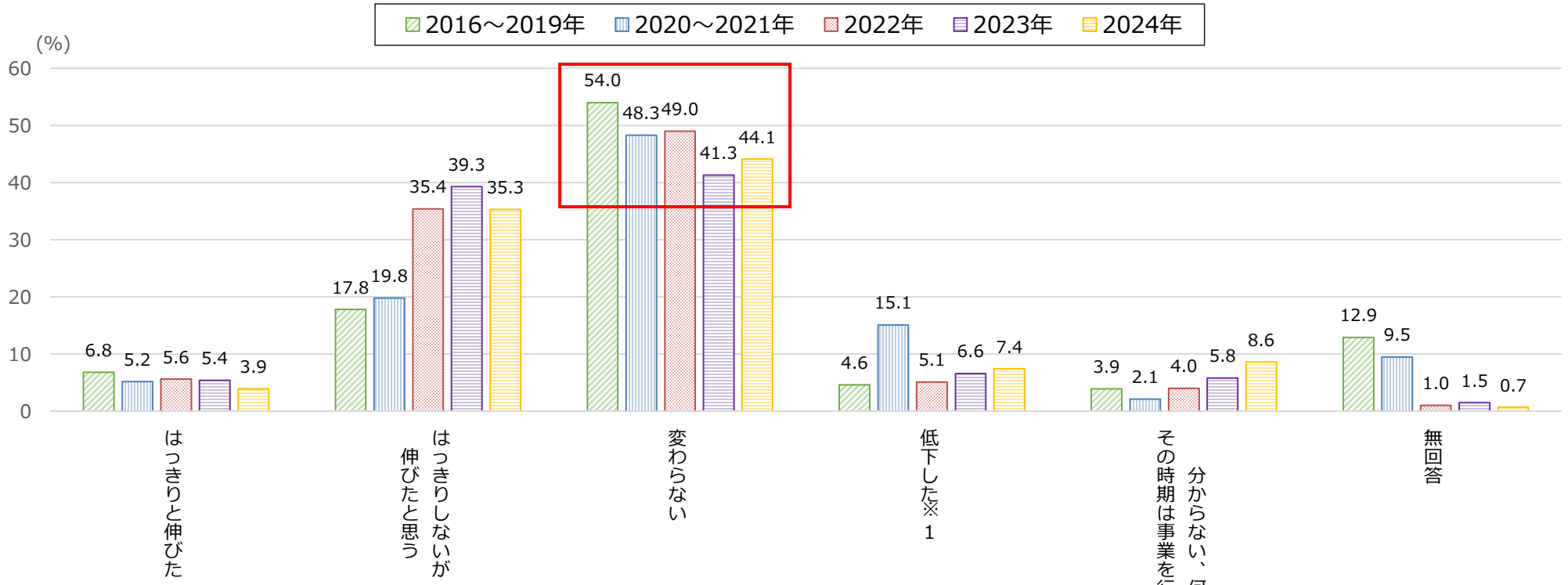

※１　2022年～2024年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。
※２　2022年～2024年調査における選択肢は、「分からない」
（注）「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。
（注）集計対象企業（1,843社）のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2024年調査：882社、2023年調査：910社、2022年調査：649社、2021年調査：1,026社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。

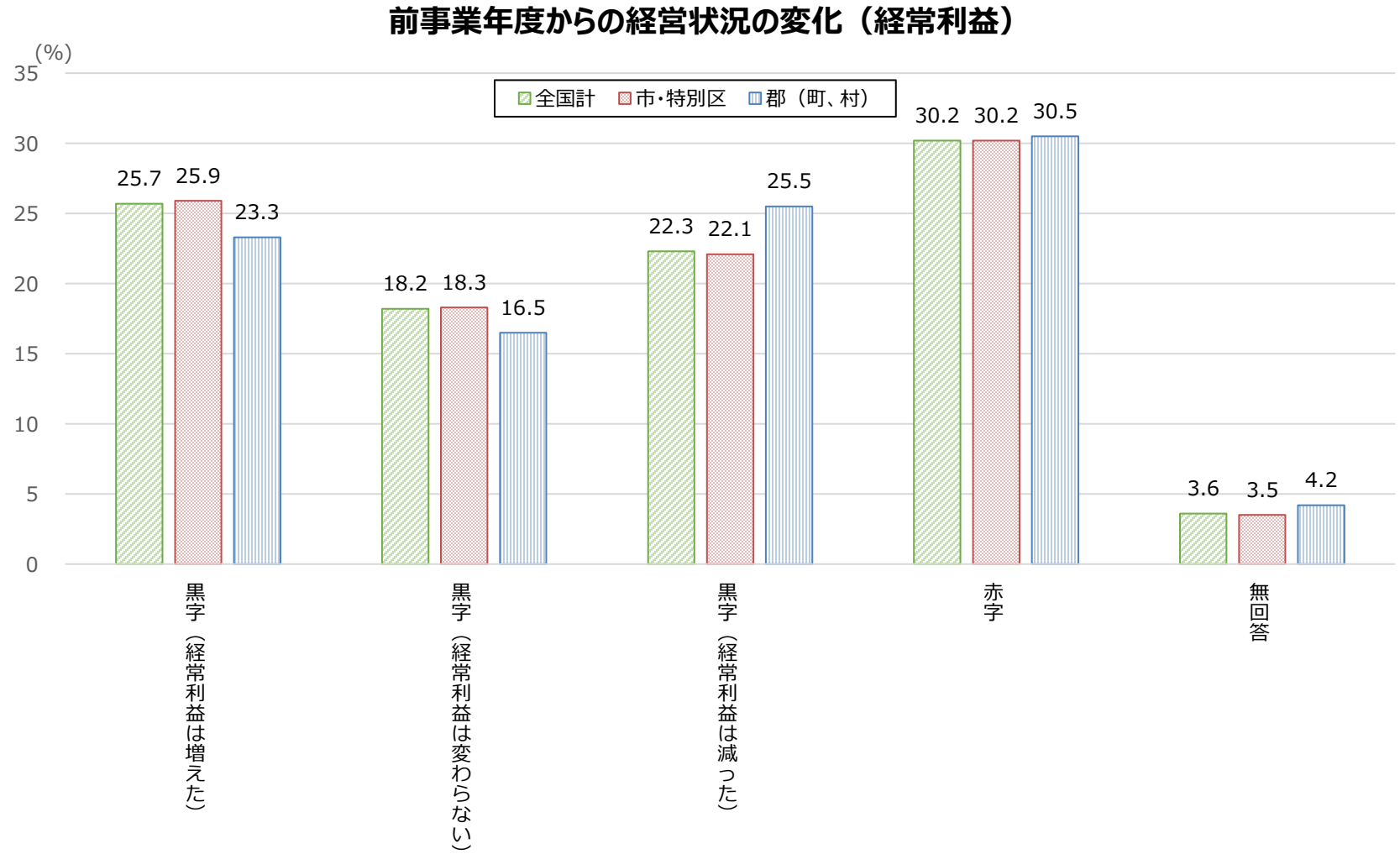

（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞ35%程度となっている。

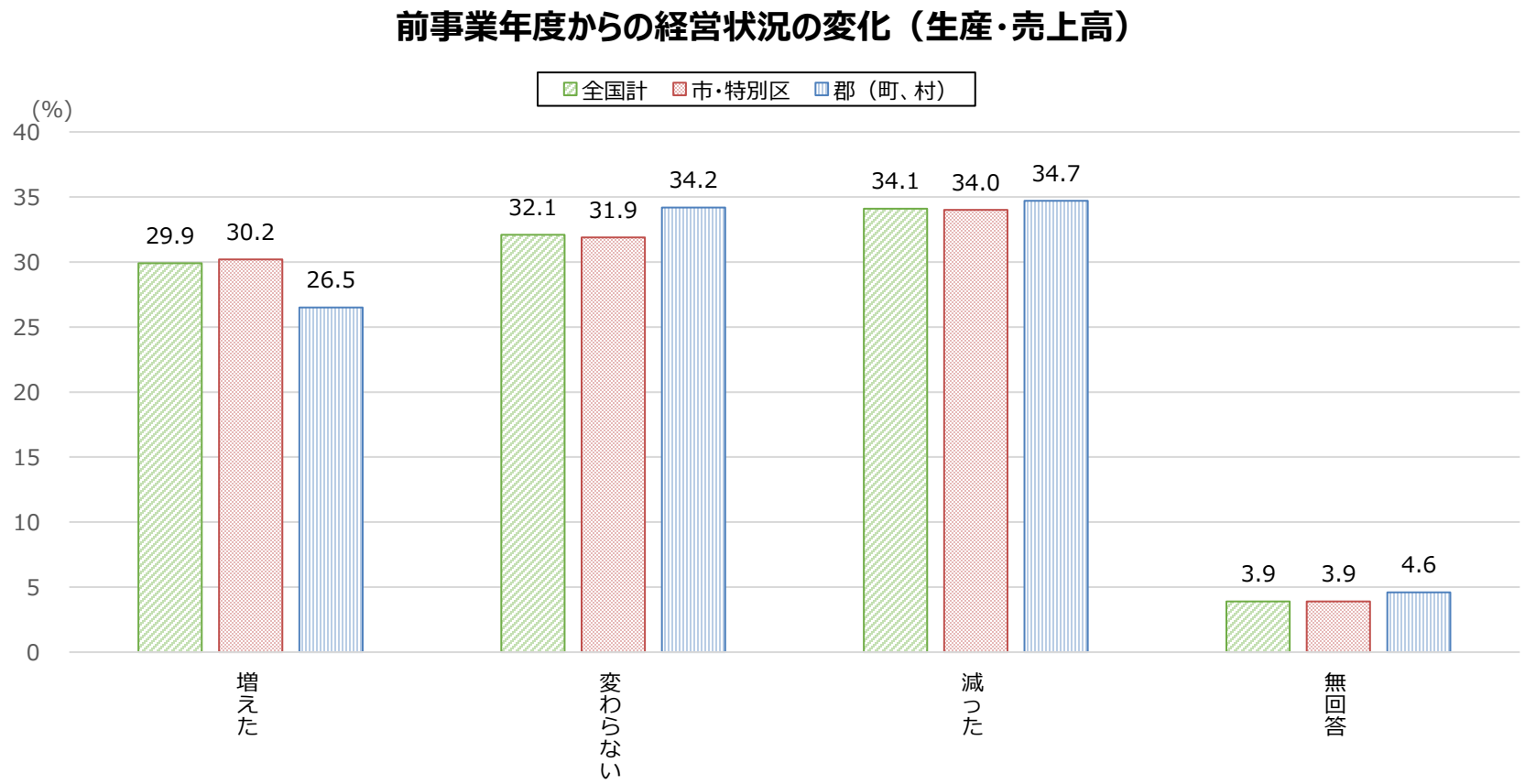

（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年１～２月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～２月）までの間での影響

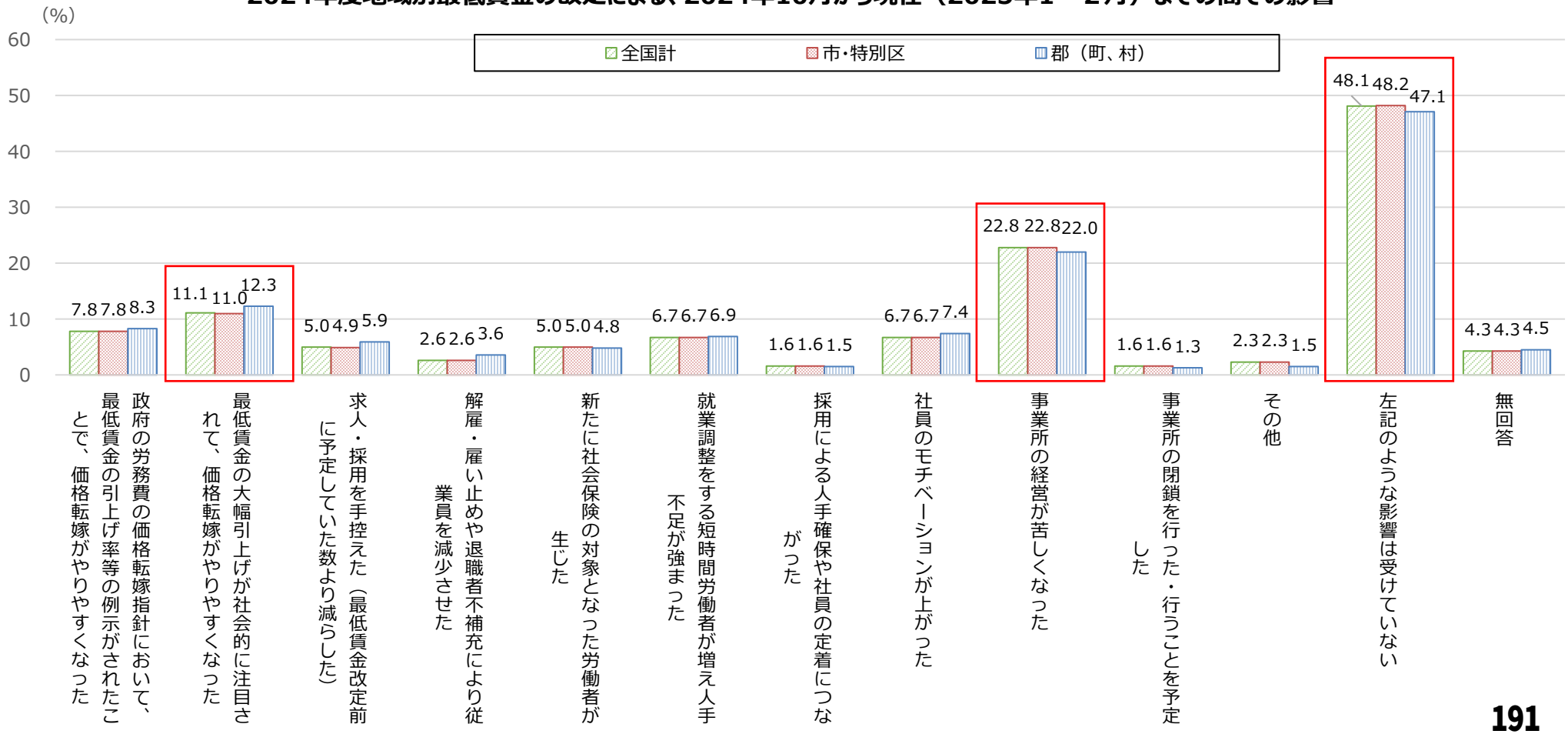

（注）集計対象企業（8,666社） について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見て取れない。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁をできているか

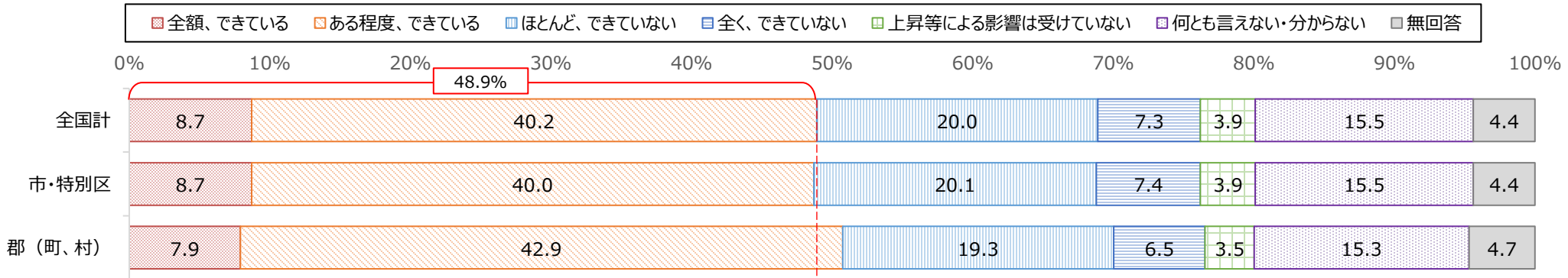

（参考）従業員規模別

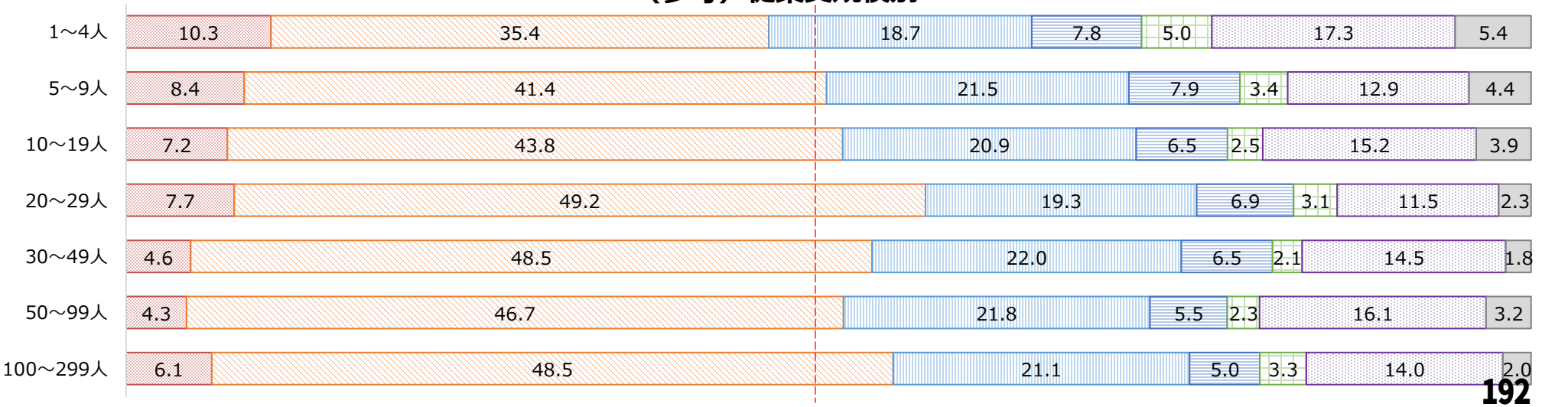

192

（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が５割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が３割を超える業種（運輸業、不動産業，物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育，学習支援業、医療，福祉）もある。

（参考）業種別

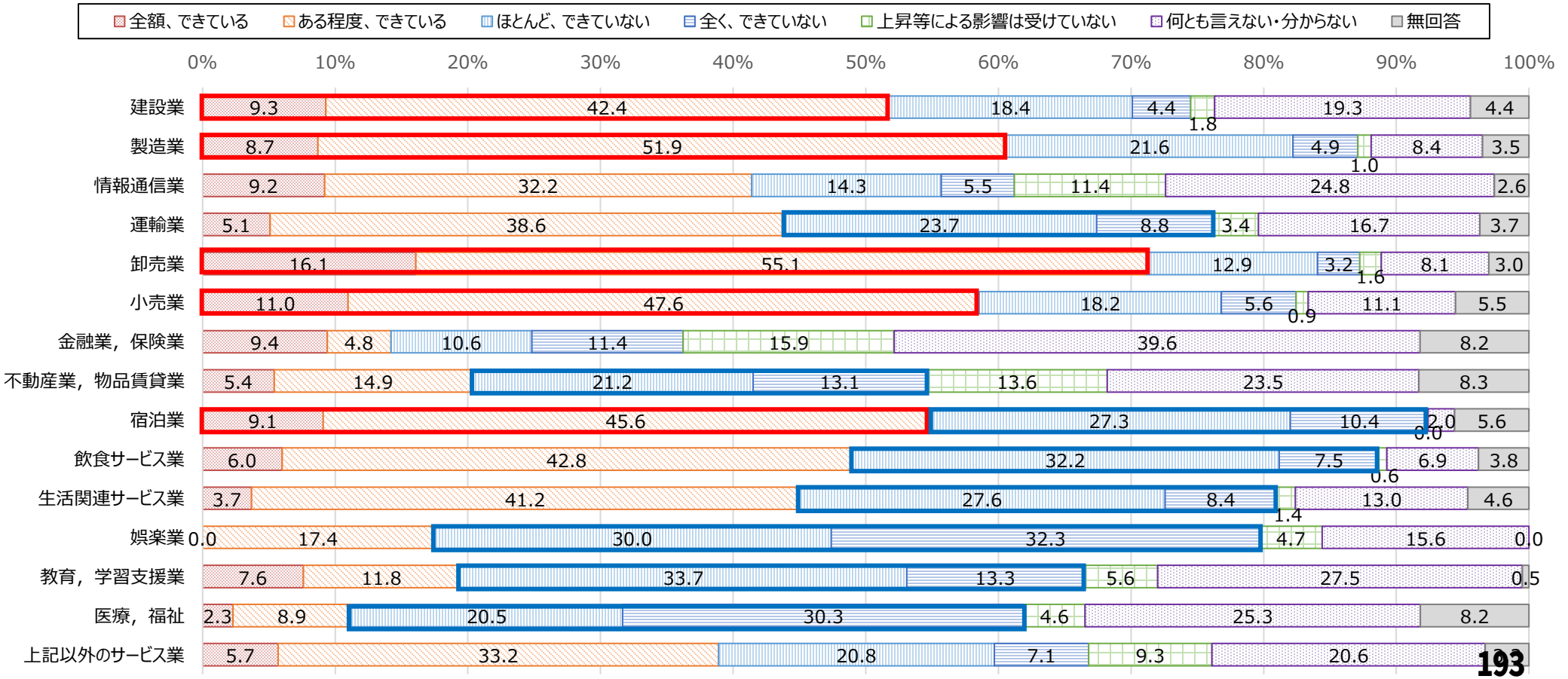

（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）

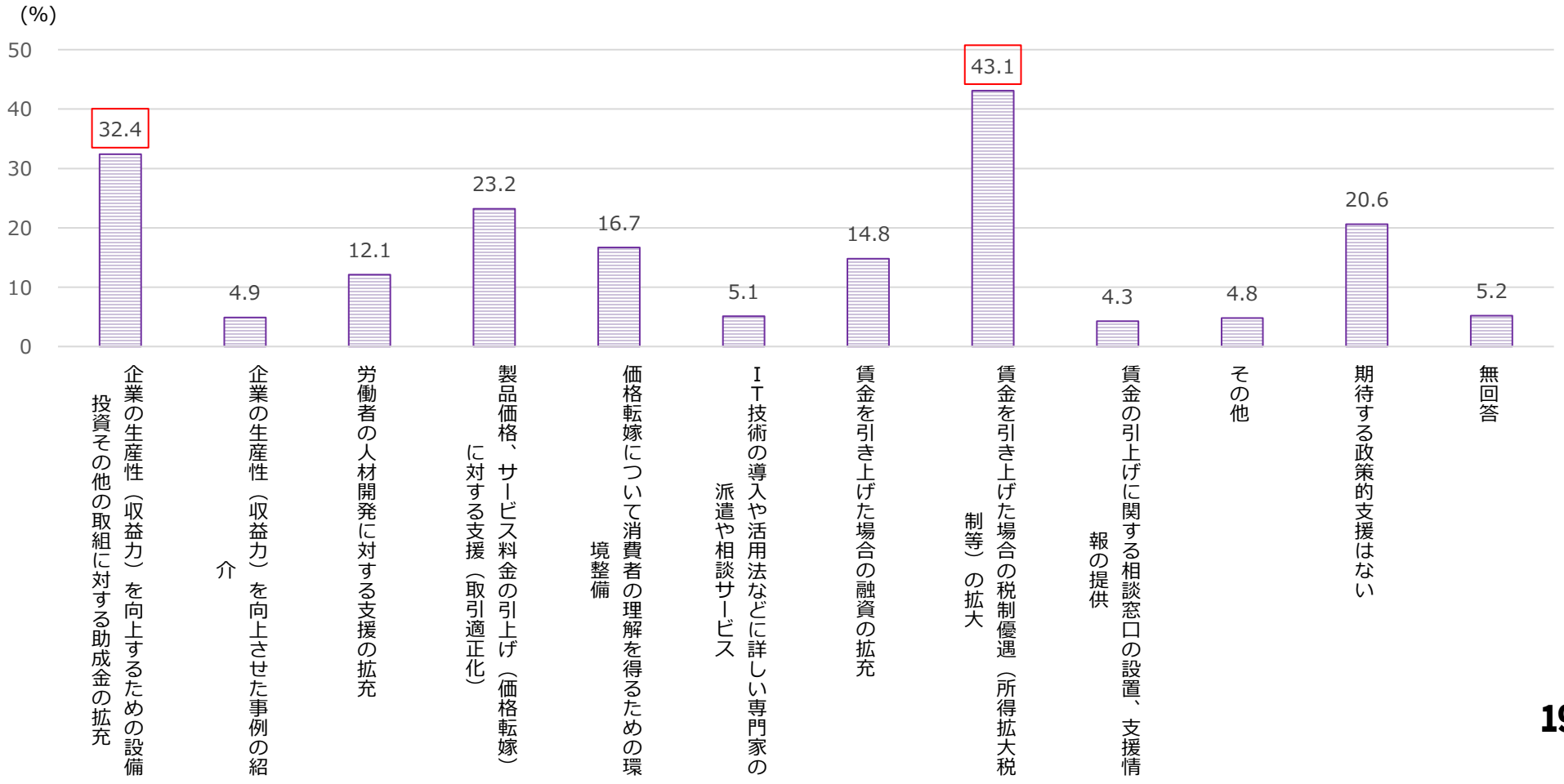

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）の概要（速報）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）の概要（速報）

<table>
<tr><td rowspan="5">調査の概要</td><td>実施機関</td><td>株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）</td></tr>
<tr><td>調査の目的</td><td>今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2025年調査」と表記）
なお、株式会社ＮＴＴデータ経営研究所（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2024年）は、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2024年調査」と表記）</td></tr>
<tr><td>調査の対象</td><td>時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で１年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td>WEB上でのモニター調査</td></tr>
<tr><td>調査期間</td><td>2025年５月２日～12日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">集計対象者数等</td><td>集計対象者数</td><td>集計対象者数：3,000人</td></tr>
<tr><td>集計対象者の主な属性</td><td>【性別】<table><tr><td>男性</td><td>798人</td></tr><tr><td>女性</td><td>2,202人</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,000人</td></tr></table>【年齢階級】<table><tr><td>29歳以下</td><td>679人</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>277人</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>482人</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>625人</td></tr><tr><td>60歳以上</td><td>937人</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,000人</td></tr></table>【勤務地の地域区分】<table><tr><td>Aランク</td><td>1,438人</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>1,302人</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>260人</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,000人</td></tr></table>※　厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和７年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</td></tr>
</table>

過去１年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

- 最賃近傍雇用者のうち、過去１年以内に時間当たり賃金が上昇したのは54.6%であり、賃金上昇額は「50～54円」（26.7%）、「10～14円」（13.0%）、「20～24円」（9.5%） の順に多くなっている。

過去１年以内の時間当たり賃金の上昇の有無

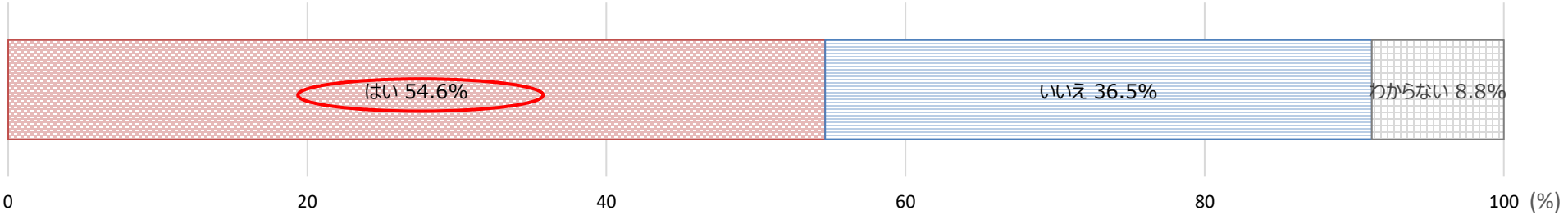

１年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額

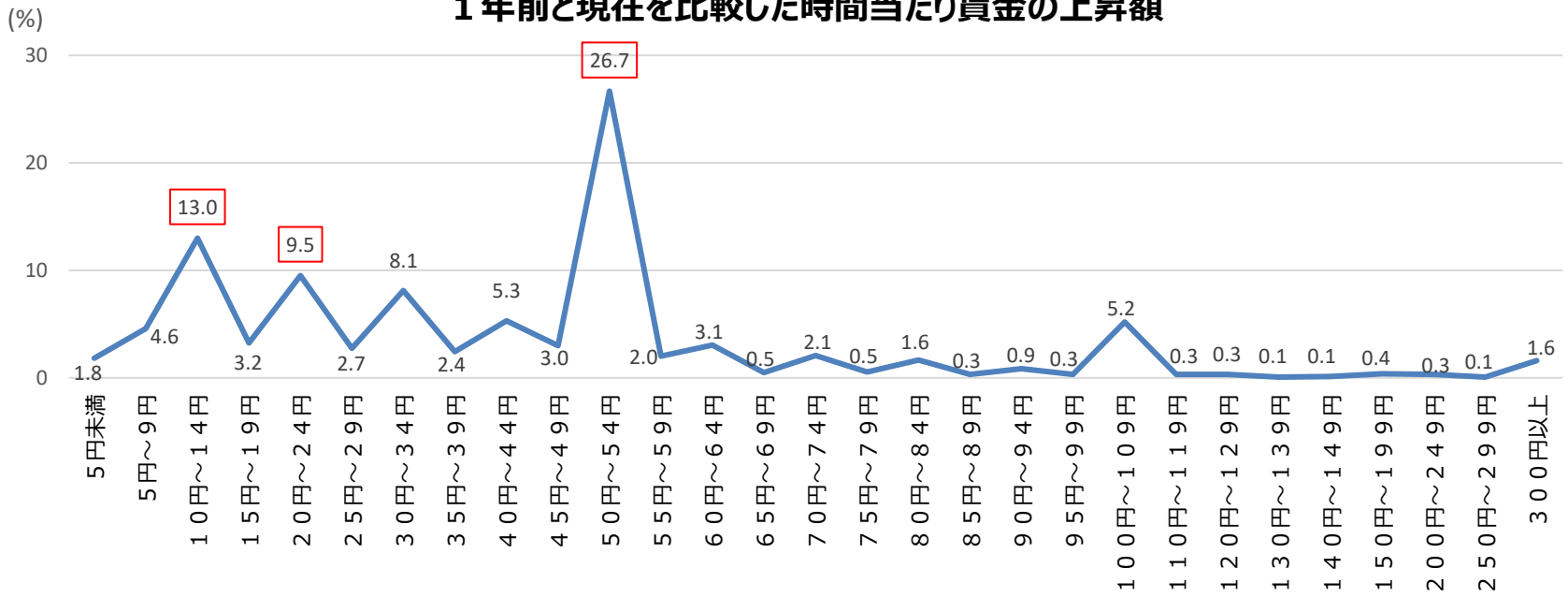

（注）有効回答者（3,000人）について集計。賃金上昇額は、過去１年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（1,639人）について集計。

過去１年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

- 最賃近傍雇用者について、過去１年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2024年10月」（36.2%）が最も多く、「2025年４月」（14.4%）が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」（74.2%）が最も多くなっている。

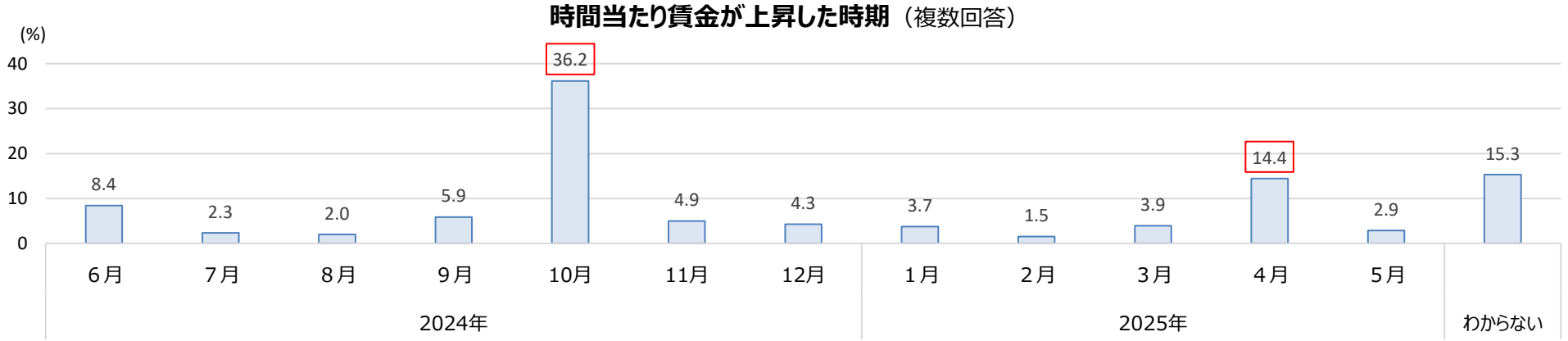

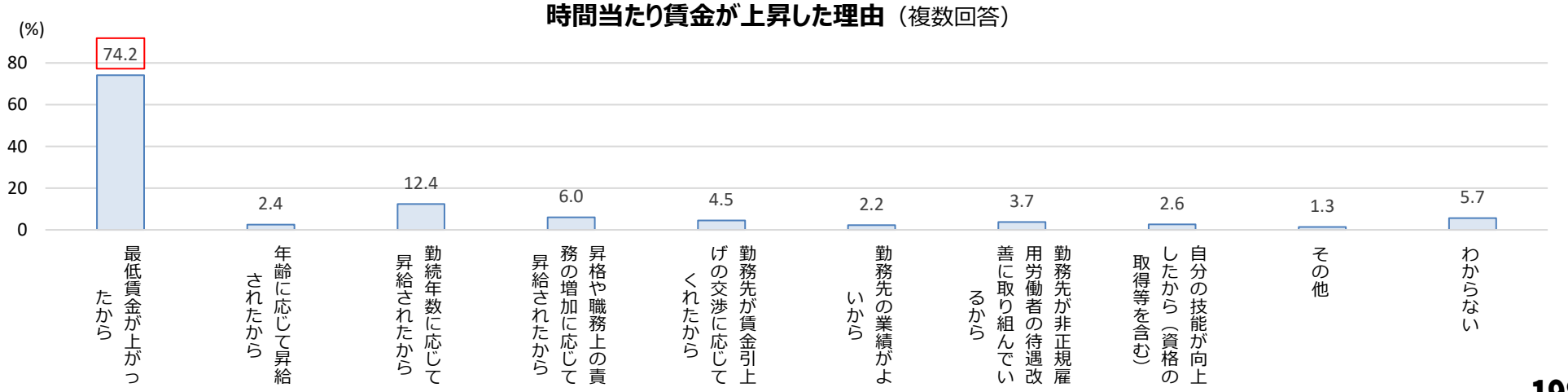

（注）有効回答者（3,000人）のうち、過去１年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（1,639人）について集計。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、１年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、１年前と現在を比べて１ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

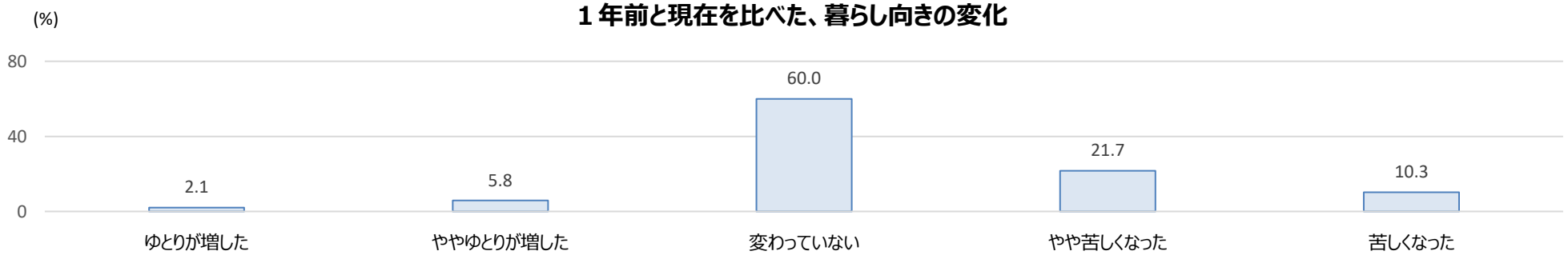

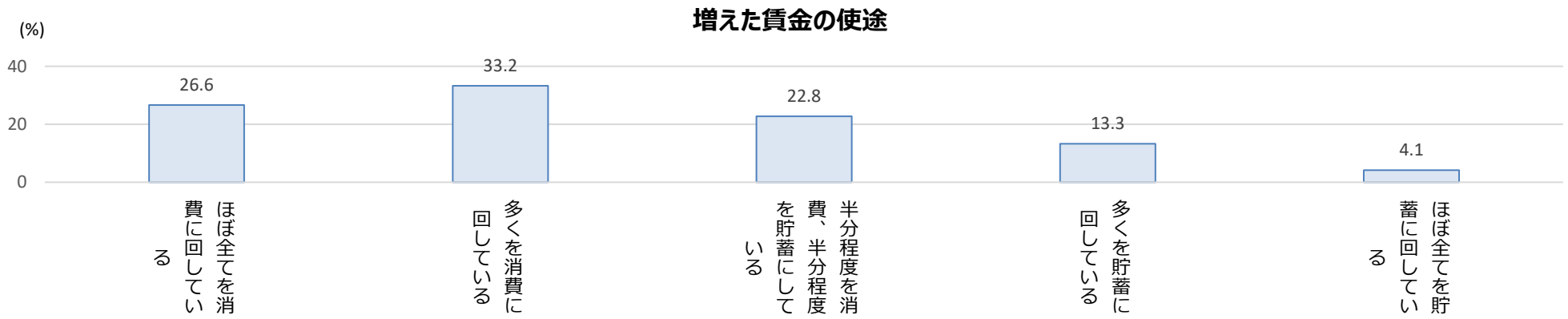

（注）過去１年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（1,214人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち１年前と現在を比べて１ヶ月の賃金が増えた者（707人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、１年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が66.9%と最も多く、2024年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、１年前と現在を比べた、主な仕事による１ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計58.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計8.5%となっており、2024年調査の結果と同じ傾向であった。

１年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化

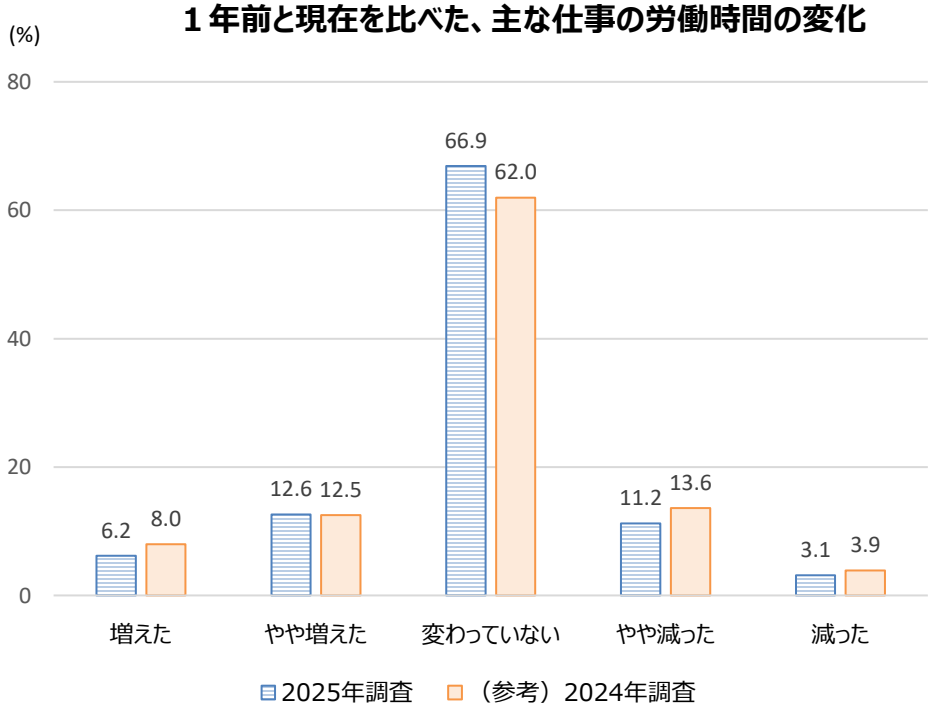

１年前と現在を比べた、主な仕事による１ヶ月あたりの賃金の増減

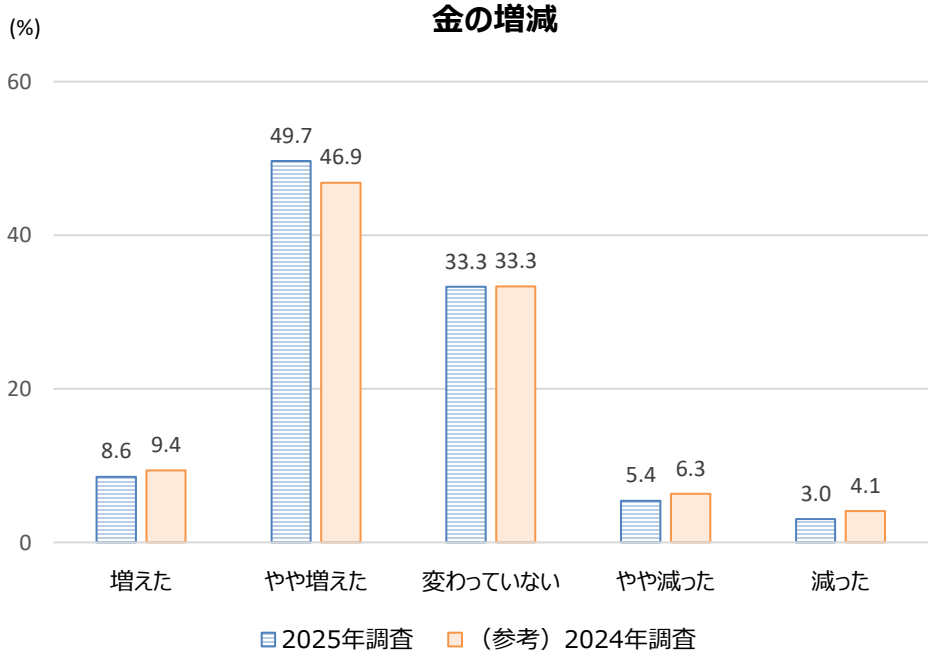

（注）過去１年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：1,214人、2024年調査：1,187人）について集計。

※　図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

200

今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.9%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.6%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が65.8%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が26.2%と最も多くなっている。

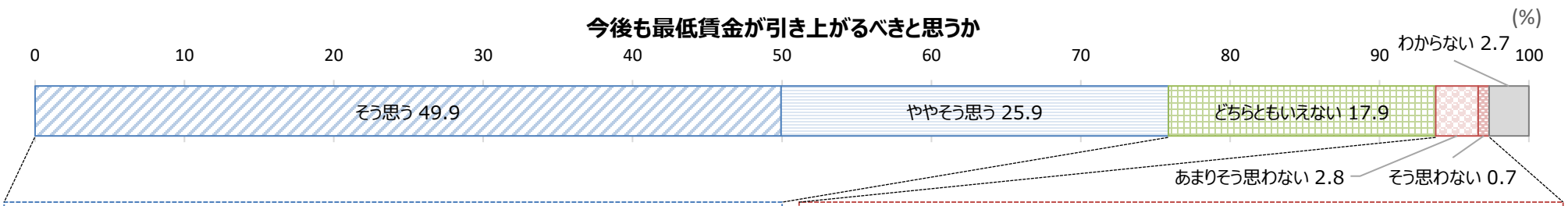

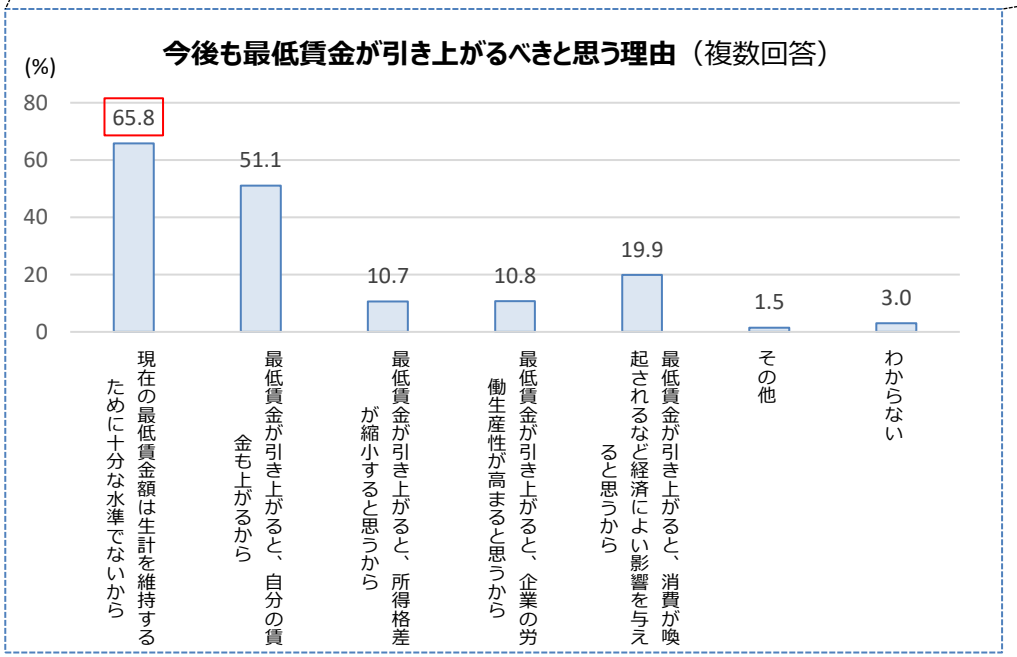

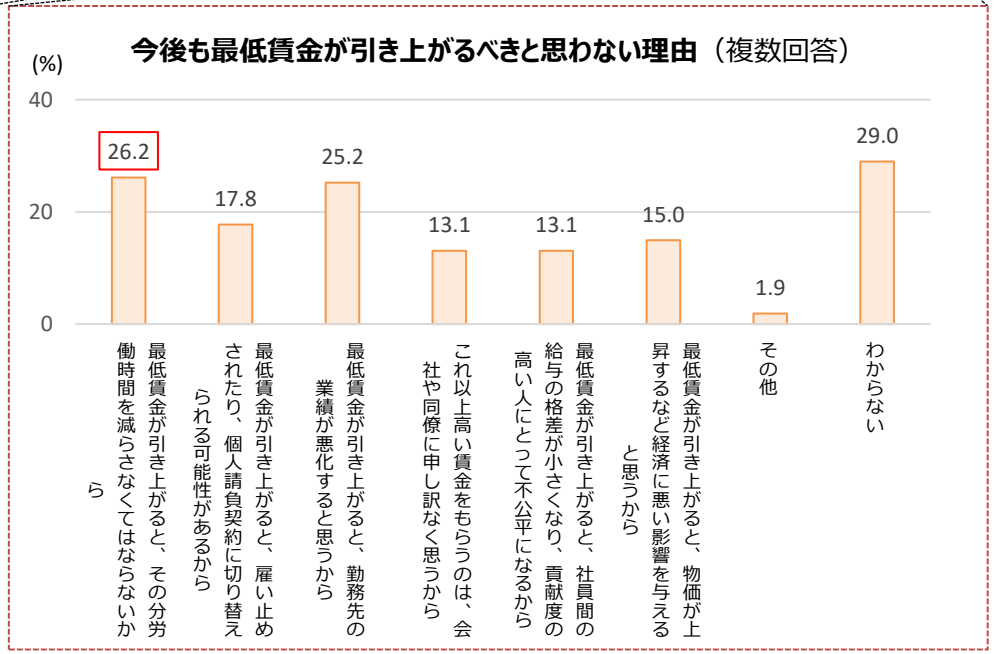

（注）今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者（3,000人）について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者（2,276人）、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者（107人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。